

第Ⅵ章 考 察

1 屋 瓦

A 平城宮・京出土軒瓦編年の再検討

平城宮を中心とした平城京出土軒瓦の全般的な時期区分は、さきに『基準資料Ⅱ瓦編2』の解説および『報告Ⅵ』において提示した¹⁾。それらは、主に文献からうかがわれる平城宮の造営期に、木簡の伴出した標準資料を加味して、奈良時代を第Ⅰ期～第Ⅴ期に区分したものであった (Tab. 4)。その後『報告Ⅺ』では、平城宮の主要な軒瓦である 6225A—6663C を第二次大極殿所用とみて第Ⅱ期から平城還都後の第Ⅲ期に繰り下げ、従来大きくは第Ⅱ期に含めていた 6304 のうち、6304C を第一次大極殿院のⅠ—Ⅱの期の東楼 S B 7802 に 6664 とともに用いられたことから第Ⅰ期でも新しくみ、第Ⅴ期の瓦として、長岡京の軒平瓦と類似する軒平瓦 6275・6276 を抽出するなどの改訂を行った²⁾。『報告Ⅻ』では『報告Ⅺ』をうけて、恭仁宮所用の軒平瓦 6691A が軒丸瓦 6296A と組み合って平城還都後、第Ⅲ期に使用されたこと、聖武朝難波宮の軒丸瓦 6303A に対して 6303B は 6284A・D・F に類似することから第Ⅰ期に遡ることなどを指摘した³⁾。

今回は、これまで系統だった分析をくわえていなかった製作技法に重点をおき、これと瓦当文様の変化をからめて、平城宮を中心とした平城宮・京出土軒瓦の再編年を試みることにする。

i 軒丸瓦の変遷

(1) 瓦当文様と外縁の変化 (Tab. 5)

平城京出土軒丸瓦の瓦当文様は蓮華文が主で、他に幾何学文や飛雲文が若干ある。蓮華文には複弁と単弁があり、それぞれ間弁が独立する A 系統、間弁が連続する B 系統、間弁がない C

Tab. 4 平城宮出土軒瓦の時期区分

時期区分	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期		第Ⅳ期	第Ⅴ期
実年代	和銅元年～ 養老5年 (708～721)	養老5年～ 天平17年 (721～745)	天平17年～ 天平勝宝年間 (745～757)		天平宝字元年～ 神護景雲年間 (757～770)	宝亀元年～ 延暦3年 (770～784)
標準遺構	SD3765	SK2102	SK820	SK2101		
伴出木簡	和銅	神亀5 天平元年	天平17～19	天平18 天平勝宝2		
	6282A 6284C	6311A 6313C	6282Ha 6311 6313B・C	6131 6301B 6304C		
伴出軒瓦	6664C	6664F 6666A 6685B	6664D・F 6666 6685B・D 6694A 6721D	6663C 6685A 6691A 6721		

Tab. 5 軒丸瓦の瓦当文様と外縁の変化

弁 間 弁 形 系 統	外 縁 形 態 *	外 縁 文 様 **	第 I 期	第 II 期	第 III 期	第 IV 期	第 V 期	平安初期		
			和銅元年 ～ 養老 5 年	養老 5 年 ～ 天平 17 年	天平 17 年 ～ 天平勝宝年間	天平宝字元年 ～ 神護景雲年間	宝龜元年 ～ 延暦 3 年	延暦 3 年 ～ 天長元年		
複 弁	A 系	三	MV	6272A						
		傾斜	RV			6269A 6225A~D	6225E			
			LV	6301A 6348A	6301B 6313B・A 6311A—E	6308A~D I・N D・H	6305A	6226A 6313F・I		
			素文				6235E—M	B 6313G		
		直立	素文				6227A 6236A・H	6235C・I D・K 6237A	7247A 7241A	
	B 系	傾斜	LV	6284C・A・D 6303B 6282A 6304C	6314B—A・E 6285A—B A・B	6282Fa・Ha—G・Ba 6291A・C	6291B	6238A		
	C 系	傾斜	RV			6320Aa				
			LV			6307A・E	6296A—B B・F—H・I・D	6316E・A		
		素文						6307G		
		直立	LV					6307C 6316B・M	6316H・F 6229A・B	7245A
単 弁	A 系	三角	LV		6091A 6135A~C					
		傾斜	RV			6131A				
			LV			6317A—C 6138C・E—B	6134B—C 6140B	6135E		
		素文						6138F~J	7349A	
	直立	LV					6134A	6075A 6151A	6160A	
		素文							7126A	
	B 系	傾斜	LV		6142A 6130A—B	6143A				
		直立	LV				6144A	6145A	6125A	
	C 系	傾斜	RV IV LV 素文			6131B 6132A	6140A 6133Ka—A~C・I—Da・M			
		直立	素文						6133P・Q	7133
重 圈	傾斜	素文		6018C 6012A~D	6011B 6015A					
	直立	素文				6012E・H				
飛 雲	直	素文					6441A			

* 三：三角線 傾：傾斜線 直：直立線
 ** MV：面違い鋸齒文 RV：凸鋸齒文
 LV：凸線鋸齒文 IV：凹線鋸齒文

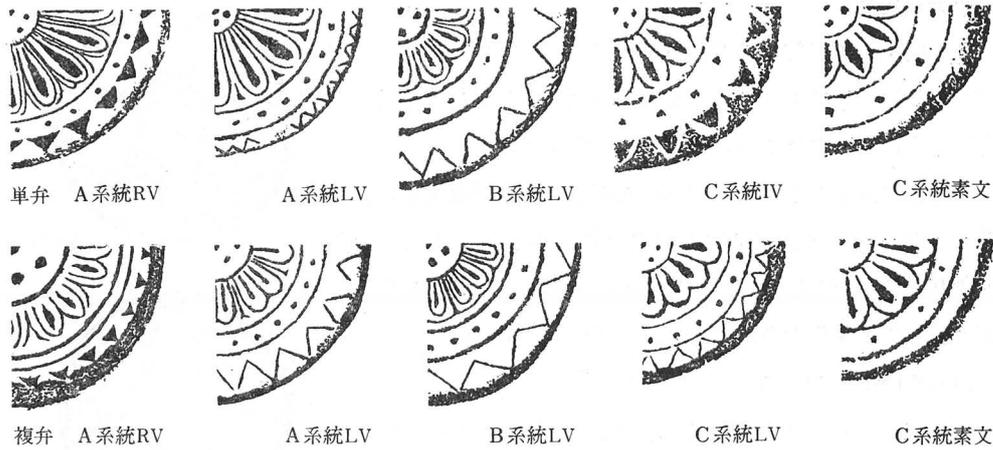


Fig. 47 蓮華文の分類

系統に区分している (Fig. 47)。また、外縁の形態は内面が内傾し、上面を平坦につくらない三角縁、内面が内傾し、上面に平坦部をつくる傾斜縁、内面が直立する直立縁、とくに外縁部を高く作らない平坦縁とがある。このうち、傾斜縁については、内面が直線的なものⅠ、内面が匙面をなすものⅡ、外反するものⅢに区分した (Fig. 48)。

複弁蓮華文

A系統 (Fig. 49~52) A系統の複弁蓮華文は奈良時代を通じて存続し、弁は肉彫り風のもの為主である。藤原宮式軒丸瓦は大部分がA系統で蓮子を2重にめぐらす、6279Aは1+8、6279Bは1+6と1重である。外縁は三角縁もしくはこの上面をヘラケズリする傾斜縁Ⅰである。

6301Aは興福寺の創建瓦で第Ⅰ期に比定している。蓮子は2重、外縁は傾斜縁Ⅰで上面に凹線をめぐらす。弁が肉彫り風で強く盛り上る点は藤原宮式の6274A、外縁に凹線をめぐらす点は藤原宮式の6279Aと共通し古い様相を示す。平城宮所用の6301B・Cは、Aに類似するが養老四年の「造興福寺仏殿司」の設置後の製作とみて第Ⅰ期末もしくは第Ⅱ期初にしている。しかし、6301Cは後述するように軒平瓦との組み合わせから第Ⅱ期後半になる可能性もある。蓮子を2重にめぐらす瓦は他に6272A・B、6345Aがある。前者は外縁が三角縁で面違鋸歯文をめぐらし、後者は外縁が平縁に近く唐草文をめぐらす。古式の要素を残すこれらは第Ⅰ期も前半になる可能性が高い。6348Aは外縁が傾斜縁Ⅰで線鋸歯文をめぐらし、外区内縁に唐草文をめぐらす、蓮子は1+8と1重であり、あるいはやや時期が下るかもしれない。6348BはA

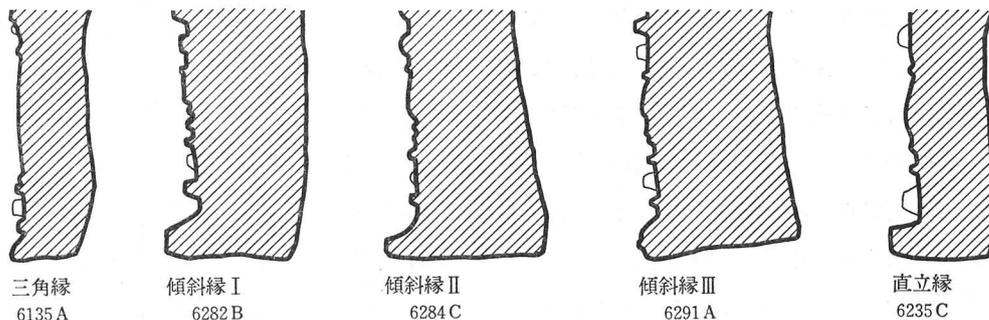


Fig. 48 外縁の分類

の小型品である。

この時期のA系統の蓮華文軒丸瓦は、平城京内の邸宅跡や寺院での使用が顕著であり、平城宮用軒丸瓦としてはA系統の複弁蓮華文は採用されなかったと見ることができる。

第Ⅱ期に入ると平城宮所用瓦にA系統の複弁蓮華文が出現する。6308・6311・6313がこれにあたる。6313は複弁4弁の小型の瓦で蓮子が1個だが、他は1+6である。大部分は外縁が傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐらす。弁形が肉彫り風であるのは6279あるいは6301の系統をひくのであろう。

6311は弁の盛り上りが強く、中房が凹み、珠文26、鋸歯文23と密であるものが標式である。また、外縁も細く高くつくる。標式はA・BでEもこれに近いが、H・Dは弁が線彫り風で盛り上りが弱い。C・F・Gは弁形や珠文・鋸歯文が粗でむしろ6308に近い。F・Gは外縁上面をへラケズリする。6305Aは弁形が6311の系譜をひくが平板で、外縁が傾斜縁Ⅰとなる。

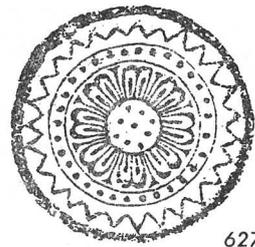
6308は弁が肉彫り風でシャープだが、盛り上りが弱く、中房がやや凸出し、珠文・鋸歯文とも16と粗であるものを標式とする。外縁は6311に比して厚くて低い。標式はA・Bで外縁の上面に凹線をめぐらす。他は外縁の上面をへラケズリして低くつくるという特徴がある。また、A・B・Cは弁区の周囲に浅い段を界線状にめぐらし、弁・間弁端に楔形の文様を残すが、D・I・Lには楔形がなく、Nは界線状の段もなくなる。

6313はA～Iがある。このうちA～C・E・GはA系統であるが、他はB系統になる。A～C・Eに文様構成上の差異を認めたいが、Aは外縁上面に凸線をめぐらせる点で6308に、B・C・Eは高い傾斜縁Ⅱである点で6311に近いといえよう。D・Hは外縁上面を低くへラケズリする。I・Fは瓦当径が大きく外縁上面に凸線をめぐらす。外縁は厚手の傾斜縁Ⅰで傾斜も強く内外縁を分つ圏線の間が広がる。後述する恭仁宮タイプの外縁である。Gは厚手の傾斜縁Ⅰで、素文である。

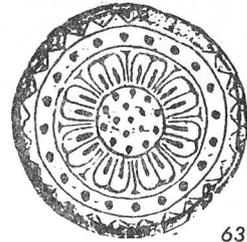
6311と6308は従来大きく第Ⅱ期においているが、外縁の形態にはかなりの差異がある。6311のように細くて高い傾斜縁を持つものは後述するように第Ⅰ期の系統をひき第Ⅱ期の前半に、6308のように低くて厚い傾斜縁をもつものは第Ⅱ期の後半になる可能性が強い。6311でも後出的なH・Dあるいは6308に近い特徴をもつ6311C・F・G、6305Aや6313D・Hも第Ⅱ期の後半になろう。6313B・C・Eは第Ⅱ期前半。6313Aは6308A・Bとの類似点があるが、ここでは6308A・Bの祖型に

傾斜縁Ⅱ・蓮子1+6の盛行

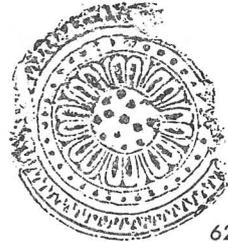
第Ⅱ期の細分



6279-A



6301-A



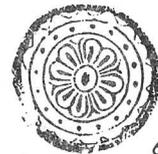
6272-B



6348-A



6311-A

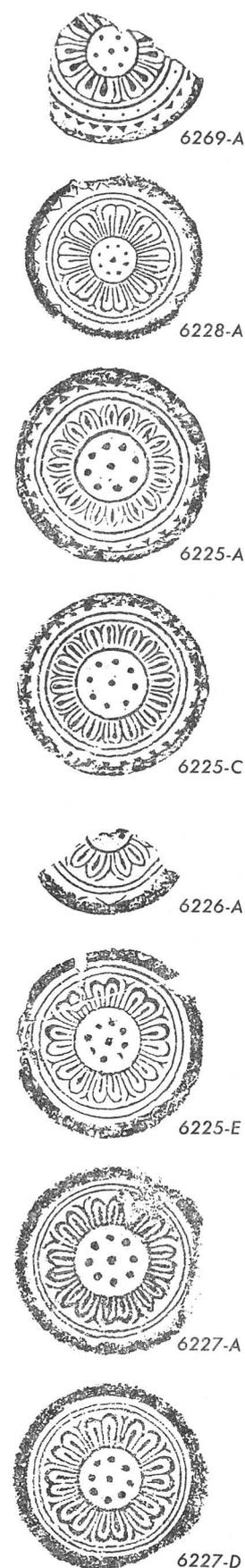


6313-Aa



6308-A

Fig. 49 複弁A系統軒丸瓦 1



iFig. 50 複弁A系統軒丸瓦2

なる可能性を考え、第Ⅱ期の前半においておく。また 6313 I・F は恭仁宮タイプの外縁が出現したのちの第Ⅲ期に、6313Gは平城宮で傾斜縁が素文となる時期、第Ⅳ期の前半に比定できよう。なお、6308 Cについては弁区全体が盛上る点で 6279 Bに近いとみて第Ⅰ期においていたが、6279 Bの弁区の盛上りはそれほどない。むしろ後述する第Ⅱ期の6285 A・6291 A、後期難波宮の造営にあてられる 6303 Aとの類似性を考え、第Ⅱ期の後半に位置づけるべきであろう。

第Ⅲ期のA系統の複弁蓮華文軒丸瓦は 6225 と、いわゆる東大寺式と呼んでいる 6235 が代表格である。

6225 については、かつて第Ⅱ期においていたが少なくとも Aのみは第Ⅲ期に下げた。6225 は A～E と大型の L とがある。外縁を低くヘラケズリする点は前述の 6308 と共通するが、内面は 6308 のように内反せず傾斜縁Ⅰになる。外区外縁に凸鋸齒文、内縁に圏線文をめぐる点、また蓮子が 1+8 である点も新しい要素である。A～D・L は弁区の地が盛り上がるが、E は平坦で第Ⅲ期も後半になろう。A～D・L は文様構成上に差異はなく、大きくは第Ⅲ期の前半に位置づけられようが、蓮子を 1+8 とする点は後述するように恭仁宮所用の 6320 Aa で再登場するようで、6225 の出現も第Ⅱ期の後半になる可能性がある。

6225の変遷

6228 A は弁形が 6308 に近く、外区外縁が傾斜縁Ⅱで線鋸齒文をめぐる点、外縁上面をヘラケズリして低くつくる点も 6308 に近いが、外区内縁に圏線文をめぐる点、蓮子が 1+8 である点が 6225 に近い。また、6269 A は傾斜縁Ⅱで、外区外縁に凸鋸齒文をめぐる点、中房が大きく蓮子が 1+6 で、外縁を高く細くつくる点は古式だが、弁形は後述する C 系統の複弁に近く新しい要素といえる。おそらく 6225 は第Ⅱ期後半に位置づけうる 6228 A・6269 A を祖型として出現するのであろう。外区に線鋸齒文と圏線文をめぐる点 6226 A は、外縁が傾斜縁Ⅰで、弁区の地が平板であり、6225 E と近い時期、第Ⅲ期後半におけよう。

6225の祖形

第Ⅲ期を代表するもう一つの軒丸瓦 6235 はいずれも外区外縁が素文である。天平勝宝年間からの東大寺の造営に用いられ、その後西大寺や西隆寺などの造営にも用いられた瓦である。圏線のみを飾る特殊な重圏文を除けば、鋸齒文の省略は第Ⅲ期の後半にはじまるといえる。弁形や外縁の形状などから大きく 3 群に区分できる。第 1・第 2 群は弁が肉彫り風で盛上りがあり、外縁が傾斜縁Ⅰで部厚いつくりとなる。第 1 群は E・G で、外区の内外縁を分つ圏線がある。蓮子 1+6。第 2 群は B・F・J・M・N で、

6235の変遷

外区の内外縁を分つ圏線が省略され、その痕跡が外縁下端に段として残る。蓮子は大部分が1+6だが、Bのみは1+5であり新しい要素といえよう。第3群はC・D・I・Kで、いずれも外縁が直立縁であり下端に段も残らない。このうちD・Kは蓮子が1+6で、しかも弁が肉彫り風で古い要素を残すが盛上りは弱い。特にDは内外区を分つ圏線を省略している。C・Iは弁が線彫りとなり蓮子も1+5である。

以上のことから6235は第I群のE・Gが最も古く、次いで第2群のF・J・M・Nに変化したと考えられる。これらはいずれも東大寺所用瓦であり、東大寺の主要堂塔の造営が一段落をつげげた天平宝字元年、第III期の後半までにつぎつぎと生産された可能性が強い。一方、第3群のC・Iは神護景雲元年から宝亀2年頃までを造営期とする西隆寺の創建瓦であり、第IV期の後半には生産されていたと考える。第3群のD・Kは東大寺所用瓦である。第IV期の後半か第V期になろう。なお、第2群のBはこれまで大きくは第III期においていたが、第2群と第3群との過渡的な要素をもち、第IV期の前半に位置づけるべきであろう。

6236の変遷

6236はかつて6127とした瓦で、唐招提寺の創建瓦になることから第IV期においてきた。A・D~Hがある。いずれも外縁が直立縁で素文であり、6235の区分から大きくは第IV期の後半に位置づけられる。このうちA・E・Hは弁に盛上りがあり、蓮子1+8であるが、他は弁が線彫り風で平板となり、また蓮子もDが1+7、F・Gが1+6と変則的である。また後3者は弁端に楔形の文様があり、間弁と一部つながってB系統の複弁蓮華文の様相を示す。A・Hは西大寺四王堂付近の出土が顕著である。西大寺四王堂は天平宝字八年(764)発願後、天平神護二年(766)頃には完成されたとみられ、A・Hは第IV期前半も末頃になる。素文の直立縁の最も古い例である。A・Hと文様構成上に差のないEもこの時期のものであろう。新薬師寺・唐招提寺・西隆寺出土。一方、Dは唐招提寺・西隆寺・西大寺、Fは唐招提寺・西隆寺、Gは唐招提寺から出土する。このうち唐招提寺でのみ出土しているGはDの小型瓦であり、この2種が唐招提寺所用と考えられる。唐招提寺は天平宝字年間に造営がはじまるが、寺観が整うのはそれ以後で、金堂の造営は宝亀年間を下るようである。上述した6236Eは天平宝字年間、第IV期前半の作で、D・Gはこれに後出し第IV期の後半頃になろう。Fは外縁上面をヘラケズリする点が6237Aに、中房が浅く半球

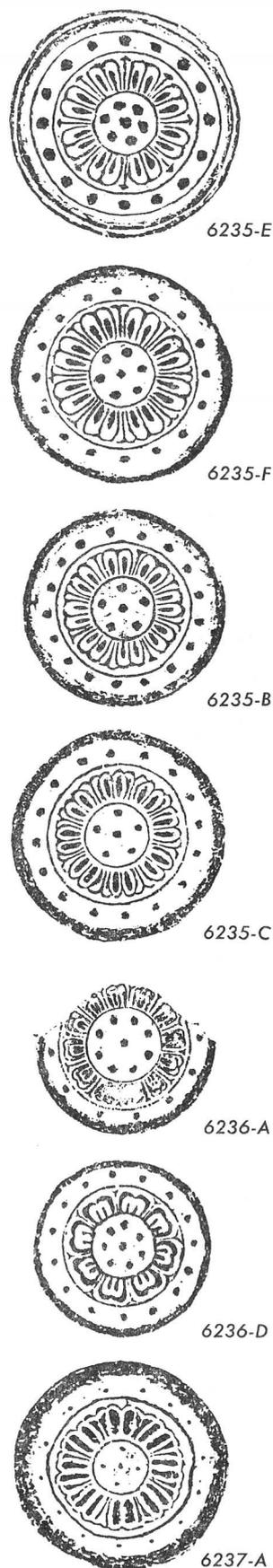
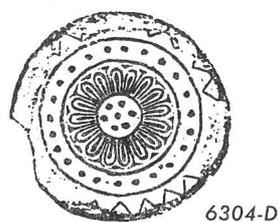
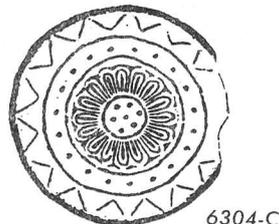
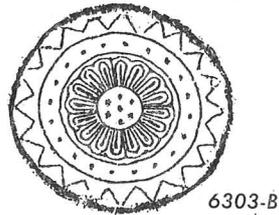
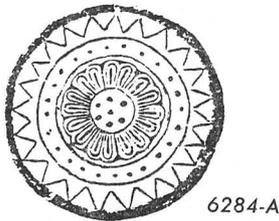
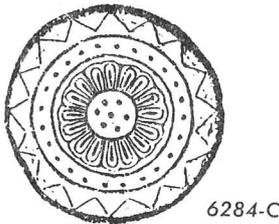
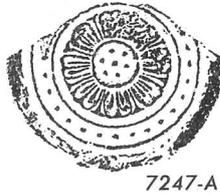
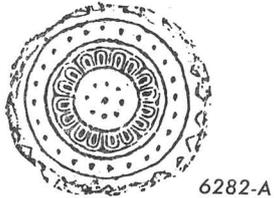
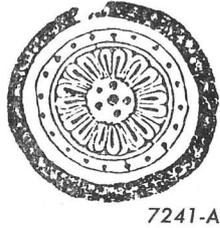
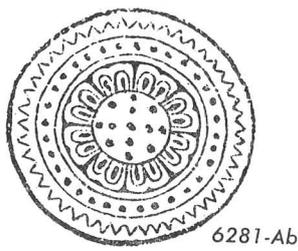


Fig. 51 複弁A系統軒丸瓦 3



状に盛り上げる点が、後述する 6125 A に近い。6237A は弁の形状が 6236 のくずれたもので蓮子が 1+4, 6125A は 6236 が単弁化したもので内外区を分つ圈線も省略される。ともに西隆寺特有の瓦であるが、造営の主要な瓦ではない。第 V 期頃のものであろう。6236F はこれに先行する第 IV 期後半末頃にならう。

Fig. 52 複弁A系統軒丸瓦 4

なお、6225 の系統をひく 6227A・D は弁が平板で、外縁が素文の直立縁であり第 IV 期前半⁵⁾ 弁形が藤原宮式の 6279 に似るが、外縁が恭仁宮タイプで線鋸歯文をめぐらす 6279C は第 III 期後半頃におけよう。後者は薬師寺所用瓦である。この他時期の下る A 系統の複弁蓮華文軒丸瓦が平城宮内で出土している。7241A (旧 6241A) である。弁は線彫りで中房が高く蓮子 1+5 を配す。外縁は素文の直立縁であるが、幅広であるのが特徴であり、奈良時代の通例の瓦と異なる。大膳職地域の SE311B から出土したものである。SE311B は平城上皇期の井戸であり平安初期に下る。平城京、東市周辺出土の 7247A も外縁が同じづくりであることからこの時期におく。後述する C 系統の複弁蓮華文 7245A もこの時期の作である。

平城上皇期の軒丸瓦

B 系統 (Fig. 53~55) B 系統の複弁蓮華文は奈良時代の中頃でほぼ消失する。弁は線彫りがほとんどであるが、6291A・C のみは肉彫り風で、A 系統の 6308 とのつながりがうかがわれる。藤原宮式軒丸瓦では唯一 6281 が A 系統に属す。弁は線彫りで、中房は凸出し、蓮子を 2 重にめぐらす。外縁は三角縁もしくは傾斜縁 I。平城宮では造営の当初、第 I 期にまず B 系統の軒丸瓦が生産される。6282A・6284A・C~F, 6303B, 6304C がこれにあたる。いずれも弁は線彫りであり、外縁は細くて高い傾斜縁 II で線鋸歯文をめぐらす。傾斜縁 II の初現である。

傾斜縁 II の出現

6282A は中房が凸出して大きく、蓮子が 1+8 である。直接的には藤原宮式 6281B を手本とし、瓦当径の縮小にあわせて蓮子を 1+8+8 から 1+8 にしたと考えられる。平城宮の造営当初、第 I 期前半におけよう。

6284 は中房がわずかに凸出して小さく、蓮子が 1+6 である。大きく 2 群に区分できる。C・E は弁が平板で珠文 24, 線鋸歯文 16, A・D は弁が盛り、珠文 20 と粗くなる。F は珠文 24 だ

蓮子1+6の盛行

Fig. 53 複弁B系統軒丸瓦 1

第Ⅰ期の細分

が弁が盛り、過渡的様相を示す。6303は蓮子1+6で弁が盛り上り、珠文20、線鋸歯文20と6284Aに酷似する。6304Cは6303Bに似るが中房が高くなる。蓮子1+6、珠文19、線鋸歯文16。

6303B・6304Cは『報告Ⅺ』『報告Ⅻ』で第Ⅰ期でも遅れることをすでに指摘した。6284Cは第Ⅰ期の標準遺構であるSD3765から和銅の紀年木簡と伴出している。6284C・E→6284F・A・D→6303B→6304Cへの変化がおえ、6303B・6304Cを第Ⅰ期後半におくが、6284F・A・Dが第Ⅰ期の前半であるか後半であるかは決めがたい。

6304Nは中房がとくに高く突出するが弁は平板で、蓮子1+6、珠文24、線鋸歯16と6284C・Eと共通する要素を持つ。あるいは6284の中房を彫直したものかもしれない⁶⁾。他の6304も中房が凸出し、蓮子1+6である。このうちDはCに似て弁がまだ短い、E・G、さらにA・Bへと弁が長くなる。6304A・Bについてはこれまで第Ⅱ期にしているが、少なくともDは第Ⅰ期の後半で、E・Gも時期の繰り上げる可能性がある。A・Bはこれらに後続する時期、第Ⅱ期の前半におけよう。

第Ⅱ期のB系統の複弁蓮華文の代表例は、上述した第Ⅱ期前半の6304A・Bの他に6285、6291、6314がある。いずれも外縁に線鋸歯文をめぐらす。

6285はA・Bがある。ともに外縁は高く細い傾斜縁Ⅱ。蓮子は1+6で弁は線彫りである。Aは中房が凸出し、弁が長く6304に直結する。弁区全体に盛り上りがある点は後期難波宮所用瓦6303Aに似る。第Ⅱ期の前半におけよう。BはAに似るが弁区の全体はさほど盛り上らず、中房が凹む。後述するように天平11年頃の法隆寺東院所用瓦であり、第Ⅱ期の後半になる。

6291はA～Cがある。Cは外縁が傾斜縁Ⅱで上面をヘラケズリして低くする。中房はほぼ平坦で蓮子1+6、弁が肉彫り風である。かつて6308Fとした瓦であるが、6308のように弁端と間弁端を段がめぐるのでなく、間弁端が二又に分れて弁端をめぐることから6291とした。間弁端に楔形の文様はない。6308D・I・Lと同じ時期である。6291の標式はAである。中房はやや凸出し、蓮子は1+6。弁形も間弁の先端に楔形の文様を残す点も6308に似る。特に弁区全体が盛上る点は6308Cに類似する。また外縁は低く上面に凸線をめぐらす点は6308A・Bの要素だが、外縁内面は外反する傾斜縁Ⅲである。この種の外縁は他には次に述べる6314A・Eだけであり第Ⅱ期後半に限定できそうである。6291BはAの模作である。間弁端に楔形の文様があるが、弁は平板で線

傾斜縁Ⅲの出現

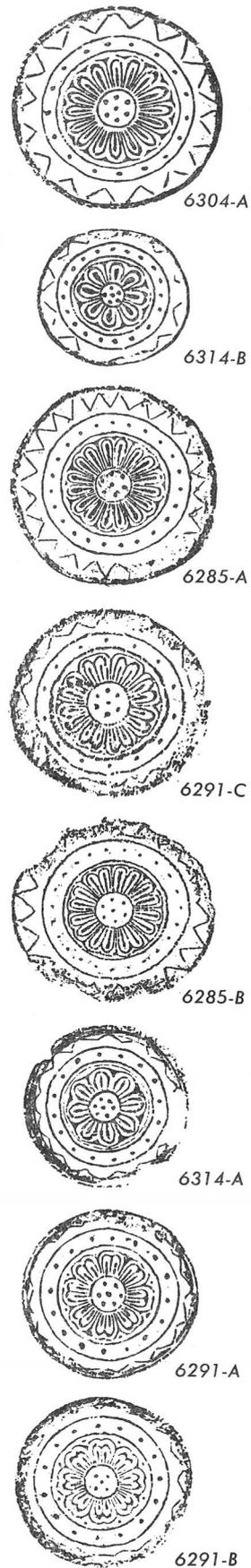


Fig. 54 複弁B系統軒丸瓦 2

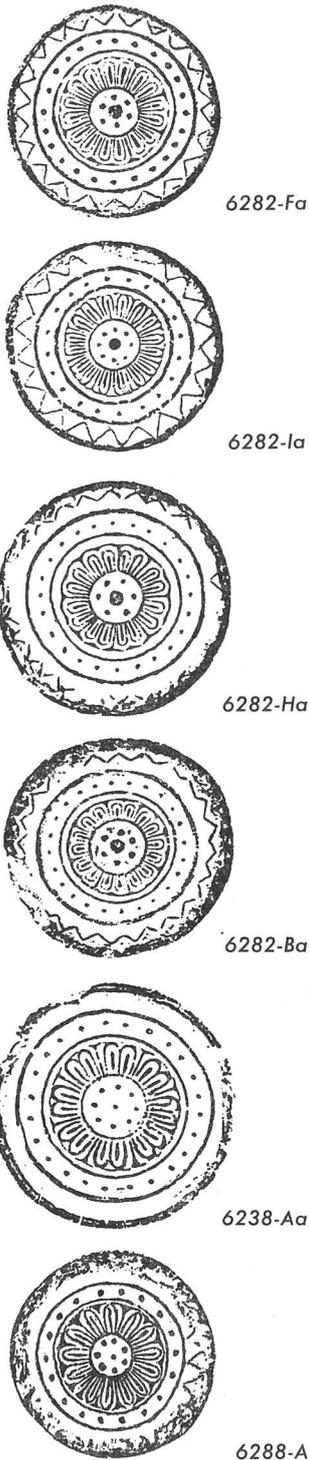


Fig. 55 複弁B系統軒丸瓦 3

表現となり、中房は凹み蓮子も1+4となる。外縁は恭仁宮タイプの傾斜縁Iである。蓮子を1+4とする瓦は後述するように第Ⅱ期後半にもごく一部にあるが、第Ⅲ期後半末からかなり普遍化する。6291Bも第Ⅲ期後半の時期になろう。葉師寺・山城平川廃寺の出土例で、平城宮では出土していない。

6314は複弁4弁の小型の瓦でA～Eがある。弁はいずれも線彫りである。A・Eは蓮子が1+6で、6291Aと同様に外縁が傾斜縁Ⅲで上面に凸線をめぐらせる。また、ともに弁区の周囲に浅い段を凸線状にめぐらせる点は6308に似る。第Ⅱ期後半である。なお、Eは単弁状になっており、単弁の出現時期に一つの示唆を与える。B～Dは外縁が高く細い傾斜縁Ⅱで古式であり、第Ⅱ期前半におけよう。蓮子はともに1+5である。蓮子1+5は第Ⅰ・第Ⅱを通じてこの小型瓦にのみみられる。

6314の単弁化

蓮子1+5の初現

B系統の複弁蓮華文で第Ⅲ期においているのは6282(A以外)である。6282は中房の中央の蓮子が一まわり大きいのが特徴である。弁はいずれも線彫りで、概して短く平板である。蓮子はⅠのみ1+8、他は1+6。弁形や外縁の形態などから大きく3群に区分できる。第1群はFa・Ⅰで、弁がやや長くてわずかに盛り上り、外縁が傾斜縁Ⅱ。Faは外縁が高く細くて古式である。弁形・珠文・線鋸歯文の配置などの一致から6284Eの蓮子を彫直した可能性もある⁷⁾。Fbは外縁を部厚く彫直す。Ⅰは外縁がやや太くなる点で新しいといえよう。第2群はD・E・Hで、弁が長目だが平板である。外縁は恭仁宮タイプで6320Aaと同様に内外区を分つ圏線も太くなる。第3群はG・Bで弁が短くなる。第Ⅱ群の6282には恭仁宮所用の6320Aaと密接なつながりがあったことは疑いがたい。製作時期は断断しがたいが、恭仁宮でHa・Daも使用されたと推定されていることからすれば、第2群は第Ⅱ期後半の末頃になる可能性も十分にある。平城宮での使用がいつになるのかは問題であるが、第Ⅲ期の標準遺構であるSK820からは、天平19年の木簡とともに6282Haが出土しており、第2群の瓦の少なくとも一部が平城遷都後間もなく持ち込まれたことは疑いない。傾斜縁Ⅱは第Ⅲ期に下る確実な例がなく、ⅠはFaとともに第Ⅱ期後半に6282の最初の作品として作範された可能性が強い。一方、第3群のB・Gは第Ⅲ期に入って作範されたことが考えられる。

6282の変遷

6238Aは弁端が間弁につき、内外縁を分つ圏線が太く、蓮子が1+8で6282Ⅰの系統をひく。外縁は厚手の傾斜縁Ⅰだが素文である。平城宮・京ではこの種の外縁は6235Bなど第Ⅳ期前半に出現しており、6238Aもこの頃に比定できよう。なお、この他に平城宮ではB系統の複弁蓮

華文として 6288 A が出土している。弁の一部は単弁で、6135 のくずれたものと理解できる。外縁が恭仁宮タイプで、線鋸歯文をめぐらすことから、大きくは第Ⅲ期におけよう。

B系統の終熄

B系統の複弁蓮華文は 6238 A や前述した 6291 B をのぞいて平城宮・京ではみられなくなる。いずれも前代の復古瓦と理解されるものである。この系統の瓦は 6282 の作範でほぼ終熄をむかえたといえよう。これに代って新しく登場するのが次の C 系統の複弁蓮華文である。

C系統 (Fig. 56・57) C系統の複弁蓮華文は奈良時代中頃に出現する。弁はすべて線彫りであり、B系統の複弁蓮華文から変化したものと考えられる。外区外縁には線鋸歯文をめぐらすものと、素文のものがある。最も時期が古いのは、6320 Aa, 6296 A, 6307 A・E である。ともに線鋸歯文をめぐらす。

6320 Aa は恭仁宮造営期、第Ⅱ期後半の末頃になる。弁は菊花状で単弁との区別が難しいが、一応複弁と理解している。複弁 12 弁と弁数が多く、蓮子は 1+8。外縁は厚手の傾斜縁 I で傾斜が強く、内外縁を分つ圏線との間が広い。また、内外区を分つ圏線が太い。この恭仁宮タイプの外縁は以前にはなく、6320 Aa をもって初現とする。蓮子 1+8 もこの時期から盛行する。6320 Ab は外縁の線鋸歯文を凸鋸歯文に彫直したもの。平城遷都後、第Ⅲ期の前半に凸鋸歯文を飾る 6225 が採用され、これにあわせて外縁の文様を彫直して使用したのであろう。

恭仁宮タイプの外縁

6296 A も菊花状の複弁 8 弁で、蓮子が 1+8。外縁は傾斜縁 I であるが、比較的細く、内外縁を分つ圏線との間も広くない。6320 Aa とは弁形がともに菊花状であるが、別系統の作範といえよう。次に述べる 6307 A・E を祖形として出現したものかもしれない。『報告Ⅻ』では、平城遷都後の第二次大極殿南面回廊で 6691 A と組み合わせることから第Ⅲ期にしているが、6296 A は範がかなり磨耗しており、この時期以前からの使用を推測させる。遅くとも第Ⅲ期も前半で、6320 Aa と前後する時期、第Ⅱ期後半の末頃になる可能性がある。6296 B は A に似るが、外縁が直立気味で厚く、外区の内外縁を分つ圏線が省略されるなど、後出的要素がある。こうした特徴は後述する 6131 A・B, 6132 A と共通し、第Ⅲ期前半に比定できよう。

6296の祖形

6307 は 6320・6296 のように弁が菊花状にならず、複弁としての意識が強い。A~I・L~N がある。基本型は A~E・L で弁の中央に稜線があるが、F・H は稜線がない。後者の一群は同じく C 系統の複弁蓮華文 6316 の特徴とほぼ共通する。こ

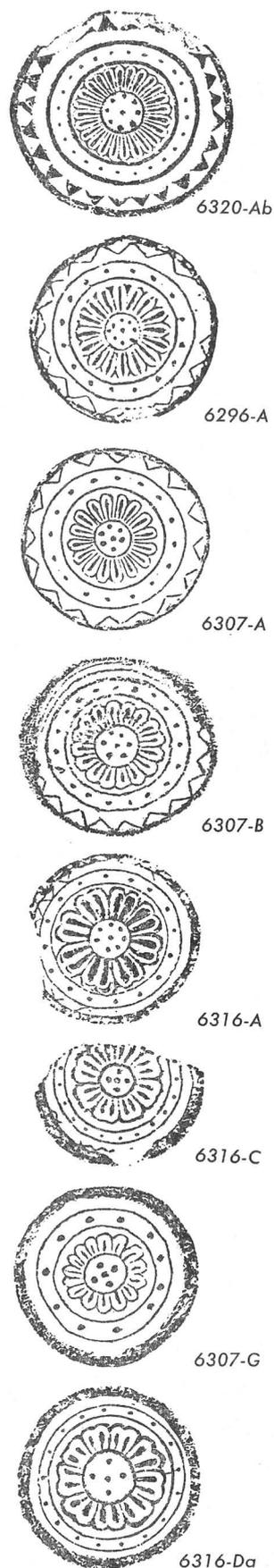


Fig. 56 複弁 C 系統軒丸瓦 1

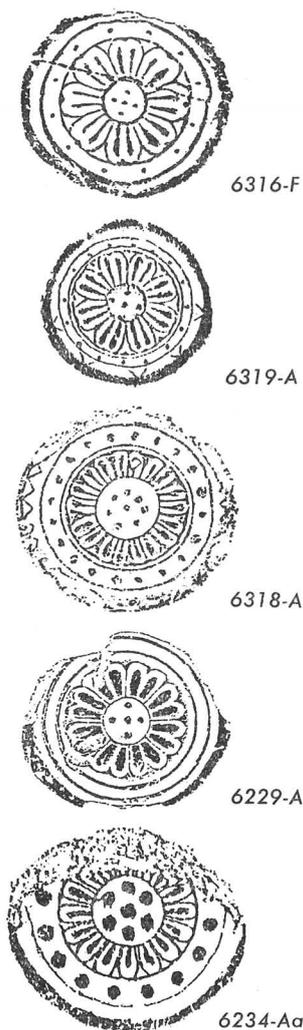


Fig. 57 複弁C系統軒丸瓦 2

ここでは6307と6316を一括し、外縁の形状などから大きく6群に区分する。

第1群は6307A・Eで外縁が高く細い傾斜縁Ⅱである。外縁には線鋸歯をめぐらし、蓮子1+6。弁も盛上りがあり、複弁それぞれが基本的に分離する。ただし、弁の一部が接したり、単弁化したりする。この傾向が菊花状の6320Aa・6296Aにつながるであろう。第2群は6307B・Fで、第1群に似るが、外縁がやや厚手の傾斜縁Ⅰとなる。恭仁宮タイプとは異なる。複弁どうしがすべて接するようになるのは新しい要素であり、Fに弁の稜線がなくなるのは次の第3群に通じる。第3群は6307D・H・I, 6316A・E・Gである。いずれも外縁は傾斜縁Ⅰだが上面をヘラケズリして低くつくる。また、6307H, 6316A・E・Gは6307Fの弁形を受け継ぐが、弁に盛上りがない。蓮子は6307Hが1+6だが、6316Aは1+8, 6316E・Gは1+7ときわめて特殊である⁹⁾。6307D・Iは複弁どうしが分離して古式の要素を残すが、弁が平板で蓮子が1+4となる¹⁰⁾。第4群は6307Gである。外縁は上面を低くヘラケズリした傾斜縁Ⅰだが素文で、蓮子は1+4。弁も平板で、複弁か単弁か区別が不明瞭となる。第5群は6307C, 6316B~D・I・M・Nである。外縁は直立縁で線鋸歯文をめぐらし、弁は盛上に欠ける。蓮子はBのみ1+8で、他は1+4。弁と弁とを楔状の間弁でつなぐ6319Aもこの類になる。蓮子1+4。第6群は6316F・H・K

6307・6316
の変遷

蓮子1+4の
盛行

である。弁は平板で外縁が素文の直立縁となる。蓮子はFが1+4だが、Hは1+6, Kは1+8と古い要素も残る。

これまで6307については時期不詳とし、6316については大きく第Ⅲ期においているが、外縁の形態などにかかなりのバラエティーがあり短期間の製作でないことが推測できる。第Ⅰ群の6307A・Eは外縁が傾斜縁Ⅱにあることから第Ⅱ期の後半において誤りあるまい。6307Aは第一次大極殿東楼S B7802の柱抜取穴から天平勝宝5年の木簡とともに出土しているのが最も時期の遡る資料であるが、瓦自体はさらに古いことになる。第5群のうち6316M・6319Aは称徳天皇山莊推定地での出土が顕著である¹¹⁾。この地が神護景雲元年(767)に完成された「西大寺嶋院」の可能性が強いことから、第5群の軒瓦の年代をほぼ第Ⅳ期前半におくことができよう¹²⁾。外縁が素文となる第6群はこれに後続する第Ⅳ期後半、同じく外縁が素文ながら傾斜縁Ⅰである第4群は第5群に近い時期、第2・3群は第1群と第4・5群の過渡的様相を示し、それぞれ第Ⅲ期の前半と後半に比定できよう。

6318Aは弁と弁が接せず弁端をつなぐように圏線をめぐらし、外縁が傾斜縁Ⅰである点は、前述したB系統の6282Iaが初現で、6238Aにつながる。蓮子が1+8である点も共通する。6282Iaは線鋸歯文があり第Ⅱ期後半末、6238Aは素文であり第Ⅳ期になる。6318Aは大きくは第Ⅲ期になるが、外縁が細目である点は古式で第Ⅲ期前半頃に比定しておく。

6229 は外区内縁に圏線文をめぐらす。A・Bがあるがともに蓮子1+4。弁形は6316に近いが、弁端の間がくびれず一連となる。新しい要素である。外縁は素文の直立である。後述する飛雲文軒丸瓦6441Aよりやや先行し、第Ⅳ期後半頃におけよう。6234Aaは大きくは東大寺系に属するが、弁が菊花状を呈する。外縁は素文の傾斜縁Ⅰ。蓮子1+6で、外区の内外縁を分つ圏線がある点は6235Eに近いが、弁端が内外区を分つ圏線につく点は6316Fや単弁の6133O・Nなど第Ⅳ期～第Ⅴ期の瓦に類似する。東大寺式のくずれた軒瓦であり、第Ⅳ期も後半頃になろう。

平城上皇期の軒丸瓦

この他に平城宮からはC系統の複弁蓮華文7245Aが出土している。弁数や蓮子数は不明だが、外縁は素文の直立縁で幅が広くしかも内外区を分つ圏線がない。外縁の形態は既述したA系統の7241Aと類似し、出土も近いことから、平城上皇期の軒丸瓦と考えられる。

単弁蓮華文

A系統 (Fig. 58・59) A系統の単弁蓮華文は第Ⅱ期に出現する。6135である。他にこの系統の軒丸瓦には6091・6131・6134・6137・6138・6140・6151などがある。

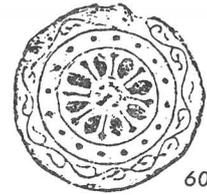
6135は瓦当が平城宮所用瓦の中ではきわめて薄く、接合粘土も少ないことから、古い要素が強いとみて第Ⅱ期においている。瓦当文様からみると、次述する天平年間後半の大安寺所用瓦6138Cに近く、第Ⅱ期でも後半になろう。6138に比して6135は弁・間弁が細長い点に特徴がある。弁が細長い瓦は、既述した第Ⅱ期前半の6304A・Bの系譜をひくものかもしれない。外縁が細かい鋸歯文をめぐらす三角縁である点も平城宮所用瓦では異質で古い要素といえる。あるいは6138にやや先行するのであろうか。6135A～Cがこの時期の作で、6135Eは外縁が恭仁宮タイプの復古瓦であり、大きくは第Ⅲ期になる。線鋸歯文も粗い。蓮子はA・Cが1+6だが、Bは1+4。Eは1+5。蓮子1+4は6135Bと後述する6091Aが最も古い例である。

6135の変遷

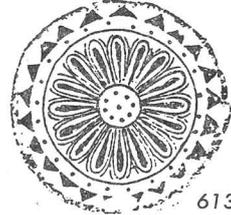
蓮子1+4の初現

6138はA～C・E～Jがある。弁は6135に比して短く間弁も短かく三角形状になる。大きくは2群に区分できる。第1群はB・C・Eで外縁が線鋸歯文をめぐらす傾斜縁Ⅰ。C・Eは弁区全体を一段高くつくるがBはやや低い。第2群はA・F～Jで、外縁が素文の傾斜縁Ⅰ。多くは弁区全体をやや高くつくるが、Ⅰのみは平坦となる。蓮子は1+6と1+5が両群で併存する。第1群の6138C・Eは大安寺の南大門・中門・講堂などで比較的多く出土

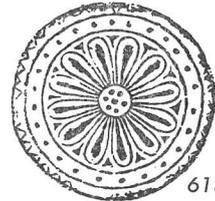
6138の変遷



6091-A



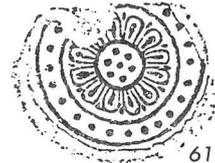
6131-A



6135-A



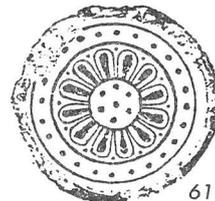
6138-C



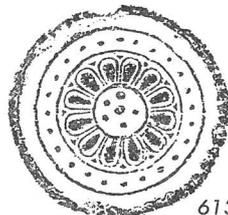
6138-E



6137-A



6138-F



6138-I

Fig. 58 単弁A系統軒丸瓦 1

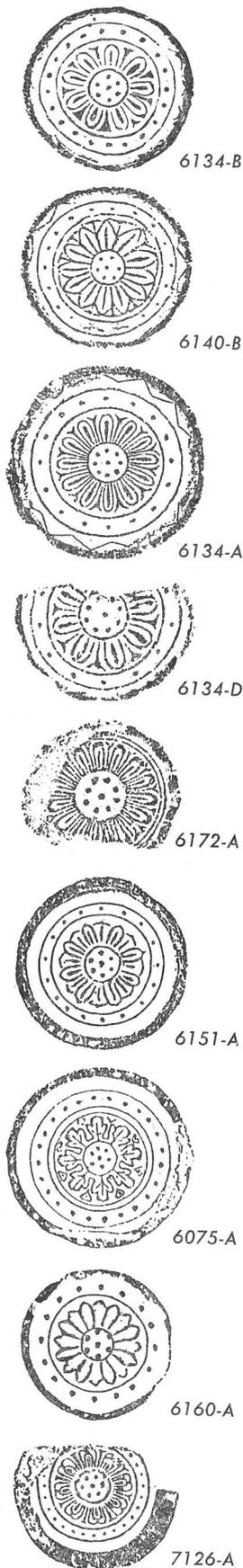


Fig. 59 単弁A系統軒丸瓦 2

する瓦である。大安寺は塔院をのぞいて天平14・15年頃に完成を
 みたとされており、¹³⁾第Ⅱ期後半に比定できよう。ただし、Bは第
 Ⅲ期に入るのかもしれない。第2群の瓦は大部分が天平宝字3年
 (759) 発願の阿弥陀浄土院やその瓦を供給した音如ヶ谷瓦窯で出
 土しており、第Ⅳ期前半に比定している。平安時代初期の不退寺

不退寺式

創建瓦 7349A は外区内縁に唐草文をめぐらすが、弁形は 6138 の
 系譜をひく。弁区全体はわずかに高くなっているが、外縁は直立
 縁へと変化している。

6137 は 6138E に類似した小型の瓦であり、A～Cがある。A
 は大安寺所用で出土量も比較的多く、6138C・Eとともに第Ⅱ期
 後半の所用と考えられる。CはAと文様構成上差異をつけがたい
 が、Bは間弁が省略されたC系統の単弁で、蓮子も 1+4 である
 ことから第Ⅲ期後半になろう。

6091 も大安寺では比較的多く出土している。A・Bがある。外
 縁は三角縁で唐草文をめぐらす。特殊で年代を決め難いが、唐草
 の巻きが後述する軒平瓦 6717 に近く、これも第Ⅱ期後半になるも
 のと考えられる。蓮子はAが1+4、大型のBが1+8である。6039
 Aも大安寺所用瓦である。6091の系譜をひき、外縁に唐草をめぐ
 らす。蓮子は1+5。おそらく第Ⅲ期後半か第Ⅳ期になろう。

6131A は従来年代の比定を行っていないが、第Ⅲ期の基準遺構
 である S K 820 からは天平19年の木簡とともに 6131 が出土してお
 り、その下限が知れる。6131 は A・B があり、蓮子は 1+8。A
 は Y 字形の間弁を持ち、B は間弁がない C 系統になる。ともに外
 縁は傾斜縁 I で凸鋸歯文をめぐらす。凸鋸歯文は 6225 の模作とみ
 られる 6225E が第Ⅲ期後半になるのを除けば、第Ⅱ期後半から第
 Ⅲ期前半になる。外区の内外縁を分つ圈線がない点は新しい要素
 で第Ⅱ期にはない。6131 は A・B ともに第Ⅲ期の前半になるので
 あらう。

外区の内外
 縁を分つ
 圈線の消欠

6134 は A～D があるが、それぞれで様相が異なる。A～C は外
 縁に線鋸歯文をめぐらす、B は傾斜縁 I、A は直立縁に近く、
 C は傾斜縁 I でも恭仁宮タイプの外縁である。B・C は大きくは
 第Ⅲ期、A はやや時期が下る。A は東大寺式軒平瓦 6732 と組合
 うことから従来は第Ⅲ期にしているが、後述するように平城宮の
 6732A・C が第Ⅳ期前半におけることから、6134A もこの時期ま
 で下るのであろう。D は外縁が素文の傾斜縁 I である。蓮子が 1+
 8 で中房がやや大きく弁形も 6225 に近い。6225 が単弁化したも
 ので時期は素文の傾斜縁 I であることから第Ⅳ期前半になろう。

であり、第Ⅳ期後半に比定できよう。

6140は外縁が傾斜縁Ⅰで、線鋸歯文をめぐらすことから、大きくは第Ⅲ期における。蓮子は1+6。A・Bがあり、Bは間弁があるA系統で外縁も比較的細かい。Aは間弁がないC系統で外縁をヘラケズリして低くする。あるいはAは時期が下って第Ⅲ期後半になるのかもしれない。

6151Aは弁が凹弁となった瓦である。蓮子は1+6。外縁は恭仁宮タイプの影響をうけて内外縁を分つ圈線と外縁の間が広く、しかも直立気味で素文である。緑釉製品がある。神護景雲元年の「東院玉殿」に葺いた「瑠璃瓦」にあてており、第Ⅳ期後半に比定できる。三葉形の弁を飾る6075も外縁は6151Aと同じであり、緑釉製品があることから、東院玉殿の瑠璃瓦にあてられる。6151Bは6151Aの小型瓦で第Ⅳ期後半、6075Bは飛鳥紀寺から出土した6075Aの模作瓦である。やや時期が下ろう。

6160Aは小型瓦である。凹弁であるが子葉がない。蓮子は1+6、外縁は素文の直立縁で内外縁を分つ圈線がない。類似した瓦は長岡宮の7171がある。6160Aは第Ⅴ期になるのかもしれない。7126A(旧6126A)は平城京左京三坊大路東側溝出土瓦で、弁が6236を単弁化したように見受けられる。外縁は素文の直立縁でしかも幅広である。蓮子は1+6。平安時期初頃のものであろう。

B系統 (Fig. 60) B系統の単弁蓮華文も第Ⅱ期に出現する。6125A, 6130, 6142~6145などがあるが、種類・数量とも少ない。

6142Aは弁が比較的長く、しかも盛上り、中房は凹み蓮子が1+6。外縁が細い傾斜縁Ⅱで線鋸歯文をめぐらす。小型瓦であり、複弁6285Bを単弁化したものと理触できる。第Ⅱ期の後半になる。複弁から単弁に変化する時期を示す。

6143Aは6130に似るが、外縁が厚手の傾斜縁で上面をヘラケズリして低くする。第Ⅲ期も比較的遅れるであろう。平城薬師寺所用。

6130は6142Aに似るが、弁に盛上りがなく間弁の脚が中房に達する。A・Bがあり、ともに蓮子が1+8、外縁が恭仁宮タイプの傾斜縁Ⅰである。Aは恭仁宮で出土しており、第Ⅱ期後半の末頃になろう。Bは小型瓦である。中央の蓮子が大粒である点は6282と共通するが、第Ⅲ期に下げる要素にはならない。AもBと同じ時期であろう。

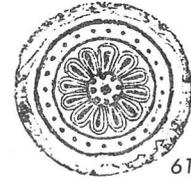
6144Aは単弁化した6314Eの模作瓦と考えられる。弁は平板で、外縁は直立縁となる。蓮子1+6。外縁上面に線鋸歯文をめぐらす点は異例であり、線鋸歯文を飾る最終時期、第Ⅳ期前半に比定できよう。

6145Aは単弁7弁の小型瓦で蓮子は1個。6313の稚拙な模作瓦と考えられる。外縁は素文の直立縁であり、内外縁を分つ圈線もない。第Ⅳ期の後半になろう。

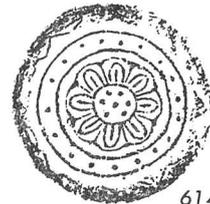
6125Aは子葉が厚肉で基部に針状の凸線があり、中房が浅く半球状に盛上るなど特異な瓦で



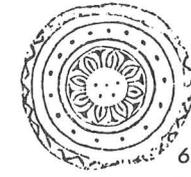
6142-A



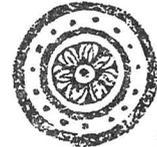
6130-B



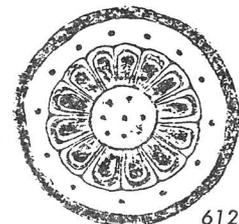
6143-A



6144-A



6145-A



6125-A

Fig. 60 単弁B系統軒丸瓦

施釉瓦

複弁から単弁へ

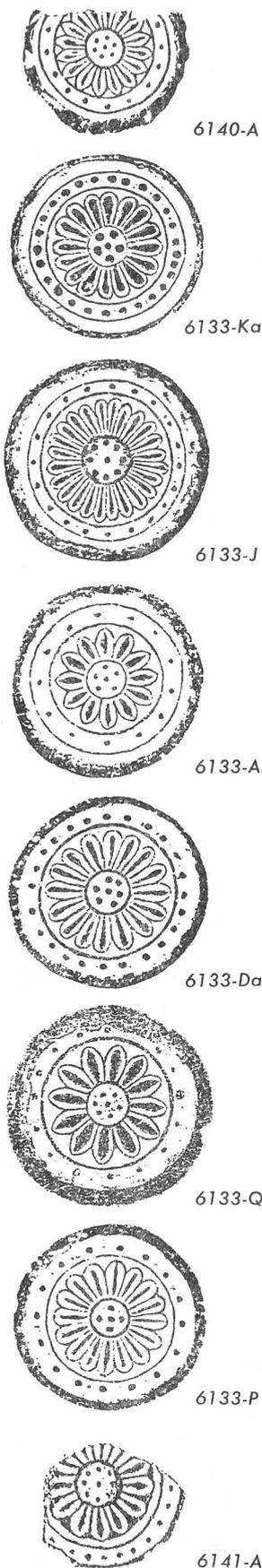


Fig. 61 単弁C系統軒丸瓦

ある。全体の形状は6236の単弁化したものととれる。外縁は丸味を持った素文の直立縁で、内外縁を分つ圈線がない。西隆寺所用瓦であり、第V期もしくは、平安時代初頭頃になろう。

C系統 (Fig. 61) C系統の単弁蓮華文は既述した第II期後半末頃の複弁蓮華文6320Aa,あるいは6296Aを先行形態として第III期以降に盛行する。代表格は6133で、他に6131B・6132A・6137B・6140A・6162A・6141Aなどがある。このうちの一部はすでにA系統の単弁蓮華文の項でとりあげたので省略する。

6132Aは外縁が傾斜縁Iで内外縁を分つ圈線がなく、蓮子1+8である。こうした特徴は既述した第III期前半の6131A・B, 6296Bと共通する。外縁に凹線鋸歯文をめぐらすのは異例だが、第III期前半と考えていいであろう。

6133はA～D・I～Qがある。いずれも外縁は素文である。外縁の形態などから大きく4群に区分できる。第1群はKである。外縁が傾斜縁Iだが、比較的細く古式な感じをもつ。内外縁を分つ圈線があり、弁は半肉彫り風で僅かに盛り上がりがある。6307Bを祖形とするものかもしれない。弁数は16,蓮子は1+5。第2群はA～C・I・J・Oである。外縁は傾斜縁Iだが厚い。内外縁を分つ圈線もあるが、弁は平板となる。弁数は12, 13, 16, 24, 蓮子は1+5, 1+6, 1+8とバラエティーに富む。第3群はD・Mである。外縁は厚手の傾斜縁Iだが、内外縁を分つ圈線がない。弁は平板である。弁数は16, 蓮子は1+6。第4群はL・N・P・Qである。外縁が直立縁となる。特にQは幅広である。弁数は12, 13, 16, 蓮子はN・Pが1+4, Qが1+6, Lが1+5+8である。

6133のうちA～Cは6732A・Cと組み合わせることから従来第III期においている。だが、すでに触れたように6732A・Cは第IV期前半に比定でき、6133A～Cもこの時期に下る。他の第2群の6133もほぼ同期の製品であろう。これらに先行する可能性が強い6133Kは第III期後半になろう。外縁が素文となるのは東大寺式6235にはじまるが、その影響が平城宮所用瓦に及んだ最も古い例になる。第4群の瓦は素文の直立縁であり、第IV期後半以後になるが、長岡宮の7133に直結するものであり、むしろ第V期に比定すべきと考える。第2群と第4群の過渡的様相をもつ第3群は第IV期後半頃になろう。

この他、C系統の単弁蓮華文には6162Aと6141Aとがある。6162Aは平城京の九条大路沿いで出土した瓦である。弁は四弁

6133の変遷

で子葉がない。蓮子 1+6。外縁はやや厚手の傾斜縁 I で、線鋸歯文をめぐらす。凹弁である点から第Ⅳ期後半に近い時期が考えられるが、外縁の形態はやや古く、第Ⅲ期後半頃になろう。6141A は他の C 系統単弁とは異なり、弁端と弁端との間がくびれず一連となる。既述した C 系統の複弁 6229 に類似する。蓮子は 1+8、外縁は素文の直立縁だが細くて低く他に例がない。第Ⅳ期後半か第Ⅴ期になろう。

重圏文・飛雲文 (Fig. 62・63)

重圏文軒丸瓦は聖武朝難波宮で多用された瓦で、その造営が行なわれた神亀 3 年 (726) から天平 6 年 (734) に位置づけられ、平城宮・京出土例も大きくは第Ⅱ期に比定している。平城宮・京から出土した重圏文は 6010A・6011B・C, 6012A~H, 6015A・6018A~C である。このうち平城京左京三坊大路沿いで出土した 6015A は難波宮と同範である。これらは外縁の形態から大きく 4 群に区分できる。

重圏文の区分

第 1 群は 6018B・C である。外縁は傾斜縁Ⅱ。中央をやや凸出させ中房の意識を残すが、特に C は第 3 圏の内側に線の細い第 2 圏をめぐらせ、第 1 圏と第 2 圏の地面をやや盛り上らせる。弁区としての意識がうかがわれる。第 3 圏は第Ⅱ期後半の 6308A~C・L, 6314A・E のように弁端に浅い段を界線状にめぐらせるのと共通する。第 2 群は 6012A~D である。外縁はやや厚手の傾斜縁Ⅰ。地面は全体が同一面となる。外側の圏線と外縁との間は狭く、中房・弁区・外区の意識が残る。6012F・6018A もこの類のようである。後者は唐招提寺出土品である。第 3 群は 6010A, 6011B, 6015A である。第 2 群に似るが、外縁は傾斜が強く、しかも外縁と外側の圏線との間も広くなる。第 4 群は 6011C・6012E・G・H で、外縁が直立縁となる。このうち、唐招提寺出土の 6012E は外縁側の圏線と外の幅が広く第 3 群の系統、他は第 2 群の系統をひく。

以上の 4 群のうち最も時期が下るのは第 1 群であるが、6308 との類似点もあり、第Ⅱ期後半初に比定できよう。第 4 群は直立縁であり、第Ⅳ期後半になる。第 3 群のうち 6015A は恭仁宮タイプの外縁に近い。難波宮の重圏文軒丸瓦がどの様に変化するのかわからない現在、速断しがたいが、第 2 群は第 1 群に直続する第Ⅱ期後半、第 3 群は第Ⅱ期後半末頃か第Ⅲ期に比定できよう。

飛雲文
七花形瓦当

飛雲文は 6441A 1 種である。外縁は素文の直立縁であり、円外縁を分つ圏線及び珠文もない。第Ⅴ期後半もしくは第Ⅳ期になる。なお、瓦当が七花形の単弁蓮華文 6401A も外区に飛雲文をめぐらせる。弁形は 6229—6802 と組み合う鬼瓦と類似する。二彩を施す。第Ⅳ期後半頃になろう。

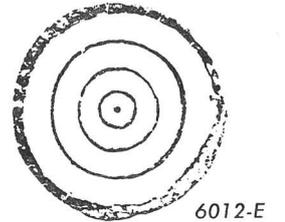
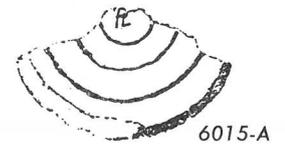
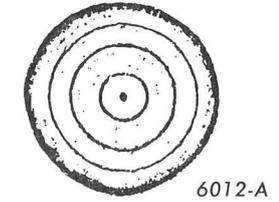
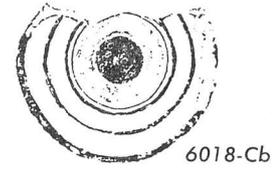


Fig. 62 重圏文軒丸瓦

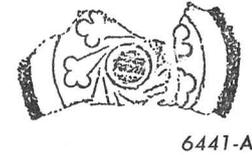


Fig. 63 飛雲文系軒丸瓦

(2) 布目押圧技法の展開 (PL. 89)

平城宮出土軒丸瓦の瓦当裏面に布目のあるものが存在することについては、これまでにいくつかの例が報告されている。¹⁵⁾今回、これまでに平城宮・京で発掘された資料についてその抽出を行なったところ、平城宮では藤原宮式所用軒丸瓦を含めて12型式の19種を確認し、さらに平城京及び京内寺院所用軒丸瓦では、他に7型式12種を確認した。これらのうち5型式10種(6225A, 6229A・B, 6307D, 6308A・B・C・D・N, 6441A)はいわゆる一本造り、もしくはその可能性の強い軒丸瓦であるが、他はいずれも丸瓦接合以前に布目があるものである。ここでは後者の軒丸瓦を布目上に指オサエ痕があり、しかも布目が瓦当裏面の下端にまで及ぶⅠ類と、布目が平坦で布目の下端が半円状に立ち上がるⅡ類とに区分し、それぞれの製作手法の差異及び時期について触れる。

瓦当裏面の布目痕跡がⅠ類である確実な例は、藤原宮式軒丸瓦の6273Dである。

I 類

6273D(1)は、内面接合部をタテナデし、瓦当裏面を下方からほぼ平坦にタテヘラケズリする。瓦当裏面は布目の上に厚さ1.3~1.5cmの粘土を貼り付けて成形している(以下、a種)。瓦当厚指数(瓦当厚:瓦当径)も25.8と藤原宮式軒丸瓦のなかでは厚い。瓦当裏面の布目は瓦当下端にまで及び、布目の上端は丸瓦の凹面位置で終る。布目の上には布の上から押した指頭圧痕が所々にある。丸瓦の接合にあたっては、布をはがしたのちに指オサエしている。また、布目面から1.4~1.8cm下、瓦当面から2.4~2.8cmの接合溝の高さに、粘土の接合面が明瞭に残る。

藤原宮式軒丸瓦で瓦当裏面に布目のあるものは、他に6233Ab, 6273C, 6281Aa・Bがあり、また、久米寺所用の6271A, 薬師寺所用の6276Aa・Abがあるが、6271Aは詳細が明らかでない。¹⁶⁾6281Aa・BはⅡ類にあたるので後述する。

6273Cは内面接合部をヨコナデするだけで、瓦当裏面はほとんど調整しないようである。瓦当裏面の布目上に粘土の貼り付けはない(b種)。布目の下端の状況は不明だが、布目の上から指オサエした圧痕が残る。おそらく第Ⅰ類であろう。

6233Abと6276Abは内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面をヨコヘラケズリして平坦に仕上げる。6276Abは内接部をヨコナデ後丁寧にヨコヘラケズリし、瓦当裏面をヨコヘラケケズリして平坦に仕上げる。ともに調整手法は相似する。いずれも布目は瓦当裏面をヘラケズリし残した部分にわずかに残る程度で、第Ⅰ類か第Ⅱ類か断定しがたい。布目上の粘土の貼り付けはなくb種に属す。なお、6233Abの瓦当下面には瓦当面から0.8cmで範端痕があり、以下は未調整で湯ビエ状の痕跡が残る。おそらく枷型をはずした跡であろう。

以上の諸点から、Ⅰ類の瓦当裏面の成形及び丸瓦の接合は、次のような順序で行われたものと推測する。

1. 丸瓦の接合溝のほぼ底近く、瓦当面から2.5cm前後でまず粘土(第一次瓦当粘土)を範に詰める。6273Dには瓦当側面に湯ビエ状の圧痕があり、この時すでに枷型を使用していた可能性がある。

2. 次に丸瓦をおき、その凹面側に瓦当下端まで厚さ1.3cm前後の粘土(第二次瓦当粘土)を付け足す。この粘土の上には布目と布の上から押した指頭圧痕が残ることから、第二次瓦当粘

土の上に布を置き指オサエして、第一次瓦当粘土に密着させたものと推定される。

3. 布をはがしたのち、第二次瓦当粘土上端を指オサエして丸瓦に密着させ、丸瓦凸面側にも接合粘土をもたせて指オサエする。

4. 内外面の接合粘土を付け加えて丸瓦の接合と瓦当裏面の成形を終了する（以下、b種）。6237Dではとくに瓦当裏面に第三次瓦当粘土を貼り付けて瓦当裏面の成形を完了する（a種）。

Ⅰ 類 瓦当裏面の布目がⅡ類である確実な例は、藤原宮所用の6281Aa・B、平城宮所用の6012A、6301B、興福寺所用の6301A、頭塔所用の6235Mである。このうち6281Bは布目上に粘土を貼り付けたa種、他は布目のままのb種である。

6281B(3)は内面接合部をヨコナデツケしたのち、瓦当裏面をタテヘラケズリして上端に向けてやや高くつくる。布目は瓦当裏面の下端から約0.4cmで、半円状に立ち上がる。内面接合粘土を厚く貼り付け、それが瓦当裏面の下端近くまで及ぶ(a種)。接合方法は不明な点が多いが、外面接合粘土は瓦当面から約3cmの高さで一度指オサエし、その後二次粘土を加えている。なお、瓦当側面には下面から上面の一部にかけて枷型痕跡がある。

6281Aa(2)は内面接合部をタテナデ後ヨコヘラケズリし、瓦当裏面をヨコヘラケズリして平坦に調整する(調整ⅠⅢ₁)。瓦当裏面の布目上には粘土の貼り付けがない(b種)。瓦当裏面のケズリ調整が丁寧なものと、雑で布目がかなり残るもの(3)とがある。後者は、瓦当裏面の下端をヨコヘラケズリするが、布目の立ち上がりはわずかに残る。布目の上端は接合溝より上に及ぶ。丸瓦の接合にあたっては布をはがした後に内外から指オサエし、そののちさらに内外の接合粘土を付け加えたことがわかる。

6301A(4・9)は内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面は布目のままで下端のみヨコヘラケズリする。瓦当裏面は平坦で指頭圧痕はない。瓦当裏面の布目は、下端から0.4~1.5cmで半円状に立ち上がり、上端が丸瓦の接合溝の底にも及ぶ。また、興福寺からは布目の上に縄叩き目を施した例が出土している。この例では、外面接合粘土は瓦当面から約2.5cmの高さで一度指オサエし、その後二次粘土を加えて凸面の成形を完了している。なお、興福寺出土の6301Aには瓦当裏面や丸瓦の接合面に布目がないものもあり、すべてが布目押圧技法によって造られたものでないことがわかる。興福寺一乗院跡出土資料で見ると、確実に布目があるものは約3割である。

6301B(5)は内面接合部をタテナデツケし、瓦当裏面の下端をヨコヘラケズリする。瓦当裏面の布目は、下端から1.2cm前後で半円状に立ち上がるが、下端をヨコヘラケズリするため立ち上がりはわずかに残る。布目の上端は内面接合粘土下にもぐり、さらに丸瓦の接合溝の底にも及ぶ。瓦当側面には瓦当面から約1.1cmの位置に粘土接合線がめぐり、この位置ではがれた面が接合溝のほぼ底面に達する例がある。

6012A(6・7)は内面接合部をヨコナデし、瓦当裏面は布目のままで下端のみヨコヘラケズリする(調整AⅠ₁)。瓦当裏面は平坦で、指頭圧痕はない。瓦当裏面の布目は、下端から1.1~2.1cm上で半円形に立ち上がり、上端は内面接合粘土下にもぐり。

6235M(8)は内面接合部に厚く粘土をあててタテナデし、瓦当裏面は中央と下端を軽くヨコヘラケズリする。瓦当裏面の布目は下端から1.4~1.7cm上で半円状に立ち上がり、上端は内面接合粘土下にもぐり。

以上の諸点から、Ⅱ類の瓦当裏面の成形及び丸瓦の接合は次のような順序で行なわれたものと推測する。

1. 6301Bでは瓦当面から約1.1cmの高さまで範詰めを行う。他の例では粘土接合面が残らないが、瓦当が厚いものもあり、瓦当を完成するにあたってまず第一次瓦当粘土を範詰めしたと考えられる。6281Bでは瓦当側面をめぐる枷型痕があり、この時すでに枷型を併用した可能性が強い。

2. 第二次瓦当粘土を加える。b種ではこの粘土の上面に布目がつく。布目は瓦当下端からやや上、場合によっては1cm以上離れたところで半円状に立ち上がり、上端が丸瓦接合位置以上に及ぶ。下端の半円状の立ち上がりは布端でなく、布の上から円板もしくは円筒状器具で加圧した¹⁷⁾ことによる。この器具の大きさは、軒丸瓦の径によって異なり、6301Aでは15cm前後、6301Bでは約12.5cm、6012Aでは10.5cm前後と推測される。

3. 丸瓦を布目が残る瓦当裏面上に押しつける。この際6281Aa・Bでは凹凸両面から指オサエして丸瓦を固定する。

4. 内外の接合粘土を加え、ナデつけて丸瓦の接合及び瓦当裏面の成形を完了する(b種)。

5. 6281Bでは、瓦当裏面にさらに第三次瓦当粘土を貼り付けて、瓦当裏面の成形を完了する(a種)。

Ⅱ類の軒丸瓦は藤原宮所用瓦では、确实には6281Ab・Bだけであるが、奈良時代の軒丸瓦には他にそれと推定されるものがいくつかある。

Ⅱ類の6301Aは興福寺所用であるが、同じく興福寺所用の6301D・Eの瓦当裏面にも布目がある。下端の立ち上がりはヨコヘラケズリするため不明だが、裏面調整は6301Aと同様であり、Ⅱ類b種の可能性が強い。

平城京東三坊大路から比較的まとまって出土している6012Aにも瓦当裏面に布目のあるものがかなりある。いずれも内面接合部をタテナデし、以下布目のままで下端をヨコヘラケズリ¹⁸⁾する。下端の布の立ち上がりは不明だが、布目が接合溝に及びⅡ類b種と考えられる。興福寺所用の6012G瓦当裏面の調整が6012Aと同じで、布目が接合溝に及びⅡ類b種と考えられる。

東大寺出土の6235K(11)は小片で、瓦当裏面下端での布目の立ち上がりは不明だが、布目の上端が接合溝の底まで及ぶ。瓦当裏面の調整も6235Mと同様にヨコヘラケズリしており、第Ⅱ類b種と考えられる。

この他にも平城宮所用の6311、6313Aa¹⁹⁾、6135A・B、6282Fa²⁰⁾、6238Ab、6144Aも瓦当裏面に布目がある。いずれも残りが悪く断定することができないが、第Ⅱ類b種と推測される。

ま と め

瓦当裏面に布目をもつ軒丸瓦は、藤原宮式軒丸瓦の場合、これまでに確認されている8型式中3型式にわたり、しかも薬師寺の主要な所用瓦である6276Aaと範傷のかなり進行した6276Abや久米寺所用の6271Aにも認められることは注目すべき点であろう。布目上に別粘土を加え、あるいは瓦当裏面を丁寧に調整するものが多いため布目痕は目立たないが、この時期にすでにかなりの範囲に布目押圧技法が取り入れられていたことも考えられる。一つ注目すべき点は、その技法にⅠ類(6273D)とⅡ類(6281Aa・B)とがある点である。文様の面からみて、藤原宮式軒丸瓦は間弁がA系統のものが主である。間弁がB系であるのは唯一6281に限られ、むし

I類→II類
a類→b類

ろ奈良時代に一般化することと、6281Bの製作地が他の藤原宮式軒丸瓦の場合と異って遠く離れた奈良・西田中瓦窯であることを考えあわせると、6281Aa・Bは藤原宮所用軒丸瓦の中では新しく、したがってII類はI類よりも新しい手法として出現するのかもしれない。瓦当裏面に第三次瓦当粘土をあてるa種から、布目のままとするb種への移行もこの時期に生じるのであろう。

奈良時代に入るとII類のa種が一般化する。平城宮のI期の主要な軒丸瓦6284には布目が確認されていないが、これに後続する第II期前半の主要な軒丸瓦6311や6313Aa, 6301B, 第II期後半から第III期前半の6012A, 6282Fa, さらには数はきわめて少ないが第IV期前半の6144A, 6238Abにも存続する。一方、和銅年間に造営の始まる興福寺では、創建の主要瓦6301Aとこれに後続する6301D・Eにも継承され、天平勝宝年間に造営が一段落する東大寺所用で、その後神護景雲元年(757)の頭塔造営にも用いられた6235M, 東大寺所用で第IV期後半か第V期と推定される6235Kにも存続する。

したがって、平城宮のみならず、官寺もしくはそれに準ずる大寺である興福寺、東大寺などを含めたかなり広い範囲に、しかも奈良時代を通じてII類b種の手法が保持されていたことが考えられる。

I類からII類への変化は、瓦当裏面を成形するにあたって指オサエする手法から、円筒状の器具を使って速やかに、しかも平滑に仕上げることへの進展と考えられる。

なお、他域においては、たとえば備後中谷廃寺出土の7世紀後半の軒丸瓦²¹⁾、下総結城廃寺の8世紀前半頃の軒丸瓦、上野国分寺の創建瓦、上総国分寺の創建軒丸瓦、8世紀後半頃と推定されている茨城国分寺所用瓦などは丸瓦接合以前の瓦当裏面に布目があり、こうした手法が藤原・平城宮以外にも広がっていたことがわかるが、彼我の間にどのような技法的つながりがあるのか、また、いつの時期に出現し、平安時代に入ってどのような消長をたどるのかといった点については、今後資料の増加をまって究明していかなければならない。

(3) 成形台一本造り技法の展開

平城京の軒丸瓦については、これまで瓦当部と丸瓦部を別個につくって接合するのが通例で、6229A, 6441Aの2種のみは丸瓦部凹面から瓦当裏面にかけて一連の布目痕が残る。いわゆる一本造り軒丸瓦であることを概報等で触れてきた²³⁾。今回、資料を改めて抽出したところ、平城宮出土の6133Ka・Kb, 6225A・C, 6291Aa, 6308A・B・C・N, 6311E, 奈良山瓦窯群の中山瓦窯出土の6308A, 6225A, 押熊瓦窯出土の6291C, 6307G, 山陵瓦窯出土の6133Ka・Kb, 6308D・N, 西隆寺・押熊瓦窯出土の6307D, 薬師寺出土の6291Bなども一本造りである可能性の強いことがわかった。以下、これまでの一本造り技法の研究成果を概括したのち、上記の軒丸瓦の製作技法及び年代について検討を加えることにする。

1. 学説の整理

一本造りの研究は、小林行雄²⁴⁾、木村捷三郎²⁵⁾らによってその端緒がひらかれ、その後林博通²⁶⁾、近藤喬一²⁷⁾、上原真人²⁸⁾、鈴木久男²⁹⁾らによってより一層具体化されてきている。今、これらの研究を概括すると、一本造りと呼ばれているものは、分布が少なくとも西は周防・石見、東は石背・磐城まで、年代は白鳳時代初から平安時代後期までと、広範囲にしかもかなり年月を通して用

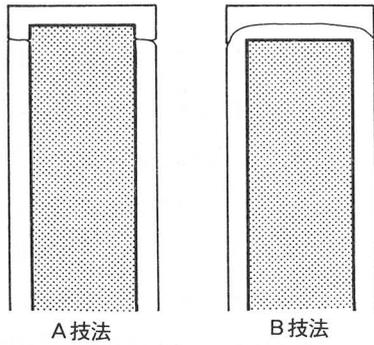


Fig. 64 杵型一本造り模式図

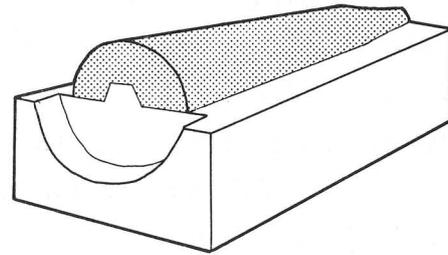


Fig. 65 組み合わせ式成形台模式図

いられた技法であることがわかる。ただし、一本造りといってもその技法は一樣ではない。解明されていない点も多々あるが、大きくは、杵形の型木を用いるものと、カマボコ形のつくり出しがある成形台を用いるものとの2種に区別することができよう。ここでは前者を杵型一本造り、後者を成形台一本造りと呼ぶことにする (Fig. 64・65)。

杵型一本造りは、型木をたてて用いる。型木に布袋をかぶせ、この周囲に粘土をまいて円筒状の丸瓦部をつくるが、瓦当部の成形には近江榎木原瓦窯出土の白鳳時代の軒丸瓦の場合、A・B両技法が存在すると林博通氏はいう³⁰⁾。A技法は、粘土を型木の上端近くまでまき、この上に直接別粘土を加えて瓦当部を成形する方法、B技法は、型木にまいた粘土の上端を折りまげ、この上に別粘土を加えて瓦当部を成形する方法である。この他に、丹波三ッ塚遺跡出土の白鳳時代の軒丸瓦のように、円筒状の丸瓦部内に瓦当部をすっぽりと嵌め込む方法もある³¹⁾。いずれの場合も円筒部の約 $\frac{1}{2}$ を切りとることから、瓦当裏面の下端には土堤状の高まりが残ることがある。また、布袋を用いるのも特徴の一つであり、布の上端をひもで絞った、いわゆる絞り目のある布目痕を瓦当裏面に残す例が目立つが、絞り目がなく布端を縫い合わせた場合も想定されている。

杵型一本造り

杵型一本造り技法は、古くは中国の秦・漢代にある³²⁾。日本では前述した近江・榎木原瓦窯の白鳳時代初期の軒丸瓦にその初源を求めることができるが、奈良時代中頃になるとたとえば上野国分寺やその周辺の寺院³³⁾、武蔵国分寺あるいは備前加夜廃寺、備中八高廃寺・毎戸廃寺などにも広がり、平安時代に入っても9世紀第3四半期に位置づけられている武蔵旧盛徳寺³⁶⁾、中期Ⅲ期 (1016~1058) の平安宮³⁷⁾、中~後期の美作国分寺の軒丸瓦³⁸⁾などに存続する。細かな製作手法の検討は今後の課題であるが、白鳳時代以来の伝統が根強く残っていることがわかる。

成形台一本造りは、カマボコ形の台の上に布をかぶせ、この上に粘土を置いて前端を折りまげ、この前に別粘土をあてて瓦当部を成形することが推定されている³⁹⁾。杵型一本造りのように円筒を半截して丸瓦部をつくらず、当初から円筒の $\frac{1}{2}$ 分の粘土で丸瓦部をつくる方法である。

成形台一本造り

成形台は、カマボコ形に突出した上部木型と、瓦当下半部にあたる部分を半円形に括り込んだ下部木型とを組み合わせたものが上原真人氏によって推定されている⁴⁰⁾が、他に瓦当裏面が平坦であるため一木であったと推定できるものもある。また、成形台にかぶせる布は瓦当裏面の全体に及ぶ場合と、瓦当裏面の上半部、すなわち丸瓦の取付け位置までの場合とがある。したがって、成形台一本造りの場合には、二次的な調整を行わない限り、丸瓦凹面から瓦当裏面にかけて布目が連続するだけでなく、丸瓦の側面にまで及ぶことになる。また、成形台の前面に瓦当下半部にあたる半円形の割り込みを設けた場合には、瓦当側面に割り込みの圧痕もしくは布

目痕がつくことになる。

成形台一本造りは、組み合わせ式の成形台を用いたものが奈良時代後半を中心とする時期の大和法隆寺の軒丸瓦⁴²⁾43B、尾張国分寺・信濃国分寺・下野国分寺の軒丸瓦⁴²⁾などにみとめられる。後述するように平城京・長岡宮などで出土する6229Bもこのタイプである。同時期の近江の飛雲文軒丸瓦は、断面が三日月形の型木を用いたと林博通氏は考えるが⁴³⁾、瓦当裏面に布目痕と組み合わせ式成形台の圧痕が残ること、布目が瓦当側面の下半部にも及び、しかも瓦当側面の丸瓦取付け位置に型枠の圧痕が段となって残ることなどから⁴⁴⁾、組み合わせ式の成形台を用いた一本造りと考えるのが妥当である。以上のように、組み合わせ式の成形台一本造りは、奈良時代後半を中心とする時期にかなりの広がりを見るが、この時期にのみ限定される技法なのか否かは⁴⁵⁾まだ明らかでない。

一木式の成形台を用いたと推測される一本造りは、大和法隆寺の8世紀中頃の軒丸瓦54Ba、10世紀頃の軒丸瓦⁴⁶⁾38Ca、平安時代前・中期の平安宮・京出土軒丸瓦⁴⁷⁾、10世紀前半の加賀戸津古窯出土軒丸瓦⁴⁸⁾などにみとめられる。平安京や東国の国分寺を中心とする諸寺院には瓦当裏面が平坦で、しかも布目が瓦当の下端近くまで及ぶものが散見されるところから、今後細かな検討によって資料はかなり増加し、歴史もより明瞭になるものと予測される。

2. 平城宮・京出土の一本造り軒丸瓦 (PL. 90・91)

平城京出土の6229A・B、平城宮出土の6308D、6441Aは、数は少ないが、いずれも丸瓦凹面から瓦当裏面にかけて一連の布目痕が残り、しかも瓦当部と丸瓦部とを共土でつくっていることから、一本造りと断定できる。まず、遺存状態の良好な6229A・Bから、製作に関わる特徴を述べる。

成形台一本造り

6229B(2)は瓦当裏面の上半部に布目痕、下半部に木目痕があり、両者の境には凸字形に粘土の甲張りが残る。したがって、下辺を窪ませた上部木型に布を被せてこれを下部木型に嵌め込んだ、いわゆる組み合わせ式の成形台一本造りと推定できる。丸瓦部側面の布目は、この部分を木型の合わせ目位置より深く削るため残らないのであろう。この削りにあわせて瓦当裏面の下半部を一段低く削る例もある。一見すると杵型一本造りの特徴のようであるが、これらにも木型の組み合わせ痕があり、成形台一本造りであることがわかる。また、瓦当側面の下半部は横方向に深くヘラケズリする。理由は不明だが、このため瓦当は正円でなく、左右が出っ張る。瓦当は4.4~4.9cmと厚く、丸瓦部も厚手で凸面をタテヘラケズリしたのち、ヨコナデ仕上げする。以上の特徴は大和唐招提寺や長岡宮・平安京出土の6229Bと一致する⁴⁹⁾。なお、6229A・Bには、後述する6225、6308などのように瓦当から丸瓦部にかけて層状に粘土を積み上げた痕跡はない。おそらく次に述べる6441Aのように板状の粘土を折り曲げて使用したのであろう。

折り曲げ技法

6229A(1)は6229Bとほとんど同じつくりであるが、瓦当裏面の布目痕は下辺が溝状に凹み、布端をかがったように見える点が異なる。瓦当裏面の下半部は丸瓦部の側面位置で一段低く削り、しかも瓦当裏面の中央部をヨコヘラケズリするたみ組み合わせ式か明らかでない。

6441A(3)は遺存状態が悪く、瓦当裏面の布目も上端近くまでヘラケズリするため製作技法の詳細が明らかでないが、瓦当部の断面をみると、丸瓦部の先端を折り曲げたのち、瓦当面部分に別粘土を加え、さらに凸面側にのみ粘土を貼り付けて接合の補強をしていることがわかる。

瓦当側面の下半部に接合用の補強粘土がなく、凸面にのみそれがあることからすれば、6441Aは杵型一本造りでなく、成形台一本造りと考えるのが妥当であろう。瓦当部や丸瓦部が比較的薄手で、しかも瓦当が正円である点は6229A・Bとは異なる。瓦当側面をナデ仕上げしているため断定はできないが、あるいは瓦当下半部を嵌め込むような割り込みが成形台に設けられていたのかもしれない。

6308N(20)は小片であるが、丸瓦部凹面から瓦当裏面にかけて連続する布目がわずかに残る。前述の6229A・B、6441Aと大きく異なるのは、この布目痕の上に内面接合粘土を思わせる粘土をあてて補強する点である。また、瓦当が縞状に剝離する点も異なる(21)。6229A・B、6441Aが板状の粘土を用いたと推測されるのに対して、6308Nは次に述べる類例のように粘土ブロックを積み上げて成形したものとする。

積み上げ技法

平城宮出土の6225A、6308B(刻印「北」a種押捺)・C、中山瓦窯出土の6308A、西隆寺出土の6307Dも瓦当裏面に布面のあるものが若干あるが、瓦当裏面から丸瓦部にかけての大部分をナデないしヘラケズリ調整するため、これからだけでは成形方法を特定できない(5・11・13・14・16)。しかし、6225A、6308A・B・Cの場合は、瓦当部と丸瓦部を接合した痕跡がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が残る(4・15)。西隆寺出土の6307Dの場合には残存状態が悪いが、押熊瓦窯産の同范品の場合には瓦当裏面の布目は不明ながら、明らかに瓦当面から丸瓦部にかけて一連の粘土接合面が3層以上確認できる。こうした痕跡は後述する6133K、6308D・Nにも認められるものであり、成形台上で丸瓦部を含めて瓦当の下端から粘土塊を順次層状に積み上げ、いわば成形台一本造りの積み上げ技法ともいふべきものの存在を物語る。この技法の場合には、成形台に瓦当の下半部を嵌め込む半円形の割り込みが不可欠のものといえようが、瓦当の側面はいずれも丁寧にナデ仕上げしているためその痕跡は確認できていない。また、瓦当はいずれも正円で、4.5~5.3cmと厚いが、丸瓦部は大部分が欠損していて特徴が明らかでない。成形台が一木式か組み合わせ式かは瓦当裏面の布目がほとんど残らず不明だが、6307D、6308Cでは、ほぼ全体に平坦な布目が残ることがから一木式であることがわかる。なお、平城宮出土の6308Aのごく一部には瓦当部と丸瓦部を接合した例がある。

一木式

次に平城宮出土の6225C、6291Aa、6308B(刻印「井」を押捺)、押熊瓦窯出土の6291C、6307G、山陵瓦窯出土の6308Dについてみてみよう。これらの軒丸瓦は、瓦当裏面と丸瓦部の大部分をナデあるいはケズリ仕上げするため布目の有無が明らかでないが(6)、共通の特徴として①丸瓦部の凹面から側面ないし凸面の下端にかけて一連の布目がある(7・9・18・24)、②6225C(6)、6291C、6307Gは瓦当部や丸瓦部に層状の粘土接合面や亀裂があり、6291・6308B(17)・D(23)では他の破片に同じ痕跡が認められる、③瓦当面は正円である、④玉縁凸面をタテヘラケズリする諸点をあげげうる。ただ、瓦当部の厚さについては、6291Aa・C、6307Gの瓦当が4.4~5.8cmで、丸瓦部も玉縁近くまで比較的均一に厚くつくるのに対して、6308B・Dの瓦当が3.8~4.1cmで、丸瓦部も比較的薄手であるというように必ずしも一定していない。

まず①、②の特徴から、これらは、積み上げ技法による成形台一本造りと考えて誤りなく、③の特徴から、成形台に瓦当の下半部を嵌め込む割り込みが存在したことが推測される。ただ、いずれの例も瓦当側面をナデないしケズリ仕上げするために、割り込みの圧痕は明らかでない。④の特徴は、他にたとえば6133Ka・Kb、6138F、6140B、6282Ha、6311F、6314Aなどに認

められる。このうち 6138 F, 6140 B は不確かだが、他は後述するように積み上げ技法の一本造りと推定できる。玉縁凸面をタテヘラケズリするものは数が少なく、瓦当部と丸瓦部を接合して作る通常の例がいずれも玉縁凸面を回転利用によるナデ仕上げするのとは好対照をなす。④の特徴も成形台一本造りの特徴であり、おそらくは玉縁部を削り出したことを示すものなのであろう。なお、山陵瓦窯出土の 6308 D は積み上げ技法の成形台一本造りと接合式との両者がある。前者の一部には瓦当面のごく近くに布目痕がある例がある (22)。布目痕は瓦当側の粘土についたものが反転したものである。まず、瓦範に薄く粘土を詰めて布の上からおさえ、これを軒丸瓦の前面に押し着けたものと推測される。

最後に平城宮・山陵瓦窯出土の 6133Ka・Kb, 平城宮出土の 6228 A, 6282Ha, 6311 E, 6314 A, 薬師寺出土の 6291 B, 薬師寺・平城京出土の 6225 E, 平城京出土の 6227 A・D についてみてみよう。

6133Ka・Kb (8) は、山陵瓦窯で多く出土しているが、いずれをみても瓦当部と丸瓦部の接合痕がなく、瓦当面から丸瓦部にかけて 5~6cm ほどの厚さで層状に粘土の接合面が観察できる。瓦当裏面及び丸瓦部側面をケズリないしナデ仕上げするため布目の有無は不明だが、瓦当の厚さが 4.2~5.6cm で、丸瓦部も比較的厚手であり、玉縁の凸面もタテヘラケズリするという特徴をもつ。6133Ka・Kb も同じく山陵瓦窯の製品である 6308 D・N と同様に、成形台一本造りの積み上げ技法によったものなのであろう。

6291 B は丸瓦の接合痕がなく、瓦当部から丸瓦部にかけて層状の粘土接合面がある。また、丸瓦部、瓦当部ともに厚手であり、文様の特徴のみならず製作技法や調整手法も 6291 A と一致する。これも、成形台一本造りの積み上げ技法と考えることができよう。6282Ha (10), 6311 C・E (19)・F も丸瓦の接合痕がなく、瓦当に層状の剝離痕が認められるので積み上げ技法と考えられる。とくに 6282Ha は瓦当・丸瓦とも厚手で、玉縁凸面も削り出しているようでその可能性は強い。

6225 E, 6227 A・D, 6228 A, 6314 A は積み上げ痕跡の明瞭に残る例がないが、いずれも丸瓦の接合痕跡がなく瓦当・丸瓦部も部厚い。このうち 6314 A は玉縁部凸面をタテヘラケケズリし、しかも瓦当の外縁上に凸線をめぐらすという特徴も 6291 A や 6308 A・B に共通する。また、6225 E, 6227 A・D, 6228 A は 6225 A・C と近似した文様の瓦である。確定はできないが、これらも成形台一本造りの積み上げ技法による可能性が強いといえよう。

3. 年代的位置づけと瓦窯 (Tab. 6)

平城京の成形台一本造りは、6229 A・B, 6441 A が折り曲げ技法、他の大部分が積み上げ技法によっている。年代的にみると、積み上げ技法が古く、第Ⅱ期の前半末頃に出現し、第Ⅳ期前半頃に及ぶが、折り曲げ技法はこれに後続する第Ⅳ期後半もしくは第Ⅴ期になる。

積み上げ技法の可能性が強く、時期が最も遡るのは 6311 E である。第Ⅱ期前半の 6311 A・B に比して弁がやや線的になる点は第Ⅱ期後半への過渡の様相ととれ、第Ⅱ期前半も末頃と推定できる。出土量はきわめて少なく、補修用の瓦であらう。6311 A・B は瓦当部と丸瓦部を接合するいわゆる接合式であり、第Ⅱ期後半の D・H も接合式であるが、C・F は積み上げ技法の一本造りである可能性が強い。6311 A・B・D・H は中山瓦窯産である。6311 E あるいは C・F の瓦窯は不明だが、6311 の出土した瓦窯は中山瓦窯の他にない。また、6311 C・F は 6308 に

近く、しかも中山瓦窯では第Ⅱ期後半に積み上げ技法一本造りの6308Aが出土していることを考えあわせると、この技法は中山瓦窯でまず採用された可能性がある。

第Ⅱ期後半に入ると、積み上げ技法は種類・量ともに増大する。これらは6308A～C・D・Nとその列系に属す6291A・C、6314A、6308の内区文様を承継ぐ6228Aからさらに6225A・Cと、瓦当文様の上でも密接なつながりをもつ。このうち6308A、6225Aが中山瓦窯、6308D・Nが山陵瓦窯、6291Cが押熊瓦窯で出土しており、積み上げ技法は中山瓦窯で保持されながら、山陵瓦窯や押熊瓦窯へ拡大したと推測できる。6282Haのみは文様の系譜を異にするが、**瓦窯の拡大**6282とセットになる6271が中山瓦窯で出土しており、これも中山瓦窯産である可能性が強い。

6308B・C・N、6225Aは接合式と確認できるものがなく、その多くが積み上げ技法によったものと推測でき、6308A・Dは接合式もあるが数が少ない。これに対して、6225Cは積み上げ技法よりむしろ接合式が多く、6282はHaに積み上げ技法によるものが1点ある程度で、他のほとんどが内面接合粘土を多量に用いた接合式のようなものである。こうした差異が何によるのか速断しがたいが、少なくとも6282Haは、接合式が恭仁宮で使用されていることから、積み上げ技法による中山瓦窯での生産が第Ⅱ期後半末頃に中止され、新たに別の場所で接合式の生産が始まっていた可能性が考えられよう。6225A・Cは調整手法の項で述べるように、瓦当裏面が平坦で主に横方向にユビナデする調整Gと、瓦当裏面が凹み主に縦方向にヘラケズリする調整Jとがある。前者は中山瓦窯工人を特徴づける手法の一つであり、積み上げ技法の6225Aもこれが多いが、6225Cにもある。後者は第Ⅲ期前半からみられる手法で、接合式の6225Cもこれが多いようである。ただし、6225A・Cには積み上げ技法で製作され、しかも調整Jタイプのももかなりある。おそらく6225A・Cは中山瓦窯において積み上げ技法(調整G)で第Ⅱ期後半末近くに生産が開始され、第Ⅲ期前半にも積み上げ技法(調整J)が残るが、6225Cでは接合式が主流を占めるようになったのであろう。調整Jタイプは中山瓦窯製品にはみられず、当技法による製品は他所で生産されたと考える。6308、6225は平城宮において第Ⅱ期後半から第Ⅲ期前半を代表する瓦であり、この時期が積み上げ技法の最盛期であった。

第Ⅲ期後半から第Ⅳ期前半にかけて、再び積み上げ技法による一群の瓦が出現する。6133Kは山陵瓦窯産、6307D・Gは押熊瓦窯産である。ともに第Ⅱ期後半に積み上げ技法の瓦を生産しているが、第Ⅲ期前半にはこの技法の瓦がない。山陵瓦窯では第Ⅲ期前半の瓦がなく操業の

Tab. 6 成形台一本造りの変遷

時期区分	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
	養老5年～ 天平17年	天平17年～ 天平勝宝年間	天平宝字元年～ 神護景雲年間
積み上げ技法	6311E—C・F		
	6308A～D・N		
	6314A 6291A・C	6291B	6227A・D
	6228A 6225A・C	6225E	6307G
折り曲げ技法	6282Ha	6307D	
		6133K (6140B)	(6138F)
			6229A・B 6441A

中断、押熊瓦窯では第Ⅲ期前半から後半に接合式の軒丸瓦 6307B・F・Hを生産しており、技法工人の復活ととれる。6225E, 6291Bは平城薬師寺での出土が顕著である。ともに前代の積み上げ技法軒丸瓦 6225A・C, 6291A・Cの文様と製作技法を承継いたものである。6227A・Dは6225の系譜をひく瓦で、平城京内とくに薬師寺での出土が顕著である。この時期の積み上げ技法が平城宮以外では薬師寺とつよく結びついていたことがわかる。6291B, 6227A・Dの瓦窯は不明だが、6225Eは生駒市辻町の池底で発見されており、瓦窯の可能性が高い。これが薬師寺所用瓦窯で、一連の一本造り軒丸瓦はここで生産されたのかもしれない。6227A・Dは第Ⅳ期前半頃である。この時期が積み上げ技法の終末になるようである。

折り曲げ技法の変遷

折り曲げ技法一本造りの軒丸瓦のうち、6229A・Bは飛雲文軒平瓦 6802A・Bと組み合う。これらは長岡宮造営時期のものであるとの見方もあったが、⁵⁰⁾平城宮や京内の寺院・邸宅など大和での出土例が増加しており、むしろ平城宮・京で使用されたものが長岡宮さらには平安京などへ運ばれたと考えるべきであろう。⁵¹⁾瓦当文様や製作技法の類似したものが近江などで生産されており、両者の間に何らかの関連があったと推測できるが、どちらが先行するのかは速断しがたい。⁵²⁾折り曲げ技法のもう一つの軒丸瓦 6441Aは飛雲文を飾り、同じ飛雲文を飾る軒平瓦 6801Aと組み合う。6801Aは中心に「修」の一字を飾ることから、修理司の管轄下で生産されたことが確実である。修理司は続日本紀の記事から少なくとも神護景雲元年(767)から宝亀9年(778)まで存在したことが明らかであり、6801Aは第Ⅳ期後半か第Ⅴ期に大和で生産されたと考えて誤りあるまい。文様の上でみると、同じ飛雲文でも6801Aは粗雑で、6802A・Bに後出的である。この点からも6802A・Bと組み合う6229A・Bの時期を長岡宮の時代まで下げることは無理であろう。

第Ⅳ期後半頃に、積み上げ技法にかわるようにして、折り曲げ技法が出現するが、これが官窯工人自身による技術改良なのか、外からの技術導入なのかは明らかでない。飛雲文といったそれまでにない瓦当文様を採用していることをみると、後者の可能性を考えるべきかも知れない。ただし、第Ⅳ・Ⅴ期には平城宮や京内の寺院でも6133, 6151, 6235, 6236など軒丸瓦は接合式が主流であるのに対して、折り曲げ技法の軒丸瓦は量が少なく、一つの傍流をなしていたにすぎない。なお、積み上げ技法は讃岐国分寺の創建瓦、⁵³⁾越中国分寺の創建瓦、⁵⁴⁾三河国分寺所用瓦、⁵⁵⁾群馬台之原廃寺の8世紀中頃に比定されている瓦にも認められる。⁵⁶⁾おそらく国分寺の造営を契機として地方にもかなりの範囲に広まっていたものと推測される。

(4) 調整手法の変化 (PL. 92~94, Tab. 7・8)

平城宮・京出土の軒丸瓦は、丸瓦の凸面部を丁寧に調整するため、叩き目がほとんど残らず、調整も変化に乏しい。⁵⁷⁾しかし、内面接合部から瓦当裏面にかけての調整にはいくつかのパラエティアーがあり、時期差もうかがえる。ここでは、瓦当裏面の調整を10種、内面接合部の調整を8種、さらに内面接合線の形状を4種に区分して、それらの変化をたどることにする。

調整A 瓦当裏面がほとんど不調整で、布目が残る。前掲の布目押圧技法及び成形台一本造りの軒丸瓦である(PL. 92~94参照)。典型的なのは布目押技法の6301A, 6012A, 折り曲げ技法一本造りの6229A・Bだが、他は瓦当裏面にナデやケズリを加えたものが多い。とくに積み上げ技法一本造りの軒丸瓦は、第Ⅱ期後半には6308A~Cなどのように調整G(横方向のユビナデ)

積み上げ技法の調整変化

Tab. 7 調整手法(瓦当裏面)の分類

瓦当裏面調整		内面接合部調整		内面接合線の形状	
A	未調整(布目痕)	I	ナ デ(横)	1	半円形
B	ナデツケ(横)	II	ナ デ(縦)	2	蒲鉾形
C	ナデツケ(縦)	III	ヘラケズリ(横)	3	台形
G	ユビナデ(横)	IV	ヘラケズリ(縦)	4	山形
H	ユビナデ(縦)	V	カキ目(横)		
I	ヘラケズリ(横)	VI	カキ目(縦)		
J	ヘラケズリ(縦)	VII	ヘラナデ(横)		
K	カキ目(横)	VIII	ヘラナデ(縦)		
L	カキ目(縦)				
N	ヘラナデ(縦)				

が主で、やがて 6308D・N, 6291A・C などのように調整 I (横方向のヘラケズリ), そして第三期後半から第四期前半には 6133K, 6307D・G などのように調整 I に加えて調整 C (縦方向のナデツケ) に変化したと推測できる。内面接合部の調整はほとんどが横方向のナデ, 接合線はいずれも半円形を呈する。

調整 B 内面接合部から瓦当裏面にかけて一体に粗く横方向にナデツケした瓦(1)。仕上げの手間を省いた瓦で, 例はきわめて少ない。第二期後半から第四期前半の資料があるが, 必ずしもこの時期に限定できるか否かは定かでない。

調整 C 内面接合部から瓦当裏面にかけて一体に粗く縦方向にナデツケした瓦(CI)と, さらに内面接合部に横方向のナデを加えた瓦(CI)とがある。ともに奈良時代を通じて存続するが, 主流は C II (2-6) である。とくに第三期後半以降の 6235, 6236 あるいは 6316M といった東大寺・唐招提寺・西大寺・西隆寺などの所用瓦に顕著である。調整 B と同様に仕上げの手間を省略した瓦であり, 造東大寺司を中心としたこの時期の造瓦活動のあわただしさをうかがわせる。内面接合線は CI・C II とともに半円形を呈するが, C II の第三期後半以降の資料は内面接合粘土が多いため, 瓦当裏面が半球形に近くなる。この一群の瓦には, 丸瓦広端部の凹面側を深く切り落して断面三角形にしたものがある。第三期後半から第五期にわたる, 東大寺出土の 6235F・K・N・R, 薬師寺出土の 6234Ab(3), 平安時代初期になる平城宮出土の 7241A(5), 東市周辺出土の 7242A(6) などである。6234Ab と 6235R は東大寺でも同範品が出土しており, 本来は東大寺所用であろう。平城宮・京出土軒瓦の場合, 丸瓦部の先端はほとんど未加工で, 一部に縁を軽く面取りするものがみられる程度であるが, 第五期後半になって, 造東大寺司の少なくとも一部に接合をよりよくする工夫が生み出されたものと推測できる。なお, 第三期もしくは平安時代初頭になる C II の 6125A, 7241A, 7242A は, 丸瓦部側面と瓦当裏面との境(側面接合部)を外側に深く割り込んでいる。軒平瓦との葺き合わせを考慮しての工夫とみられるが, 他に例がなく, この時期の一つの特徴といえる。

丸瓦広端部の加工

側面接合部のえぐり込み

調整 G 瓦当裏面を丁寧に横方向にユビナデしたもの。瓦当側面や丸瓦部凸面も横ないし縦方向にユビナデを加えたものが多い。内面接合部の調整と形状から GI₁, GI, GI₂, GI₁, GI₁ に区分できる。主流は GI₁。GI₁ は内面接合部を瓦当裏面と一体に横方向にユビナデして半円形につくる。すでに早く藤原宮式や平城京でも第一期前半の 6272A・B や第一期後半の 6348Aa にみられる。平城宮の第一期前半の所用瓦である 6284 は後述する調整 N (横方向のヘラナデ)

Tab. 8 調整手法(瓦当裏面)の変化

調整		第 I 期 和銅元年～ 養老 5 年	第 II 期 養老 5 年～ 天平 17 年	第 III 期 天平 17 年～ 天平勝宝年間	第 IV 期 天平宝字元年～ 神護景雲年間	第 V 期 宝亀元年～ 延暦 3 年
A	I ₁	630:1A — D — I	6313A	6308C 6225A 6012A	6307D	6229A・B
	II ₁		6301B	6012A		6235M
B	I ₁			6135A 6225A 6314A	6291B	6138F
C	I ₁	630:1A		6135A・B 6225A 6318A 6228A	6140B 6143A	6307G
	II ₁	630:1A 6284C・E		6135A・B 6314A 6138B 6012A 6018Cb 6307B 6291Ab・C	6091A 6313F・I 6235E・A	6133M 6236D・F 6237A — D・K
G	I ₁	6304C 628:4A 6272B 6348A	6304A・B 6311A・B 6313A・C・E 6285A	6307A・E 6314B～D 6225A・C E—C・F 6308A～C 6282Fa		
	I ₃			6308D		
	II ₂			6308C 6311F	6225A	
	III ₁		6285A			
	VI ₁	6284C 6304N				
H	I ₁	6284C・E — A 6304D		6308B・C 6225A		
I	I ₁	6304Ea	6311A・B・G 6313A～C・E 6314D	6135B 6012B 6225D 6291Ab・C 6314A 6308B 6138B	6307B — D・H 6133K	6227D — G 6138I・F
	II ₁	6234C・E — D 6304D		6135B 6291A	6316E・A — M	6319A
	III ₁	6303B		6135A		6138J 6151A
	III ₃			6282Ha・Fa — B・G 6308D 6010C	6307H — C	Fb・Ib —
	IV ₂			6091A 6137A 6138C・E		
	IV ₄				6316G — Da・I — K	
	VI ₁	6284C 6303B				
J ₁	IV ₁			6225C	6313G	
J ₂	III ₁		628:5A			
	IV ₁	6284C 6304C	6301B 6313C	6135A 6130A 6320Aa	6137C 6135E 6320Ab 6091A 6296A 61 6091A 31 6225A 6225E	6138F・G 6151A 6075A 6134A 6133A・C — D — N・P・Q
K	V ₁	6301C 6304Eb	6308B	6282Fa 6305A		
L	V ₁	6272B 628:4D 630:1D		6012B		
	VI ₁			6308C		
N	VI ₁	6284C・E・F・A				

が主で、一部範型に傷みが生じた 6284A になってはじめて $G I_1$ となる。おそらく $G I_1$ は、内面接合部にだけヘラナデを施した $G VI_1$ をへて、第 I 期後半頃に登場するのであろう。この手法は、第 I 期後半の 6304C (7) をへて、第 II 期には全盛を迎える。第 II 期前半には接合式の 6304, 6311, 6313, 6314 など第 II 期後半には積み上げ技法一本造りの 6308, 6225, さらに 6282 一本造りの一部へと、文様や成形方法はかわっても調整手法は相当に根強く受け継がれたことがうかがえる (8~14)。同じ手法・技法の製品が中山瓦窯で多く出土しており、中山瓦窯を中心とし調整 G 手法の伝統が培われたことは疑いない。なお、6285A は中山瓦窯では出土しておらず、歌姫西瓦窯で多量に出土している。ここでは調整 $J_2 III_1$ (27) が主であるが、範型の傷からみて $G I_1$ (14) が先行し、内面接合部を横方向にヘラケズリする $G III_1$ はその過渡的様相ととれる。ともに第 II 期前半のうちにおけよう。

$G I_3$ は内面接合部を横方向にヘラケズリして台形につくったのち、軽く横方向にナデている。接合線台形の初出
6308D のごく一部に認められる。接合式か積み上げ技法一本造りかは不明。いずれにしても山陵瓦窯産であろう。接合線を台形につくる資料としては最古といえよう。

$G II_2$ は内面接合部の側面寄りを縦方向に深くヘラケズリしたのち、軽く縦方向にナデている。接合線は薄鈍形。6308C, 6311F (15), 6225A の一部にあり、いずれも一本造りと推測される。 $G I_1$ の変種であろう。

$G VI_1$ は内面接合部にむけたヘラナデを加えたものである。6284C と 6304N に認められる。6284C は範型の傷が進行している。時期的には第 I 期の前半から後半にかけての短い期間に限定できよう。

6225A・C や 6282Fa には、瓦当裏面のナデが荒くなったものもある。また、押熊瓦窯産と目される第 III 期前半から第 IV 期前半の 6307B・D・H・G の一部にはナデというより、ナデツケに近いものがある。これらはユビナデと異質で、調整 G 手法は第 II 期後半末でほぼ終焉したと考えられる。⁵⁸⁾ 調整 G の終焉

調整 H 瓦当裏面を縦方向にユビナデしたものであるが、数は少ない。内面接合部を瓦当裏面と一体に横方向にナデて半円形につくったのち瓦当裏面のみ縦方向にナデを加える $H I_1$ (16) と、内面接合部から瓦当裏面までを一帯に縦方向のナデを加える $H II_1$ とがある。後者は藤原宮式以外では未確認。前者は藤原宮式の他に、第 I 期と第 II 期の資料がある。このうち最も古い 6284A・C・E は範型に傷がある。 $H I_1$ は $G I_1$ とほぼ同じ時期に行なわれたユビナデ調整の亜流の一つであったのであろう。なお、6304D は大安寺所用瓦である。中山瓦窯では出土しておらず、別個の工房で製作された可能性がある。

調整 I 瓦当裏面を横方向にヘラケズリするもの。の $I I_1$, $I II_1$, $I III_1$, $I III_3$, $I IV_2$, $I IV_4$, $I VI_1$ 7 種に区分できる。

$I I_1$ は内面接合部を横方向にナデて半円形につくる。藤原宮式では一般的であり、平城宮・京の瓦でもほぼ奈良時代を通じて存続するが、第 II 期の資料が多い。中山瓦窯産と目される 6304, 6311, 6313, 6314, 6308 などの調整は $G I_1$ が主流だが、 $I I_1$ がそれに次ぐ。注目すべき点は、積み上げ技法一本造りの 6308A~C の文様と製作技法を受け継ぐ山陵瓦窯の 6308D・N, 押熊瓦窯の 6291C 及びそれと同系統の 6291A, 6314A などがほとんど $I I_1$ に変わったことである。第 III 期以降も両窯ではこの手法が一本造りの場合 (6133K, 6307D・G) でも、接合式

調整 G → II_1

の場合(6307B)でも保持されるが、他には音如ヶ谷瓦窯産と目される6138B・F・IにIⅠ₁がわずかに認められる程度である。IⅠ₁は中山瓦窯工人の伝統をひいた山陵・押熊瓦窯を中心とした、奈良山西辺部の官窯工人のなかに根強くいきつづけたのであろう。なお、第Ⅱ期後半を代表する瓦の一つである6135や6012BもIⅠ₁が主だが、ともに内面接合部の側面寄りから瓦当裏面全体をローリングさせるようにして横方向にヘラケズリするのが特徴であり、系統の異なった工人の存在が予測される。

IⅡ₁は内面接合部を縦方向にナデて半円形につくる。資料は少ないが、ほぼ奈良時代を通じて存続する。このうち、6135B, 6291A, 6307DなどはIⅡ₁だけでなくIⅠ₁もある。おそらく、IⅡ₁は内面接合部のヨコナデを省略したもので、両手法は共存するのであろう。なお、第Ⅲ期後半から第Ⅳ期前半の6316E・G・M・N, 6319Aはいずれも内面接合粘土が多く、瓦当裏面が半球形に近くなる。調整Cがベースで、これにナデとケズリを加えて仕上げたものであろう。

IⅢ₁は内面接合部を横方向にヘラケズリして半円形につくる。藤原宮式にあり、平城宮・京の瓦でも第Ⅰ期後半(17)、第Ⅱ期後半(19)、第Ⅳ期の資料があるが、散発的で主流とは考えられない。

IⅢ₃はIⅢ₁に似るが、接合線が台形を呈する。最も古い資料は第Ⅱ期後半の6010A, 6308D(20)で、第Ⅱ期末ないし第Ⅲ期と推測される。6010Aがこれにつぐ。ともに接合粘土が少ない。接合線を台形につくるものは他に調整GI₃の6308Dがある。IⅢ₃はこれを承継ぐものかもしれない。IⅢ₃を代表するのは、多量の接合粘土を用いた6282であり、種類もA以外の全てに及ぶ。6282Fa・Haのごく一部には調整GI₁があることをすでに述べたが、この例では接合粘土も少なく古式である。他はいずれも内面接合部に多量の粘土をあて、これを円棒状のもので叩きしめている(18)。他にはない特徴といえる。叩きしめたままで接合線が浅い半円形を呈するものもある(6282E, Fa, Fb, Ib)が、ケズリによって台形につくるものが主流である。調整GI₁から調整IⅢ₃へは大きな変化がうかがえ、工房(瓦窯)も異なっていたと推測される。調整IⅢ₁の6282Haはすでに恭仁宮で使用されており、第Ⅱ期後半末頃には出現していたと考えざるを得ないが、6282Bb・Dc・Fbなど範型がかなり傷んだものもIⅢ₁であることから、主に第Ⅲ期以降も平城宮所用として多量に生産され続けたと推測できる。なお、この他に押熊瓦窯出土の6307H, 平城薬師寺所用の6307Cも内面接合粘土を多量に使用した調整IⅢ₃であるが、これらと6282との間にどのようなつながりがあったのかは明らかでない。

IⅣ₂は内面接合部の側面寄りを縦方向に深くヘラケズリし、接合線が蒲鉾形になる。現在までに判明している資料は、6137A, 6138C(21)・Eなどいずれも大安寺創建期の瓦で、第Ⅱ期後半になる。似た調整は中山瓦窯産と目される第Ⅱ期後半の6311F, 6308C(調整GI₂)にある。内面接合部の側面寄りを深くヘラケズリするものは、軒平瓦との葺き合わせをよくするため、こうした工夫が第Ⅱ期後半になされたのであろう。

IⅣ₄は内面接合部を縦方向にヘラケズリして山形につくる。いずれも内面接合部粘土は多い。6316(22)に特有の手法で、時期も第Ⅲ期後半以後になる。なお、6316Da・Eには内面接合部のケズリが中央にまで及ばず、接合線が蒲鉾形に近い変種も若干ある。

IⅦ₁は内面接合部に横方向のヘラナデを加えたもの。6284C, 6303Bに認められる。GⅦ₁

内面接合部
叩きしめ

調整GI₁
→IⅢ₃

と同様、第Ⅰ期の前半から後半にかけての短い時期に限定できよう。

調整J 瓦当裏面を縦方向にヘラケズリしたもの。瓦当裏面の下端から上方にケズリを加える J_1 と、逆方向の J_2 とに区分する。前者には J_1V_1 、後者には J_2III_1 、 J_2IV_1 がある。

J_1IV_1 は瓦当裏面から丸瓦部狭端にむかって一連にケズリを加える。典型は 6225C (26) で、瓦当裏面が半球形に凹むのも特徴である。次述する J_2V_1 の 6225A、6296A などと類似した要素をもち、第Ⅲ期前半に比定できよう。 J_1IV_1 の手法は第Ⅳ期前半の 6313G、6316C にも残るようだが、第Ⅱ期まで遡る資料はない。なお、藤原宮式には瓦当裏面のみを下端から縦方向にヘラケズリするものがあるが、丸瓦部にまで及ぶものはないようである。

J_2III_1 は内面接合部を横方向にヘラケズリし、瓦当裏面のみを縦方向にヘラケズリする。6285A (27) のみで、他に例がない。6285A は前述したように、第Ⅱ期前半に調整 G_1 をへて J_2III_1 に変化したと考えるが、 J_2III_1 の生産は箆型が相当に傷んだ段階まで、おそらく第Ⅱ期後半末頃まで及ぶのであろう。

J_2IV_1 は丸瓦部から瓦当裏面にむかって縦方向にヘラケズリを加えるもので、ほぼ奈良時代を通じて存続する。最も古い資料は中山瓦窯と目される 6284C、6304C (23) で、これが上述した J_1III_1 を生み出す母体にもなったと考えられる。恭仁宮所用の 6320Aa、6130A などは前代の資料と同様に瓦当裏面が平坦だが、これと時期を接する 6225A、6296A、さらに 6131A、6132A、6296B は瓦当裏面が半球形に凹み、しかもケズリが丸瓦部のほぼ全体に及ぶという共通の特徴をもつ (28~30)。また、6130A も箆傷が相当に進んだ資料は瓦当裏面が半球形に凹む。おそらくこうした調整は第Ⅲ期に入ってから出現するのであろう。第Ⅳ期の 6134A は瓦当裏面が凹むが、音如ヶ谷瓦窯産と目される 6138A・F (25)・G・I、平城宮東院所用の 6075A、6151A は瓦当裏面がほぼ平坦である。また、第Ⅳ・Ⅴ期の市坂瓦窯産と目される 6133A~C 及びこれと同系統の 6133D (24)・L・N・P・Q には瓦当裏面が平坦なもの⁵⁹⁾と凹むもの⁶⁰⁾がある。したがって、この両者は奈良時代の終りまで併存したことになる。

瓦当裏面の凹み

調整K 瓦当裏面を板状の工具で横方向にカキ目調整したもの。藤原宮式には瓦当裏面にのみカキ目を施した例があるが、平城宮・京出土の瓦はいずれも内面接合部も一帯にカキ目調整した KV_1 (31・32)。資料は少なく、特殊な手法といえよう。なお、6282Fa はいずれも中房に円孔を穿ったもののみが調整Kである。

調整L 瓦当裏面を板状の工具で縦方向にカキ目調整したもの。藤原宮式には調整Kとともに瓦当裏面にのみカキ目を施した例がある。平城宮・京の資料は、内面接合部に横方向のカキ目を施した LV_1 と、内面接合部と瓦当裏面に一帯の縦方向のカキ目を施した LV_1 とがある。ともに資料は少ない。とくに後者は 6308C (33) のみである。

調整N 瓦当裏面を横方向にヘラナデしたもの。単に瓦当裏面でなく内面接合部を横方向にヘラナデ (NVI_1) し、丸瓦部凹面のほぼ全体を縦方向にヘラナデするものもある。6284 にのみ認められ、時期も第Ⅰ期前半に等定できる (34)。この手法が藤原宮式にもあるのか、平城宮遷都後に出現するのかは不明。

小 結 平城宮・京用として製作された軒丸瓦の瓦当裏面の調整手法は、その多くが藤原宮式軒丸瓦の手法として採用されており、これらを踏襲した中山瓦窯をベースとして、さらに手法の統合・分化が図られていったものと推測できる。

第Ⅰ期には、この時期を代表する 6284 のように、手法にかなりのばらつきがある。だが、第Ⅱ期に入ると、中山瓦窯では調整Gが主流を占め、調整Iや調整Jがこれを補うようになる。第Ⅱ期前半に操業が開始される歌姫西瓦窯では調整Jが主、やや遅れて第Ⅱ期後半に操業が開始される山陵・押熊瓦窯では調整Iが主と推測でき、次第にユビナデ調整からケズリ調整への移行がなされたと考えられる。ユビナデ調整のG・Hは中山瓦窯の操業が止る第Ⅱ期後半末頃をもって終焉する。6225A・Cに調整Gが相当量ある点は、この瓦の製作が第Ⅲ期以前に中山瓦窯でかなり進められていたことを示そう。また、6282Fa・Haにも調整Gがあるが、量がきわめて少ない点は、この瓦の製作が中山瓦窯では短期間で、第Ⅱ期後半末頃には他所に移ったことを示そう。

第Ⅲ期以降にはケズリ調整が主流となるが、他方では東大寺・西隆寺などの所用瓦に調整Cが盛行する。ケズリ調整は、山陵・押熊瓦窯では前代にひきつづき調整Iが主で、奈良山丘陵西辺部の官窯の一つの特徴をなす。同じ調整Iでも、6282の大部分は内面接合粘土を多量にあてて接合線を台形につくるタイプ(IⅢ_a)、6316の大部分は内面接合粘土を多量にあてて接合線を山形につくるタイプ(IⅣ₁)で、それぞれ別系統の工房の存在が予測できる⁶¹⁾。調整Jは歌姫西瓦窯の系統(J₂Ⅲ₁)が第Ⅱ期後半末頃で途絶える。第Ⅰ期以来の系統(J₂Ⅳ₁)は根強く残るが、第Ⅲ期に入ると、瓦当裏面を凹ませるものが出現し、一つの流れをつくる。6225A・Cのこのタイプは第Ⅲ期に入ってから生産と考える。奈良山丘陵東辺部の市坂瓦窯産と目される6133A～C及びこの系統をひく6133や6314の瓦には瓦当裏面を平坦につくるものと凹ませるものとがあり、両者は奈良時代未まで共存し、さらには長岡宮の7133にその伝統がひきつがれたものと推測される⁶²⁾。

ii 軒平瓦の変遷

(1) 軒平瓦の瓦当文様について

1. 内区文様の種類とその変化

平城宮・京の軒平瓦の瓦当文様は、外区に珠文をおく均整唐草文に代表される。内区文様には他に、偏行唐草文や幾何学文、飛雲文があり、外区の文様にも数種がある。しかし、中心飾りや唐草文の変異はあっても、基本的な内区文様としては均整唐草文が、外区文様としては珠文が、平城宮・京での主流である。藤原宮で用いられた偏行唐草文は平城宮ではほとんど姿を消し、二つの宮都の軒平瓦文様には大きな断絶がある。この点は、軒丸瓦が藤原宮式の瓦当文様をほぼそのまま受け継いだのとは対照的である。7世紀末から8世紀の初めごろは、軒平瓦の文様の変化や多様化が進行しつつあった時期にあたり、造営される寺院ごとに多様な瓦当文様がとりいれられている。平城宮が藤原宮とは断絶した軒平瓦瓦当文様をとりいれたことも、その例に漏れるものではなかったといえよう。

a 均整唐草文の分類とその変遷

以下では、平城宮・京の軒平瓦のうち最も主要な内区文様である均整唐草文について、その系列と変化をたどることとする。平城宮・京の均整唐草文は唐草文や中心飾りに多数の変異が

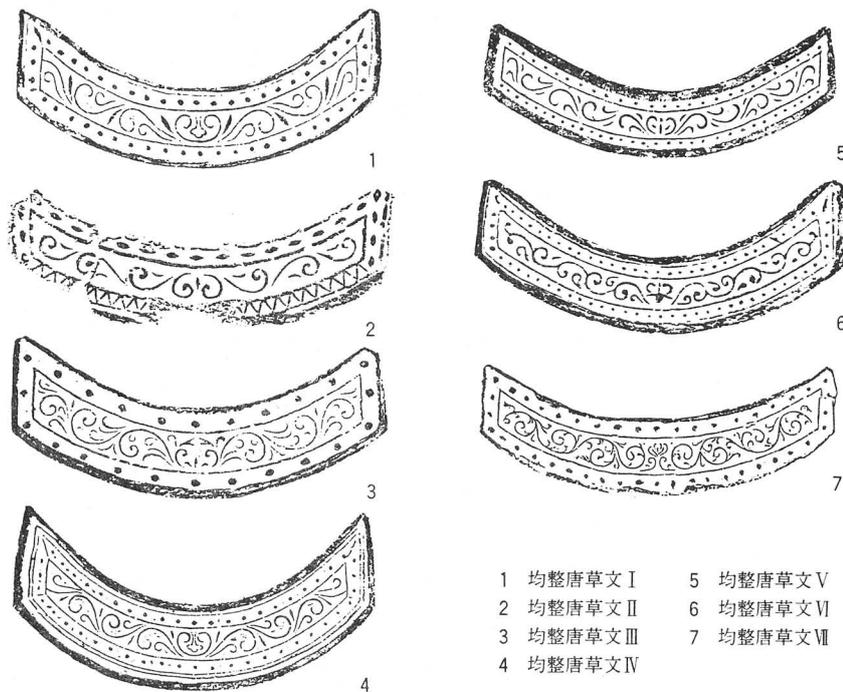


Fig. 66 均整唐草文の分類 (1:6)

あるが、ここではそれを次の7つに分類して、その特徴を記述する (Fig. 66)。

I : 3葉構成の3回反転均整唐草文(1)。

II : 興福寺式とその系統(2)。

III : 東大寺式とその系統(3)。

IV : 4回反転均整唐草文(4)。

V : 5回反転均整唐草文(5)。

VI : 唐草が連続する均整唐草文(6)。

VII : その他の均整唐草文(7)。

均整唐草文 I (Tab. 9 Fig. 67~69) 平城宮で最もポピュラーな文様であり、6663, 6664, 6681, 6682 などがその代表である。この文様は大官大寺所用軒平瓦 6661 の系譜をひくと考えられている。7世紀代の均整唐草文には、6661 のほかに、法隆寺西院伽藍創建の均整忍冬唐草文があるが、平城宮・京に特徴的な蔦状に変形した各单位が分離した唐草文と中心飾りは 6661 に直結するものである。

均整唐草文 I の中心飾りは、上向きのC字形中心葉の中に垂飾りをおくものである。垂飾りには花頭形、十字形、逆T字形など数種があるが、中心葉は左右に分離しないことを原則とする⁶³⁾。花頭形の垂飾りは、その形状により次の3つに分類できる。

第1類：花頭形の基部先端が左右に開きしかも上外区界線につかないもの。

第2類：基部先端が左右に開いて上外区界線に接するもの。

第3類：基部が平行にのびて上外区界線につながるもの。

第1類は大官大寺所用軒平瓦6661の垂飾りに最も近似し、第1類→第2類→第3類と変化すると考えられる⁶⁴⁾。

十字形の垂飾りの初現は 6685 であり、6664D・F の花頭形垂飾り(第3類)中央の凹部を、

垂飾りの分類

逆に凸表現することによって成立したものと推定される。これは、6685が小型の軒平瓦であることに起因するのであろうが、一度成立すると6682などの普通サイズの軒平瓦にも取り入れられる。十字形左右のはりだしが珠点化した・形や逆T字形の垂飾りは十字形垂飾りが変形したものである。

均整唐草文Iの単位唐草文は、大きい主葉にやや小振りの第1支葉と細長い紡錘形の第2子葉を加えた3葉構成である。唐草は上下外区界線に接するように連続的に派生するものが多く、6663A~C, 6664, 6681などにこれが見られる。これに対し、6663D~F・H~J, 6666A, 6694A, 6710A・Cなどは、唐草が界線から立ち上がり、唐草各単位の連続性に欠ける。単位唐草の違いは、唐草第3単位の形状に端的に現われている。第3単位の各葉の先端は、

唐草文の分類

- ①主葉が脇区界線につき、第1子葉が巻き込む。
- ②主葉と第1支葉が共に脇区界線につく。
- ③主葉と第1支葉が共に巻き込み、脇区界線につかない。

の3種のパターンがある。①はさらに、第1支葉が大きいもの(①a)と第1支葉が小型のもの(①b)の2種に細分でき、唐草が界線から立ち上がるものは基本的に③のパターンである。主要な型式でみると、6663=①~③, 6664・6681=①・②, 6666・6682=①, 6685=②, 6665・6702・6710・6727=③となる。

以下では、ここに示した分類をもとに均整唐草文Iの各型式を検討する(Tab. 9, Fig. 68)。

6664の区分

6664は花頭形垂飾りを入れた中心飾りをもち、垂飾りには3類すべてがある。A~C・H・K~M・Pが第1類であるが、Kは基部先端の開きが弱い。第2類はG・I・J・N・Oであり、Nは上端が開かない。そして、D・Fが第3類である。垂飾りの違いと唐草第3単位の差

Tab. 9 均整唐草文Iの分類

垂飾り	花頭形			十字形	逆T字形	・形	三葉形
	第1類	第2類	第3類				
唐草文							
	6664A・C・H K・M 6668A	6664G・I・J N・O					
	6664L	6664G・I・J N・O	6663C・K ~N 6664D・F 6666A	6681D・F 6682A~E 6688B	6688A		6689A・B
	6664B		6663A・B E	6685A~F	6681C・G	6681A・B E	
	6655A 6665A		6665B・C 6663F・H ~J	6702B・H	6702A・C ~G・I		6694A 6727A・B

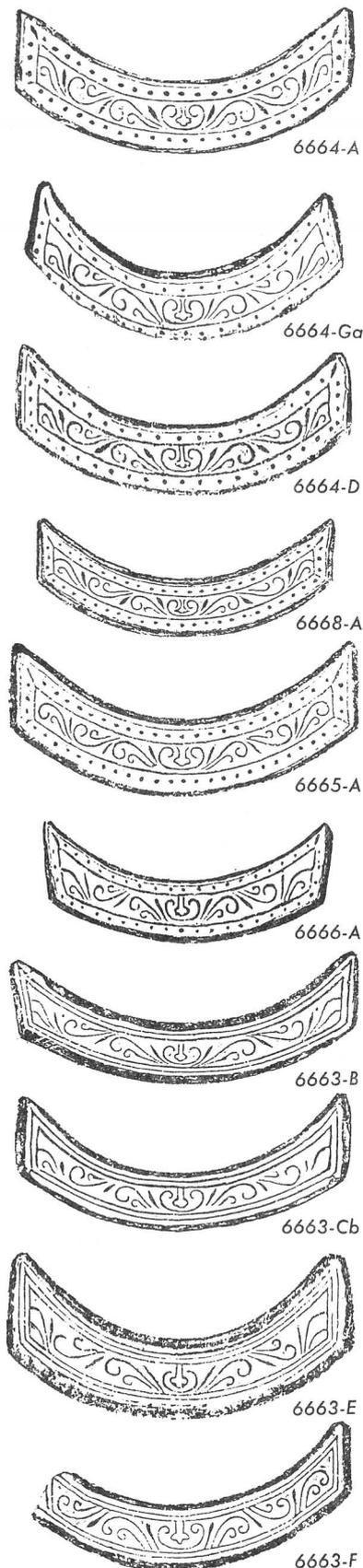


Fig. 67 均整唐草文 I (花頭形垂飾り)

との対応をみると、第1類では、A・C・H・K・Mの5種が①a, Bは②, Lは①bである。6664以外に花頭形垂飾りが第1類で、かつ唐草第3単位が①aの構成をとるものに6668Aがある。一方、花頭形垂飾り第2類と第3類をもつ6664は、Jが①aをとる以外すべて①bである。つまり、6664では花頭形垂飾りの第1類と第2・3類との差が基本的には唐草第3単位の差、①aか①bかの差に対応する。

6655と6665は唐草第3単位を③のパターンにする型式である。花頭形垂飾りは6655A・Cが第1類、6665Bは第3類である。6665B・Cは唐草が界線から立ち上がる。

6663は全種の花頭形垂飾りが第3類だが、唐草第3単位の違いによって、①bのC・K~N, ②のA・B・E, ③のF・H~J, そして第1支葉を欠くD, という4群に分かれる。①b・②・③は花頭形垂飾り第3類に先んじて現われていたものであり、その違いがそのまま時間差に対応するものではないと考えられる。むしろ、これらを基本的には同一型式の中での系統差として理解するほうがよいだろう。⁶⁵⁾ ①b・②はそれぞれ、中心飾りや唐草のわずかな違いによってさらに2つに区分する。①bでは、K・Mの2種は垂飾りが角張り、Kの第1単位第2支葉が二股に分岐する。②ではA・Bの唐草が界線近くから連続的に派生するのに対し、Eは界線から立ち上がる。つまり、①bはC・L・NとK・M, ②はA・BとEとの間に文様の違いを指摘することができる。また、Dは第3単位が2葉構成であり、各単位の第2支葉が主葉と逆方向に巻き込むなど、かなり異質な文様である。

次に、十字形や十形、逆T字形の垂飾りをもつ型式をみてみよう。十字形の垂飾りは、先にも述べたように小型の6685を初現とする。6685は中心飾りによって、十字形垂飾りと大きな中心葉からなるA・B・D・F, 矮小な十形垂飾りと扁平な中心葉からなるC・Eとに分けることができる。A・B・D・Fの唐草は連続的であるが、C・Eは界線から立ち上がり連続性を欠く。

6681には3種類の垂飾りがある。十字形=D・F, 6681の区分

6663の区分

⊥形=A・B・E, 逆T字形=C・G・Sである。十字形のD・Fが唐草第3単位を①のパターンとするの⁶⁷⁾に対し, ⊥形と逆T字形のA~C・Eは②である。D・Fは内区厚が他のものより大きいこともあって, 同じ6681ではあるが内区文様の趣きはかなり違う。A~C・E・Gとは文様系譜が異なると考えられる。

6682はA~Dが十字形, Eのみが⊥形の垂飾りで, 唐草第3単位はいずれも①のパターンである。

6688はAが逆T字形, Bが十字形の垂飾りをもつ。唐草第3単位は①であるが, 6688の唐草文の特徴は右第1単位が上から派生することにある。これについては「⁶⁸⁾範作成時の誤り」とされているが, A・B2種がともに同じ「誤り」を犯していることは, 作範以前の段階つまり下絵の段階で既にこの「誤り」が存在したことを示している。第1単位を上から派生させる唐草文は均整唐草文Ⅱのものであり, 6688についても「作範時の誤り」とみるよりは, なんらかの理由で均整唐草文Ⅱの唐草文の派生原理が紛れ込んだものと考えたほうがよいだろう。この点については後述する。

6702の区分 6727の中心飾りは, ↓形の垂飾りを上向きC字形の中心葉が囲む。唐草第3単位は③である。

6702は6681に似るが, 外区の圏線文を欠き, 唐草第3単位が③のパターンである点や唐草が連続しない点など相違点も多い。垂飾りはB・Hが左右の張り出しの短い十字形, Aは左右の張り出しがほとんどない棒状の垂飾り, 他は逆T字形である。6702には, 中心飾りのC字形中心葉が扁平で唐草の巻きの弱いA~C・G~Iと, 囲みが大きく唐草が強く巻き込むD~F, の2群がある。前者は唐草各単位の主葉と第1支葉の大きさがほぼ同じであるのに対し, 後者は主葉の方が大きい。また, D~Fは第3単位の外側に遊線状の小葉が加わるが, A~C・G~IではBを除くとこれがない。

均整唐草文Ⅰの中心飾りは, その多くが花頭形中心飾りかそれを祖形として変化したものであるが, 6689A・B, 6694A, 6710, 6711, 6698Aの中心飾りはこの系列からはずれた変形垂飾りである (Fig. 69)。6689A・B, 6694Aは垂下する三葉文を垂飾りとする。

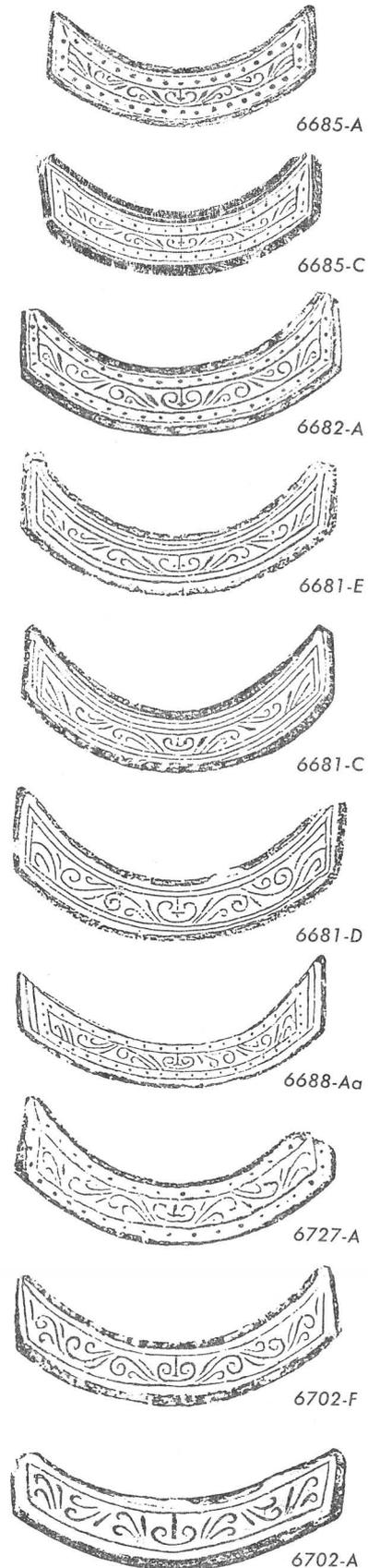


Fig. 68 均整唐草文Ⅰ (十字形・⊥形・逆T字形垂飾り) 1:6

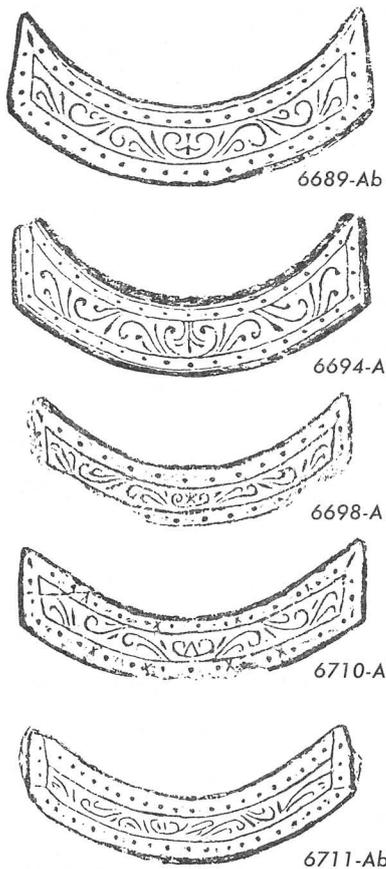


Fig. 69 均整唐草文 I (変形垂飾り) (1:6)

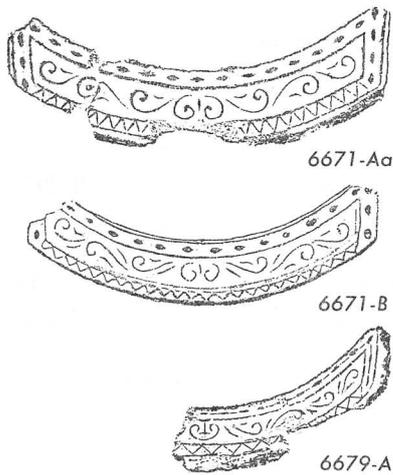


Fig. 70 均整唐草文 II (1:6)

6689 A・Bの唐草文は6664 D・Fに似る。6694 Aは中心葉が左右に分離し、界線から立ち上がる唐草は先端が玉状に膨らむ特徴がある。6710は A・Cが逆V字形、Dはそれに弧線を組み合わせたものを飾る。6710 Dは内区の地を凸表現するので、弧線は中心葉に対応する地の部分なのかも知れない。また、6711 Aは斜めの平行線、6711 Bは変形した小字形、そして6698 Aは火字形を入れた中心飾りであり、均整唐草文 I の垂飾り一般と比較すると異例である。6711 は唐草が変形しており、Aは右半が4回反転にみえ、Bは左半が4回反転⁶⁹⁾である。6711 は均整唐草文 IV との折衷型式であるといえよう。

均整唐草文 II (Fig. 70) 6671 と 6679 の 2 型式がある。興福寺式 6671 の中心飾りは、左右に分離した下向き C 字形の中心葉のなかに紡錘形の小葉をおき、中心葉の巻き込みと組み合せて、下から派生する三葉文を表現する。

興福寺創建の 6671 Aa は、第 2 支葉を欠いた 2 葉構成の唐草文単位を 3 回反転させる。第 1 支葉の巻きが弱く主葉先端に近接するので、先端が二股に分岐した単位唐草が連続するようにも見える。加えて、第 1 単位が上から派生するため、均整唐草文 I とは上下逆転した唐草の流れになること、一段高い外区に線鋸歯文と杏仁形珠文をおくことも均整唐草文 II の大きな特徴である。Aa と同じく 2 葉構成をとるのは、ほかに E・J があり、興福寺から出土するのはこの 3 種である。これを「興福寺系」の 6671 とする。⁷⁰⁾

「興福寺系」
の 6671

これに対し、6671 B～D・I・K は、唐草文各単位が 3 葉構成である。これは均整唐草文 I に特徴的な単位唐草文であり、6671 の原則からはずれる。おもに平城宮・京で出土する一群であり、単位唐草文の構成が、均整唐草文 I の影響を受けた結果と考える。これら 5

種を「宮・京系」の 6671 とする。

「宮・京系」
の 6671

6679 は、中心飾りが十字形垂飾りと上向き C 字形の中心葉からなり、唐草も 4 回反転である点、6671 の内区文様とはやや違いがある。しかし、唐草第 1 単位が上から派生することと、上外区と脇区に杏仁形珠文、下外区に線鋸歯文をおくことから、均整唐草文 IV の影響を受けた均整唐草文 II の型式と考える。唐草文各単位が 3 葉構成であることからみて、「宮・京系」6671 の系譜をひくものである。

整唐草文Ⅲ (Fig. 71) 均整唐草文Ⅲは、東大寺式軒平瓦 6732 がその代表である。6732は、下から派生する三葉文を入れた対葉花文の中心飾りや、多数の支葉をともなった華麗な唐草文を特徴とする3回反転均整唐草文である。中心飾りの中心葉が左右に分離することや大ぶりの珠文をもつことも均整唐草文Ⅰとの違いといえよう。

6732は同文で異筭のものが多くも特色である。ここでは、 $A \cdot C \sim S \cdot U \sim W \cdot Y \cdot Z$ の23種ある⁷¹⁾6732を、中心飾りや唐草の違いにより大きく3つに区分する。

第一は、 $D \sim J \cdot S \cdot U \sim W$ 。唐草第1支葉が3~4葉からなり、唐草の巻き込みが最も強い。中心葉は左右の二葉が外反し相互に分離する。主に東大寺とその周辺から出土する。以下、「東大寺系」とする。⁷²⁾第二は、 $A \cdot C \cdot L \cdot O$ 。主に、平城宮と秋篠寺から出土するもので、唐草各单位第1支葉の巻きが弱い。これらを「宮系」とする。⁷³⁾第三は、西大寺所用の $K \cdot M \cdot N \cdot Q \cdot R$ 。中心葉は三葉の基部が接続するか、左右の2葉が内彎する。また、第1単位第2支葉を欠く。これらを「西大寺系」とする。

3者の違いをもう少し詳しく述べると、「東大寺系」と「宮系」は、中心飾りの三葉文がそれぞれ分離し左右の葉は外反するが、「西大寺系」は三葉が基部で接続するか、あるいは左右の葉が外反しない。また、「西大寺系」は、唐草の先端が玉状に膨らむことや第1単位第2支葉を欠き第1・第2単位の第1支葉が3葉構成であることでも他の2系統と区別できる。「東大寺系」と「宮系」は、「宮系」の支葉の巻きが弱いことと外区珠文が小振りであることが異なる。各系統は唐草の連続性や細部の特徴によりさらに細分して変化を追うことができる。

6732の変遷については既に岡本東三の見解があり、先に設定した「東大寺系」は岡本分類の⁷⁴⁾「東大寺式第Ⅰ類」にほぼ対応する。ここでは、岡本の変遷案に依拠しながら、⁷⁵⁾「東大寺系」の6732を $E \sim G \cdot J \cdot U \rightarrow D \cdot H \rightarrow I \cdot S \cdot V \cdot W$ の3段階に区分する。

$E \sim G \cdot J \cdot U$ (以下、「東大寺系(古)」)は唐草の展開が最も連続的な一群である。特に $E \sim G$ は、唐草文の膨り込みが巻きの内側に向かって斜面を形成する、いわゆる片切り膨り風に仕上がり、唐草の展開は最も流麗である。対葉花文は左右が上でつながり、第3単位外側の遊離した小葉が2枚である。⁷⁶⁾ $D \cdot H$ (以下、「東大寺系(中)」)は、唐草が分解気味となり、対葉花文は左右に分離する。第3単位外側的小葉は1枚となる。外区珠文は上下外区9個であったものが、 H では7個に減る。 $I \cdot S \cdot V \cdot W$ (以下、「東大寺系(新)」)は唐草が完全に分解し、主葉と第1支葉の一つがほとんど同じ大きさとなる。対葉花文はやはり左右に離れ、また上下外区珠文も7個に固定する。なかでも、 W は中心飾りの三葉文が二葉に変形し、第2単位第1支葉も1枚となる。

「宮系」の6732 「宮系」の $A \cdot C \cdot L \cdot O$ では、 $A \cdot C \cdot O$ (なかでも A)が「東大寺系(古)」に最も近く、唐草第3単位外側に2枚の小葉をおき、第2単位第2支葉を2葉構成とする。しかし、対葉花文の先端は離れる。 L は中心飾りが大きいため全体のバランスが崩れ、第2単位第2支葉と第3単位外側的小葉をともに1枚とする点や外区珠文が小型である点など、 $A \cdot C \cdot O$ よりも新しい要素を備える。

「西大寺系」の6732 「西大寺系」のなかでは、 N が最も原型の「東大寺系(古)」に近い。対葉花文は二つに分かれた先端の上だけが接続し、唐草も主葉が長く延びて連続的である。中心飾りの三葉文左右が外反するのは「西大寺系」では N だけである。これ以外の、 $K \cdot M \cdot Q \cdot R$ は唐草が分解し、

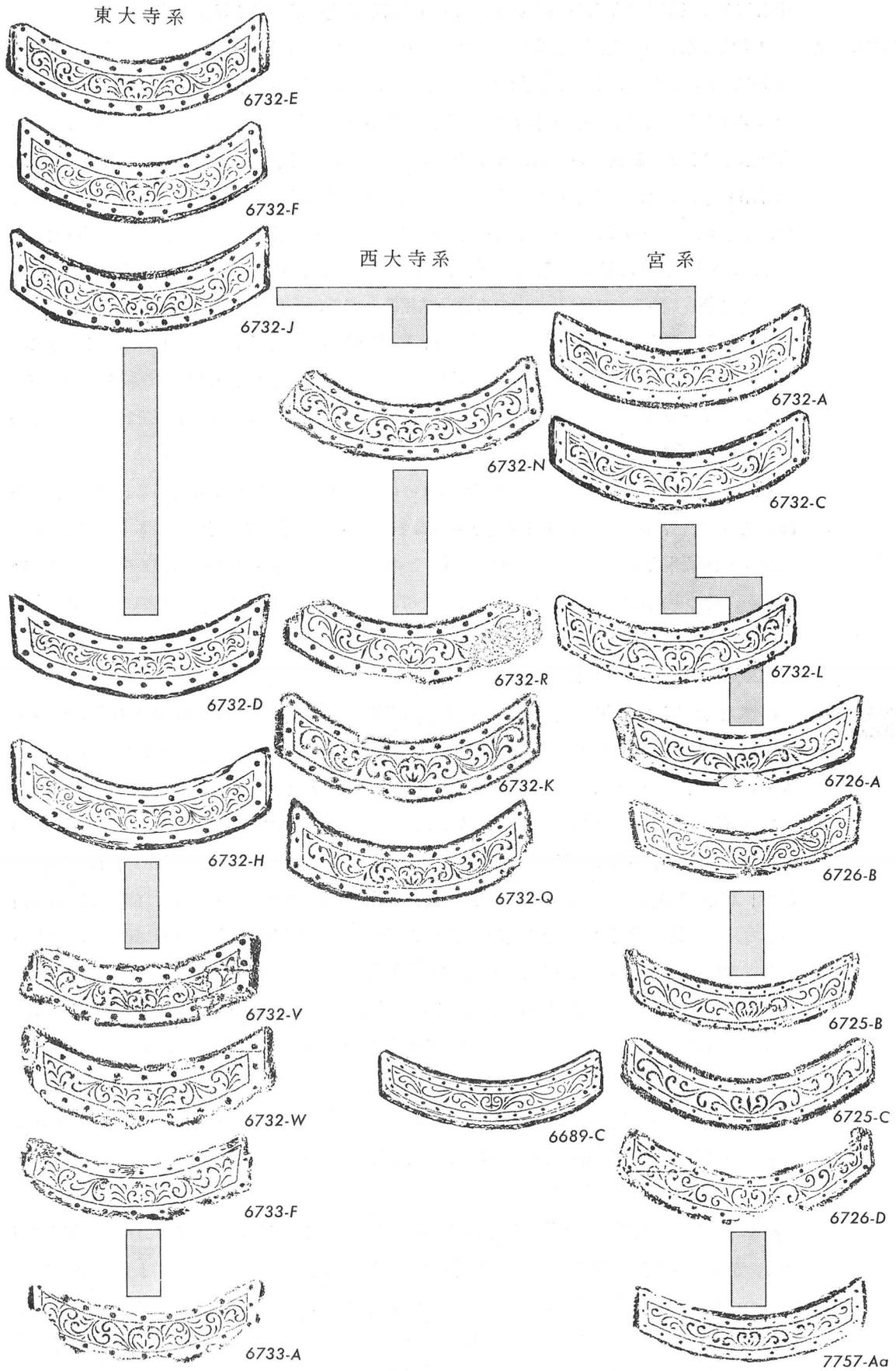


Fig. 71 均整唐草文Ⅲの系列と変遷 (1:7)

中心飾りの三葉文は左右が内彎する。K・Qは対葉花文の足が長く延び加減である。

6732の変遷 「東大寺系」の3段階の変化をほかの二つのグループにあてはめてみると、「宮系」は対葉花文が左右に分離し、「西大寺系」では、第1単位第2支葉がなく、三葉文も本来の形からは変形すること、唐草第3単位外側に遊離した小葉が一枚となることなど、二つの系統とも「東大寺系(古)」よりは新しい要素をもっている。しかし、「宮系」のA・C・Oの唐草文は「東大寺系(中)」や「西大寺系」に比較すると、唐草の展開は依然連続的である。従って6732各種は、文様からみると、「東大寺系(古)」→「宮系」→「西大寺系」・「東大寺系(中)」→「東大寺系(新)」という変遷をたどって継起的に出現したと考えることができる。また、「西大寺系」のNと「東大寺系(中)」のDはその中でも古い様相をとどめ、「東大寺系(中)」のHは上下外区珠文の数が7に減ることから、「東大寺系(新)」に近いものとする。6733の対葉花文の特徴は、「東大寺系(新)」の6732Iや「西大寺系」の6732K・Qに現れていたものである。唐草がこれらよりも一層分解することや珠文数が7であることからみても、6733は6732の「東大寺系(新)」を遡らない。

6732との形式的関連で述べなければならないのは、6725、6726と6733である。6725と6726は、ともに、下から派生する三葉文を中心飾りとする3回反転均整唐草文であり、6725Aと6726A・B以外は3葉構成の唐草文である。この点では、均整唐草文Iに含むべきものともいえるが、その系譜は均整唐草文Iではなく、6732に求められる⁷⁷⁾。特に、左右に分離する中心葉の中に三葉文をいれた中心飾りは、均整唐草文IIIに特徴的な文様要素である。この点を文様変化を追って考えてみよう。

6725・6726の変遷 6725と6726は中心飾りが近似し、型式差が明瞭ではない。そこで、6725A～Cと6726A・B・D～Fを唐草文の特徴から二つに分類し、第1支葉が2～3葉で構成される6725A、6726A・Bを「6725・6726(古)」とし、唐草文の各単位が3葉構成の6725B、6726D～Fを「6725・6726(新)」とする。唐草第2支葉を欠いた2葉構成の6725Cも「6725・6726(新)」に含めてよいだろう。中心飾りの対葉花文は欠落するが、唐草文と中心飾りの特徴から、「6725・6726(古)」が6732の流れを汲むものであることは容易に類推することができる。「6725・6726(古)」のうち、唐招提寺所用の6725Aは第1支葉の2葉は巻きがほぼ同じであるのに比べ、6726Aの第1支葉はそのうちの1枚が大きくかつ強く巻き込むため、3葉構成の単位唐草に近似する。唐草が3葉構成をとる「6725・6726(新)」は基本的には6726Aから変化したと考えられる。「6725・6726(新)」の6725Bと6726D・Fが第3単位外側に小葉を加えるのも、6726Aの特徴を受け継ぐものである⁷⁸⁾。

「6725・6726(新)」に近似した唐草文をもつのは、他に6689Cがある。中心飾りは上外区界線からのびる三葉文であるが、主葉がやや長く第3単位外側に遊離した小葉を加える唐草文の特徴は6726Fなどに共通する。

6733は6732に似るが、唐草は分解し対葉花文基部が長く延びる。6733Fだけは対葉花文が短く、6732V・Wに近似する。唐草文の特徴は6732の「東大寺系」と共通するものである。

このほかに、均整唐草文IIIの型式として6734Aと6739がある。ともに中心飾りと外区文様は異質ではあるが、唐草文の特徴は均整唐草文IIIに含めることができる。6734Aは、上外区線から垂下する短線と三ツ葉形を組み合わせた垂飾りをもつ。唐草先端が玉状に膨らみ、第3単

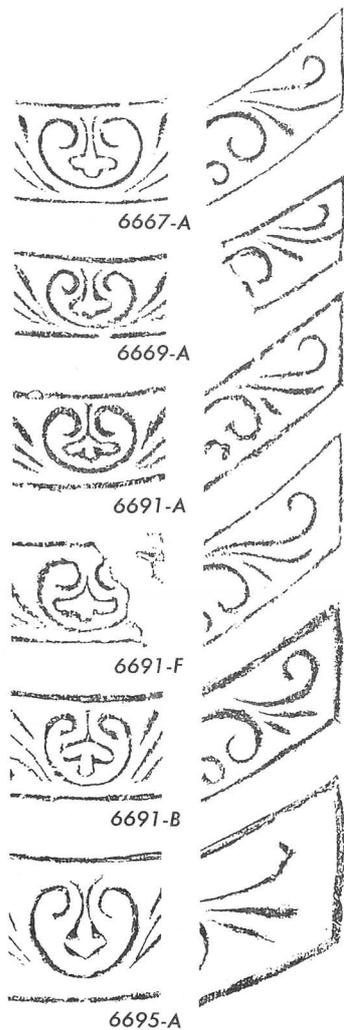


Fig. 72 均整唐草文Ⅳの変遷(1:2)

があげられるが、きわめてよく似ている。⁷⁹⁾ 6691Fの垂飾りは基部が開かない。唐草文の流れは6691Aに近い。第4単位の主葉は長く延びるが、界線にはとどかない。

6691B・Dは中心飾りの垂飾り基部が開かない。Dは先端が上外区界線につく。この2種は唐草がやや分解気味で、特に唐草第4単位の主葉が短く、第2支葉が主葉より長く延びて、一見、主葉の外側に2枚の支葉が付属するかのようである。この第4単位の特徴は6667Bにもあり、⁸⁰⁾ 6691A以後の均整唐草文Ⅳの型式に特徴的な要素とすることができよう。

6695Aは花頭形垂飾り先端が下向きの矢印形に凹み、第2単位が2葉構成であることなど、6667Aから6691Aの変化の中ではやや異質であるが、第4単位主葉が短く第1支葉が大きく巻き込む特徴は6667Bや6691B・Dに似る。外区には均整唐草文Ⅲに似た大粒の珠文をおく。

以上、この一群の文様系譜は、6695Aがやや変則的ではあるが、6667A、6669A→6691A・F→6667B、6691B～D、6695Aという3段階に区分できる。

次に、6704、6767、6768という第2の一群は、唐草の巻きが大きいことを特徴とする。6768は左右に分離した中心葉にそれを小さくしたような対向C字形(A・C)や上向きC字形(B)をいれる。唐草は3葉構成だが、中心飾りが唐草の一部に見える点や第4単位の主葉が巻き込んで界線に接しない点は6767に似る。6767Aはともに唐草第1支葉が2葉構成となり、

位外側に1枚の小葉をおく点は「西大寺系」や一部の「東大寺系」6732と共通した特徴である。6739は、中心飾りが単位唐草文とかわらない形で、唐草文もかなり分解する。外区に多数の珠文を配する点からは、均整唐草文Ⅳとの関連をうかがうべきかも知れない。

均整唐草文Ⅳ (Fig. 72) 4回反転均整唐草文には6667、6669、6691、6695、6704、6729、6767、6768がある。これらは、中心飾りや唐草によって、6667、6669、6691、6695の一群と、6704、6767、6768の一群に分けることができる。

第1の一群は6667Aを初現とする。6667Aの中心飾りは花頭形垂飾りと上向きC字形の中心葉が組み合うものである。垂飾りは先端が左右に開き、一方が界線に接する。均整唐草文Ⅰで行なった分類では、花頭形垂飾り第1類と第2類の中間形にあたる。Aと酷似するCでは、垂飾りは先端が界線に接する花頭形第2類である。A・Cとも唐草文は流麗であり、第4単位は、均整唐草文Ⅰの唐草第3位パターン①bに近似したおさめ方、つまり、唐草の主葉が長く延びて脇区界線に接し第1支葉は小振りである。6667Aを小型にした6669Aも、文様構成は6667Aとほとんど同じである。

6691Aは、6667Aを祖形として成立した型式である。

6667A→
6691A

6667Aとの差として、中心飾りの垂飾り軸部が一本の線になり基部だけが開くことや、唐草がわずかに違うことなど

均整唐草文Ⅲの影響がうかがえる均整唐草文Ⅳである。

6767は界線から垂れ下がる短線を中心に唐草が4回反転する。6704Aは唐草が完全に分解し第2支葉を欠く。

上記2群に含まれない均整唐草文Ⅳとして、6711Bと6729がある。6711については均整唐草文Ⅰで触れたように、均整唐草文Ⅳとの関連が深い。6729^{B1)}は小字形垂飾りを入れた中心飾りをもち、6711の垂飾りに類似する。6729Bは内区の文様が凹凸逆転する。これは均整唐草文Ⅰの6710Dと同じ表現法である。

均整唐草文Ⅴ (Fig. 73) 5回反転の均整唐草文には、6718, 6719, 6721, 6723などがある。

6719, 6721, 6723は同一系統の文様であり、いずれも3葉構成の唐草文を5回反転させる。3型式のうちでは、瓦範の種類と出土量の多さから、6721をその代表としてよい。

6721の区分

6721は小字形の垂飾りと、左右に分離して対向する中心葉からなる中心飾りをもつ。6721の内区文様は、6719Aを祖形とするものであり、小字形の垂飾りは、本来は垂下する三葉文を表現していると思われる。この点では、Gが最もよくその特徴を示している。A・D～F・Hは、垂飾りの左右がほぼ水平の小葉、Cは上向きの逆小字形である。Iは中心飾りの垂飾りが3個の珠文となり、唐草文各単位の第2支葉も珠点に変化している。6723Aは、6721Iのさらに変形したもの。中心飾りは何を表現したものかも分からなくなり、唐草の流れが分解する。一方、J・Kのように下から派生して開く三葉文は6721のなかでは原則的ではなく、むしろ均整唐草文Ⅲの6732と同じ中心飾りとみたほうがよい。Jは第5単位の唐草文がほかのものよりも小さく、しかも唐草文の派生が内外区界線からはなれ、内区の中央にまともになってしまう。

6718Aは、中心飾りに垂飾りがなく、中心葉が巻き込んで眼鏡状になる。第1単位のみが3葉構成で、そのほかは2葉構成である。6755Aは主葉だけの唐草を5回反転させるが、左第4単位の派生が逆転する。中心飾りには短線の垂飾りをおく。この2型式は中心飾りの中心葉が上向きC字形である点など、6721と別系統と思われるが、系譜を明らかにしえない。

均整唐草文Ⅵ (Fig. 74) 唐草が連続する均整唐草文には、反転数が3回、4回、5回、の3種がある。

3回反転のものには、6670A, 6697A, 6716がある。6670Aは花頭形垂飾り第3類、6697Aはそれに似た「まさかり」形の垂飾りをもつ。ともに上向きC字形の中心葉が伴う点は均整唐草文Ⅰに近似する。6716には下向きのC字形中心葉、唐草第1単位が上から派生する特徴、外区の杏仁形珠文など均整唐草文Ⅱと共通する要素がある。中心飾りは、中に小型十字形をおく。

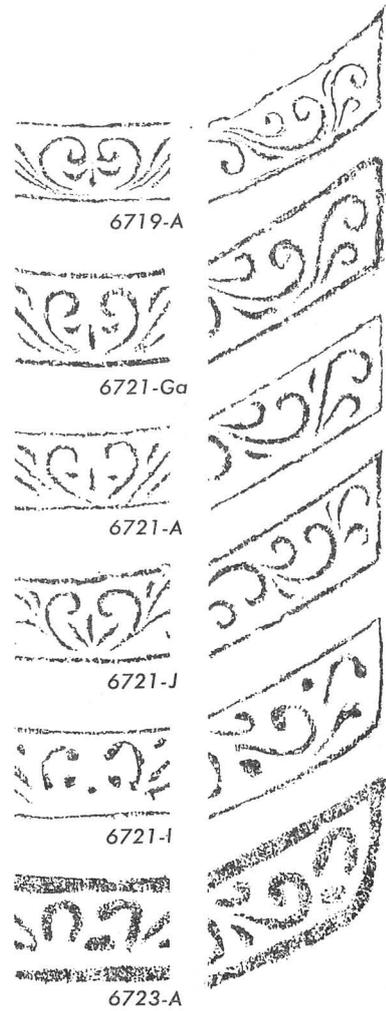


Fig. 73 均整唐草文Ⅴの変遷 (1:2)

A・Cと、上から派生する三葉文をおくD・Eの2種があり、両者は唐草文にも違いがある。つまりA・Cは連続する主葉の内側に第1支葉があり、Aでは右第1単位と左第2単位以外に、Cでは第2・3単位に蕾状の第2支葉がある。これに対し、D・Eは第1単位に内彎する第2支葉がある以外支葉を伴わず、主葉の先端が二股に分かれる。Bは中心飾りが明かでないが、唐草はA・Cに似る。

4回反転には、6654、6675、6717などがある。6654Aは中心飾りがなく、左5回反転の変則的な均整唐草文である。単位唐草文の形は違うが、同じ文様展開の例が法隆寺にある⁸²⁾。6675Aの中心飾りは、逆V字形の中に珠点をおいた下向きの三葉文の垂飾りを、上向きC字形の中心葉が囲む。唐草文は2ないし3葉構成である。この2型式は基本的には連続する主葉の内側に支葉をおいた唐草文であり、藤原宮式軒平瓦6642・6643の文様をそのまま受け継ぐものである。

6717Aの中心飾りは、上向きC字形の中心葉の中に珠文をおくが、中心葉の巻き込みが近接するので、垂飾りは下向きの三葉文に見える。ちょうど、6671(均整唐草文Ⅱ)の中心飾りを上下逆転した形であり、また6675Aのそれにも近似する。唐草文は支葉を欠き、二股に別れた主葉の先端に珠文状の小葉をおく。

5回反転には、6712、6713、6714がある。牛頭状の中心飾りをもつ6712Aの唐草文単位は2葉構成である。第1支葉の巻き込みが普通のものとは逆であったり、紡錘形の点であったりと各単位にばらつきはあるものの、上でみた4回反転の均整唐草文Ⅵと共通する唐草文である。6714Aは、下向きに派生する左右2葉の唐草が釣鐘状の飾りを囲む。釣鐘状の形の中には、意味不明の文様がある⁸⁴⁾。6713Aは6714Aが変形したものである。唐草文は延びきって支葉がなくなる。

以上、均整唐草文Ⅵは、3回反転の型式では相互の関連が薄いものの、4回反転と5回反転は、それぞれ一連の系統にまとまり、また唐草文にも似たところがあるように思われる。なお、均整唐草文Ⅵのうち、6654と6675は追分廃寺所用と推定され、6712、6716、6717Aの3型式は6716Aを除くとすべて大安寺とその周辺、6713A、6714A、6716Aは法華寺とその周辺に分布が集中する。

均整唐草文Ⅶ(Fig. 75) そのほかの均整唐草文は、これまでの分類にあてはまらない型式、6759

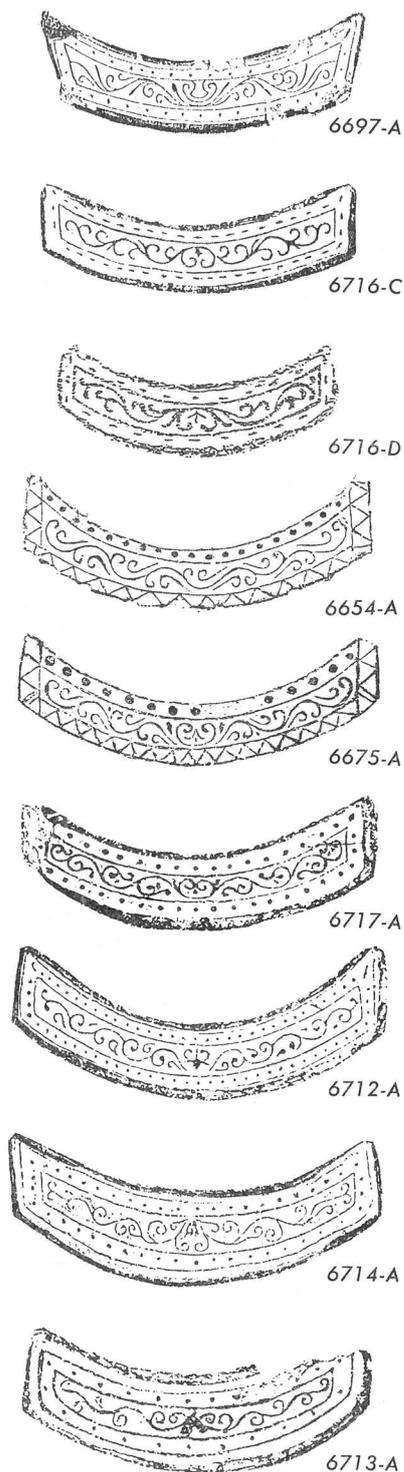


Fig. 74 均整唐草文Ⅵの変遷

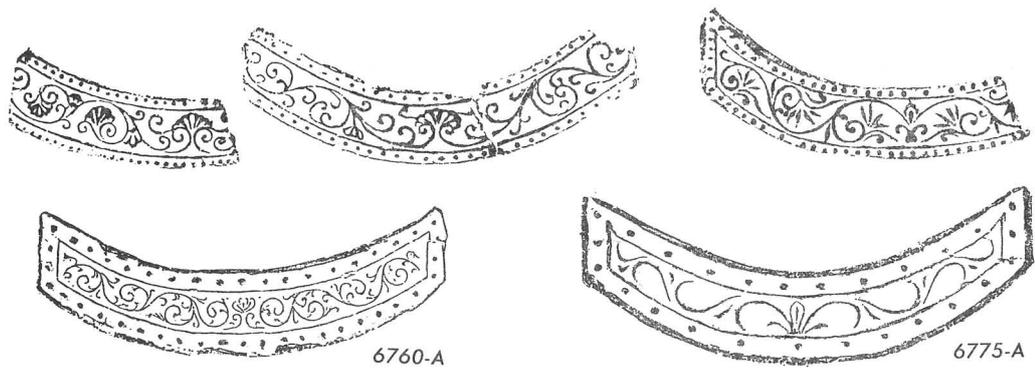


Fig. 75 均整唐草文Ⅶ（下段）と統一新羅の軒平瓦（上段）（1：5）

A, 6760, 6761, 6763, 6775 などを一括する。

6760は横花形の中心飾りと内区両端から派生する蔓の連続した唐草文を特徴とする。唐草は4回反転で、小さな支葉が多数分岐する。中心飾りに向かって派生する唐草文は平城宮・京では他に例がない。6759Aは6760とは唐草の派生が逆転するが、同じく横花形の中心飾りをおき、単位文様が類似するほか、外区を内区より一段高くし、小さな珠文を密に並べる点も共通する。これらの特徴は、ともに統一新羅の軒平瓦の文様に共通性を見いだせるものである。⁸⁵⁾また、6775のモチーフも他に例をみないものであるが、中心飾りと左右の第1単位が基部でつながるように派生する文様は、唐草の違いを無視すれば、葡萄唐草文軒平瓦や統一新羅の軒平瓦に類似するものがある。

6761は桃実形の中心飾りをもつ5回反転の均整唐草文軒平瓦である。中心飾りの上に相対する小葉があるが、これは均整唐草文Ⅲの対葉花文が変形したものであろう。第2支葉を3葉構成とする点は三葉文をおいた中心飾りをもつ6763と共通する。6775は下から伸び上がる単弁文を中心とした三葉文を中心飾りとする。A・Bともに4回反転だが唐草に違いがあり、Aの単位唐草文は主葉と第2支葉からなる2葉構成であるが、Bは蔓状に連続した唐草である。

b その他の瓦当文様

偏行唐草文 (Fig. 76) 偏行唐草文には6644, 6645, 6652がある。いずれも変形偏行忍冬唐草文で、同じ偏行唐草文でも藤原宮の諸型式とは文様系譜に連続性がない。6644は左京九条一坊の観音寺推定地の他、左京三条二坊からの出土も目立つ。6645Aは久米寺に同範品があり、様式的にも藤原宮段階のものが平城京造営に供給されたものと思われる。6652Aは押熊瓦窯から出土したほか同範例が法隆寺にある。⁸⁶⁾つまり、これら偏行唐草文は基本的には寺院所用の軒平瓦にしか残らないのである。

重郭文 (Fig. 77) 幾何学文には重郭文がある。平城宮・京から出土する重郭文軒平瓦は、二重の重郭文6752、その中に弧線を1条おく6574、三重の重郭文6575、の3型式である。唐草文軒平瓦と違って各型式内での変異はとらえにくい、外縁に相当する外側の

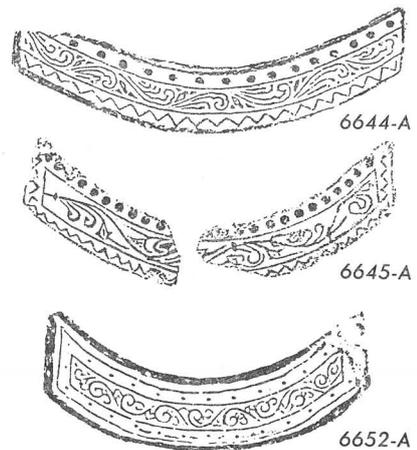


Fig. 76 偏行唐草文軒平瓦

方郭と内側の方郭との太さを比較すると、6572Bは内側がより細く、しかも低い。これ以外は、方郭・弧線の太さと高さがほぼ同じである。また、6572C・Eは地の部分がほとんどなく、方郭間が凹線である。さらに、平城宮・京の重郭文軒平瓦を難波宮所用と比較すると、一本の弧線を一重の方郭が囲む難波宮 6571、二本の弧線を囲む難波宮 6573 は平城宮・京で出土がなく、⁸⁷⁾ 逆に 6575 に対応する文様のものは難波宮での出土が知られていない。

飛雲文 (Fig. 78) 飛雲文軒平瓦には 6801A と 6802A がある。6801A は 3 単位、6802A は 2 単位の飛雲文が内区両端から派生する。6801A は中心飾りに「修」の字が表現されていることから修造官司の「修理司」にかかわると考えられている。このことは、6801A が中心飾りに均整唐草文 I と同じ上向き C 字形中心葉を採用していることとも対応するものと思われる。一方、6802A は飛雲文の派生が 6801A とは異なり、むしろ近江系や下野系の飛雲文軒平瓦に近似する。特に、中央の飛雲文が左右に尾を引く形をとる点、下野系とは同一文様である。⁸⁸⁾

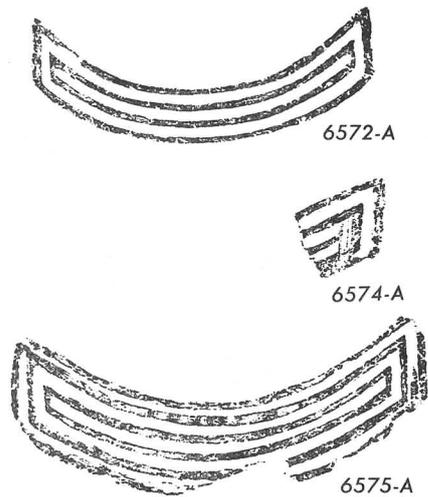


Fig. 77 重郭文軒平瓦

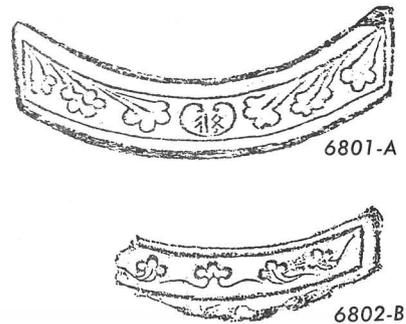


Fig. 78 飛雲文軒平瓦

2. 外区文様について——外区区画の方法とその変化—— (Fig. 79)

平城宮・京の軒平瓦の外区文様は、珠文だけのものが多い。それ以外の例には、

- a : 下外区に線鋸歯文, 上外区と脇区に杏仁形珠文をおく=⁸⁹⁾6671, 6679 A
- b : 下外区と脇区に線鋸歯文, 上外区に珠文をおく=6654 A, 6675 A
- c : 上外区に珠文, 下外区に線鋸歯文, 脇区なし=6644
- d : 外区と脇区すべてに線鋸歯文を巡らす=6659 A
- e : 外区圏線文=6663, 6681, 6734 A
- f : 外区素文=6655 A, 6702, 6719 A, 6801 A, 6802 A

がある。外区に線鋸歯文を入れる型式は、均整唐草文 II (6671, 6679 A) と 6659 A を除くと、第 I 期以前から存在したものか、あるいは第 I 期の京内の軒平瓦に限られる。特に、平城宮所用の軒平瓦には鋸歯文が残らないことは、既に藤原宮所用軒平瓦の中に、外区をすべて珠文とする 6642, 6643 が出現し、線鋸歯文が用いられなくなっていたことにもよるものと考えられる。均整唐草文 II の外区文様は 6661 に似るが、6661 は上外区のみを杏仁形珠文とし、脇区と下外区を線鋸歯文とするので脇区の文様が異なる。また、6661 は内外区が同一面上にあるのに対し、6671 と 6679 では外区を内区より一段高くする点でも相違し、6661 と均整唐草文 II の外区文様には直接の関係はない可能性が高い。

さて、藤原宮の軒平瓦 6642, 6643 に始まると考えられる上下外区・脇区すべてに珠文をお

外区文様の
バラエティ

線鋸歯文の
省略化

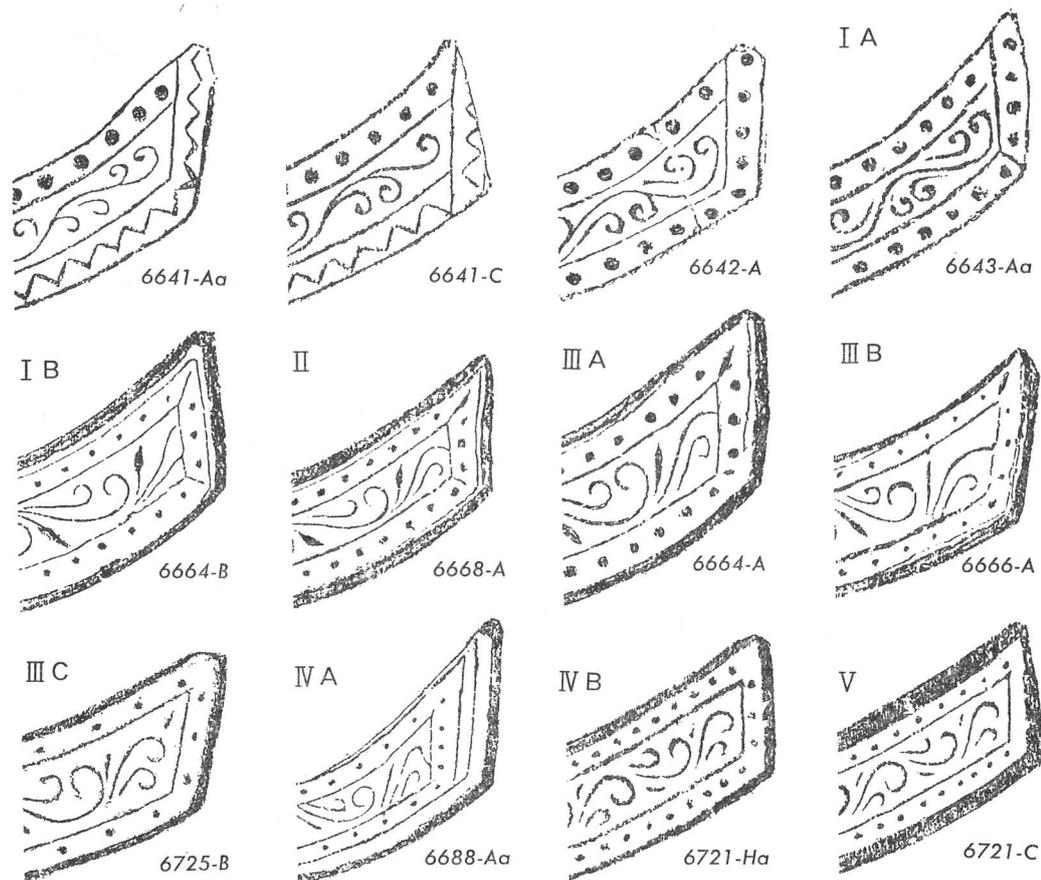


Fig. 79 外区区画の分類 (1:3)

くものについては、珠文の数・大きさのほか、各区の文様が同一であることに起因して各区の区画方法にいくつかの手法を指摘することができる。これまで、この区画方法に関してはあまり触れられてこなかったため、以下ではこれを中心に外区珠文の型式を検討する。外区文様の区画方法とは、上外区・下外区・脇区をどのように分離あるいは連続させているか、ということである。藤原宮式には、既にいくつかのパターンが登場している。平城宮・京の軒平瓦を問題とする前に、それを整理しておこう。

藤原宮式の軒平瓦は、文様構成によって、外区に珠文と線鋸歯文を入れる 6641, 6646, 6647 と、珠文だけの 6642, 6643 に分かれる。前者はさらに、脇区のある 6641 と、脇区のない 6646, 6647 に区別できる。6642, 6643 はいずれも脇区をもつ。6646, 6647 では上下外区が分離しているため、区画する必要は生じない。平城京では 6644 がこの外区構成である。

脇区をもつ 6641, 6642, 6643 は脇区と上外区の間を、脇区界線を上にのぼした界線で区画する。6641 は下外区と脇区に線鋸歯文をおくが、A・E・F・Nでは線鋸歯文が一連であるのに対し、Cや本薬師寺所用のG・H・Iでは下外区と脇区で線鋸歯文が連続しない。つまり、文様を切ることによって、各々の区を区別し、さらに線鋸歯文の両端を脇区界線に連続させることにより、あたかも界線のようにみせている。この区画方法は、大官大寺所用の 6661 にも共通し、平城宮・京では、6645A, 6654A, 6675A がこれである。

これに対して、外区をすべて珠文とする 6642, 6643 では、文様の違いや不連続によって脇区と下外区を分割することができないため、区画線が必要になる。6643Aでは内外区界線の左

右下角から斜めに延びる界線が発生する。このような、上下外区と脇区を各々区画する 6643A の区画方法が、基本的には平城宮の諸型式に受け継がれる。

平城宮・京の軒平瓦のうち、外区に珠文をおく型式には、外区区画の方法として、大きくは次の4つがある。⁹⁰⁾

外区区画方法の分類

- I：界線で区画する。
- II：杏仁形珠文と界線で区画する。
- III：杏仁形珠文を用いて区画する。
- IV：区画線・区画文様をおかない。
- V：脇区に珠文をおかない。

I は、

IA：脇区界線を上に延ばして上外区と脇区の区画をし、下外区と脇区は、下外区界線の両端から斜めに延びる界線によって区画する。

IB：外区区画線内外区線から、斜め四方に延びる。

の2種に細分する。

II は、上外区と脇区との間を杏仁形珠文、下外区と脇区の間を界線で区画し、杏仁形珠文・界線はともに斜めに延びる。

III は、

III A：上下外区と脇区の区画に杏仁形珠文をおく。2つの杏仁形珠文は、上の上外区と脇区を区画するものの方が大きい。

III B：上外区と脇区の間には杏仁形珠文をおくが、下外区と脇区の間には珠文をおく。

III C：上外区と脇区の間には杏仁形珠文をおき、下外区と脇区の間には珠文をおかない。

の3種がある。

さらに、IV は、

IV A：脇区上下端に珠文をおき、外区の珠文が各区連続する。

IV B：脇区上下端、あるいはその一方を空白とするもの。

の2種に細分する。ともに上下外区と脇区の区画が不明瞭になったものである。

IA は、藤原宮 6643A と同じ区画方法であるが、これと全く同じものは 6711A のみであり、平城宮・京の軒平瓦には、脇区と上下外区を斜めの界線によって区画する IB か II がまず現れる。IB は 6664B・C、II は 6664M と 6668A である。ともに区画に界線を用いる点で、外区区画としては古い様相としうる。界線を用いない III A は、6664A・D・F～L・O、6665A、6667A、6669A、6682A、6685A・C～E、6689A、6691A・B にある。6667A と 6669A は杏仁形珠文が細長く、しかも両端が内外区界線につながるため、IB あるいは II に酷似する。これら3種の区画方法 (IB・II・III A) は、花頭形垂飾りや十字形垂飾りをもつ均整唐草文 I と均整唐草文 IV に特徴的である。花頭形垂飾り第1・2類と第3類との差は、後者の 6664D・F では下外区と脇区の間を杏仁形珠文がほかの珠文と同じような小型となり、III B に近いものとなっていることに現われている。

外区区画方法の変遷

III B は、6664N、6666A、6685B などの小型の軒平瓦のほか、6682B、6689C、6694A、6697A、6710A・C、6712A、6717A、6727B などにある。III B の均整唐草文 I には花頭形垂

飾り第1類がないことや、先に述べた6664D・Fの状況からもⅢBはⅢAに遅れて現われると考える。

ⅢCは6727Aと6725Bの2型式2種にある。6725Bの脇区上端の杏仁形珠文はほかの珠文より小型かつ低平である。視覚的には区画用の珠文としては目立たないものであり、区画方法Ⅳに準ずるものとしてよいだろう。

Ⅳの区画方法は数多くの型式にみられる。6688(均整唐草文Ⅰ), 6725A・C・D, 6726, 6732, 6733, 6739(均整唐草文Ⅲ), 6695A, 6704A, 6767, 6768(均整唐草文Ⅳ), 6718A, 6721Ha, Hb・J, 6723A(均整唐草文Ⅴ), 6712B・C, 6713A, 6714A(均整唐草文Ⅵ), 6760・6761・6763, 6775(均整唐草文Ⅶ)などがこの区画方法である。うち、6713A, 6721Ha・Hb, 6723A, 6779AがⅣB, これ以外はⅣA。均整唐草文Ⅰは6688以外にこの区画をとるものはない。外区区画方法がⅣに変化する以前に珠文を失い、圏線文あるいは素文がそれにかわるのであろう。6688は先に唐草右第1単位の派生に特徴があり、それが均整唐草文Ⅱの影響ではないかと考えた。均整唐草文Ⅱには外区を区画する界線や斜位の杏仁形珠文がなく、原則的には上外区と脇区は杏仁形珠文の向きを変えることで、下外区と脇区は文様を違えることで区別する。均整唐草文Ⅱには、その他の均整唐草文のように外区区画を設ける意識が存在しなかったことが6688の外区に反映されている可能性もある。

外区区画を意識しないこのⅣの区画方法は、均整唐草文Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅶがその中心を占める。特に均整唐草文Ⅲは6689Cと6725B以外すべてこれである。それまでにも、脇区と下外区との間に杏仁形珠文をおかないⅢBがあり、外区区画は徐々に解消の方向へ向かっていたが、おそらく均整唐草文Ⅲの登場がそれを決定づけたものと思われる。均整唐草文Ⅲの珠文は大型である点も特徴の一つであり、上下外区9個、脇区3個という数も多くの型式に共通する。大型の珠文を配置する点で均整唐草文Ⅲの影響を受けたと思われる均整唐草文Ⅶの6761・6763も同じ珠文数であることが注意される。

均整唐草文Ⅴは外区区画Ⅳの3型式5種を除くもの、つまり、6721A・C～G・I・Kが外区区画Ⅴであり、しかもこの区画方法は他の均整唐草文には採用されない。外区区画Ⅳをとる均整唐草文Ⅴも、6721Haが脇区上下端、Hbが脇区下端、6723Aが脇区上端をそれぞれ空白とする外区区画ⅣBである。ⅣBの区画法に均整唐草文Ⅴがめだつのも、この様式が基本的に外区区画Ⅴをとることに関連するかも知れない。

以上、外区を区画方法の面から検討した。これによれば、おおむね区画方法はⅠからⅣに変化し、Ⅳと前後してⅤが現われる。Ⅲのなかでは、BよりもAが古い様相を示す。これは、要するに外区各区の区別が徐々に解消されていく傾向であり、外区をすべて珠文とすることに起因して生まれた外区の区画は、逆にそのために衰退していったとも考えられる。

(2) 顎の形態とその変化

1. はじめに

軒平瓦の顎の形態には、直線顎、段顎、曲線顎の3種類がある。平城宮・京の軒平瓦の顎形態を検討する前に、まず、飛鳥白鳳時代の軒平瓦の顎の形態を概観しておこう。

飛鳥時代の軒平瓦はそれ自体の例が少ないが、法隆寺若草伽藍の手彫り偏行忍冬唐草文軒平

瓦と型押し偏行忍冬唐草文軒平瓦は、いずれも直線顎である。法隆寺の手彫り忍冬文軒平瓦には、平瓦部から瓦当面向かって徐々に厚くなる完全な直線顎のものと、顎部が平瓦部から屈折して厚くなるものがあり、この差は、型板を使用した型式と型板を使用しない型式の差に対応する。法隆寺にはほかに、普通の平瓦の端面に忍冬弁軒丸瓦の瓦範を押しつけて施文して軒平瓦としたものもあり、これには顎部がない。

白鳳時代では、法隆寺西院伽藍創建の均整忍冬唐草文軒平瓦が直線顎である。法隆寺に限らず、法輪寺、法起寺、山村廃寺など、均整忍冬唐草文軒平瓦は直線顎のものが多い。ただし、瓦当成形技法は、斑鳩地域の諸寺院と山村廃寺とはかなり異なる。法隆寺等の例は、一端が厚い粘土板を用いた桶巻き作りで瓦当と平瓦部とが一体に作られるが、山村廃寺の例は、瓦当部に分割した平瓦広端を差し込む、いわゆる包み込み接合技法である。同様の技法は、元興寺や紀伊・上野廃寺、北九州地方にある。

段顎は重弧文軒平瓦に始まる。重弧文軒平瓦は、平瓦を桶に巻き付けたままの状態、桶の上端外側に粘土帯を籬のようにはりつけて顎部を作り、文様をつける。この手法は藤原宮式 6646、6647 の「貼りつけ段顎⁹¹⁾」に受け継がれる。

藤原宮式 6641～6643 の多くは、「貼りつけ削り出し段顎」の手法を用いている。この手法は、直線顎状に瓦当を形成したのち段部を削り込むか、瓦当近くに顎部成形粘土を巻き、段部を削るか切り込んで段部を成形するものである。

奈良時代には、それまでの直線顎と段顎にくわえて曲線顎が登場し、顎形態が3種類となる。顎形態の多様化と変化に応じ、同範品でも、段顎と直線顎、段顎と曲線顎、など複数の顎形態をもつものが登場するのも特徴の一つである。顎形態の変化に関しては、既に段顎の型式から曲線顎の型式に移り変わり、そのあいだに二つの顎形態をもつ型式が位置することと、段顎は顎の長いものが短いものに先行することなどが明らかにされている⁹²⁾。しかし、その変化を軒瓦編年、瓦当文様や製作技法の変化との関わりの中で評価することは、十分なされていないように思われる。以下では、段顎、段顎を含む複数の形態をもつもの、直線顎、曲線顎に分類し、顎形態の特徴とその変化について述べよう。

2. 顎の諸形態—その特徴と変化— (Fig. 80)

段顎 段顎には、顎部に粘土を貼り足して盛り上げるため、顎面と平瓦部凸面とに段差が生じ段の深いものと、縦断面でみると顎面と平瓦部凸面が一直線になり、直線顎状に作ったのちに段部を浅く削り出しただけのものがある。ここでは、前者を「段顎Ⅰ」、後者を「段顎Ⅱ」として区別する。「段顎Ⅰ」には、顎の長さが7 cm を越えて瓦当厚より大きいものと、5～6 cm 以下で瓦当厚とほぼ同じかそれより小さいもの、さらに顎の長さが2 cm 前後と短いものの3種がある。ここでは、長いものを「段顎ⅠL」、短いものを「段顎ⅠS」、最も短いものを「段顎ⅠSS」とする。

段顎の区分

平城宮・京の軒平瓦で段顎をもつ型式には、6644A～C、6645A、6654A、6675A、6664A～D・F～P、6665A・B、6666A、6667C、6668A、6671D・E・I、6682B・C、6685A・B・D・F、6688B、6689A・B、6690A、6694A、6698A、6699A、6712、6716C・Dがある。このほか、6572A、6663B・F・H、6667A、6671A・B、6679A、6682Aa、6717A、

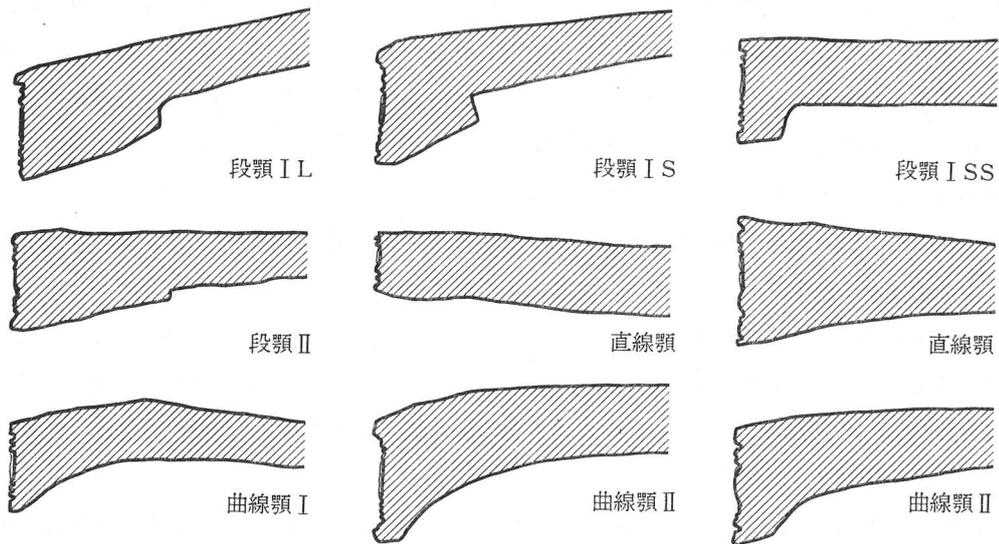


Fig. 80 顎形態の分類 (1:4)

6727A も段顎をもつ型式であるが、直線顎あるいは曲線顎が並存するので、後にとりあげる。

段顎の諸型式のうち、段顎 II は 6664D と 6682D, 6712B にある。6664D は大半が段顎 I であるが、一部にごく少数の段顎 II と曲線顎のものも存在する。この 3 型式 3 種以外の型式はすべて段顎 I である。

段顎 I を顎の長さによって分類すれば、

段顎 IL : 6644A ~ C, 6645A, 6654A, 6675A, 6664A ~ C · H ~ M · O · P, 6665A, 6668A, 6671E, 6688B, 6712A · C

段顎 IS : 6664A · D · F · Ga · Gb · M, 6665B, 6667C, 6671D · E, 6682B ~ D, 6689Aa · Ab · B, 6690A, 6694A, 6698A, 6699A, 6716C · D, 6727B

段顎 ISS : 6663H

である。小型の軒平瓦は他の普通サイズの軒平瓦と同じ基準で分類することはできないが、瓦当厚に対する顎の長さの比をみると、6664N と 6685F は段顎 IL と同じく 1 を超え、6666A と 6685A · B · D はほぼ 1 かあるいはそれ以下の段顎 IS と近似した比率を示す。よって、6664N と 6685F を段顎 IL に、6666A と 6685A · B · D を段顎 IS に分類する。また、6664A · M と 6671E には、段顎 IL と段顎 IS の 2 種がある。

6664 の場合、同文異範が多数あり、その中で顎部の長さに違いがある。これを再度示すと、B · C · H ~ L · P は段顎 IL、⁹³⁾ D · F · Ga · Gb · O は段顎 IS であり、A · M には IL · IS の 2 種がある。小型の N は段顎 IL に含める。この 6664 の段顎 IL · IS の違いを瓦当文様、特に中心飾りとの関連で見ると、花頭形垂飾り第 1 類の A ~ C · H · K ~ M · P では、A · M に段顎 IS がある以外基本的には段顎 IL である。第 2 類の Ga · Gb · I · J · N · O では、I · J · N が段顎 IL、Ga · Gb · O が段顎 IS、そして、第 3 類の D · F は段顎 IS である。つまり、6664 では、花頭形垂飾りの変化にほぼ対応して、段顎が IL から IS へ変化する。6664 以外の花頭形垂飾りをもつ型式では、第 1 類の 6665A が段顎 IS、6668A が段顎 IL、第 3 類の 6665B と 6666A が段顎 IS であり、これと矛盾しない。

さて、ここで藤原宮式軒平瓦をみると、これには顎の長さが 7 cm から長いものでは 10 cm

段顎 IL → IS

近いものまであり、瓦当厚を下回るものがない。つまり、段顎ⅠLかⅡに限られる。また、6667A, 6671B, 6682B, 6688Bと6712A・Cを除いて、平城宮軒瓦編年第Ⅱ期におかれるものに段顎ⅠLがないことから、段顎Ⅰは基本的には、ⅠLからⅠS、つまり顎の長いものから短いものへ変化するとみてよいだろう。

段顎の形態を縦断面形でみると、段顎ⅠLは6664Jを除くと、顎面と瓦当近くの凹面とがほぼ平行するが、段顎ⅠSの6664Ga・Gb・M・Oと段顎ⅠLのJ, 6689Aa・Abと6694Aは、縦断面で顎面が凹面と平行せず、平瓦部に向かって大きく傾斜する特徴がある。6664D・Fと6666Aにもこのタイプがあり、顎の長さだけでなく顎の縦断面形においても、変化を窺うことができそうである。顎面が平瓦部に向かって傾斜する、つまり、瓦当面と顎面が鋭角をつくる特徴は、顎成形粘土を顎全体におくのではなく、主に瓦当近くにあてることが原因であろう。

段顎の縦断面形の変化

段顎を含む複数の顎形態をもつ型式 先に、段顎の軒平瓦には、直線顎あるいは曲線顎が並存する型式があることを述べた。次に、これらを取りあげて、段顎とそれ以外の顎形態との関係をみてみよう。平城宮・京の軒平瓦で、段顎を含む複数の顎形式をもつものには、6572A, 6663B・F・H, 6664D, 6667A, 6671Aa・B, 6679A, 6682A, 6685A, 6688Ab, 6717A, 6727A, の11型式14種類⁹⁴⁾がある。これらの多くは2種類の顎形式だが、6664D, 6667A, 6671Aa, 6727Aの4型式4種は段顎の長短を含めて3種類の顎がある。この他、6652Aと6659Aは、平城京では直線顎か曲線顎の例しか知られていないが、6652Aは法隆寺、6659Aは山背・乙訓寺から各々段顎のものが出土した⁹⁵⁾。逆に、6671Iは平城京内では段顎ⅠSが出土するのに対し、山背・瀬後谷遺跡からは直線顎の例が出土した⁹⁶⁾。まず、顎形態の違いが時間差に関係するかどうかの検討を行う。

6671Aには、下外区と脇区の線鋸歯文を削り取ったAbと、改範以前のAaとがある。Aaには段顎と直線顎があり、Abは瓦当沿いに面取りをする曲線顎(後述する曲線顎Ⅱ)である。Aaの段顎には、顎が長いもの(8~11cm前後)と、短いもの(5~7cm)とがあり、この差は先の、段顎ⅠLと段顎ⅠSとの違いにほぼ対応する。いずれも顎面に縦位縄叩きをほどこす。直線顎の6671Aaの顎部には平瓦部凸面から連続する縦位縄叩きがあり、顎面に調整を施さない。直線顎のAaには範傷がほとんど観察されないので、段顎のタイプとの先後関係を確認することはできないが、Abが曲線顎であることと先にみた段顎Ⅰの変化から、Aa・段顎ⅠL→Aa・段顎ⅠS→Aa・直線顎→Ab(曲線顎Ⅱ)という変化を想定するのが合理的であろう。

6688Aにも瓦範の彫り直しがあり、AaとAbは文様が細いか太いかで区別できる。Aaには段顎ⅠSと小数の段顎Ⅱがあり、Abには段顎ⅠSがなく、段顎Ⅱと直線顎だけである。Aaの段顎ⅠSには、顎面に格子刻み叩き目を残すものと、顎面をヘラケズリして格子叩き目を残さないものがあるが、顎の長さはあまりかわらず、段顎Ⅱのものもこれらとほぼ同じ顎長である。Abの段顎ⅡはAaのそれよりも顎が長い。Abは段顎Ⅱか直線顎かに関係なく、すべてが顎面から平瓦部凸面を縦にヘラケズリ調整する。段顎ⅠSがAaにのみあり、直線顎がAbにあることや、Aa・Abの段顎Ⅱの顎の長短から考えて、6688Aの場合は、Aa・段顎ⅠS→Aa・段顎Ⅱ→Ab・段顎Ⅱ→Ab・直線顎、の順に顎の形が変化しているとみてよいだろう。

この2型式2種のほか、範傷の進行等から、顎の変化をたどることのできるものに、6663B, 6664D, 6667A, 6671B, 6682A, 6685A, 6717A, がある。

6664Dは大半の個体は段顎 IS であるが、段顎 II と曲線顎の例が少数存在する。これらの段顎 II と曲線顎は、筈傷が最も進行した段階の製品に限られる。曲線顎は平瓦部から屈折して瓦当部にいたる形態で、瓦当との境界に顎面を形成しない。6667Aには、段顎 IL・IS と直線顎の3種類の顎があり、筈傷の進行状況から、段顎 IL → 段顎 IS → 直線顎へと顎形態が変化したことを知りうる。⁹⁷⁾6671Bでも、直線顎の個体は段顎に比較して文様が太いので、段顎(IL)が直線顎のものに先行するだろう。6663Bと6717Aは、筈割れのない段階に段顎 IS があり、割れの拡大とともに直線顎あるいは曲線顎に移行する。⁹⁸⁾6682A と 6685A もこれと同様であり、傷筈の少ないものが段顎 IS、筈傷の多いものが曲線顎である。山陵瓦窯から出土した6682Aに段顎のものが全く含まれないことも、顎形態の差が瓦工の個人差によるのではないことを示している。

段顎→直線顎

このように、上に検討を加えた諸型式は、段顎から段のない直線顎や曲線顎へ顎の形が変化する。ここでは確証を得られなかった6572A、6679A、6727Aについても、同じ変化を想定してよいだろう。例外は、6663F・Hである。6663Fは平城京出土例が曲線顎(曲線顎II)、薬師寺出土例が段顎 IS をとる。6663Fは文様からみると、6663の中でも最も新しい種であり、段顎は異例である。2種の顎の個体を比較しても、筈傷が明瞭ではなく、製作技法・胎土ともに異なるから、必ずしも段顎から曲線顎とはいききれない。⁹⁹⁾また、6663Hには「段顎 ISS」の例が1点ある。小破片のため曲線顎IIの個体との筈傷による前後関係は不明だが、段顎 ISS は他に例がなく、段顎 IS との関連よりは、6763A や 6801A などにみられる、顎面が広く顎部の彎曲が強い曲線顎II、いわゆる「浅顎」との関連の方が強いように思われる。

直線顎 直線顎には、瓦当厚と平瓦部の厚さとがほぼ同じものと、瓦当厚が平瓦部厚よりも大きいものがある。縦断面でみると、前者は凹凸面がほぼ平行し、後者は楔形をなす。

瓦当厚が平瓦部厚とほぼ同じ直線顎をもつのは、6655A と 6719A である。瓦当文様が外区を欠き、瓦当厚が小さいため、瓦当を厚くする必要のないことによる。6655Aには瓦当寄りに少量の粘土を足してわずかな膨らみをつくるものがあるが、明確な顎は形成されない。

それ以外の直線顎をとる型式、6671C・J、6681F・S、6685E、6695A、6710A・C・Da・Db、6711Aa・Ab、6713A、6721Ga・Gb・Ha、6723A、6725A、6732E~H・J・K・M・N・Q・R・U、6733、6734A、6759、6760A・B、6763C、6802Aなどは、瓦当面向かって厚さが大きくなる直線顎である。6721・6760以外は凸面に縦位の筈削りを行い、叩き目を残さない。¹⁰⁰⁾これらの多くは、凹面が直線的に瓦当に達するのに対し、6711Abのみは瓦当近くを大きく削り込むため凹面の瓦当中央部縦断面が屈折する。瓦筈の径が平瓦部の径よりも小さいことが原因すると考えられ、曲線顎の6681にも同様の特徴がある。¹⁰¹⁾

直線顎→曲線顎

6721は、Ga・Gb・Ha 以外は曲線顎である。6721Hは、Ha が直線顎をとり、改筈後のHbは曲線顎に変化する。Gbには直線顎と曲線顎(曲線顎II)の2種類の顎がある。6732は瓦当厚が大きいので、凸面の傾斜が他のものより急であり、凸面の縦位ヘラケズリの具合いで曲線顎に近いものもある。

曲線顎の区分

曲線顎 曲線顎は、凸面瓦当沿いの幅の狭い面(顎面)の有無によって、顎面のないものを「曲線顎I」、顎面をもつものを「曲線顎II」に分類する。曲線顎をもつ軒平瓦をこの分類にしたがって以下に列記する。

曲線顎Ⅰ：6663A・B・Ca・I・L・N, 6681E, 6685C, 6697A, 6702B・C・H

曲線顎Ⅱ：6663A・Cb・D¹⁰²⁾～F・H～K・M, 6669A, 6671K, 6681A～D・G, 6689C,
6691A・B・D, 6702A・D¹⁰²⁾～G, 6704A, 6714A, 6716A, 6718A, 6721A・C
～F・Hb・I～K, 6725B・C, 6726A・B・D・F, 6732A・C・I・L・O,
6739A, 6755A, 6761A, 6763A・B, 6768A～D, 6775A, 6801A

このうち、6663Aには曲線顎Ⅰのほか曲線顎Ⅱと直線顎をもつ例がある。範傷の進行状況から、直線顎あるいは曲線顎Ⅰが曲線顎Ⅱに先行する。また、曲線顎Ⅰの6663Caと曲線顎Ⅱの6691Aにも直線顎をもつものがある。6663Cの場合、彫り直し後のCbではさらに曲線顎Ⅱへ変化する。6663Cbの顎の形態変化は漸移的で、範傷が進行するに従って顎面の幅が広がる。これらの例から、曲線顎はⅠからⅡへと変化したものとする。この変化の時期を考える上では、6691Aが参考になる。平城宮出土の6691Aはすべて曲線顎Ⅱで占められる。恭仁宮の場合も同様であり、平城京でも同じ顎のものが多数を占める。ところが、法隆寺東院には直線顎や曲線顎Ⅰがあり、同じ形態のものが法華寺からも出土する。これらの遺跡は造営年代がほぼ明らかにできるので、曲線顎Ⅱの出現年代を考える上に重要である。この点は後述する。

曲線顎Ⅰ →
曲線顎Ⅱ

曲線顎Ⅱは多様な型式を含んでおり、顎面の広さにも広狭がある。顎面は凸面瓦当沿いに横方向のナデあるいはヘラケズリを行って形成され、同一個体でも部分によって差はあるが、おおむね2cmを境にしてこれを越えるものをあげると、6663I～K, 6702A, 6704A, 6713A, 6721I, 6725C, 6726A・B・E・F, 6732L, 6761A, 6763A・B, 6768B, 6775Aなどがある。この他、6732AとCの一部にも顎面の広いものがある。6721Iは特殊で、曲線顎Ⅱのほか直線顎と「段顎」の例がある。「段顎」の例は顎幅約6cm、段部をヘラケズリで強く彎曲させ、普通の段顎のような切込みがない。6721Iは曲線顎Ⅱの例でも顎長が3cm前後のものがあり、個体差、作りの粗さがめだつ。6721Iのほかにも、6725C, 6763A, 6767B, 6768A・D, 6801Aなどに、顎部が大きく彎曲し、顎部の挟り込みが段顎を思わせるものがある。

顎面の広さが2cmを越える曲線顎Ⅱや、あるいは顎部が強く彎曲して段顎風になる特徴は、長岡宮式軒平瓦と共通する。長岡宮7757Acや7785は顎面の長さが3cm前後あり、7757Abは顎の削りが大きく段顎のようにみえる¹⁰³⁾。従って、曲線顎Ⅱのうち、広い顎面や顎の挟り込みが大きい特徴は、長岡宮式軒平瓦につながるものであり、奈良時代後半でも新しい時期の特徴と考えてよいだろう¹⁰⁴⁾。このほか、先に、段顎と曲線顎が共存する型式として取り上げたもののうち、6663Bと6664D, 6682Aは曲線顎Ⅰ, 6663F・Hとは曲線顎Ⅱに分類される。

特殊な段顎

以上のように、顎の型式分類に従って平城宮・京の軒平瓦を、段顎の型式、段顎を含む複数の顎形態の型式、直線顎、曲線顎の4つにわけ、各々の特徴を述べた。平城宮・京の軒平瓦は、段顎はILからISへ、曲線顎はⅠからⅡへ変化し、曲線顎Ⅱのなかでは、顎面の広いものがさらに遅れて現われる。3種類の顎は、基本的には、段顎から直線顎あるいは曲線Ⅰへ移行することが、複数の顎形態をもつ同範軒平瓦によって明らかにできた。この変化は、6663や6685など、軒瓦編年第Ⅱ期の型式に特徴的であり、段顎は基本的に第Ⅲ期には残らないと考えることができる。曲線顎Ⅱは、その型式数をみても明らかのように、奈良時代後半には軒平瓦の主要な顎形態となり、顎面を広くしながら長岡宮式につながっていく顎形態である。

(3) 軒平瓦製作技法について

1. はじめに

平瓦の製作技法は、大きくは桶巻き作りと一枚作りとにわかれる。¹⁰⁵⁾桶巻き作りは飛鳥時代の造瓦技術伝来に始まり、一枚作りの導入は平城宮の造営がその契機とされる。

軒平瓦にもこの2技法が存在し、平瓦と同じく、桶巻き作りには粘土板使用と粘土紐使用の2種がある。粘土板による軒平瓦桶巻き作りは、法隆寺西院伽藍の均整忍冬唐草文軒平瓦や山田寺などの重弧文軒平瓦、藤原宮式軒平瓦などにあり、粘土紐による桶巻き作りは、日高山瓦窯や高台・峰寺瓦窯産の藤原宮式軒平瓦に代表される。¹⁰⁶⁾一枚作りの軒平瓦は、奈良時代に登場し、以後今日まで作られ続けることとなる。

平城宮の軒平瓦製作技法についての研究は『奈良国立文化財研究所基準資料 瓦編』(以下、『基準資料』と略す)がある。しかし、この『基準資料I』の解説の中では、軒平瓦の成形技法として「瓦当と平瓦の接合」がとりあげられ、4種の技法が示されたにすぎない。平瓦部については、平瓦成形技法の分類、A=粘土紐を巻きあげる桶巻き作り、B=粘土板を巻きあげる桶巻き作り、C=粘土板を凹型にのせる一枚作り、D=粘土板を凸型にのせる一枚作り、に準拠しているが、平瓦成形技法Cには異論がある。¹⁰⁷⁾

「模骨痕」の問題

この平瓦部成形技法の分類が実際の平城宮・京出土軒平瓦に対してどのように適応されているかを『基準資料I~K』でみてみると、凹面に模骨痕がないもの、あるいはその後の調整によってその有無を確認できないものはすべて、成形技法Dの凸型台による粘土板一枚作りと認定されている。模骨を用いない瓦用の桶は存在しえないとみてよいし、その他いくつかの特徴から、凹面に模骨痕のないものについては粘土板の一枚作りとみてよいだろう。問題は凹面に模骨痕を残す軒平瓦である。

『基準資料』では、凹面に模骨痕を確認できたもののうち、藤原宮式と6655A、6664A、6665B、6671A、6675Aは粘土紐桶巻き作り(成形技法A)か粘土板桶巻き作り(成形技法B)と理解しているが、6664B・C・G、6667A、6668A、6711A(Aa)は、粘土板による一枚作り(成形技法D)とする。¹⁰⁹⁾ところが、模骨痕を残すもののあるものは桶巻き作りと認定し、あるものは一枚作りと認める判別基準は、これまで示されていない。

このように、平城宮・京の軒平瓦製作技法に関しては未だ明確な復原がなされていない。平瓦については平城京造営時に桶巻き作りから一枚作りへの転換が達成された、という説が有力であるが、この平瓦の技法の変化と軒平瓦のそれとがどの様に関連するのかという点について検討するためにも、まず、軒平瓦の製作技法を明らかにする必要がある。以下では、まず凹凸面に残る技法痕跡を取り上げ、桶巻き作りと一枚作りという第一次成形技法と叩きの種類を検討し、後に顎成形技法についてふれる。

2. 凹面の技法痕跡からみた製作技法

桶巻き作り(PL. 95・96) 桶巻き作りであれば必ず凹面に模骨の圧痕が残るが、逆に模骨痕がすべて桶巻き作りの存在を証明するかは、検討の必要がある。これまでも模骨痕の評価にはかなり違いが生まれており、ここではまず凹面に模骨痕をもつ軒平瓦をとりあげ、その特徴を

述べていこう。

凹面に模骨痕を確認できた型式は、6572B, 6644A～C, 6645A, 6654A, 6655A, 6664A～C・F・G a・I・K～M・O, 6665B, 6667A, 6668A, 6670A, 6671Aa・B・E, 6675A, 6688B, 6694A, 6698A, 6711Aa の16型式29種である。

6572Bは重郭文軒平瓦で唯一模骨痕を残す型式である。その他の重郭文軒平瓦では、6572Aと6675Aには模骨痕はなく、6572C～E, 6574Aは調整のため存否が不明である。難波宮の重郭文軒平瓦は、難波宮6572A・Bなどに粘土板合わせ目をとどめるものがあり、粘土板桶巻き作りと考えられている¹¹⁰⁾。

6644A～C, 6645A, 6654Aと6675Aは、第I期の主に平城京内で出土する軒平瓦であり、瓦当文様からみても藤原宮式との関連が深い。これらはすべて凹面に模骨痕のほか、糸切り痕を残す。さらに、6644B・Cには粘土板の合わせ目を確認した(PL. 95-1)。

6655Aには、凹面の大半を調整しないものがあり、糸切り痕と模骨痕を明瞭にとどめる。

6664は先に示した10種に模骨痕があり、Gb・H・J・Nは調整のため、模骨痕の有無がわからない。また、Dに1点だけ模骨痕をとどめる例を確認したが、D・Fは基本的には模骨痕をもたない。模骨痕をもつ6664のうち、K・L・Oに粘土板の合わせ目を、Aに布綴じ合わせ痕を確認した(PL. 95-2～4・9)。また、6664Aには模骨痕の認められない例が少数ある。

6665Bと6698Aは粘土紐の接合痕が伴う、奈良時代には数少ない粘土紐を素材とする軒平瓦である(PL. 95-6)。6665Bには、粘土紐の幅に2cm前後と5cm前後の2種がある他、凹面に糸切り痕を残す例もあり(PL. 95-7)、2種類の粘土素材を用いて製作されていることがわかる。個体数は、粘土紐使用例の方が多い。粘土板使用例の瓦当文様が摩滅しているようであり、あるいは、粘土紐から粘土板へ、という素材の変化が考えられるかも知れない。

6667Aは顎の形態に3種類がある。段顎ILの個体には模骨痕があるが、段顎ISと直線顎の個体には模骨痕がない。この状況は、顎の形態に2種類がある6671Aaと6671Bもよく似ており、ともに段顎のものには模骨痕があるが、直線顎には模骨痕が伴わない。段顎ILの6667Aに布合わせ目、6671Bには粘土板の合わせ目が残る例がある。6667Aの布合わせ目は側縁に対して斜めに走り、狭端側の重ね合わせが大きく、瓦当面側が開く。このため、瓦当近くには布目のつかない三角形の部分、つまり粘土板が直接、模骨と密着した部分がある(PL. 95-10)。

このように、同じ瓦範を使った製品に、模骨痕のあるものとないものが存在する型式としては、ほかに6694Aと6711Aがある(PL. 96-1～4)。6694Aの模骨痕には布綴じ合わせが伴うものがあるが、6667Aの場合と違って側縁に平行する(PL. 96-1)。6711Aは瓦範の彫り直しがあり、AaとAbに区別できる。そのうち、6711Aaは凹面を全く調整しないため凹面全面に模骨痕が残り、布綴じ合わせの痕跡と粘土板合わせ目かと思われるひび割れが瓦当近くから狭端まで走る例がある(PL. 96-3)。これに対し、6711Abには模骨痕がない。Abは凹面前半を大きく削り込み、Aaとは縦断面形において大きな違いがあることは、先に述べた。6711Abは後半部にもわずかに調整を加えるが、模骨痕を消し去るほどのものではなく、模骨痕をもたないと判定してよい(PL. 96-4)。

以上の、凹面に模骨痕をとどめる軒平瓦は、桶巻き作りと考えてよいだろうか。つまり、6665Bと6698Aは粘土紐桶巻き作り、そのほかのものと6665Bの一部は粘土板桶巻き作りと

認定することができるだろうか。粘土紐桶巻き作りは、藤原宮造営にあたって、在来の土器作りの技術を瓦作りに応用したものであり、奈良時代の畿内においても、摂津・七尾瓦窯産の難波宮所用唐草文軒平瓦とこれに伴う平瓦は粘土紐桶巻き作り技法によっている。従って、平城宮・京に粘土紐桶巻き作り技法が残っていても格別の問題はないように思われる。6665Bは主に平城京から出土する型式であり、宮の造瓦技法とは別個の技術系統に属す集団が生産に関わった可能性が強い。6698Aについても、その瓦当文様が均整唐草文Iの中では異質な垂飾りを備えることは既に指摘したとおりであり、同じような状況が想定される。これらのことも、この2型式が粘土紐桶巻き作りの所産であることを支持するものである。¹¹¹⁾

粘土紐桶巻き作り

粘土板桶巻き作りの場合、一枚作りとの関連から問題はやや複雑である。まず、一枚作りでも、細板を組み合わせて作られた成形台を使用したのであれば、製品の凹面には模骨痕が現われる。粘土板の合わせ目も、粘土板が所定の大きさに足りない場合に、小さめの粘土板や裁断屑を貼り足して製作すれば、凸型台の一枚作りでも現われることがある。事実、6689Cには模骨痕は伴わないが、凹面中央に縦位の粘土板合わせ目の走るものがある(PL. 95-5)。同様の例は法隆寺東院所用の6691Aにも存在する。¹¹²⁾また、布綴じ合わせの痕跡も、瓦より布幅が狭いときに二枚の布を縫い合わせたりすれば、一枚作りであっても、類似の痕跡となって凹面に残ることが想像される。実際、6679Aには横位の布綴じ痕跡の残る例がある(PL. 95-11)。

このように、種々の場合を想定すると、模骨痕、粘土板の合わせ目、布の綴じ合わせなどをもっていても、粘土板桶巻き作りとはいえないものがでてくる。例えば、6694Aの布綴じ痕跡は布の縫い合わせとも考えられ、それが側縁に平行する点もより合理的に理解できる。さらに、6694Aには側面に糸切り痕を伴うものがあることと、平瓦部厚が中央で薄く側縁近くで厚くなることは桶巻き作りでは現れえない現象である。模骨痕をもたないものも存在することからも、6694Aは一枚作りと考えられる。6664Gaも模骨痕が確認される型式であるが、6694Aと同じく、平瓦部側縁が中央より厚く、側面に糸切り痕を残す。6664Ga・Gbは6689Aa・Abや6694Aと同じく、平瓦部の径が小さく、このため屋根に葺く時に側縁部を打ち欠いたものが多い。その径は桶巻き3枚作りとしても十分な大きさではない。このことも、これらを桶巻き作りと認定するには支障となる条件である。6664Gaと6694Aの2型式2種は模骨痕はあるが一枚作りと考えた方がよいだろう。

模骨痕がある一枚作り

桶巻き作りか一枚作りかを判断するには、多くの資料によって先に上げた桶巻き作りに特徴的な技法痕跡の出現頻度を検討する必要があるが、これらの模骨痕を残す型式には凹面調整が丁寧なものが多く、しかも平瓦部まで残る例は限られるため、十分なデータ数を得ることはできなかった。しかし、逆にいえば、それでもなお模骨痕や粘土板の合わせ目などが観察されることは、ほとんど凹面を調整しない平瓦に比較すれば、わずかな観察例であっても、それが確認されたことの意味は大きいであろう。しかも、これらには、側縁に平行する布端の圧痕や横位の粘土板の合わせ目といった、一枚作りでしか現出しない技法痕跡は観察されなかった。このことは、凹面に模骨痕をもつ軒平瓦を、粘土板桶巻き作りと考える根拠となり得ると考える。ここでは少なくとも、布の綴じ合わせを確認した6664Aと段頸ILの6667A、粘土板の合わせ目を確認した6644B・C、6664K・L・O、6711Aa・Bの計4型式9種については粘土板桶巻き作りとみなす。6644B・Cと製作技法の共通する6644A、および6645A・6654Aと6675

粘土板桶巻き作り

Aもその可能性は極めて高い。それ以外の凹面に模骨痕をもつ型式については、桶巻き作りの可能性が多分にあるが、その確定は今後の良好な資料の出現を待ちたい。¹¹³⁾

一枚作り(PL. 99・100) 凹面に模骨痕をもたないことは、一枚作りと認定するための必要条件である。その他、この技法に特徴的なのは、布端の圧痕、側面と狭端面の布目圧痕、そして、凸面の布押圧痕である。

側縁に平行する布端の圧痕は、6663C・I・K, 6664D, 6682A, 6688Aa, 6719A, 6721C～F・Ga・Ha, 6727B, 6768A, 6775Aにある。布端の圧痕は、凸型台の幅より布幅が小さい場合に発生する。軒平瓦一枚分の布を使うことからみて一枚作りの特徴である(PL. 95—8, 96—5)。

これとは逆に布幅が大きいときには、凹面から側面に連続する布目痕が観察されることがある。側面に布目圧痕が残る例を、6663A・B・I, 6681D, 6713A, 6732D・M・Q, 6739A, 6760A・B, 7775Bで確認した。うち、6663A・B・I, 6681D, 6713A, 6732D, 6739A, 6760Aでは、側面の布目と凹面の布目が連続する(PL. 96—6・8・9)。その他も本来は一連であったものが、その後の側縁調整によって消され、微かに側面に残るだけとなったものであり、一枚分の粘土板を使って製作されたことが確実である。

凹面から狭端面に連続する布目は、6691A, 6721Ga, 6732F・N?, 6761A, 6763Bにある(PL. 100—1～3)。これらは、狭端面が調整されないため、布目が残った例であり、成形段階の技法痕跡である。6732Fと6761Aは狭端面全面に布目がつく例があり、6691Aには布端が凹面と狭端面の境を蛇行し、狭端面の布目圧痕のない部分には木目圧痕が残る例がある。木目圧痕は、木製の凸型台狭端面に立ち上がりが存在することを示すものであり、6721Ga・6732F・6763Bも、狭端面は不調整でありながら凹面とほぼ直角をなしている。このことから、これらの軒平瓦製作時には、狭端に立ち上りを備えた型枠状の凸型台を使用したことが推定できる。¹¹⁴⁾おそらく、この立ち上がりは瓦の厚さを一定にするのに役立ったであろう。

6732Kと7775Bおよび6732Nかと推定される「西大寺系」6732には、凸面の広範囲に布目のつく例がある(PL. 99—6・8・9)。平瓦部がほぼ完全に残る6732N?は、凸面の後半部全面に布目残り、しかもこの布目は凹面および狭端面と一連である(PL. 100—3)。つまり、一枚の布の圧痕が凹面～狭端面～凸面に連続する。凸面は布の上から指で押圧成形した凹凸が顕著に残り、叩き¹¹⁵⁾は行われていない。6732Kと7775Bも布目圧痕の上に調整の跡がなく、やはり布の上から指押えを行っているので、6732N?と同技法と推測される。同技法の軒平瓦は、平城京の他、畿内では、平安宮、摂津・四天王寺と芦屋廃寺に類例がある。また、6713Aは布目圧痕こそないが、凸面に叩きの痕跡がなく、縦位ヘラケズリ調整が凸面の前半部にしか及ばないため、凸面後半部に指おさえの凹凸が顕著に残る(PL. 99—7)。叩きを行なわない点で、類似した技法である。

先に、6694Aを一枚作りと認定する際、側面の糸切り痕をあげげた。側面に糸切り痕をのこす例をあげれば、6663A・B・H, 6664D・F・N, 6681C・D, 6685A～D, 6689Aa, 6691B, 6704A, 6714A, 6716Aなどがある(PL. 100—5～7)。この糸切り痕を、従来『基準資料』では、調整痕跡としてとりあげていたが、平城宮の軒平瓦にはハケ目調整はきわめて稀である。ここにあげた諸型式についてみても、凹凸面はハケ目を残すものは皆無であり、側面

布端痕

側面布目

端面布目

凸面布目押
圧技法

側面糸切り
痕

だけに特にハケ目調整を用いたとは考えがたい。しかもこの条線が、放射状に広がって平行しないものであることや、緩い円弧を描くこと、ヘラケズリによって削りとられるものがあることは、成形段階に行われた糸切り痕とみることを支持する。凸型台上で台に合わせた大きさに軒平瓦側縁を切りそろえる際、糸で切り落とした痕跡と考えられる。6694Aには、狭端面に糸切り痕を残す例があり(PL. 100—4)、これも同様の手法と考えられる。

側面叩き目 このほか、側面に叩き目の残る例が6667Aと6695Aにある。6695Aには凸面を横位縄叩き成形するものに、凸面から連続する横位縄叩きを側面にも行うものがある(PL. 100—11)。凸型台上での補足的な叩き締めと推測されるが、瓦当部成形に関わるものかも知れない。6667Aの側面縄叩きは瓦当成形手法の一部なので、後にふれる。

最後に、布目について簡単に述べておく。布は、経緯とも3cmあたり15本から25本を数えるものが最も多い。これより細かいものには、25本から30本までのものと30本を越えるものがある。経糸と緯糸の本数の比率は0.8~1.3に集中する。経緯が逆転する場合を考慮すれば、タテ・ヨコの比率は0.8~1.0の間にほぼ収まる。奈良時代の中では、型式あるいは時期によって特定の布が用いられる傾向は認められないようである。

3. 叩きの種類とその変化(PL. 97~99・101, Tab. 10)

ここでは、軒平瓦の凸面に残る成形技法痕跡として、叩き目をとりあげる。平城宮・京から出土する軒平瓦の叩きには、縄を巻き付けたものと板に刻み目を入れたものがある。前者は縄叩き目、後者は平行叩き目や格子叩き目としてその痕跡をとどめる。以下、叩きの種類ごとにその特徴を述べる。

縄叩き 縄叩き原体の縄の撚りは、ほとんどが圧痕が右上がり左下がりの傾斜を示す撚紐1段Lである。これとは逆の、圧痕が左上がり右下がりの傾斜を示す撚紐1段Rの縄は、凹面に「私」の刻印をもつ6691A 1点に確認できたにすぎない。撚紐1段Lが圧倒的に多いのは、藤原宮・平城宮の瓦全体を通じての傾向でもある。

縄叩きの方向は、縦位、横位、斜位、縦位と横位の重なるもの、斜位と傾位の重なるもの、など数種類がある。また、同範でも叩きの方向が一つでない型式も数多い。叩きの方向は、叩き板の形態とそれに巻かれた縄の方向—叩き板の軸に対して平行か直交か—、成形時の瓦と製作者の位置関係によって大きく左右されるが、ここでは、軒平瓦凸面に残された叩き目の方向のみを問題としたい。さて、縄叩き目の方向について、型式ごとに述べていくことは煩雑になるので、軒瓦の編年に従って叩きの種類と方向を表に示した¹¹⁷⁾(Tab. 10)。

縦位縄叩き目 縦位縄叩きは、平城宮・京の軒平瓦に最も多くみられる叩き目である。しかも、第I期から第V期まで一貫して存在する。縦位縄叩きは、その方向が側辺と平行するのが一般的で、いわ

叩き締め円弧 ゆる叩き締めの円弧を描く例は、6664Gaと6665A、6760Aで確認できたにとどまる(PL. 97—3)。6665Aは、縦位の後に横位縄叩きを加える(PL. 97—4)。

叩き目は基本的には平瓦部凸面にのみ認められ、段顎の場合、顎貼りつけ面に叩き目があるのは、6671Aa・B(ともに縦位縄叩き)だけである。このことは、凸面の叩きが基本的に顎成形の後に行われることを示す。顎面にも縄叩きをとどめる例は、6644A、6654A、6664F、6671Aa・Bにある(PL. 101—8・9)が、6664Fは多量に出土する中のわずかに1点に確認した

顎面の縄叩き目

だけで、宮の軒平瓦には稀な手法である。むしろ京内の第Ⅰ期の軒平瓦に特徴的といえよう。

また、直線顎や曲線顎の軒平瓦は、凸面の平瓦部から瓦当にいたる屈曲部より後方に叩き目の残るものが一般的である。これは、瓦当近くに調整を行うためでもあるが、この部分には叩き¹¹⁸⁾きが及ばないためとも推測される。6671Aaの直線顎のものと6695A、6760A・Bは例外的に、瓦当ぎりぎりまで叩き目が及ぶ(PL. 99-3)。これらは凸面の瓦当近くを調整しない。

横位縄叩きは、奈良時代前半の平城宮には縦位縄叩きに匹敵する割合で存在する。特に6681はB・Eに少数の縦位縄叩きがあるだけで、大半が横位縄叩きである。曲線顎の6681は、凸面の瓦当寄り $\frac{1}{2}$ ほどの範囲をヨコナデし、叩き目はそれから後半部にしかない。段顎の6664Gb・Hや6685Dなどは、縦位縄叩きと同じく平瓦部の凸面全体に横位縄叩き目がある。6663B、6664D・F・K・L、6665A、6689Aa・Ab・B、6694Aには、狭端近くに横位縄叩きに

横位縄叩き目

Tab. 10 軒平瓦の叩き手法一覧

	縦位縄叩き	横位縄叩き	斜位縄叩き	縦位縄叩き (+瓦当近く横位)	その他の 縄叩き	格子叩き	布押圧 指おさえ			
Ⅰ 期	6644A~C 6645A 6654A									
	6664A・B・O 6668A 6671Aa・B 6675A	6664Ga・K 6665A	6664Gb・C H・J L・M		6664C・I (綾杉状)					
	Ⅱ 期	6667A 6679A 6682A~E 6712A 6727B	6663A・B 6664D・E 6666A 6681B*・E* 6685A・B・E 6689A 6694A 6727A	6664N 6681A 6685D			6679A 6688Aa・B			
		Ⅲ 期	6663D・H K・C 6681F 6691A・F 6702C・G・H 6710A・Db 6721Ga・Ha	6663E	6663C 6681C・D 6689A・B	6691A・B・F	6691A (縦位+斜位) 6721Ha (縦位+斜位)	6663M		
			Ⅳ 期	6663J 6702A 6732A 6704A 6713A 6760A 6721K 6760B 6739A 6767 6801A 6768	6695A	(6575A)	6726A・B 6732A・C L・O 6760A	6760A(格子状)		6732K (N)
				Ⅴ 期	6725B・C 6726D・F			6689C 6726E 6755A		6760A・B 6713A

* 横位縄叩きが主
→ 叩きの変化を示す

先行して施された縦位縄叩きをとどめる例がある(PL. 97—6)。6665Aには横位縄叩きの粗い例があり、先行する縦位縄叩きが平瓦部全体に及ぶことがわかる(PL. 97—4)が、それ以外は、あとからの横位縄叩きが密に施されるため、縦位縄叩きの範囲は明確でない。

同範品で横位縄叩きの個体と縦位縄叩きの個体とが確認できる型式は、第Ⅰ・Ⅱ期を中心に第Ⅳ期までである。しかし、奈良時代後半には、横位縄叩きは6663C・E, 6695Aの一部にみられるだけとなり、第Ⅴ期以降は縦位縄叩きと組み合せて顎部寄りの狭い範囲に用いられることはあっても、横位縄叩き単独の例がなくなる。縦位縄叩きと横位縄叩きが共存するものの中には、範傷の拡大や顎の形態変化によって、叩きの方向の変化をたどることのできるものがある。例えば、6663Bは段顎の個体が縦位縄叩きのみ、直線顎・曲線顎には横位縄叩きが現われる。6685Aの場合にも縦位が横位に先行する可能性がある。6664Cには、綾杉状に斜位縄叩きをかさねたものと横位縄叩きのものがある(PL. 97—1・2)。範傷進行からみて、綾杉状斜位→横位に変化している。6664Gaには縦位と横位があり、Gbが横位でまとまるので、Gaは縦位→横位に変化する可能性がある。これらは、横位縄叩きが縦位縄叩きにとって代わる例であるが、6689Aは、Aa・Abに各々縦位縄叩きと横位縄叩きがあることから、必ずしも一般化はできない。

斜位縄叩き目

斜位縄叩きは第Ⅲ期の6721に特徴的で、他の型式にはみられない(PL. 98—2)。叩き目の方向は、瓦当を上あるいは下にした時、左上がりに限られ、凸面の後半 $\frac{1}{2}$ の範囲に残る。6721のなかでも、GaとHa・Kは縦位縄叩きが主であり¹¹⁹⁾、GaとHaには縦位縄叩きに斜位縄叩きを加えるものもある。斜位縄叩きはやはり左上がりである。縦位縄叩き+斜位縄叩きの手法は平城宮では6691Aの一部にあり(PL. 98—1)、同技法の6691Aは恭仁宮と平川廃寺にもある。平川廃寺では6721Cにも、この縄叩きが確認されている¹²⁰⁾。

縦位+横位縄叩き目

縦位縄叩きに方向の違う縄叩きを重ねる手法にはもう一種があり、これは平瓦部と顎部の境あたりに横位縄叩きを加える手法である(PL. 98—3・4)。縄はかなり細目で、平瓦部凸面に縦位縄叩きを行ったのち、瓦当よりの幅5cmから10cm程度の狭い範囲にだけ横位縄叩きを重ねる。この縄叩き手法は、6691A・Fと6732Aに少数あり、6689C, 6691B, 6726A・B・E, 6732C・L・O, 6755A, 6760A(緑釉), 6761A, に特徴的である¹²²⁾。これらの型式は均整唐草文Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに限られる。6732は「宮系」に特有であり、これが曲線顎Ⅱと組み合わせる点でも、直線顎を基調とする「東大寺系」や「西大寺系」とは際だった違いをみせる。また、6689Cが平城宮の均整唐草文Ⅲと同じ製作技法をもつことは、両者にみられる文様の類似性と対応するものである。縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きの手法は、段顎の型式には採用されておらず、しかも均整唐草文Ⅲ・Ⅴなど奈良時代後半に現われる瓦当文様の系統に多く採用される縄叩き手法である。

斜位+横位縄叩き目

それ以外の縄叩きとしては、6664C・Iに斜位縄叩きを互い違いにいった綾杉状の縄叩きがある。6664Iにはそれに横位縄叩きを重ねた例がある。

格子叩き 刻みをつけた叩き板の使用は、瓦の場合、飛鳥時代に遡るが、平城宮・京の瓦では、縄叩きに比べその数は少ない。格子が直交する正格子叩きと、斜交する斜格子叩きがあり、正格子叩きは6679Aと6688Aa・B, 斜格子叩きは6663Mと6760A・Bにある。6663Mの格子は斜交する一方の条が綾杉状を呈す(PL. 99—1)。藤原宮6646Eには木目直交の平行叩き目

があるが、平城宮・京の軒平瓦では同種のを確認していない。

6679Aには段顎と直線顎があるが、段顎の個体が正格子叩きをもち、直線顎は縦位縄叩きである(PL. 98-7・8)。直線顎の個体は、凹面に凸型台の圧痕が残る。6688Aaの正格子叩きは段顎ISに限られ、段顎IIのAaと直線顎のAbは凸面全体を縦位ヘラケズリするため、叩きの有無・種類がわからない(PL. 98-5・6)。6679Aと6688Aa・Bの段顎ISには顎面に叩き目を残すものとヘラケズリを施すものの2種類があり、製作技法がきわめてよく似ている。また、6760Aには、縦位縄叩きの上に顎部付近にだけ横位縄叩きを重ねるもの、叩き締めの方弧を描く縄叩き、格子状縄叩き、斜格子刻みの叩き、という4種類の叩きがあり(PL. 99-2~4)、6760Bにも方弧を描く縄叩きと斜格子刻み叩きとがある。Aは、前二者には範割れがなく、後二者に範割れが現われる¹²⁴⁾。なお、A・Bの斜格子刻みの叩き板は、同一の工具を用いているものがある。

その他 直線顎の諸型式には、凸面を縦位にヘラケズリするため叩きのわからないものが多い。6572C・D、6671C、6710A・Cや、「東大寺系」と「西大寺系」6732、6733などである。重郭文の6572は、Bに綾杉状の縄叩きがあり、Aにも縄叩きが微かに残るが、それ以外にはヘラケズリのための叩き目が残らない。難波宮出土の重郭文軒平瓦には縦位あるいは斜位の縄叩きが認められているので、重郭文の一群は縄叩きを行ったのち、丁寧にヘラケズリするのであろう。6710Aにも狭端付近にわずかに縄叩きが観察できる例がある(PL. 99-5)。6710Aは凸面瓦当近くに、凹型台の圧痕が明瞭に残る。均整唐草文Ⅲのうち、「西大寺系」6732には凸面に叩きを行わないものがあることは、先に述べた。

4. 顎成形技法について(PL. 97・100・101)

段 顎 一般的にあって、軒平瓦は平瓦部の厚さに比較して瓦当の厚さが大きいいため、いかにして所定の瓦当厚を得るか、という問題がついてまわる。7世紀代では、法隆寺式軒平瓦が瓦当面向かって徐々に厚さを増す直線顎、という形態でこれを解決し、重弧文軒平瓦や藤原宮式軒平瓦6646・6647は平瓦部広端に必要な厚さの粘土を貼り付けて、瓦当厚を確保するという方法を採用している。前者の欠点は瓦が重くなることであり、後者の欠点は顎が剝離し易いことであった。この点、藤原宮式軒平瓦6641・6642・6643などの「貼りつけ削り出し段顎」は、両技法の折衷的な技法であり、顎が剝離しにくく、かつ平瓦部を薄くし、瓦を軽量化することが可能な技法であったと思われる。

平城宮の軒平瓦の段顎は、基本的には顎部に粘土を貼り足して段を形成するが、その後に段部を切り込んで成形するものが多く、藤原宮式軒平瓦にみる「貼りつけ段顎」と「貼りつけ削り出し段顎」の中間的な成形手法のものが多い。藤原宮の軒平瓦に比べ顎が短くなったことが原因するものと考えられる。例えば、6664Cには顎部剝離面が平瓦部凸面よりも高く、二つの面は一連とならない例がある。逆に、6664H・I・K・L、6667A、6688B、6671Kでは顎剝離面が瓦当面近くから段部を越えて平瓦部にまで及ぶ(PL. 97-5, 101-1・3)。これらの型式は、一旦、瓦当近く全体を10~15cmほどの幅で厚くし、そののちに顎部の長さに対応する粘土をおき、段部を切り込んで成形する手法と考えられる。このうち、6664H・I・Lと6667Aには平瓦部の粘土板が瓦当近くで薄くなり、その凸面側に粘土を厚く貼り足すものがある(PL.

101—1・2)。以上の諸型式は、粘土を積み重ねる段階には、叩きを行わず、刻みをつけけるものもみあたらない。平城宮・京の軒平瓦で顎面に叩き目が残る例は、6664Fと6679A、6688Aa・Bにあるが、6664Fはごく稀な資料であり、6664は基本的には顎面に縄叩きがないと考えたほうがよい。6679Aと6688Aa・Bはともに段顎ISの個体に特徴的であり、しかもこれらはすべて格子叩きを用いる。これらの型式でも顎成形の途中で叩きを行なう例はない。

貼り付け段顎

以上の顎成形技法による軒平瓦は、凸面の瓦当近く全体に粘土をおくため、平瓦部の段部近くが狭端付近より厚くなる。これに対して、均整唐草文Ⅱの6671Aa・Bと主に京内で出土する6644、6645A、6654A、6675A、6670Abにはそのような特徴がない。これらは「貼りつけ段顎」である。6644には、剝離した顎部の粘土に糸切り痕が残る例があり、顎の深さ分の粘土板を貼り付けたことがわかる。6654Aには、顎面に縦位縄叩きを残すものがあるが、他の型式は顎面をヘラケズリするため縄叩きの有無がわからない。

6671Aaの顎成形技法には2種があり、一つは、顎貼り付け前に縄叩きをしないもの、一つは、顎貼り付け前に縦位縄叩きをするものである。前者は、顎剝離面に糸切り痕があり、剝離面は瓦当近くでわずかに曲線顎状に彎曲するが、平瓦部凸面とは同一面をなす(PL. 101—7)。後者は平瓦部が特に薄く、瓦当を所定の厚さにするために、狭端近くに2枚の粘土板を貼り足し、それぞれに縦位縄叩きを施す(PL. 101—9)。前者は興福寺出土、後者は法華寺出土であり、工房差に関わる可能性があるが、後者の手法をとる例は稀である。6671Aaの顎成形技法は、顎面に縦位縄叩きを施す点など久米寺所用の軒平瓦6561と近似する。6671Aaの段顎ISのなかには、一旦、曲線顎状に作って縦位縄叩きを行なった後、段部に断面三角形の粘土を貼りつけるものがある。この手法の6671Aaには一見、下外区を欠くものがある。しかし、子細にみるとかすかに下外区の線鋸歯文が残り、しかも中心飾り付近では下外区を欠くが、脇区に近づくとしたがつて下外区が現れていることがわかる(PL. 101—17)。瓦当厚が瓦範の厚さよりも小さいか、あるいは桶や成形台に規定された瓦の径よりも瓦範の径のほうが大きいいため瓦当中央部と脇区近くで下外区の現れ方に差ができるのであろう。6671Bは、顎剝離面と顎面とともに縦位縄叩き目があり、縄叩きののち顎貼り付けをし、さらに顎面を縄叩きする。また、6670Abは顎剝離面に凸面と連続する縦位縄叩きがある。

一枚作りの段顎成形

これまで述べてきた軒平瓦はその多くが桶巻き作りと推定されるものである。一枚作りの軒平瓦では顎成形技法はどうであろうか。6685A・B・Dと6664D・Fの一部は、平瓦部の厚さが狭端から段部まで一定で、顎部にのみ顎成形粘土をおく。6664D・Fには、顎が剝離し、平瓦部広端側の凸面に段の深さに対応した厚さの粘土をおくことがわかる例がある。ただし、この顎剝離面は一定の厚さで段部から瓦当面に達するのではなく、瓦当近くで凹面側に彎曲し、結果として瓦当近くでは平瓦部の粘土板は薄くなっている。しかも、剝離面は厳密には瓦当面に届かず、瓦当に接するごく狭い面は破断面である(PL. 97—6)。極端な例は6685Bにあり、顎の内部に空洞ができる(PL. 101—13)。この空洞は瓦当面と顎面の内面および平瓦部凸面に連続する面、の計3面が作る断面三角形のものである。瓦当面部分については、平瓦部凸面の広端側先端に粘土を立てるようにして貼り付けたようにも見えるが、接合の際のナデ付けの跡が内面になく、折り曲げたような粘土の皺が顕著である。従って、軒平瓦の全長分より長い粘土板を用い、広端側(瓦当側)の粘土を折り返すか、これを立ち上げて瓦当面を作ったのち、顎

面と段部に粘土を貼り足す、と考えたほうが理解し易い。6685Bには瓦当面に縄叩きを行うものがあり、これが瓦当成形に関連するとすれば、広端側の粘土を立ち上げるのに叩きを用いた可能性が考えられる。空洞はできないが、6664D・Fの場合も、平瓦部の粘土板の先端に単に顎成形粘土を重ねるのではなく、6685Bのように、一度、平瓦部の粘土の一端を折り曲げるか立ち上げたため、そのぶん、平瓦部の粘土板が瓦当近くで薄くなるのではないかと推定される。

これとは逆に、6664Ga と 6682C には、平瓦部凸面から連続する粘土の隙間あるいは顎剝離面が、瓦当近くで凸面側に大きく彎曲し、顎部から段部にかけて断面三角形の粘土を貼り足して顎成形するものがある。6667Aの段顎 IS の個体にも顎部破断面に平瓦部から顎面に向かって彎曲する数条の粘土の皺を確認できるものがある。剝離面の曲がりや 6664D・F や 6685 などとは逆ではあるが、やはり、瓦当成形の第一段階で平瓦部広端側を凸面側に折り曲げる点で、基本的には同じ技法と考えてよいだろう。

また、6694Aには瓦当面と顎部が、断面L字形に剝離脱落したものや、段部に平瓦部を横断する剝離面を残して瓦当部の取れたものがある。瓦当部を別に作って平瓦部と接合するとも考えられるが、平瓦を瓦当に差しこむ、いわゆる接合技法とは大きな違いがある。この接合技法は、平城京内では元興寺創建時の 6661Da・Db に確認されている¹²⁶⁾。他、大和・山村廃寺や紀伊・上野廃寺の均整忍冬唐草文軒平瓦、遠くでは九州の太宰府や鴻臚館の軒平瓦にある。しかし、6694Aの場合は、内外面の接合粘土がないことや瓦当部と平瓦の乾燥度に差がない点、顎成形後に縄叩きを行う点などで、同一技法とはなしえず、6685Bなどの瓦当折返し成形の一例に含めておく方がよいだろう。あるいは、これが特殊な技法の一群をなす可能性はあるもの、おそらく粘土の裁断層などを貼り付けて顎を形成する技法が基礎にあって、必要に応じて、瓦当となる平瓦部広端の粘土を折り曲げたり、立ち上げた場合があったと解釈した方がよい。

瓦当折返し
成形

一枚作りに特徴的な顎成形手法には先にも触れた、瓦当面や顎部周囲の縄叩きがある。この手法は段顎 IS の 6667A と 6685B に特徴的である (P L. 100—10・12)。6685B は瓦当面にしか縄叩きが残らないが、6667A には瓦当面のほか、顎面と瓦当近くの側面や凹面、つまり瓦当部の四周を縄叩きした例がある。瓦当面の叩き目は外縁上と、時に文様の高い部分に残り、文様の低い部分 (地の部分) では押しつぶされるから、瓦範押捺以前に行われた、瓦当部の成形ないし瓦当面を平坦にするための叩きであると判断できる。6667A でこの瓦当部縄叩きがあるのは、段顎 IS の一部であり、これらはすべて一枚作りの製品である。6685B の場合、瓦当面に縄叩きのない個体とある個体は胎土や焼成に差があり、縄叩きを行う個体は凸面に細かい縦位縄叩きを施す特徴や肌理の細かい胎土などが同じ手法の 6667A と共通し、出土地も法華寺周辺に集中するようである。このことは、2種の軒平瓦が同一の瓦工房で作られたことを推測させる。6667A と 6685B はともに、歌姫西瓦窯¹²⁷⁾と音如ヶ谷瓦窯¹²⁸⁾から出土し、歌姫西瓦窯から出土した 6667A は段顎 IS に限られること、段顎 IL は音如ヶ谷瓦窯付近の某瓦窯 (未発見) で生産された可能性が高いことが指摘されている。歌姫西瓦窯産の平瓦には側面や端面を縄叩きするものがあることから、瓦当部周囲を縄叩き成形するのは同瓦窯特有の技法と認定することができる。

直線顎と曲線顎 直線顎と曲線顎は凸面広端近くに粘土を貼り足して、瓦当を厚くする手法が一般的な瓦当成形方法である。瓦当厚が平瓦部厚にほぼ等しい 6719A は、厚手の粘土板をそのまま使うが、同じような直線顎をもつ 6655A は顎面に薄く粘土を貼り付けたのち、凸面を縄叩

瓦当面縄叩
き

きする (P.L. 101—10)。曲線顎の 6663A・C・M, 6667B, 6691A・C・D・F, 6713A, 6733A, 6761A などにも顎部の粘土が剥離した例があり, 剥離面には糸切り痕が明瞭に残る (P.L. 101—11・14)。顎成形前に叩きや刻みなどを施した例はない。顎面の粘土剥離面は, 平瓦部とほぼ同じ厚さを保ちながら瓦当面に達し, 厚手の粘土板に直接, 顎面の粘土を貼り足す。顎成形の粘土は, 必要な範囲, せいぜい瓦当面から 10 cm 程度までの範囲におくのが普通であるが, 6681A・B・C・E, そして 6711Ab は凸面にかなり多量の粘土をおき, 凹面を瓦当の外縁にあわせて大きく削り込む特徴がある。このため, 縦断面をみると, 凹面側のラインがくの字に屈折する。平瓦部の径が瓦範の径より大きいことが原因であろう。また, 6671Aa の直線顎のものは, 瓦当部断面の中ほどに上下二枚の粘土を貼り合わせたあとがある。剥離面には, 叩き目や布目はなく糸切り痕も明瞭ではない (P.L. 101—6)。

6767B, 6768C・D, 6801A には, 上外区外縁あるいは凹面先端付近から顎部に向かって斜めに彎曲して延びる粘土の継ぎ目が断面に現れるものがある (P.L. 101—15)。これが顎成形に関係するものだとすれば, 平瓦部の粘土板先端を楔形にのばすか, あるいは段顎の顎成形手法にもあったように, 平瓦部先端を立ち上げて瓦当部の一部を作り, その後, 瓦当面から顎部にかけての粘土を貼り足す手法と考えられる。6732L はこれらとは逆に, 瓦当面下外区から顎の彎曲に平行する粘土の継目が観察される。これは凸型台上で粘土板の広端側を立ち上げて瓦当部を形成する手法と推定する。

以上は主に凸面側に顎成形粘土を貼り足す手法であるが, 6710Db には平瓦部凹面に粘土をおく例がある。剥離面に細かな布目が残る (P.L. 101—16)。瓦範を打ち込んだ際に, 平瓦部が凸面側に彎曲したため, これを埋めたものと推定される。なお, 直線顎と曲線顎の軒平瓦には瓦当面を縄叩きする例はないが, 外縁上に糸切り痕を残す例が散見されるので, 瓦当成形後, 瓦当面を平坦にするのに, 糸切りを用いる場合のあったらしい。

5. 小 結

平城宮・京の軒平瓦製作技法について, 種々検討を行った。その結果, 平城宮造営当初の第 I 期の型式には, 桶巻き作りが確実に存在し, むしろこの技法のほうが優勢であることを示した。これまで, 軒平瓦一枚造りは平城宮造営にあたって導入された新しい技法であると考えられていたが, 軒平瓦では必ずしもそうではない。6664G などにみるように, おそらく, 第 I 期のうちに一枚作りが現れ, 6664D・F といった第 II 期の型式になると一枚作りが卓越すると考える。しかし, 興福寺創建時の 6711Aa のように平城宮所用以外の軒平瓦には, 第 II 期にも桶巻き作りが残っている。

凸面成形に関しては, 縄叩きを主にとりあげた。縄叩きの方向は, 奈良時代後半には縦位にほぼ統一されるが, 一部に縦位+瓦当近く横位縄叩きという手法がある。この手法は, 後述するように, 軒瓦編年第 IV 期の平城宮所用の軒平瓦に特徴的に採用される技法である。この時期, 平城京内では, 東大寺や西大寺などの大寺院が造営されるが, これらの寺院所用の軒平瓦は縄叩きが認められないものが多く, この点で, 平城宮の造瓦技法と大きな違いがある。西大寺には「凸面布押圧技法」とでも呼ぶべき, 凸面布目の軒平瓦さえ存在する。例外的な存在は西隆寺の軒平瓦で, ここでは平城宮のものに近い技法をとる軒平瓦が大半である。

(4) ま と め

以上、平城宮・京の軒平瓦を、瓦当文様、顎の形態、製作技法の3項目にわたって検討した。最後に、これらを総合して、平城宮・京の軒平瓦の変遷を再構成し、あわせて各時期の製作技法上の特色をまとめる。

1. 第Ⅰ期の軒平瓦

平城京遷都に伴う宮・京内の造営に用いられた軒瓦のうち、藤原宮所用軒瓦を除いたものが第Ⅰ期の軒瓦である。平城宮所用軒平瓦として、これまで、6655A、D・Fを除く6664、6665A、6668Aをこの時期にあててきた。¹³⁰⁾これらはすべて花頭形垂飾り第1類か第2類の均整唐草文Ⅰである。外区文様は珠文。外区区画はⅠB・Ⅱ・ⅢAの3種がある。顎の形態をみると、6655Aが直線顎である以外は段顎であり、粘土板桶巻き作りと考えられるものが多いが一枚作りとみられるものもある。

上に示した型式には、顎の長さや花頭形垂飾りに各々2種類、唐草第3単位の形状や外区区画には3種類があり、これらを基準に分類が可能である。6664では、花頭形垂飾り第1類で唐草第3単位①a（以下、第1類①aと略す）の6664Cと第1類②の6664Bが外区区画ⅠBをとる。この2種は、他の花頭形垂飾り第1類の6664、つまり唐草第3単位①aで外区区画ⅡのMや外区区画ⅢAのA・H・K、そして第3単位①bのLに先行すると考えられる。花頭形垂飾り第2類では、G・I・J・Oが外区区画ⅢAをとり、Nだけが外区区画ⅢBである。唐草第3単位はJのみ①a、他は①bである。花頭形垂飾り第3類のD・Fは外区区画ⅢAではあるが、下外区と脇区間の杏仁形珠文が小振りで、ⅢBに近い。以上、文様の要素から6664をみた時、最も古くおけるのはB・Cであり、逆に最も新しいのはこれまで指摘されているようにD・Fである。中間のA・G・H～Oでは、G・I・O・Nに新しい要素が認められる。

さらに、6664各種の瓦当文様を顎形態の差と対比すると、B・C・H・K・L・Nが段顎ⅠL、A・Mには段顎ⅠLとⅠSの2種があり、D・F・G・I・J・Oは段顎ⅠSである。B・Cが最も古く、D・Fが最も新しくおきうることはこの点からも理解される。この2つの中間に位置する10種は、文様および顎の形態からH・K・L、A・J・M、G・I・Oの3群に分類され、小型のNはG・I・Oと平行すると推測する。これらは基本的には、この順に変遷したものと考えられるが、これらは諸要素に新旧が混在しており、詳細は軒丸瓦との組み合わせなども参考にする必要がある。

ここでは、これまでも第Ⅱ期の型式と認定されている花頭形垂飾り第3類の6664D・Fを除く、12種の6664を第Ⅰ期におき、大きくは段顎ⅠS出現以前の6664B・C・H・Lをその前半、段顎ⅠS出現以後のA・G・I・J・M～Oを後半と考える。前半に位置づけたものの中で、確実に平城宮造営当初に遡り得るのはB・Cの2種である。また、後述するように、Kについては組み合う軒丸瓦の年代から、後半に含めたほうがよいと考える。6664以外では、6668Aが文様・顎とも6664Cに酷似するので、前半でも最も古い一群に加えてよいだろう。6665Aは段顎ⅠSがあることから、第Ⅰ期後半の型式とする。また、直線顎の6655Aは唐草第3単位を③のパターンとすることから、6665Aと平行するであろう。

第Ⅰ期の細分

これら第 I 期前半と後半の型式を製作技法の面から比較すると、前半の型式には一枚作りと断定できるものがなく、後半には 6664G など一枚作りと考えられる型式が出現している。従って、軒平瓦第 1 次成形技法の変化、つまり桶巻き作りから一枚作りへの転換は、第 I 期後半に始まると推測し、段顎 IL と粘土桶巻き作り技法を第 I 期前半の特徴と規定する。

第 I 期前半
の特徴

この特徴から第 I 期前半におくことができるのは、京内で主に出土する 6644A~C, 6645A である。これらは、いずれも外区に線鋸歯文をおく点で藤原官式との共通性があり、しかも段顎 IL である。6654A と 6675A も主に京内で出土する型式で、中心飾りの有無を除けば連続する唐草文の展開は近似し、顎面を縄叩き後にタテ方向にヘラケズリする手法も共通する。これらも第 II 期に下るものではない。

興福寺の創
建時期

このほか、興福寺創建の 6671Aa も第 I 期前半の型式である可能性が強い (Fig. 81)。興福寺の創立には不明な点があるが、和銅 3 年平城京移建説には直ちに¹³¹⁾従えないとしても、養老 4 年の藤原不比等の死去以前には造営が始まっていたと¹³²⁾考えられる。6671Aa の文様では、杏仁形珠文と線鋸歯文を配した外区文様は大官大寺所用の 6661 に類似し、また、製作技法をみると、藤原官式軒平瓦に匹敵する長さの段顎をもつことや、粘土板桶巻き作りと考えられること、貼り付け段顎の手法をもつことなど、第 I 期前半の特徴を備えている。

6671Aa に代表される「興福寺系」6671 には、他に E と J がある。この 3 種に内区文様の顕

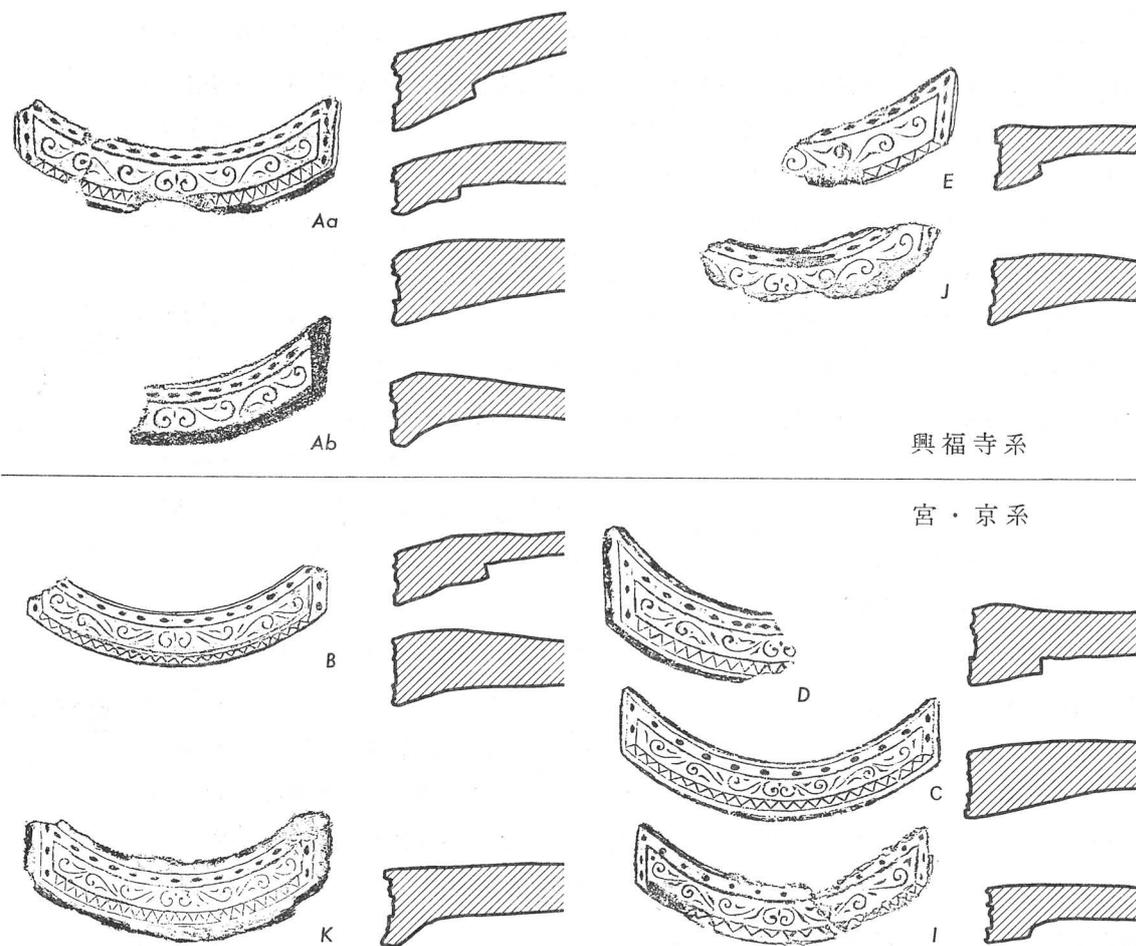


Fig. 81 6671 の変遷 (1:7)

著な差はないが、Eは脇区上端の珠文を斜位におく。このような杏仁形珠文の使い方は、均整唐草文ⅠやⅣに特徴的であり、これらの影響を受けたものとする、Eの外区の文様の構成にはAaより新しい要素を認めることができる。「興福寺系」6671各種の顕著な違いは、製作技法や顎の形に現われる。6671Aaには桶巻き作りと考えられるIL・ISの2種の段顎と、直線顎で一枚作りの製品がある。Eにもやはり段顎ILとISがあるが、Jは直線顎である。6671Aaの一枚作りのものまで第Ⅰ期におくことは、ほかの型式との関連からみて無理があり、同じ瓦範を用いて長期にわたる軒平瓦の製作が行われたとみるのが妥当であろう。¹³³⁾顎形態と技法の変化の時期を特定することは困難だが、これまでも指摘されるように、平城宮への6671の導入時期が参考となろう。

平城宮への興福寺式軒平瓦の導入とは、「宮・京系」6671の登場であり、その中では、文様と顎の長さから最も初現的なBの出現である。その契機は、養老4(720)年の「造興福寺仏殿司」の設置によって興福寺の造瓦組織と宮のそれとが交流を持ったことであるとされる。このことは、6671Bが6671Aaと同じ製作技法であること、特に両者が貼り付け段顎の技法を共有することによく現れており、¹³⁴⁾6671Bの初現を養老4年におくとすれば、貼り付け段顎ILの年代の一点をここに求めることができる。Aaの顎形態は段顎IL→段顎IS→直線顎、Bは段顎IL→直線顎、の順に変化することから、段顎IL以外のAa・Bの年代は養老4年を遡らない。つまり、Aaの段顎ISや直線顎およびBの直線顎の製作年代は、第Ⅱ期に下ることになる。同様に、「興福寺系」のうち段顎ILのEは第Ⅰ期後半に遡る可能性もあるが、段顎ISのEと直線顎のJは第Ⅱ期に下ると考えるのが妥当である。

Bの出現を養老4年に求めると、「宮・京系」6671には、第Ⅰ期に遡るものがなくなる。残る、C・D・I・Kなども文様や顎の形態からみて第Ⅱ期におくのが妥当である。また、曲線顎Ⅱの6671Abは、顎の形態からすると第Ⅲ期にまで下る可能性もある。以上の年代幅は、6671¹³⁵⁾を出土する寺院の造営年代からみた年代観とも符合するものである。

6671Aaの製作技法と顎の形態は、先にも述べたように、これを第Ⅰ期前半の型式とすることもできるが、「宮・京系」の6671Bの出現を養老4年の「造興福寺仏殿司」に関連させる限り、AaとBとの製作技法上の類似からみて、その特徴が軒瓦編年第Ⅰ期の最終末まで残っていたとみななければならない。これは、先にみた、6664における段顎ISと一枚作りの出現年代とは食い違いますが、製作技法の違いに表れた、造瓦組織の相違に起因するもの¹³⁶⁾と考える。

以上、第Ⅰ期前半の軒平瓦としては均整唐草文Ⅰの6664B・C・H・Lと6668A、均整唐草文Ⅱの6671Aa、偏行唐草文の6644A～C、の4型式9種をあてる。第Ⅰ期後半には、均整唐草文Ⅰの6655A、6664A・Ga・Gb・I～K・M～O、6665Aおよび、均整唐草文Ⅱの6671E、均整唐草文Ⅵの6654Aと6675A、の6型式14種をおき、6671Aaの製作は後半にも続いていたと考えた。

2. 第Ⅱ期の軒平瓦

『基準資料Ⅱ』において、第Ⅱ期に編年された軒平瓦は、6663A～C、6664D・F、6671A、6685A～D、6688A・Bの5型式12種である。さらに、可能性としては、6667Aと6682Aなどもこれに先行する一群としてとらえることもできる、とした。¹³⁷⁾その後、6663Cは第Ⅲ期に繰り

¹³⁸⁾
下げた。

第Ⅱ期の細分

第Ⅰ期の6664を検討する中で、D・Fについては第Ⅱ期におくべきことを述べた。第Ⅰ期後半の6664Gなどと比較しても、瓦当文様や製作技法に大きな隔たりはなく、これを第Ⅱ期前半におくことができる。まず、この6664D・Fを基準に第Ⅱ期前半の軒平瓦の特徴をまとめてみよう。

6664D・Fは、ともに花頭形垂飾り第3類の6664であり、両者は瓦当文様が酷似する。加えて、この2種は顎が段顎ISであることや、一枚作りで縄叩きに縦位・横位の2種類があることなど、製作技法も共通する。平城宮の均整唐草文Iは、第Ⅰ期後半に粘土板桶巻き作りに代わって一枚作りが採用され始めるが、第Ⅱ期前半の均整唐草文Iでは、この技法が普遍化し定着する。花頭形垂飾り第3類で外区珠文の均整唐草文Iにはほかに、小型の軒平瓦6666Aがある。唐草第3単位も6664D・Fに似るが、唐草は分解気味に界線から立ち上がる。6666Aも一枚作り、段顎ISという特徴を備える。

6685も小型の軒平瓦であるが、中心飾りの垂飾りは十字形と卍形の2種類がある。A・B・D・Fが十字形、C・Eが卍形である。この2群は、A・B・D・Fが段顎、C・Eが直線顎ないし曲線顎I、という顎の形態差にも対応しており、6685型式の新古の2相を示すものである。第Ⅱ期前半の特徴を備えるのは、6685A・B・D・Fであり、特にA・B・Dは6664D・Fと製作技法がほとんど同一¹³⁹⁾といってよい。

ここで第Ⅱ期前半の特徴を示すものとして取り上げた均整唐草文Iの3型式は、平城宮内裏北外郭の土壙S K 2102¹⁴⁰⁾から出土した。出土したのは、軒丸瓦6311A・6313Cと軒平瓦6664F・6666A・6685Bである。共伴した木簡が天平元(729)年を下限とするから、これらは第Ⅱ期でも前半に限定された軒瓦の様相を示すものである。『基準資料Ⅱ』においては、このS K 2102出土軒瓦から「聖武天皇即位時を目標として行われた造営時」の軒瓦¹⁴¹⁾を考えた。ところが、『基準資料Ⅱ』では、6685BがS K 2102から出土したことを普遍化するに際し、曲線顎の6685Cをも6685Bと同時期と理解し、段顎と曲線顎の並存をこの時期の軒平瓦の特徴の一つとした。第Ⅱ期に曲線顎が登場するのは確かなのだが、S K 2102から出土した軒瓦が示すのは、第Ⅱ期でも前半の様相であって、その組み合わせに曲線顎の6685Cを加わえるか否かは別に検討を必要とする問題である。6685CあるいはEの文様がA・B・D・Fよりは崩れていることは先に指摘した通りであり、6685BとCは同時期とすべきではなく、6685の古相と新相を各々代表すると考える。『基準資料Ⅱ』に指摘があるように6685Aにはごく少数の曲線顎(曲線顎I)があり、また6664Fにもごく少数の曲線顎Iは存在するのは事実である。しかし、これらの曲線顎Iの個体は瓦当面に範傷が顕著に現われ、瓦範がかなり傷んだ段階に製作されたことを物語っている。つまり、6685Aのおそらく長期の製作期間の間に段顎から曲線顎への顎形態の変化があったと考えたほうがよい。6685Aと6664Fに曲線顎Iが存在することも、6685BとCを新古に分類することを妨げない。従って、曲線顎の出現は第Ⅱ期後半の軒平瓦の特徴と理解し、6685の場合は、A・B・D・Fの4種を前半、C・Eを後半のものとする。

第Ⅱ期前半の特徴

以上、6664の型式変化とS K 2102出土軒平瓦から、第Ⅱ期前半の均整唐草文Iの特徴を、段顎ISと一枚作りの定着と考える。では、6664D・F、6666A、6685A・B・D・F以外にはどのような型式をこの時期におくことができるであろうか。まず、均整唐草文Iでは6689A

・ Bをとりあげる。

6689AはAa・Abとも、顎の形態はともに段顎ISであり、製作技法にも顕著な違いはない。中心飾りを除けば、内区文様は6664D・Fに近似する。6689Aaには平瓦部凹面に「東」の篋書きをもつものがあり、これが平城宮内裏北外郭と松林苑から出土している¹⁴²⁾。同じ篋書きは6664D・Fにもあり、特に6664Dとは同筆とされている¹⁴³⁾。このことは、6664Dと6689Aaが同じ瓦窯でほぼ同時期に製作されたことを示すものである。

6665B・Cは花頭形垂飾りをもち、Bが第3類、Cが第1類である。唐草が界線から立ち上がる特徴は、新しい要素だが、6666Aにも認められること、段顎であることや桶巻き作りであることから、第Ⅱ期前半の型式と考えられる。

均整唐草文Ⅱについては第Ⅰ期のところで述べたように、「宮・京系」6671のBをこの時期のごく初頭におくことができる。同系の6671C・D・I・Kは、段顎ISのDが前半の特徴をもつ。Iにも段顎ISがあるが、直線顎の例もあることや、上外区の珠文が円形に変化していることから前半にはおきがたい。C・Kには段顎の例がないことから、やはり後半代である(Fig. 81)。なお、「興福寺系」ではAa・Eの製作がこの時期にも続き、顎は段顎ISに変化したものとする。

この時期に新しく登場するのは均整唐草文Ⅳである。均整唐草文Ⅳの瓦当文様については、6667A、6669A→6691A・F→6667B、6691B～Dという3段階の変遷を考えた(Fig. 72)。顎の形を比較すると、6667Aは段顎ILに始まり、段顎ISとごく少数の直線顎がある。6691Aの多くは曲線顎Ⅱだが、直線顎も少数ながら存在し、6667Aの直後にこれをおくことができる。6669Aは文様では6667Aに酷似するが、顎の形態は曲線顎Ⅱなので、6691Aに平行する時期と考える。このように均整唐草文Ⅳで段顎をもつのは6667Aだけであり、この点でも均整唐草文Ⅳの祖形とみてよい。

さて、6667Aの段顎ISの個体には瓦当部の成形に縄叩きを用いたものがあり、この手法が6685Bと共通するので、6667Aの段顎ISと6685Bは歌姫西瓦窯で同時期に製作された可能性がきわめて高いことは前述した通りである。6685Bについては、既に第Ⅱ期前半の型式としたので、それに先行することが明かな段顎ILの6667Aは、遅くとも第Ⅱ期の初頭に位置づけてよい。段顎ILの6667Aは粘土板桶巻き作りの技法をとり、この点では第Ⅰ期に遡る可能性もある。しかし、この時期には他に6671Bに段顎ILと桶巻き作りがあり、均整唐草文Ⅰの技法変化とは一致しない系統とも考えられる。組み合う軒丸瓦6285Aの特徴からも、第Ⅱ期の初めごろにおくこととする。

以上、第Ⅱ期の軒平瓦のうち、その前半に、均整唐草文Ⅰでは6664D・F、6665B・C、6666A、6685A・B・D・F、6689Aa・Ab・B、均整唐草文Ⅱでは6671B・D、そして均整唐草文Ⅳの6667Aの6型式13種をおく。

第Ⅱ期の後半は、顎の形態では曲線顎の出現、段顎との交替、瓦当文様では外区圏線文の登場を特徴とする時期である。これらの特徴は均整唐草文Ⅰの6663と6681に代表される。

6663には同文異範が13種ある(Fig. 82)。唐草第3単位の形状に①b・②・③の3つがあり、①bの群はCa・Cb・L・N→K・M、②の群はA・B→Eと変化すること、そして、③のF・H～JとDは①b・②の群に遅れることは、既に述べた。①b・②の群で先行する6種につ

第Ⅱ期後半
の特徴

6663の変遷

いて顎の形態を対比すると、段顎 IS のある B が 6663 では最も古いものと考えられる。6663 B は段顎と直線・曲線顎をもつ点で第 II 期後半の特徴を備える。B の出土総量からみると段顎は少ない。¹⁴⁵⁾凸面の叩きはタテとヨコがあり、これは第 II 期前半の 6664 D・F などと同じ状況である。A は、瓦当文様が B によく似ており、B にやや遅れはするものの第 II 期後半においてよい。A・B 以外で直線顎や曲線顎 I をもつものに Ca がある。これも第 II 期後半の特徴を備えるが、Ca を彫り直した Cb は曲線顎 II に限られるので、直線顎や曲線顎 I の A・Ca に遅れ、同じく曲線顎 II の E とほぼ平行すると考えられる。Ca を第 II 期後半におきうるか否かは、曲線顎 II の出現時期が問題となるので、後に再度とりあげよう。顎面の広い曲線顎 II の、K・M と唐草第 3 単位③の一群および D は、Cb・E よりさらに新しい第 III 期以降の 6663 である。

6681 は超小型の S を除くと、唐草第 3 単位の違いにより、A～C・E・G と D・F の 2 系統に分けた。この 2 系列は調整手法にも差があり、A～C・E が凹面全面をナデ調整するのに対し、D・F は凹面瓦当近くのみヘラケズリし後半に不調整部分を残す。¹⁴⁶⁾前者には、十字形垂飾りの A・B・E と逆 T 字形の C・G があり、唐草が界線から立ち上がる C・G が後出的である。この系列は、内区文様が 6685 によく似る。一方、D・F は、十字形の垂飾りのみをとらえれば他の 6681 よりも古い要素を備えると理解することも可能だが、唐草第 3 単位の特徴は、これが 6685 からの変化ではなく、同じパターンをもつ 6663 C・L・N などから変化したものと考えるべきことを示している。従って、6681 A・B・E の先行型式とはなし難く、むしろ、C・G と平行するものであろう。このように、6681 では A・B・E の 3 種が最も先行する一群であり、B・E には曲線顎 I があるので、第 II 期後半においてよいだろう。S も内区の唐草がこれらに似ることから同時期と考える。その他の 6681 は第 III 期に下るものであろう。

第 II 期後半の均整唐草文 I として、この他に 6682, 6688, 6694 A, 6698 A, 6727 A など、十字形とそれから変化した垂飾りをもつ型式を加える。これらは基本的に段顎をもつ型式である。第 II 期の終わりにあたる恭仁宮所用の軒平瓦には段顎が認められないことなどから、遅くとも平城宮の第 III 期の軒平瓦には段顎はなくなっていると考えられる。従って、これら段顎の型式は第 II 期に位置づけるのが妥当であろう。6682 A には段顎と曲線顎の 2 種があるが、そのうち段顎のものはこの時期に製作されたものとみてよい。曲線顎の 6682 A は後述するように、組み合わせる軒丸瓦 6133 の年代から第 III 期後半に降り、直線顎の E もやや年代が降るであろう。

6688 Aa・Ab は段顎 IS、段顎 II さらに直線顎へと顎の形が変化する。同範品での顎の形態変化は 6663 B にも認められた、第 II 期後半の特徴である。6688 B は桶巻き作り技法によるが、Aa・Ab には模骨痕はなく一枚作りである。6688 は、平城宮の軒平瓦としては特殊な格子叩きをもつ。同種叩きは 6679 A の段顎の製品にもある。6679 A もまた段顎と直線顎の 2 種があるなど、この 2 型式、特に 6688 Aa・Ab と 6679 A は顎の変化や製作技法に強い共通性がある。しかも 6688 の文様、特に唐草の派生や外区区画に均整唐草文 I としては例外的な特徴が現われているのは均整唐草文 II の影響であろうと考えた。それはおそらく、6679 A と 6688 が同一あるいは同系統の瓦窯で生産されたことによるものと推測する。

6694 A は、顎面が平瓦部に向かって強く傾斜する段顎 IS であること、凸面を縦位縄叩きするものと横位縄叩きするものの 2 種があること、凹面調整などが 6689 に類似すること、6694 A の段顎には段部の削り出しがごくわずかで、強いヨコナデによって段部を表現したのがある。

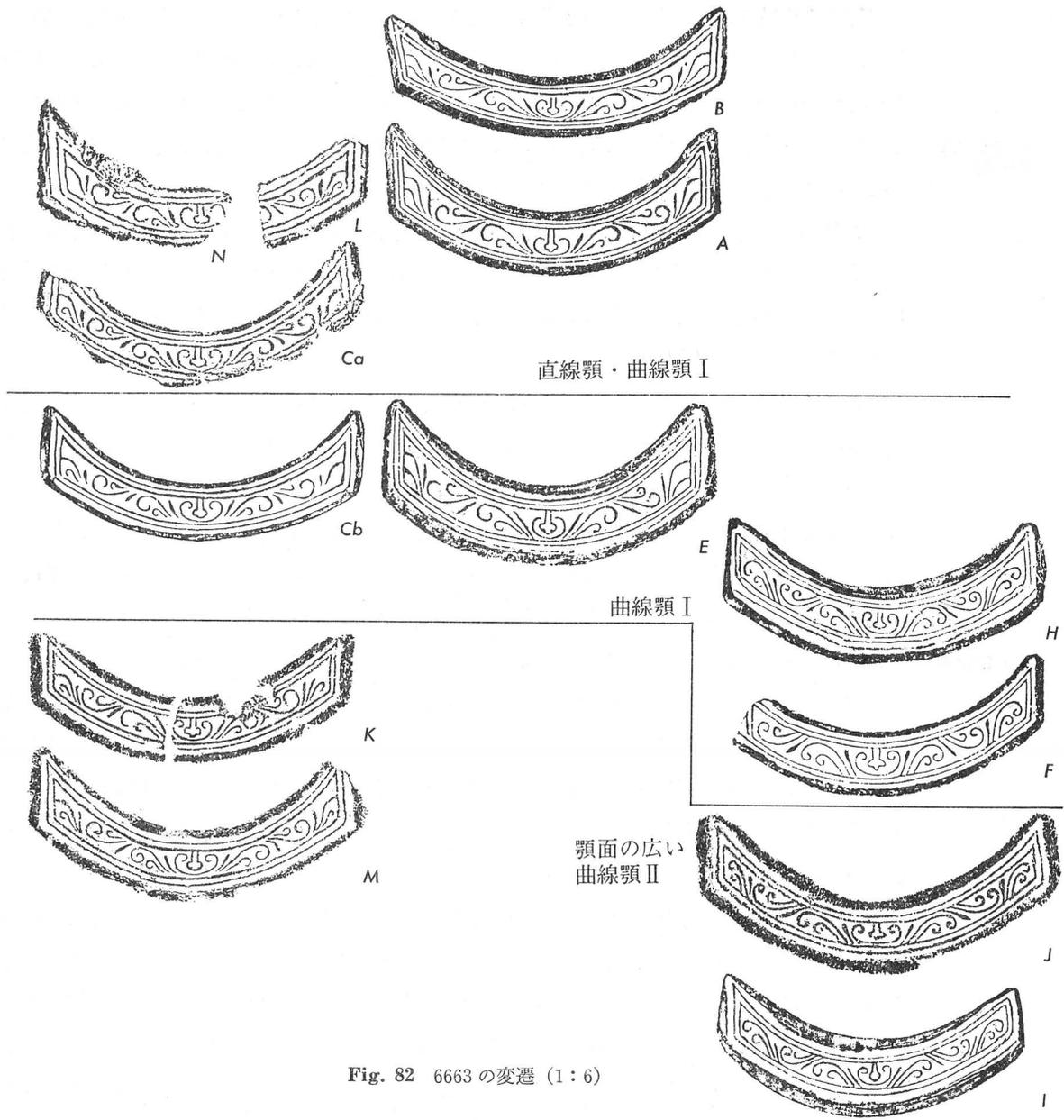


Fig. 82 6663の変遷 (1:6)

この点は 6689A に比べると新しい要素であり、文様も唐草が界線から立ち上がることで、唐草先端が玉状に膨らむことなどもそれに加えることができるかも知れない。しかし、界線から立ち上がる唐草は 6666A にも認められるのであり、松林苑西面築地で 6694A が 6311A, 6664D・F・N, 6689Aa, 6685B といった第 II 期前半の軒瓦に共伴し、他の時期の軒瓦を交えていないこと¹⁴⁷⁾や、平城宮内裏北外郭の土壌 S K820 から天平 19 (747) 年を下限とする木簡に共伴して出土したこと¹⁴⁸⁾から、少なくとも第 II 期後半には出現していたと考える。

段顎の均整唐草文軒平瓦には他に大安寺の 6712A, 6716C, 6717A など均整唐草文 VI がある。いわゆる大安寺式軒瓦であり、大安寺伽藍では最も多量に出土する。これらの型式については、法華寺阿弥陀浄土院所用の軒平瓦 6714A との関連から、天平年間におくことに慎重な意見もある¹⁴⁹⁾。唐草の特徴が 6714A につながるものであることがその根拠である。しかし、6712A は段顎 IS か直線顎であり、6714A が曲線顎 II であるのとは大きな違いがある。また、唐草が蔓状

大安寺の創建時期

に連続する特徴は藤原宮式や、第Ⅰ期の6654Aや6675Aにもみられたものであって、必ずしも奈良時代後半の特徴ではない。むしろ、6712Aの唐草はこれらの偏行唐草系統のものに類似する。さらに、6712A、6716C、6717Aの外区区画ⅢBは第Ⅲ期以降の型式にはごくまれで、第Ⅱ期に特徴的な区画方法である。従って、これらを道慈が主導した天平年間の大安寺の造営に用いられた型式と考えても矛盾はないであろう¹⁵⁰⁾。

次に均整唐草文Ⅱをとりあげげる。段顎ⅠSは均整唐草文Ⅱの6671Ⅰに残るが、第Ⅱ期後半の均整唐草文Ⅱは「興福寺系」の6671Ⅱや「宮・京系」の6671C・Kのように直線顎や曲線顎Ⅰが一般的となる。Ⅰにも直線顎の例がある。また、6671AaとBの直線顎のものにはこの時期にまで降る可能性が高い。

均整唐草文Ⅳでは、6667Aの直線顎のものが第Ⅱ期に生産されたと推定されるが、出土数は段顎のものに比較すると極端に少ない。第Ⅱ期後半の均整唐草文Ⅳは6669Aと6691Aに代表される。この2型式の瓦当文様は6667Aに酷似し、これを忠実に模したものであるとともに、6669Aは歌姫西瓦窯や東大寺二月堂仏餉屋下層から、6691Aは平城宮・京、恭仁宮、法隆寺東院、東大寺法華堂周辺などから出土し、その分布も6667Aとかなり重なる。6691Aの年代は『平城宮報告Ⅹ』において第Ⅲ期から第Ⅱ期に変更したが、いくつか問題を残している。

6691の変遷

6691Aを出土する、法隆寺東院と平城宮・京の諸例について範傷を比較すると、前者は後者より範傷が少なく、確実に先行する。平城宮・京には、凸面の縄叩きが縦位+斜位、縦位、縦位+瓦当近く横位、の3種の製作技法による6691Aがあり、範傷はこの順で拡大する。恭仁宮跡内裏地区や平川廃寺塔跡出土の6691Aは、縦位+斜位の縄叩きをもつので、平城宮出土6691Aの最初期段階と同一技法である。つまり、範傷の進行から、法隆寺東院→恭仁宮→平城宮・京という6691A供給地の推移が推測できる。

顎の形態変化の項でも述べたように、6691Aには直線顎と曲線顎Ⅱがある。法隆寺東院の6691Aは直線顎、恭仁宮、平城宮・京、東大寺二月堂仏餉屋などから出土するものは曲線顎Ⅱであり、上に述べた遺跡間の関係は、直線顎から曲線顎Ⅱへ、という顎の変化とも対応する。

しかし、法隆寺東院以外にも少数ながら直線顎の6691Aを出土する遺跡がある。それは法華寺である¹⁵²⁾。しかも、それは法隆寺東院と範傷において差が認められない。法華寺周辺は6667Aが最も集中して出土する場所であり、その後も長く均整唐草文Ⅳを使い続ける。要するに、6691Aは元来、法隆寺東院の創建に向けて作範されたのではなく、法華寺周辺で6667Aの補足用の軒瓦としてこれをかなり忠実に模して製作され、それがまもなく法隆寺東院の創建にあたって利用された可能性が強い。法隆寺東院は後述するように、おそらくは天平年間一桁台の後半頃に造営が開始されたと考える。よって、6691Aの曲線顎Ⅱは法隆寺東院の造営から、天平12年の恭仁宮造営までの間に出現したと考える。

法隆寺東院の創建時期

第Ⅱ期の軒平瓦として、最後に重郭文軒平瓦をとりあげよう。この軒瓦の年代については、神亀3(726)年10月に造営が開始され、天平6(734)年頃に完成した、聖武朝難波宮(後期難波宮)所用の軒瓦であることがほぼ確定しているが、難波宮での差替え瓦の問題は全く未解決で残っている。先に、平城宮・京の重郭文軒平瓦には、方郭が二重の6572と、それに弧線や方郭を加えた6574・6575の2種があること、圏線の太さが内外で異なるものは6572Bだけであることを述べた。重郭文・重郭文軒瓦の出自に関する定説に照らすと、6572の文様構成が本源¹⁵³⁾

重郭文軒平瓦の変遷

¹⁵⁴⁾

的であり、なかでも、内圏線の細い、6572Bが最も古い様相を示すと考えられる。Bは直線顎をもち、第Ⅱ期後半の特徴を備える。A・C・Dがこの顎であるが、Eは曲線顎Ⅱであり、この点で第Ⅱ期にはおき難い。方郭が一つ余分な6575Aは、難波宮での出土も知られていない上、曲線顎Ⅱをもつことから、6572E同様、後出の重郭文軒平瓦と考えられる。6574の文様も6572に比べると新しく、第Ⅲ期に下るであろう。以上のように、第Ⅱ期の重郭文軒平瓦には、6572A～Dの4種をあてる。

3. 第Ⅲ期の軒平瓦

『基準資料Ⅱ』解説で第Ⅲ期の軒平瓦にあてたのは、6689, 6691, 6694, 6710, 6719, 6721, 6732の7型式であったが、6689は第Ⅱ期前半に、6691Aと6694Aについては第Ⅱ期後半に遡ることを既に述べた。この期の軒瓦は、平城還都直後の造営に関わる前半と、東大寺造営の関わる後半とに二分することができよう。第Ⅲ期前半の軒平瓦は恭仁宮所用軒平瓦にみられた曲線顎Ⅱが引続き用いられることが一つの目安であり、後半は均整唐草文Ⅲ（東大寺式）軒平瓦の出現によって特徴付けられる。

第Ⅲ期の細分

第Ⅲ期前半の軒平瓦でまず問題となるのは6663である（Fig. 82）。すでに、6663A・Bについては第Ⅱ期後半の型式とした。6663Cには直線顎か曲線顎ⅠのCaと曲線顎ⅡのCbがある。曲線顎Ⅱの出現は恭仁宮造営直前と考えられるから、少なくとも6663Caに関しては、第Ⅱ期後半におくことができるであろう。この6663Caの文様を左右反転した6663L・Nも曲線顎Ⅰをもつので、やはり第Ⅱ期後半とみてよいだろう。曲線顎Ⅱの6663Cbも可能性としては第Ⅱ期に遡らないわけではない。しかし、6663Cbは平城宮では6225A・Cと組み合って推定第二次朝堂院の造営に用いられた。この造営は還都後のことである。従って、6663Cbについては第Ⅲ期前半に編年する。6663EはA・Bと同じ文様構成だが、唐草が界線から派生することや曲線顎Ⅱであることから、第Ⅲ期前半である。K・MはCbと同じく唐草第3単位を①bとするが、文様にCbより若干新しい様相がうかがえる。しかも、顎の形態をみると、同じ曲線顎Ⅱでも顎面が広い。この顎の形態は、唐草第3単位を③のパターンとする、F・H～Jのうち、I・Jと共通する。F・H～Jは唐草が不整なDとともに、第Ⅲ期後半以降と考えられるので、K・Mについても第Ⅲ期後半の6663とみなしてよいだろう。以上、第Ⅲ期の6663は、Cb・Eを前半に、D・F・H～K・Mを後半以降と考えた。

6663Cの上限

均整唐草文Ⅰではほかに、6681C・D・F・Gや6702がある。6681はA・B・Eを第Ⅱ期後半においたが、C・Gはそれら3種と同じ文様構成をとりながらも、垂飾りが逆T字形で唐草が分解気味である。D・FはA～C・Eとは唐草第3単位の形状など文様構成に違いがあり、むしろ6663Cに近似する。曲線顎Ⅱをとり、顎の彎曲も大きいことから、C・D・F・Gの4種は第Ⅲ期前半の6681とすべきであろう。6702は瓦当文様からA～C・G～IとD～Fの2群に分けた。後者のうちE・Fは唐草の流れが比較的連続的であり、6702のなかでは古い様相を備えるので、基本的にはD～Fを第Ⅲ期前半に、A～C・G～Iを第Ⅲ期後半と考える。ただし、D～Fも同じ第Ⅲ期の6663Cbや6681C・D・F・Gに比較すると、外区の圏線文が失われ、第3単位主葉が巻き込んでむしろ第Ⅲ期以降とした6663F・H～Jに近い特徴を備えるから、第Ⅲ期前半の末かあるいは第Ⅲ期でも新しい様相として捉えられる可能性も残っている。

6702Aは中心飾りの垂飾りがほとんど棒状となり、左右の張り出しがごく痕跡的となる。顎も顎面が広いので、第Ⅳ期に下るであろう。

6667Aの終焉 均整唐草文Ⅱでは6671Abがその顎形態(曲線顎Ⅱ)からみて第Ⅲ期前半に下る可能性がある。この興福寺式軒平瓦の系統は、基本的には第Ⅱ期までに作範が終了し、第Ⅲ期以降は新たな展開をみせることなく文様の系譜としては途絶えてしまう。

均整唐草文Ⅳでは、恭仁宮をへて還都後に平城宮で使用される6691Aが第Ⅲ期前半の代表的な型式である。恭仁宮と同様、平城宮の6691Aも顎の形態は曲線顎Ⅱである。平城宮出土の6691Aには、縦位縄叩きに瓦当近くのみ横位縄叩きを重ねる例がわずかに存在する。この手法は「宮系」6732など平城宮の均整唐草文Ⅲと一致するものである。後述するように、平城宮での均整唐草文Ⅲの導入は第Ⅳ期前半と考えられる。6691Aでこの手法をもつものは範の傷みが最も進んだ段階の製品であり、平城宮での6691Aの製作が第Ⅳ期前半にまで続いていた可能性は高い。

6691Aの終焉

6691の他の種の中では、Fの文様がAに近似し、顎も曲線顎Ⅱである。おそらく第Ⅲ期前半だろう。B・Dは垂飾り基部が開かなくなり、唐草第4単位の主葉が短小になるなど、A・Fよりは新しい要素を備える。恭仁宮では天平18(746)年に大極殿が山背国分寺に施入され、これに伴って塔などの造営が始められる。国分寺塔院地区で多量に出土した軒瓦は、6320Aa—6691A(恭仁宮KM01—KH01)を模したKM05—KH03¹⁵⁵⁾である。このKH03は垂飾り基部が分岐しない。恭仁宮KH03は外区区画や唐草第4単位の形状に6691B・Dよりは古い様相をとどめるが、これが天平最末年頃の均整唐草文Ⅳの文様とすれば、6691B・Dは少なくともこれを遡らない。ここでは第Ⅲ期後半に考えておく。なお、6691B・Fには、縦位+瓦当近く横位の縄叩きのものがあり、6691A同様に、第Ⅳ期にまで製作が続いた可能性がある。

6721の変遷 均整唐草文Ⅴの6721は軒丸瓦6282と組み合うことが確定している。内裏北外郭地域の土壙SK820からは天平19(747)年の木簡に共伴して6282Ha・6721D¹⁵⁷⁾が出土しており、6721も第Ⅲ期前半には確実に出現していると考えられる。6282Haは恭仁宮大極殿で6721A・Cと組み、恭仁宮内裏地区では6691Aと組み合う。従って、6282Ha—6721A・Cは恭仁宮造営時に製作された軒瓦と考えてよいだろう。

6721を代表とする均整唐草文Ⅴの瓦当文様は、6719A→6721Ga・Gb→6721A・C～F・H→6721I→6723A、という変遷をたどるものと考えた。6721Gaと6719Aは内区文様だけでなく、外縁が圏線状で範型が側面にかぶらない形態をとることや直線顎であることなども共通する。6721でまず製作されたのはGaであったと思われる。曲線顎Ⅱが主体の6721の中でGaと同じく直線顎をもつ種には他にGbとHaがあり、そのうち、Haは凸面縦位+斜位縄叩きの手法をGaと共有する。6721A・C～Hは基本的には斜位縄叩きを特徴とする型式であるが、Haのみ縦位縄叩きを主とし、Gaにも縦位縄叩きのものがある。縦位+斜位縄叩きが6691Aにも存在することはすでにのべたが、恭仁宮では内裏地区出土の6691Aにこの手法が卓越する一方、恭仁宮大極殿地区の6691Aにはこの手法が採用されていない。恭仁宮での地区による6691Aの縄叩き手法の差異は、「若干の時間差に根ざすものか工人差によるものか即断はできない¹⁵⁸⁾」とされるが、少なくとも恭仁宮の6691Aに2つの縄叩き手法が存在し、これと全く同じ状況が6721Haにも認めらることは注意してよい。

6721Ga・Gb・Ha という直線顎の 6721 は恭仁宮での出土が知られておらず、恭仁宮所用の 6721A・C は曲線顎Ⅱである。6721 の顎形態の違い、つまり直線顎か曲線顎Ⅱかの違いが、6671Aa と 6671Ab, あるいは 6691A の場合のように、時間差に対応するものと仮定すれば、6721Ga・Gb・Ha は他の 6721 より古く、しかも恭仁宮の 6721A・C にも先んじるものと考えられる。とすれば、6719A を含めて平城宮での均整唐草文Ⅴの出現は第Ⅱ期後半に遡り、恭仁宮での 6282Ha—6721A・C の組み合わせは、その造営直前に平城宮で成立していた軒瓦の組み合わせが採用されたものである、ということになろう。顎を曲線顎Ⅱとする 6721A・C～F・Hb については、A・C を平城還都前に製作が始まっていたが供給は還都後、その他を還都後に製作が始まったものと考えて第Ⅲ期前半に位置づける。6721I～J と 6723A については後述する。この他、均整唐草文Ⅵの 6716A は曲線顎Ⅱであり、第Ⅲ期前半においてよいだろう。

次に第Ⅲ期後半の軒平瓦をとりあげよう。第Ⅲ期前半の均整唐草文Ⅰを検討した際、6663D・F・H～K・M を第Ⅲ期後半以降に、6702B・C・G～I を第Ⅲ期後半に下ると考えた。6663F・H～K・M について若干補足しよう。この 4 種の中では I～K・M の顎面が幅広く、顎の形態からすれば新しい様相であるが、後述する軒丸瓦との組み合わせを考え合わせ、6663D・H・K・M を第Ⅲ期後半、6663F・I・J は第Ⅳ期の型式とする。

第Ⅱ期後半
の軒平瓦

第Ⅱ期以前から系譜のたどれる均整唐草文Ⅰは、この時期には 6663 と 6702 だけとなる。6710 と 6711 は同じ均整唐草文Ⅰでも中心飾りの特徴や製作技法の面でほかの型式との関連が乏しい。6711 の場合、むしろ均整唐草文Ⅳの型式とすべきかもしれないが、いずれにしろ、それまでの宮の均整唐草文Ⅰとは異なる系譜をもつものであることは確かである。しかし、唐草第 3 単位の主葉が巻き込む特徴は第Ⅲ期後半以降の 6663 や 6702 と共通するものであり、大きくは第Ⅲ期の後半におくことができよう。6710D は平城京右京一条北辺四坊から出土している。この地が、神護景雲元(767)年 9 月に称徳天皇の行幸があった「嶋院」にあたるとすれば、これを第Ⅳ期前半にあてることができる。

第Ⅲ期後半を代表するのは均整唐草文Ⅲである。6732 についてはこれを、「東大寺系」・「西大寺系」・「宮系」の三つに分類し、その変遷を述べた(Fig. 71)。これを再度、要約すると、「東大寺系(古)」→「宮系」→「西大寺系」・「東大寺系(中)」→「東大寺系(新)」という変遷である。また、「西大寺系」の N と「東大寺系(中)」の D はその中でも古い様相をとどめ、「東大寺系(中)」の H は上下外区珠文の数が 7 に減ることから、「東大寺系(新)」に近いものとする。6733 の対葉花文の特徴は、「東大寺系(新)」の 6732I や「西大寺系」の 6732K・Q に現れていたものである。唐草がこれらよりも一層分解することと珠文数が 7 であることからみても、6733 は 6732 の「東大寺系(新)」を遡らない。

6732の変遷

6732 の中で最古の位置をしめるのは「東大寺系(古)」の 6732E～G・J・U である。U は元興寺出土であるが、東大寺創建時に用いられた軒平瓦はこの一群と考える。大仏殿院・西塔院の完成を画期とする東大寺造営の最初の段階は、ほぼ天平勝宝元年から天平宝字元年の間であり、軒平瓦では「東大寺系(古)」をこの時期にあて、これらを第Ⅲ期後半の型式とする。なお、J は対葉花文が複線表現になるなど、E～G の 3 種に較べるとやや新しい様相を持つ「東大寺系(中)」や「宮系」は「東大寺系(古)」よりも新しい、第Ⅳ期の型式と考えたほうがよいだろう。¹⁶⁶⁾ これらについては次節で取り扱う。

以上、第Ⅲ期後半の軒平瓦の型式として、均整唐草文Ⅰでは6663D・H・K・M、6702B・C・G～I、6710A・C、6711Aa・Ab・B、曲線顎の6682A、均整唐草文Ⅲでは6732E～G・J・U、均整唐草文Ⅳでは6667B、6691B・D、をあげた。このほか、第Ⅲ期前半の6691A・Bや6721A・C～Hはこの時期にも生産が続くものと考えられ、重郭文軒平瓦のうち、6572で唯一曲線顎ⅡのEと6574は第Ⅲ期に下る可能性がある。さらに、後述するように、6714Aを第Ⅲ期（おそらくはその後半）に繰り上げる。

4. 第Ⅳ・Ⅴ期

第Ⅳ期の軒平瓦には、均整唐草文Ⅲの6725、6726、6739、均整唐草文Ⅶの6760、6761A・6775A、飛雲文の6801Aをあてていたが、6725・6726はその後、長岡宮式軒平瓦との関連から第Ⅴ期に降ろした。均整唐草文Ⅶは、中心飾りや唐草の複雑な構成のものであり、前期との関連に乏しいが、均整唐草文Ⅲは6732の型式変化をみることにより、前後の時期との連続性をたどることができる。第Ⅰ～Ⅲ期同様、第Ⅳ期については、前後半に二分する。前半は、天平宝字年間の平城宮改作に伴う軒平瓦を、後半は、宮内では東院玉殿、京内では西大寺や西隆寺など、神護景雲年間の造営に伴う軒平瓦をあてる。なお、第Ⅴ期の軒平瓦は第Ⅳ期の型式から変化したものが多いので、一括して取り扱うことにする。

第Ⅳ期の細分

均整唐草文Ⅰは、第Ⅲ期後半から続く、6663・6702・6710が第Ⅳ期前半にわずかに残る程度であり、6663F・I・J、6702A、6710Dなどをこの時期の型式とした。そして、均整唐草文Ⅰはほぼこの時期をもって文様系譜としては断絶する。しかし、3葉構成3回反転という単位文様構成が宮内で根強く伝統を保ち続けることは、均整唐草文Ⅲの6725・6726に現われている。この点については、既に述べた通りである。

第Ⅳ期の均整唐草文Ⅲは、「宮系」・「西大寺系」・「東大寺系(中)」の3群の6732に代表される(Fig. 71)。東大寺周辺以外にこの文様系統が拡大することが、第Ⅳ期の特徴の一つでもある。「宮系」の6732A・C・Oは、「西大寺系」に先行することから、第Ⅳ期前半におく。平城宮で多量に出土するのはA・Cの2種である。Lは唐草の展開に「西大寺系」6732との類似が認められることから、「宮系」6732ではこれのみ第Ⅳ期後半に下るであろう。

西大寺の瓦

西大寺の本格的な造営は神護景雲年間に進み、神護景雲3(769)年4月24日には行幸と叙位があり、造営の一画期をなしたものと推定されている。寺観が整ったのは、『西大寺流記資財帳』の奥書にある宝亀11(780)年である。¹⁶³⁾「西大寺系」6732には、K・M・N・Q・Rの5種が確認されているが、瓦当文様からみて最も古い特徴を備えるのはNであり、これが造営当初の軒平瓦で、残る4種(K・M・Q・R)は神護景雲年間以降の本格的な造営に使用された第Ⅳ期後半の型式と考えられる。ただし、Qは西大寺の他、平城宮と長岡宮朝堂院外周施設の造営にまわって使用されており、これを生産した瓦窯は長岡京付近に所在する谷田瓦窯¹⁶⁴⁾である。Qには唐草左第3単位に範割れない段階の製品と範割れが現われた段階の製品があり、これまで、長岡宮と谷田瓦窯からは範割れないものが、西大寺からは両者、平城宮からは範割れ後の製品が出土している。これについては、①谷田瓦窯では初め西大寺の瓦窯として6732Qを生産し、長岡宮の6732Qは西大寺あるいは平城宮で使用されたものが搬入されたものであると考える、②6732Qの生産が長岡宮造営と平行して行われ、これが長岡宮と西大寺に供給され、

瓦範が割れた段階以降に西大寺と新たに平城宮へも供給されたと考える、という二通りの仮説が成立ちうる。②とした場合、6732Qの年代を長岡宮の時期にまで下らせて考えなければならぬが、「西大寺系」6732の各種を比較すると、6732QはKに極めて酷似しており、この2種に大きな年代の開きを認めることはできない。しかも、K・Qは西大寺で最も多量に出土し、これが造営の最盛期に用いられたことは疑う余地がない。従って、①の仮説をとり、「西大寺系」6732のK・M・Q・Rを第Ⅳ期後半の型式とする。

「東大寺系(中)」の6732D・Hは、第Ⅳ期前半においた「宮系」のA・C・Oよりは確実に新しい型式である。唐草が分解し始める点で「西大寺系」によく似ており、これと平行する第Ⅳ期後半におけるだろう。とすれば、「東大寺系(古)」との間に一時期空白が生まれることになるが、第Ⅳ期前半には、引き続き「東大寺系(古)」の製作が行われていたのであろう¹⁶⁵⁾。「東大寺系(中)」に続く「東大寺系(新)」は第Ⅴ期以降におく。6733は、その多くが平安時代であろうが、6733Fは対葉花文の足が短く、「東大寺系(新)」の6732と大差のない文様であり、第Ⅴ期としてよいだろう。

6725・6726は、かつて第Ⅳ期の型式としていたが、その後、長岡宮式軒平瓦との関連から第Ⅴ期に年代観を変更した。6725・6726については先に、「6725・6726(古)」(6725A・D, 6726A・B)と「6725・6726(新)」(6725B・C, 6726D~F)にわけて、前者から後者への変遷を考えた。「6725・6726(古)」の6726Aは、対葉花こそ欠くものの、唐草の巻き込みが弱い点や珠文が小粒であること、そして顎面の広い曲線顎Ⅱをもつことなど、「宮系」6732との類似性が強い。なかでも、唐草第2単位第2支葉と第3単位外側の小葉が一枚である点や外区が狭い特徴は「宮系」でもやや新しい6732Lに近似する。従って、先の6732の変遷に対応させれば、「6725・6726(古)」は「宮系」にやや遅れ、「西大寺系」にほぼ平行する段階、つまり第Ⅳ期後半におくことができる。6725Aは、唐招提寺創建軒平瓦であるが、その年代とも大きくは矛盾しない。6726Aを祖形とする「6725・6726(新)」は、「西大寺系」の出現に遅れ、「東大寺系(新)」に平行する、第Ⅴ期であろう。この年代観は、B群が長岡宮式軒平瓦の原型であることとも合致するものである。この他、大安寺の6696Aも内区は均整唐草文Ⅲである。外区は6712などの大安寺式の伝統をひくのか、小振りの珠文を密に並べる。顎は段顎であるが、後述する6721Ⅰのように、顎面の広い曲線顎Ⅱの変形とも考えられる。左半の唐草は変形して2単位になるが、右半の唐草が連続的であることから、第Ⅴ期には下らないであろう。

均整唐草文Ⅲを製作技法からみると、凸面に縄叩きを残す「宮系」6732・6725(Aを除く)・6726と、凸面を縦位へラケズリする「東大寺系」・「西大寺系」6732・6725Aという2群に分類できる。しかも、この2群は顎の形態が、前者は曲線顎Ⅱ、後者は直線顎という違いにも対応する。つまり、「西大寺系」6732は「東大寺系」6732から瓦当文様だけでなく製作技法をも受け継ぐが、「宮系」6732の技法は6691A・B・Fなどそれ以前から宮で使用されていた軒平瓦と共通し、平城宮所用軒平瓦に一貫して続く製作技法で製作されているのである。「宮系」6732およびその系譜を引く、6725・6726の縄叩きには、縦位の他、縦位+瓦当近く横位がある。この手法は、第Ⅲ期の型式である、6691A・B・Fにもあるが、Aの場合、これは瓦範が最も傷んだ段階の製品に限られる。これは、同技法による製作が6691Aの最終段階に位置することを示すものであり、縦位+瓦当近く横位縄叩き手法は第Ⅳ期に出現したと考える。この手

法をもつ型式には他に、6689 C・緑釉の6760 A・6761 A・6755 Aがある。

施釉瓦 6689 Cは唐草文が「6725・6726 (新)」の6725・6726に類似するので第V期におくことができ。緑釉の6760 Aは神護景雲元(767)年の「東院玉殿」竣工¹⁶⁶⁾に関連すると考えられる。施釉軒平瓦にはもう1型式、6759 A・Bがある。6760 Aには無釉の製品もあり、同文の6760 Bには緑釉のものはない。BにはAと同一の叩き板を用いた斜格子叩きを行うものがあるので、これら2型式4種を第IV期後半の型式としてよいだろう。6760 Cは、A・Bより唐草が大振り、しかも簡素である。外区も内区と同じ高さになっており、A・Bより新しい第V期におく。

西隆寺の瓦 6761 Aは西隆寺所用瓦である。西隆寺の発掘調査で出土した軒平瓦では、6761 Aが過半数の62%を占め、これに次ぐのが6775 A(10%)¹⁶⁷⁾である。西隆寺造営の中心は神護景雲年間、すなわち第IV期後半であり、6761 Aの縄叩きもこれに対応する。この2型式は第IV期後半におくことができよう。6775 Bは、中心飾りこそAと同意匠だが、連続する唐草は6714 Aと近似し、やや間延びする。「凸面布目押圧技法」であることから、第IV期後半以後、おそらく第V期であろう。西隆寺出土では他に6695 Aと6739 A・Cを創建時の軒平瓦と考えるとよいだろう。6739 A・Cの唐草は、少なくとも第IV期後半の6732 D・H(「東大寺系(中)」)¹⁶⁸⁾を遡るものではない。6739 Bは唐草が完全に解体してしまっており、第IV期に下ると考えられる。

6755 Aはそれ以前の均整唐草文Vとの脈絡を見出し難い。第V期の6726 Eや長岡宮7757 Bなど第V期以後にもわずかではあるが、縦位+瓦当近く横位縄叩き手法が残るので、第IV期と考える。

均整唐草文Iの所でも述べたように、顎面の広い曲線顎IIは、第IV期以降の特徴とみなされる。これまでに第IV・V期としてとりあげた型式では、6702 A, 6725 C, 6726 A・B・E・F, 6732 C・L, 6761 A, 6775 Aがこの顎であり、6704 A, 6713 A, 6718 A, 6721 I, 6763 A, 6768 B・Dなどもこれである。

阿弥陀浄土院の瓦 このうち、6713 Aと6768 B・Dは阿弥陀浄土院所用とされている。阿弥陀浄土院は天平宝字3(759)年夏ごろから造営が開始され、翌年12月に落成する。阿弥陀浄土院の主要な軒平瓦は、6767と6768である。従ってこの2型式は創建時の軒平瓦であり、第IV期前半には出現したものと考えるとよい。これらを生産した音如ヶ谷瓦窯の第II号窯では窯の壁体に6714 Aを多量に使用している¹⁷⁰⁾。このことから、6714 Aが6767・6768に先行したことが推定され、おそらく、第III期の後半に出現したと考えられる。6713 Aは6714 Aの文様が崩れたものであり、凸面を指押え成形する製作技法は、第IV期後半の「西大寺系」6732を遡らない。第V期に6714 Aの補足瓦として成立したものであろう。この他、6767や6768に類似する特徴を見いだせるものとして、6704 A・6779 A・6751 A・B¹⁷¹⁾があげられる。均整唐草文IVの6704 Aは、6768と同じく中心葉が左右に分離し、唐草は6767に似る。ただし、唐草は分解気味で第2支葉を失うので、第IV期後半におけるだろう。6779 Aは、中心飾りには対葉花文をつけるが、中心葉は6768に似る。6779 Aは外区に圈線を加え内縁を二つに分ける¹⁷²⁾。同じような構成のものは、他に6739 Bがあり、これとの関連からすると、6779 Aは第V期と考えることができる。6751 A・Bの唐草は均整唐草文IIIのものだが、中心飾りは6768 A・Cに似ており、外区に多数の珠文を並べる特徴も、むしろ均整唐草文IVに近いものである。唐草が「東大寺系(新)」に類似することから、第V期から平安時代初め頃と考えられる。

第Ⅱ期に成立した均整唐草文Vの6721は、第Ⅲ期前半にはその多くが出現し、以後その製作が続くと考えた。6721 Iは顎の形態から第Ⅳ期、文様がこれよりもさらに崩れた6723 Aは、それ以後であろう。6721 J・Kについては、中心飾りが均整唐草文Ⅲに類似することを指摘した。J・Kと同じ中心飾りをもつ同文異範の例は、長岡宮、乙訓寺、檜原廃寺、高麗寺など山背の宮都や寺院から出土している¹⁷³⁾。これらは、第5単位がほかより小振りにつくられる特徴点でJと酷似する。長岡宮、乙訓寺、宝菩提院では、これが単弁十八弁軒丸瓦に伴い、『続日本紀』延暦10(791)年4月18日条に見える、山城国内の寺院修理に関連するとの推定があるが、J・Kの唐草がIほど変形しておらず、A・C～Hに直結するものであることから、ここではJ・Kを第Ⅳ期と理解する。6718 Aは6721とは趣きの異なる均整唐草文Vである。曲線顎Ⅱで、唐草が内区中央に偏るのは、6721 J・Kに似るから、第Ⅳ期においてよいだろう¹⁷⁵⁾。

均整唐草文Ⅶは、西隆寺の6761 Aと6775 Aや、平城宮東院の6760など、第Ⅳ期後半にその大半が出現する。6760に統一新羅の瓦当文様の影響が見られるように、それまでとは違う意匠の導入がなされた時期であったようである。6763についても、唐草第2支葉を3葉構成とする点に6761 Aとの関連がうかがわれるので、第Ⅳ期後半と考える。

飛雲文の6801 Aは、「修理司」との関わりからこれまでも第Ⅳ期においていたものである。6801 Aの曲線顎は、顎面の狭端側の稜が強く丸みをもつ。同種の曲線顎は6763にある。6763との関連から、6801 Aは第Ⅳ期後半以降と考える。6802 A・Bは、下野国分寺の飛雲文軒平瓦のモデルとなっていることや、木津川河床出土例¹⁷⁶⁾などから、長岡京遷都以前には存在した可能性が強い。6801 Aと同じ第Ⅳ期後半か第Ⅴ期であろう¹⁷⁷⁾。

重郭文軒平瓦は、基本的には、6572を第Ⅱ期、6574を第Ⅲ期と考えた。6575 Aは、凸面には横位縄叩きが観察される。後半部が欠損しており、これが縦位+瓦当近く横位縄叩きの一部である可能性は十分考えられるところである。曲線顎Ⅱであることから、6575 Aは第Ⅳ期の前半と推測する。

以上、第Ⅳ期前半の型式として、6575 A, 6663 F・I・J, 6702 A, 6710 D, 6732 A・C・N・O, 第Ⅳ期後半の型式として、6725 A・D, 6726 A・B, 6732 D・H・K～N・Q・R, 6739 A・C, 6759 A・B, 6760, 6761 A, 6763, 6767, 6768, 6775 A, 6801 A, をあげた。また、6699 A, 6704 A, 6718 Aと6721 I～Kは第Ⅳ期、6723 Aと6801 Aについては、第Ⅳ期後半から第Ⅴ期とした。そして、第Ⅴ期には、6689 C, 6713 A, 6725 B・C, 6726 D～F, 6739 B, 6755 A, 6779 A, 6802をあげた。

iii 平城宮・京出土軒瓦の再編年(別表5)

前節では、平城宮・京出土軒瓦の瓦当文様と製作技法の詳細な検討を行い、平城宮出土軒瓦を中心とした第Ⅰ期から第Ⅴ期に及ぶ編年の部分的な改訂と細分化を各所で提唱してきた。ここでは、それらの成果をもとに、平城宮・京出土軒瓦をほぼ従来の5期編年に従って区分し、さらに第Ⅰ～第Ⅳ期を各2小期にして各時期ごとの軒瓦の組み合わせを検討し、あわせて実年代の比定を行うことにする。

第Ⅰ期(和銅元年～養老5年頃)¹⁷⁸⁾

第Ⅰ期の前半、すなわち第Ⅰ—1期の軒瓦は6282 A—6668 A, 6284 C・E—6664 B・Cなど

であり、6272A・B—6644A～C，6301A—6671Aa もこの時期にある可能性が強い。軒丸瓦 6284A・D・F，軒平瓦 6664A・B・H・K～Mは第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期への過渡的様相を示す。このうち 6664A・Kは後述するように軒丸瓦との組み合わせから第Ⅰ—2期におく。

6284C・E—6664C 6284C・E—6664Cは平城宮第一次大極殿院の南門・築地回廊，6282A—6668Aは第一次朝堂院南門の創建時の所用瓦であることが確認されている。¹⁷⁹⁾ 中山瓦窯産。他の 6284，6664も中山瓦窯産と考えると誤りあるまい。平城宮の大規模な造営には和銅元年から延暦元年まで存続した造宮省があたったとされており，¹⁸⁰⁾ 中山瓦窯はその下部組織であったと考える。後述する第Ⅱ～Ⅴ期の平城宮所用瓦を供給した山陵・押熊・市坂瓦窯なども造宮省下に属したとみる。

6272A・B—6664A～C 6272A・B—6644A～Cは天平元(729)年に自害した吉備内親王・長屋王の邸宅でも出土しているが，むしろ平城京右京九条一坊の推定観世音寺からの出土量が多い。¹⁸¹⁾ 寺院との結びつきが強い瓦といえる。観世音寺(観音寺)は『僧綱補任』に天武天皇第2皇子，智通の建立とするが，6272—6644は平城京造営時に寺を修復したものとみる。吉備内親王・長屋王邸では6644Bが靈龜2年を下限とする「長屋王家木簡」を伴出しており，その下限が知れる。¹⁸²⁾ 6345Aは唐招提寺出土。施入建物に付随したものであろう。6301A—6671Aは興福寺創建瓦である。

第Ⅰ—2期の軒瓦は6303B，6304C・D・E・L・N—6664A・G・I・K・O，6301D—6671Eである。組み合わせは不明だが，6655A，6665Aもこの時期になる。6348Aa・B—6654A・B，6675Aは古い様相を残すが，寺院の創建年代から第Ⅰ—2期におく。

6304C—6664K 6304C—6664Kは平城宮第一次大極殿の南門脇に新造された東楼S B7802所用であることが判明しているが，この時期に平城宮で使用された他の軒瓦は数が少なく，細かな組み合わせが明らかでない。その多くは中山瓦窯産と考える。6303Bは第一次朝堂院の東第二堂S B8550の

6304D—6664A 造営に伴う溝から出土。¹⁸⁴⁾ 6304D—6664Aは大安寺で幾つか出土しており，創建瓦と推測されている。¹⁸⁵⁾ ただし，平城宮でも出土しており，もともとは宮所用であったものを大安寺に移した可能性が強い。6304E—6664Oは薬師寺所用で，本薬師寺を移建した折にその創建瓦 6276A—6641G・Hの不足分を補ったものと理解されている。¹⁸⁶⁾

6348—6654，6675 6348Aa・B—6654A・B，6675Aは奈良市・追分廃寺，同・追山廃寺など平城京西郊の寺院所用瓦である。『行基年譜』に養老2(718)年建立とする「隆福院」である可能性が高い。¹⁸⁷⁾ 平城京からも散発的に出土するが，それらは寺院所用の転用であろう。6301D—6671Eは量は少ないが，興福寺の創建瓦 6301A—6671Aを補ったものであろう。

従来，第一次大極殿・朝堂院地区の南北溝S D3765から「和銅」の木簡とともに出土した軒瓦 6282A，6284C，6664Cを第Ⅰ期の標準資料としているが，第Ⅰ—2期に下る軒瓦がなく，むしろこれらは第Ⅰ—1期を限定するものといえる。第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期との境をいつにおくかは平城宮第一次大極殿院東楼・朝堂院の造営と，大安寺・薬師寺などの造堂とが問題となる。平城宮第一次大極殿・朝堂院の発掘では，上述のS D3765を埋めたのち，朝堂院を囲む塀S A5551・5550Aなど，さらには朝堂院南門S B9200，朝堂S B8400・8550及び東楼S B7802が造営されたと理解している。¹⁸⁸⁾ S A5551は靈龜元(715)年の木簡を含む土壙S K5535より新しく¹⁸⁹⁾ 朝堂院の本格的な造営ひいては第Ⅰ—2期の上限を靈龜元年におくことができる。第Ⅰ—1期の6644Bが吉備内親王・長屋王邸で靈龜2年を下限とする「長屋王家木簡」と伴出したこともこれと矛盾しない。なお，朝堂院南門S B9200所用瓦の6282A，6668Aは第Ⅰ—

1期の瓦である。この時期まで生産が続いていたのか、ストック分を利用したかのいずれかであろう。

大安寺の創建については『続日本紀』の靈龜2(716)年条に「始めて元興寺(大安寺の誤り)を左京六条四坊に徒^つ建つ」とあることから、この頃に造営が具体化したとみるのが通説である。¹⁹⁰⁾ 薬師寺は『薬師寺縁起』に養老2(718)年に「伽藍を平城京に移す」とあるが、東僧房の北方では造営に関わったと推測される井戸から靈龜2年の紀年をもつ木簡が出土しており、造営は遅くとも靈龜2年頃には具体化していたと考えられる。¹⁹¹⁾ したがって、大安寺の6304D—6664A、薬師寺の6304E—6664Oも平城宮所用瓦の第I—2期の年代とほぼ合致し、養老2年に造営された隆福院(追分廃寺)所用の6348Aa・B—6654A・B、6675Aの年代もこの中に入る。興福寺の造営について『造興福寺記』は和銅3年に伽藍を移すと記し、『続日本紀』は養老4(720)年に「造興福寺司」を置くと記す。「造興福寺司」の設置は造営に官が直接関わるようになった年で、興福寺の造営はそれ以前に始まっていたとみるのが通説である。¹⁹²⁾ 平城宮から出土する6301B・Cは「造興福寺司」が設置された養老4年後の製作であるが、6301A—6671Aは瓦当文様、製作技法も古く、すでに第I—1期に製作が始まっていた可能性が十分にある。なお、薬師寺・興福寺は天平年間に主要伽藍が完成する。¹⁹³⁾ 薬師寺の6304E、興福寺の6301Aには範傷が相当に進行したものがあり、興福寺の6671Aの顎の形態にかなりの変化がみられるのも、そうした長期にわたる造営を物語る。

第II期(養老5年頃～天平17年)

第II—1期の軒瓦は6311A・B・E—6664D・F、小型の6313A～C・E—6685A・B・D・F、同じく小型の6314B～D—6664N・6666A、6285A—6667A、6301B・C・I—6671B・Dであり、組み合わせは不明だが6689A・Bもこの時期になる。

このうち、前二組は平城宮の内裏北・東外郭や後述するように内裏内郭で組み合わせが確認されている。¹⁹⁴⁾ 細かくみると、6311A—6664D、6311B—6664F、6313B—6685Bなどとなる。**6311—6664** 6314B～C—6666Aは内裏北・東外郭で組み合わせが認められるが、内裏内郭では6666に比して6314の数が少なく、実際には6313—6666の組み合わせも行われたと推測する。6664Nは数は少ないが小型の軒平瓦であり、瓦当文様が6685より6666Aに近いことから6314との組み合わせを想定する。以上の軒瓦もほとんどは中山瓦窯産であり、第I期から引きつづき造営省下の中山瓦窯が平城宮への一大供給地になったと考える。

6285A—6667Aは平城宮でも出土するが、法華寺の前身建物や平城京左京三条二坊六坪での出土が顕著である。¹⁹⁵⁾ 法華寺の前身は藤原不比等邸で、光明子(のちの光明皇后)がこれを伝領した。6285A—6667Aを皇后宮所用瓦にあて、その年代を光明子立後の年、天平元年に置く説も¹⁹⁶⁾ あるが、瓦の年代観からみるとむしろ不比等の没年、養老4(720)年後まもなく旧邸を改修しその折に用いられた可能性が強い。範型の傷が進行したのも出土しており、立後も使用される。歌姫西瓦窯産である。この瓦窯は皇后宮職の管理下におかれていたのであろう。

**6285 A—
6667 A**

6301B—6671Bは平城宮所用瓦であり、内裏東外郭官衙で幾分まとまる。前述したように養老4年の「造興福寺仏殿司」設置後の製作とみる。6301C—6671Cは平城宮馬寮東辺官衙での出土が顕著であり、ここでは6301Bも若干認められる。6301Cと6301Bとの間に大きな時期差は認めたいが、6671Cは第II—2期に下る。6301C—6671Cは6301B—6671Bの補修瓦か

**6301 B—
6671 B**

もしれない。6301 I は法華寺，東大寺出土，6671 D は平城京左京三条二坊出土。

従前平城宮出土軒瓦編年第Ⅱ期の標準資料として，神龜6年，天平元(729)年の紀年木簡を含む土壙S K 2102 出土の軒丸瓦 6311 A，6313 C，軒平瓦 6664 F，6666 A，6685 B をあげてきたが，第Ⅱ—2期の資料を含まないことから，これらは第Ⅱ—1期に限定できると考える。

第Ⅱ—2期の軒瓦は 6018 B・C，6012 A～D—6572 A～D，6091 A・B—6717 Aa，6135 A～C—6688 A・B，6137—6716 C，6138 C・E—6712 A，6142 A—6669 A，6225 A・C・L—6663 Ca・L・N，6282 Da・Fa・Ha・Ia—6721 A・C・G a・G b・H a，6285 B—6691 A，6307 A・E—6694 A，6308 A～C—6663 A・B，6308 B・D・I・L・N—6682 A～E，6313 D・H—6685 C・E，6291 A・C，6314 A—6681 A・B・E・S，6320 Aa—6691 A であり，組み合わせは不明だが軒丸瓦 6130 A，6228 A，6269 A，6302 A，6311 C・D・F～H，軒平瓦 6652 A，6671 C・I～K，6679 A，6719 A，6727 A・B もこの時期になる。軒丸瓦 6130 B，軒平瓦 6670 A もこの時期のものであろう。

6308 A～C
—6663 A・
B

6308 A～C—6663 A・B は平城宮北方地域で組み合わせが確認され，とくに6308 B と6663 A には同一の刻印「井」「北」が押捺されていることから一組として生産されたことがわかる。¹⁹⁸⁾

宮南西隅でも6308 B を主とした6308 A～C—6663 A の組み合わせが認められる。中山瓦窯産である。¹⁹⁹⁾6308 D・L・N は後述する6133 K とともに6682 A と組み合うことが山陵瓦窯の調査で判明している。また，6682 A (曲線顎) は中山瓦窯と山陵瓦窯の中間に位置する奈良山51・52号窯²⁰⁰⁾

6308 D・L・
N—6682

でも採集されている。6308 D・L・N—6682 (段顎)，6133 K—6682 (曲線顎) となる。左京二条二坊十二坪では6308 I—6682 B が確認されている。²⁰¹⁾現在までのところ，この組み合わせは宮内から出土しておらず，京特有の瓦といえるが，瓦窯は不明。6682 C は大安寺，6682 D・E は興福寺出土。大きくみれば6308 B・D・I・L・N—6682 A～E となる。6652 A，6727 A・B は押熊瓦窯出土。山陵・押熊両瓦窯は中山瓦窯の瓦当文様や製作技法を継承しており，その分派と考える。

6225 A—
6663 C

6225 A—6663 C は第二次大極殿所用で第Ⅲ期に繰り下げたが，²⁰²⁾製作技法などから6663 Ca と，6225 A・C・L，6663 Cb・N・L の少なくとも一部は第Ⅱ—2期に上る。これらは中山瓦窯産と推測できるが，遅くとも第Ⅲ期には生産の場が他所に移ったと理解する。6282—6721 はこれまで第Ⅲ期においてきたが，6282 Fa・Ha・Ia—6721 Ga・Ha を製作技法などから，6282 Da・Ha，6721 A・C は天平12年～天平15(740～743)年に造営された恭仁宮所用であること²⁰³⁾から，ともに第Ⅱ—2期末頃に製作が始まったと考える。平城京左京三条二坊一・八坪の東西溝S D 5300 (旧160) の，天平10年を下限とする木簡・木屑層から6225 A (調整G I₁)，6282 D，6721 Ga が出土している。木簡の評価は定まっていないが，これが恭仁京遷都に伴って廃棄されたものとすれば，ここでの年代観を支持する。²⁰⁴⁾6225—6663 と同様に，6282—6721 も遅くとも第Ⅲ期には生産の場が他所に移ったと考える。南山城の井手町岡田池瓦窯では6691 A，6663 C，6282 E，6721 D が出土しており，²⁰⁵⁾その有力候補の一つとなる。恭仁宮遷都が主な原因であろう。²⁰⁶⁾ただし，6225 と6282 では製作技法が全く異なり，少なくとも2つの工人群，瓦窯群が想定できる。6228 A，6269 A は6225 A・C の先行型式，6130 A は恭仁宮所用である。

6135 A—C
—6688 A・
B

6135 A～C—6688 A・B は平城宮内裏東方官衙，太政官推定地で組み合わせが確認されている。これらは6135 A と同範と思われる破片が出土した，奈良山丘陵東辺の佐保山瓦窯で生産さ

れたと考えられる。²⁰⁷⁾

6012A・C・D—6572A・Bは平城京左京一条三坊十五・十六坪での出土が顕著である。²⁰⁸⁾また、唐招提寺では6012A・6018A—6572Aが成立する。ただし、6018B・C、6012A・B—6572A・Cが平城宮の内裏東外郭官衙(第35次)などから幾分まとまって出土しており、もともとは平城宮所用瓦であったと推測される。6572Dも平城宮西面大垣に隣接する右京一条二坊四坪出土。重圏文軒丸瓦と重郭文軒平瓦の組み合わせは、神亀3(726)年から天平6(734)年頃の聖武朝難波宮(後期難波宮)所用瓦であることがほぼ確定している。この造営には難波宮型式の6303A—6664A(平城宮・京第Ⅱ—1期相当)も使用されており、²⁰⁹⁾重圏文軒丸瓦と重郭文軒平瓦の製作がそれらにやや後出する可能性が強い。また、難波宮の重圏文軒丸瓦、重郭文軒平瓦については、難波宮造営以後にも製作されたことが十分に考えられる。難波宮と同範の6015Aには第Ⅱ—2期末、ないし第Ⅲ期の年代を与えた。同時期の6011B、6572E、6574Aは6015Aとともに平城京左京三条一坊十五・十六坪で出土しており、一群になろう。

6285B—6691Aは法隆寺東院での出土が顕著であるが、²¹⁰⁾平城宮、東大寺法華堂周辺でも出土する。また、6320Aa—6691Aは恭仁宮所用瓦であり、²¹²⁾6691Aは法華寺周辺からも出土する。範傷の進行や製作技法の変化から、6285B—6691Aはまず法華寺前身建物に6285A—6667Aの補足用として製作され、それが法隆寺東院の創建にそのまま採用されたと考える。その後、東大寺法華堂、おそらく金鐘寺の造営に利用され、さらに恭仁宮の造営には6320Aa—6691A、平城宮遷都後には6296A—6691Aと組み合わせも変化してしまう。

法隆寺東院の造営は『東院縁起』によると天平11(739)年になる。記載内容に問題があるが、6691Aが天平12年に造営の始まる恭仁宮で用いられていることから、少なくとも東院の造営がこれを遡ることは確実である。天平19年の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には天平5年～8年に皇后宮の施入を記し、天平宝字8(764)年の『仏経并資財帳』には天平9年に皇后宮より経779巻などの施入を記すこと²¹³⁾から、東院の造営は天平年間の一桁台に開始され、しかもそれには皇后宮が密接な関係をもっていたことが窺える。皇后宮職所管の範型を法隆寺東院の造営にまわしたのであろう。金鐘寺の造営については『続日本紀』の神亀5(728)年条の「智奴王を造山房司長官に任ず」という記事から、この時点で造営が始まったとする意見がある。また『東大寺要録』は天平5年に良弁が羅索院を創建し、金鐘寺と号したことを記す。いずれも6285B—6691Aを創建瓦とすると年代があわない。6285A—6667Aも出土しているところを見ると、これが創建に用いられ、6285B—6691Aは6285A—6667Aの補足に用いられたのかもしれない。6320Aa—6691Aは恭仁宮の造営、天平12年～天平15年になる。6296A—6691Aは『報告Ⅹ』ですでに述べているように、平城宮第二次大極殿閤門とそれに取りつく南面回廊での出土が顕著であり、天平17年の平城遷都後、第Ⅲ期に入る。

6669Aは6667Aと6691Aをつなぐ資料である。6667Aとともに歌姫西瓦窯、平城宮、東大寺法華堂周辺から出土している。²¹⁵⁾後二者は緑釉である。軒瓦に釉薬を施した最古の例である。6142Aは6285Bを単弁化したものととれる。歌姫西瓦窯からは出土していないが、平城宮、法隆寺から出土している。²¹⁶⁾ともに6285B、6667A・6691Aに比してやや小型であり、6142A—6669Aが成立する可能性は強い。なお、6670Aは藤原仲麻呂の田村第推定地から出土している。年代的には藤原仲麻呂とはあわないが、これも京特有の瓦といえる。

6012—6572

6285B—
6691A

最古の緑釉
瓦

6142A—
6669A

6291A・C、
6314A—
6681A・B

軒丸瓦 6291A・C, 6314A, 軒平瓦 6681 は第Ⅱ期におき、その後『報告Ⅻ』では第Ⅲ期に下げたが、組み合わせは不明であった。²¹⁷⁾だが、馬寮西方の調査(第194次)で 6291A—6681A・C が成立し、押熊瓦窯でも 6291C—6681A・B が成立する可能性が強い。東院地区では 6314A—6681A・B が成立する。²¹⁸⁾6291A・C と 6314A は瓦当文様や製作技法が酷似し、ともに 6681A・B と組み合わせ使用されたと考える。大きくは 6291A・C, 6314A・E—6681A・B・E・S となる。

6307A・E
—6694A

軒丸瓦 6307 はこれまで時期不詳、²²⁰⁾軒平瓦 6694A は第Ⅲ期においてきたが、天平19年の木簡を伴出した土壙 S K 820 から出土しており、これが下限となる。平城宮第一次大極殿地区では 6694A の 4 割 (96点) 近くが出土しており、これと組み合わせるのは 6307A (20点、種別不明51点) 以外にない。²²¹⁾大きくは 6307A・E—6694A としていいであろう。中山瓦窯産である。6313D・H—6685C・E は第Ⅱ—1期の 6313—6685 の補足用の瓦である。量は少ない。

大安寺の瓦

6138C—6712A, 6137A—6716C, 6091A・B—6717Aa は大安寺所用である。6138C—6712A は大安寺で最も多く出土し、講堂付近で目立つ。6137A—6716C は小型の一組であり、とくに僧房付近で目立つ。²²²⁾僧房は檜皮葺きなので棟瓦と考えられる。6091A の外縁の唐草文と、6717Aa の内区の唐草文とは類似するので、これも一組とみる。

大安寺の創建は前述したように霊亀2年だが、唐から帰国した道慈が天平元年頃からその造営に参画し、計画変更を行ったとみるのが通説である。²²³⁾天平19年の『大安寺流記并資財帳』から塔院を除いて他は完成していたことがわかる。『大安寺縁起』には天平7年に大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺で大般若経を転読したことを記すので、このころには寺観もかなり整ってきたものと推測できる。前記3組の軒瓦もこの時期に比定できよう。6138C は平城宮・京の軒丸瓦のなかでは最も時期の古い単弁蓮華文であり、しかも唐代の軒丸瓦に類似する。道慈の唐風好みも軒瓦にも反映されたのかもしれない。

海竜王寺の瓦

6679A は法華寺でも出土しているが、むしろ海龍王寺での出土が目立つ。海龍王寺(隅院・隅寺)について『七大寺巡礼私記』は、玄昉が入唐する時、光明皇后が安穩に帰朝することを願って造立したと述べる。海龍王寺が隅院の名で『続日本紀』に登場するのは天平10年であるが、玄昉帰国(天平7年)の折に持ち帰った一切経の書写が天平8年に隅寺で行なわれているので、この頃には存在したと考えられる。6679A はこの折に用いられた瓦であろう。これと組み合わせる軒丸瓦としては、平城宮・海龍王寺で出土している 6318A がある。6318A は 6135A とともに佐保山瓦窯で出土しており、²²⁴⁾しかも 6135A と組む 6688 と 6679A が唯一格子目叩きをもつことを考えると、これらがともに佐保山瓦窯で生産された可能性は高いといえる。ただし、6318A は瓦当文様からみて第Ⅲ—1期に置いており、6318A—6679A の組み合わせはなお保留しておく。

6302A, 6671J は興福寺出土。6671D は平城京左京三条三坊, 6671Ab (曲線顎) と 6671I は東市周辺, 6671K は平城京左京三条一坊と法隆寺で出土。なお、6671Ab (曲線顎Ⅱ) は東市周辺で出土しており、興福寺造営が一段落をつけたのち、京内で再利用されることになったのであろう。

第Ⅱ—2期の下限は、恭仁宮の造営を経て平城宮に還都する天平17(745)年にある。大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺の四大寺もこの頃には主要伽藍の造営をほぼ終えている。第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の境をいつにおくかはかなり難しいが、第Ⅱ—1期の標準資料を出土した S K

2102の木簡の紀年が天平元年，第Ⅱ—2期の軒瓦を用いた大安寺の造営が天平元年以降，おそらくは天平7年頃に一段落をつけ，難波宮の造営が天平6年頃に終ることなどを考え合わせると，天平年間一桁台の比較的古い時期とみることができよう。

第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）

第Ⅲ—1期の軒瓦は6225A～D—6663Cb・E，6282Ba・Da・E・Fa・G・Ha・Ia—6721A・C～F・Gb，6296A，6320Ab—6691A，6134B—6702F，6137C—6716Aであり，組み合わせは不明だが軒丸瓦6130A，6131A・B，6132A，6305A，6307B・F，軒平瓦6681C・D・F・G，6691F，6702E・Dもこの時期になる。6137C—6716A，軒丸瓦6318A，軒平瓦6714Aも大きくは第Ⅲ期になる。

6225A・C・L—6663Ca・(Cb)・N・Lは第Ⅱ—2期に製作が開始されるが，6663Caを除くと第Ⅲ—1期にも引き続き生産され，6225B・D，6663Eは第Ⅲ—1期に製作されたと考える。主流は6225A・C—6663Cbであり，主に平城還都後の第二次大極殿・朝堂院所用である。この大極殿は孝謙天皇が即位した年，天平勝宝元(749)年には完成していたとみる。

6282Da・Fa・Ha・Ia—6721A・C・Ga・Haも第Ⅱ—2期に製作が開始されるが，6721Ga・Haをのぞくと第Ⅲ—1期にも引き続き生産され，6282Ba・E・G，6721D～Gb・Hb第Ⅲ—1期から新たに製作されたと考える。6282—6721が6311—6664D・Fとともに，は平城宮で最も多く出土する瓦であることもこれを裏付ける。量的にみると6282B—6721Cとなる。平城宮では第Ⅲ期の標準資料の一つとされる，天平19(749)年の木簡を下限とする土壌SK820から6282Haが出土しているのが最も古い例だが，使用量が増大するのはむしろ第Ⅲ—2期以降になるようである。

なお，6282—6721は法華寺で多量に出土し，創建瓦とされる²²⁵⁾。法華寺は藤原不比等邸を伝領した光明子の皇后宮を平城還都の年，天平17年に宮寺にしたのにはじまり，天平19(747)年頃から法華寺と呼ばれるようになった。金堂の完成は天平宝字3(759)年頃，塔の完成は天平神護元(765)年以降になるようである²²⁶⁾。6282—6721は第Ⅲ—1期には主に法華寺の造営にまわされたのかもしれない。

6296A—6691Aは平城還都後の第二次大極殿閤門・南面回廊所用である²²⁷⁾。恭仁宮所用の6320Aaを彫り直した6320Abは6296Aを補足したものであろう。軒丸瓦6131A・B，6132Aはこれらと瓦当文様や製作技法が類似し，同一もしくは密接なつながりをもった工人群の製作と推測できる。6691Fは平城京左京三条二坊出土。この軒平瓦は6691A・Bとともに製作技法からみて第Ⅳ期にも製作が及ぶ。

軒平瓦6681C・D・F・Gと，その系譜をひく6702については組み合う軒丸瓦がはっきりしない。押熊瓦窯では第Ⅱ—2期に6291A・C，6314A—6681A・B・E・Sであったが，第Ⅲ—1期には6681D，6663Eが6307B・Fに組み合う可能性がある。平城宮所用である。6702は平城宮ではまれで，むしろ京内で散発的に出土する。平城京左京八条一坊十坪では6134B～D，6702E・F・Hがややまとまって出土し，量と瓦の年代観から6134B—6702E・Fになる可能性が高い。

6137C—6716Aは音如ヶ谷瓦窯出土品で，ともに小型であるので一組とみた。6716Aは法華寺でも出土。音如ヶ谷瓦窯は天平宝字3・4年の法華寺阿弥陀浄土院の造営に関わる瓦窯とさ

6225—6663

6282—6721

6296A—
6691A

6134B—
6702E・F

6137C—
6716A

²²⁸⁾れるが、瓦の様相は一様でない。主体は第Ⅳ期の瓦であるが、6137C、6138Bは第Ⅱ—Ⅱ期の大安寺創建瓦6137A、6138Cと比べて大きな差異はない。6716Aが大安寺創建瓦6716Cより遅れることから、これと組む6137Cを第Ⅲ—Ⅰ期とし、音如ヶ谷瓦窯の操業もこの時期に繰上がるかと理解する。これらは浄土院に先行する法華寺自体の造営用に6282—6721を補うものとして製作されたのであろう。6138Bは6714Aと組む可能性が強いが、この点については改めて触れる。

第Ⅲ—Ⅱ期の軒瓦は6133Ka—6682A(曲線類)、6225E—6663H、6279C—6663I、6291B—6702G、6316A・(B)・E・G—6710A、6711A・B、6091A—6691B、6235A・E～G・J・M・N—6732E～G・Jなどであり、組み合わせは不明だが軒丸瓦6134C、6135E、6137B、6140A・B、6143A、6162A、6227A・B、6288A、6307D・H・I、6313F・I、軒平瓦6663D・K・M、6667B、6691D、6702B・C・H・Iなどがある。第Ⅲ—Ⅰ期の6282—6721はこの時期にも製作が続く。

6133Ka—6682A

²²⁹⁾6133Ka—6682A(曲線類)は山陵瓦窯で生産された一組である。平城宮から出土するが量はそれほど多くない。6282—6721は平城宮の第一次大極殿地区では主に天平勝宝5年直後頃の第Ⅱ期の遺構、西宮の造営に用いられたと考えているが、天平宝字年間に下る可能性がある。²³⁰⁾他にこの時期には、第Ⅱ期の6135や6313の模作瓦とみられる6135E、6288A、6313F・Iなどがあるが、差替え用であり、平城宮所用として新たに作範された軒瓦はきわめて少なくなる。多くは既存建物の修理用であろう。

6225—6663の影響

6225—6663の系譜をひく軒瓦は平城京内の邸宅や寺院での出土が目立つ。薬師寺では6225E—6663H、とくに西僧房では6279C—6663Iが成立する。²³¹⁾6225E—6663Hは平城京左京四条二坊十五坪でもみられる。6226Aは平城京左京三条二坊出土。6227B、6663D・Mは平城宮でも出土するが、これらが組み合うか否かは不明。6663Kは薬師寺出土。

6291B—6702G

²³²⁾6291B—6702Gは薬師寺、山城平川廃寺所用。第Ⅱ—Ⅱ期の6291A・C—6681A・C—6681A・B・E・Sを受け継ぐものといえる。他の6702がどの軒丸瓦と組むか明確でないが、左京八条一坊十坪では第Ⅲ—Ⅰ期の6102E・Fを受けて、6134C—6702Hが成立する可能性がある。²³³⁾薬師寺出土の6143Aも6702と組み合うものであろう。²³⁴⁾

6316—6710・6711

6316A・(B)・E・G—6710A・C、6711A・Bは、平城宮でも一部が出土するが、むしろ平城京での出土が顕著である。朱雀大路沿いでの調査では軒瓦の総点数が32点と少ないが、6316Db・Gが5点、6710Cが9点を占めるので、6316G—6710Cが成立しよう。²³⁵⁾羅城門付近の調査では、軒瓦総計36点のうち6316Bが7点、Da・Dbが5点、Iが1点、6710Cが1点、6711Aが6点を占める。²³⁶⁾6316B—6711Aが想定されるが、6316Bは第Ⅳ—Ⅰ期に比定した。ここでは時期の古い6711Aさらには6710Aを第Ⅳ—Ⅰ期にも使用したのと考えておく。なお、6316D(aかbかは不明)が奈良山丘陵東辺の13号地点南で出土している。瓦窯かもしれない。

6091A—6691B

6091A—6691Bは平城京左京三条一坊十四坪で組み合わせが確認されている。6091Aは第Ⅱ—Ⅱ期に6717Aaと組み合う大安寺創建瓦の一つであったが、大安寺の造営が一段落をつげた後に京内にも供給されることになったのであろう。6691Dは左京一条二坊出土。

6235—6732

6235—6732は東大寺所用瓦であり、6235A・E～G・J・M—6732E～G・Jが創建瓦と考える。東大寺の造営は天平17～19年頃の廬舎那仏造立に始まるが、大仏殿院の建立は廬舎那大

仏の鑄造がほぼ終わったと考えられる天平勝宝元(749)年頃から始まり、聖武天皇崩御の翌年、天平宝字元(757)年に関係者の叙位がなされているので、この時期には大体の工事を終了して²³⁷⁾いたとみるのが定説である。西塔は天平勝宝4年に完成、講堂も天平勝宝5年にはすでに着手されており、『続日本紀』のいうように天平宝字4年には「造寺大略了る」状況になったと推測できる。上述した組み合わせの軒瓦は、天平勝宝元年から天平宝字元年まで東大寺造営の最初の段階に製作され、天平宝字年間にも引き続き生産されたものとみる。なお、6235M—6732Fは神護景雲元(767)年に東大寺の実忠によって造営された頭塔所用である。東大寺所用瓦の転用である。また6732Fは新薬師寺・西大寺にもみられ、その造営に造東大寺司が密接に関与したことを裏付ける。

第Ⅲ—1期の年代は平城宮の造営が基準となる。平城遷都の年、天平17(745)年にはじまり、第二次大極殿が完成していた年、天平勝宝元(749)年頃に終る。これまで第Ⅲ期の標準資料とした、天平19年を下限とする木簡を出土した土壙S K219からは第Ⅱ期の6311, 6313B・C, 6664D・F, 6666A, 6685B・D, 6694Aと、第Ⅱ—2・第Ⅲ—1期の6282Ha, 6721D, 天平勝宝2年を下限とする木簡を出土した土壙S K2101からは第Ⅰ・Ⅱ期の6301B, 6304C, 6685Aと、第Ⅱ—2・Ⅲ—1期の6131, 6691A, 6721が出土している。ともに第Ⅲ—2期の軒瓦を含まず第Ⅲ—1期を限定しよう。第Ⅲ—2期は平城宮の造営記事がなく、東大寺造営が基準となる。大仏殿の造立が開始された天平勝宝元年にはじまり、大仏殿・西塔など最初の工事がほぼ完成した天平宝字元年頃までとみる。

第Ⅳ期(天平宝字元年～神護景雲3年)

第Ⅳ—1期の軒瓦は6012E～6575A, 6133A～C・I・J・O, 6134A, 6235B—6732A・C・D, 6138A・F・J, 6236A・H・E—6732F・N, 6316M, 6319A—6710Dなどであり、組み合わせは不明だが軒丸瓦6011C, 6012G・H, 6134D, 6144A, 6238A, 6307C・G, 6313G, 6316B・C・D・M・N・L, 軒平瓦6572E, 6702A, 6734Aがある。6282—6721はこの時期にも製作がつづく²³⁸⁾と考える。軒平瓦6690A, 6699A, 6704A, 6718A, 6721I～K, 6723Aは大きくは第Ⅳ期に属す。6691A・Bの製作はこの時期にも続く。

6133A～C—6732A・Cは平城宮大膳職、6134A—6732Aと6133A—6732Cは第一次大極殿地区の殿舎地区(西宮に比定)と築地回廊で組み合わせが確認されている。ともに第Ⅱ期の遺構²³⁸⁾に伴う。この第Ⅱ期は先述したように天平勝宝5年を上限とするが、天平宝字年間に下る可能性もある。また、大膳職の第Ⅱ期の最初に建てられた建物S B209は、天平宝字7・8年を下限とする木簡を出土した土壙S K219以後のものであり、第Ⅱ期の造営ひいては6133A・C—6732Aの使用年代がこの時期にまで下る。²³⁹⁾6235Bは東大寺で出土せず、平城宮所用であるが、量は少なく平城宮各所で散発的に出ている。東大寺系であるので6235B—6732A・Cとみる。大きくは6133A～C・I・J・O, 6134A, 6235B—6732A・C・Oとなろう。6133A～C—6732A・Cは奈良山丘陵東辺の市坂瓦窯産である。ここでは他に平城宮所用の第Ⅴ期の軒平瓦6275B, 東大寺創建瓦の一つ6235Mなどが出土。²⁴⁰⁾造東大寺司との関連は速断しがたいが、第Ⅳ・Ⅴ期にわたる平城宮所用瓦の生産地の中心がこの地にあったことは疑いない。

6282—6721は後述するように内裏では主に天平宝字元年からの使用を考え、範型を彫り直した6282Db・Fb・Hb・Ib, 6721Hbなどはこの時期になると考えている。また、6282—6721

6133A～C
—6732A・
C

は東院地区出土軒瓦の主体になっている。これも天平神護年間以降に進められる東院(東内)の整備に伴う可能性が強い。²⁴¹⁾

6227A・D—6663F・J 6227Dは平城宮、6663Fは平城宮・薬師寺でも出土するが、6227A・D—6663F・Jはむしろ平城京内での出土が顕著である。左京一条三坊では6227A—6663F²⁴²⁾、左京四条二坊一坪では6227D—6663F・J²⁴³⁾、左京四条二坊十五坪では6227A—6663F²⁴⁴⁾となる。6702Aは平城宮出土、6134Dは平城宮左京八条一坊十五坪出土。

6012E—6576A・C 6011C、6575Aは平城宮でも出土するが量は少ない。唐招提寺では6012E—6575A・Cが成立し²⁴⁵⁾よう。6012Gは興福寺出土、6012Hは平城京左京三条三坊七坪出土。なお、6575Cと類似した軒平瓦と6012系の軒丸瓦が南山城の木津町鹿背山瓦窯で出土している。²⁴⁶⁾重圏文軒丸瓦、重郭文軒平瓦の生産地はここに本拠をおくものかもしれない。

阿弥陀浄土院の瓦 6138A・F～J、6767A・B、6768A～Dはその一部が平城宮でも出土するが、法華寺と阿弥陀浄土院及びその周辺からの出土が目立つ。主に音如ヶ谷瓦窯産である。音如ヶ谷瓦窯は第三期に法華寺創建に伴って6137C—6716A、軒丸瓦6138Bを生産したことは前述した。主体は6138F～I、6714A、6767A・B、6768A～Dであるが、6714Aは6318Bとともに壁体で使用しており、²⁴⁷⁾6318A・F～Jと6767A・B、6768A～Dとが幾分後出する組み合わせと推測される。阿弥陀浄土院の軒瓦は6138B—6714Aとみられていたが、²⁴⁸⁾数量は6138A・F・H～J—6767A・B、6768A・Bははるかに多い。一方、法華寺では6282—6721が主で、6138B—6714Aがこれに次ぐ。6137C—6716A、6138B—6714Aは第三期に法華寺の造営に6282—6721を補うものとして製作され、その後、天平宝字2・3年の阿弥陀浄土院の造営に伴って新たに6138A・F～J—6767A・B・6768A～Dが製作されたのであろう。

6316M、6319A—6710D 6316M、6319A—6710Dは称徳天皇の山荘推定地²⁴⁹⁾、行基建立の長岡院推定地²⁵⁰⁾(菅原遺跡)出土。前者では6316M—6710Dとなり、後者では6319A—6710Dとなるが、6316Mも補足時用いられたと考えられる。ともに平城京の西北辺に位置する。称徳山荘推定地は神護景雲元(767)年に完成された「西大寺嶋院」の可能性が強い。²⁵¹⁾6316Mは称徳天皇発願の西大寺でも出土しており両者の関係をうかがわせる。長岡院の建立は奈良時代前半に遡り、6319A—6710Dはその後の改修を示す。6316B～D、N・Iは一部が平城宮でも出土するが、京内での出土例が増加しつつある。このうち6316Bが6711Aと組むことは前述したが、他は組み合う軒平瓦が不明。なお、6316D(aかbかは不明)が奈良山丘陵東辺の奈良山13号地点南で出土している。6316の瓦窯がこの付近にあるのかもしれない。ただし、6316のなかでも称徳山荘などで出土する6316Mや6319Aは、製作技法を異にし、別個の瓦窯である可能性がある。

6236A・E—6732F 6236A・E—6732Fは新薬師寺所用である。²⁵²⁾6732Fは東大寺からの転用。新薬師寺は『東大寺要録』に天平19(747)年仁政(光明)皇后造立と記す。天平勝宝8(756)年の「東大寺山界四至図」に仏殿が描かれており、この時期には確実に存在するが、6236A・Eの年代とはあわない。天平宝字6・7年頃の造東大寺司の修理に関わるもの²⁵³⁾と考える。

6236A・H—6732F・Nは西大寺創建瓦である。これについては便宜上、次に述べる。軒平瓦6690、6699は大安寺所用。

第Ⅳ—2期の軒瓦は6133Da・M—6726A・B、6075A、6151A・B、6229A・B—6802A・B、6235C・I—6761A、6236D・F—6725A、6775A、6732K・M・R・Q、6236G—

6725Dなどであり、組み合わせは不明だが、軒丸瓦6141A, 6145A, 6172A, 6316F・H・K, 軒平瓦6734A, 6739A, 6759A, 6763A～Cなどがある。6235D・K—6732D・H, 6441Aは第Ⅳ—2期か第Ⅴ期になる。前述していたようにこの時期にも、6282—6721は神護景雲元年からの東院（東内）整備での主体、東大寺創建瓦の一組6235M—6732Fは神護景雲元年の頭塔造²⁵⁴⁾営の主体になる。

6133Da・M—6726A・Bは第Ⅳ—1期の6133A～C—6732A・Cを承継ぐ平城宮所用瓦であるが、数はそれほど多くない。

6151A—6760Aの緑釉製品は東院南端部でまとまって出土している。神護景雲元(767)年に造営された「東院玉殿」所用である6151Bは6151Aの小型、6760B, 6759Aは6760Aに酷似し、ともに釉薬は施さないが同時期におけよう。6075Aは緑釉、6401Aは二彩、6759Bは三彩であり、これらも同一グループの瓦と考えられる。6759Bは東院に隣接する平城京左京三条二坊十二坪出土。いずれも瓦窯は不明。

「東院玉殿」
の瓦

6441A—6801Aは同じ飛雲文を飾ることから一組とみる。6441Aは平城宮から2点出土。6801Aは平城宮各所から散発的に出土する。平城宮所用である。6801Aの中心飾りにある「修」は修理司に関連する。修理司は神護景雲2(768)年から宝亀9(778)年まで『続日本紀』に散見され、神護景雲元年から宝亀2年の西隆寺造営にも関わっている²⁵⁵⁾。したがって6441A—6801Aは第Ⅳ—2期もしくは第Ⅴ期になる。これに対して6229A・B—6802A・Bは6802Aに平城宮出土と伝えるものが1点あるにすぎず、むしろ平城京内での出土が顕著である。同じ飛雲文を飾る6801Aに比して6802A・Bは文様が精美で、軒丸瓦も6229A・Bが6441Aより幾分古い要素をもつ。6229A・B—6802A・Bは6441A—6801Aにやや先行する時期、第Ⅳ—2期におく。いずれも瓦窯は不明。6316F・H・Kは平城宮と京内で出土。6763Aは平城宮と薬師寺で出土。6763Bは薬師寺、6763Cは興福寺出土。

6441A—
6801A

6235C・I—6761Aは西隆寺の創建瓦、6236D・F—6775Aはその補足瓦である。西隆寺の造営は神護景雲年間にはじまり、宝亀2年にはほぼ寺観が整ったとされる²⁵⁶⁾。造営の中心は神護景雲年間にあり、上記2組の軒瓦もこの時期におけよう。軒平瓦6695A, 6739Aもこの造営時のものとする。ただし、西隆寺からは数は少ないが、軒丸瓦6125A, 6237Aなど第Ⅴ期もしくは平安時代初頭に下るものもあり、宝亀2年以降にも造作が続いたことがわかる。

西隆寺の瓦

6236D・Fは西隆寺だけでなく唐招提寺でも出土し、6236Dは西大寺でも出土している。西大寺では第Ⅳ—1期に6236A・H—6732Nを想定した。これに後出するのが6236D—6732K・M・Q・Rである。軒平瓦は種類、数量も多いのに対して、軒丸瓦は1種で量も少ないが、最近の調査では素文・直立縁の6133系軒丸瓦の出土量が多く、むしろこれが6732K・M・Q・Rのいずれかと組む可能性が出てきた。西大寺の造営は四王堂にはじまる。四王堂は『西大寺資財帳』『続日本紀』の記載から天平宝字8(764)年に発願後、天平神護2(766)年頃には完成されたとみられる。その後寺域の大幅な拡張がなされ、天平神護3年には造西大寺司長官が任命、神護景雲3(769)年には薬師金堂、宝亀2年には弥勒金堂が相次いで完成し、西塔も宝亀元年には完成しているようである²⁵⁷⁾。6236A・H—6732Nを四王堂所用として天平神護2年までに、他を神護景雲年間の本格的造営にあてることができよう。

西大寺の瓦

一方、唐招提寺では6236D・F・G—6725A・Dが組み合う。このうち6236G—6725Dは

唐招提寺の
瓦

小型の一組である。唐招提寺は『唐大和上東征伝』に天平宝字3年創立と記す。この記述を誤り²⁵⁸⁾とみる説もあるが、講堂は平城宮の朝集殿を施入して天平宝字7年以前に建立された可能性がある。ただし、寺観が整うのは宝亀年間になる。²⁵⁹⁾6236D・F—6725A, 6236G—6725Dはこの間の造営、大きくは神護景雲年間を中心とする時期に比定する。

東大寺補足瓦

6732Dは平城宮でも出土しているが、むしろ6732D・Hは6235D・K, 6234Aaとともに東大寺所用だと考えられる。量はそれほど多くないが、東大寺僧房北方の調査では6235F・G—6732F・Gの他に6234Aa, 6235D・K—6732D・Hが成立しよう。²⁶⁰⁾東大寺僧房は天平勝宝7年にその材が作られはじめたが、「実忠二十九箇条」には実忠が別当であった宝亀11年から延暦元年までの間に瓦19万枚をつくり、僧房に用いたとある。²⁶¹⁾6234Aa, 6235D・K—6732D・Hがそれにあたる可能性は十分にあるが、その決定は将来の僧房の調査に待ちたい。東大寺系の6734Aは平城宮の他に法華寺、平城京左京三条一坊十五・十六坪、同三条二坊七坪などで出土。

第Ⅳ—1期は平城宮では天平宝字元年の「大宮改修」、同5年の「平城宮改作」の時期にある。6133A—C—6732A・Cを用いた大膳職の第Ⅱ期の造営は天平宝字7・8年を上限とする。6236A・H—6732F・Nを用いた西大寺四王堂の造営は天平神護2年に完了しており天平神護4(神護景雲元年)年までを下限とする。また、6236A・E—6732Fを用いたと推測される新薬師寺の修理も天平宝字6・7年で第Ⅳ—1期におさまる。第Ⅳ—2期は神護景雲元年の「東院玉殿」の造営にはじまる。西隆寺や西大寺・唐招提寺の本格的な造営時期も神護景雲元年頃を上限とする点で大きく矛盾しない。これらの造営は宝亀元年頃に一段落をつけており、この時期を下限とする。

第Ⅴ期(宝亀元年頃～延暦3年)

第Ⅴ期の軒瓦は従来不明な点が多かったが、『報告Ⅹ』で6725・6726を設定した。今回はこれをさらに進め、6133Db・L・N・P・Q—6725B・C, 6726D～Fをこの時期においた。組み合わせは不明だが、軒丸瓦6160A, 6237A, 軒平瓦6689C, 6713A, 6732I・V・W, 6755A, 6775B, 6779Aもこの時期になる。軒丸瓦6075B, 6125A, 軒平瓦6733, 6739B・C, 6751A・B, 6760Cは第Ⅴ期が平安時代初期と推測する。

6133Db— 6276E

6133Db・L・N・P・Q—6725B・C, 6726D～Fは平城宮所用である。とくに東院地区では6133Db—6726Eが成立する。これらの一群は長岡宮所用瓦(7133, 7757)に直結するものである。平城宮では宝亀4(773)年に「楊梅宮」の造営がある。式内社宇奈多理座高御魂神社を「桜梅天神」と呼び、これが「楊梅天神」から転じたものであろうと考えられることから、この社がある東院南端部を「楊梅宮」と推測している。この地区から6133Db—6726Eがまとまって出土することは、宝亀4年を上限とする楊梅宮所用瓦であったことの一つの裏付けとなろう。瓦窯は前述したように市坂瓦窯の可能性が高い。平城宮供給瓦窯は奈良時代前半には奈良山丘陵西辺に拠点を置くが、奈良時代後半以降は奈良山丘陵東辺に拠点が移ったことを示そう。

6775Aの模作とみられる6775Bは平城宮と興福寺で出土。大阪高槻市の萩之庄瓦窯からも出土しているが、²⁶²⁾平城宮からの範型の移動した可能性を考える。6779Aは平城宮と左京三条二坊出土。6755Aは小型で、平城宮第二次大極殿地区と右京一条二坊出土。長岡宮では第2次整地土から出土。これらは平城宮ばかりでなく、京内からも出土しているところをみるとむしろ長岡宮での使用は二次的なものと考えられよう。

6125A, 6237Aは西隆寺所用, 6713Aは阿弥陀浄土院所用である。前者は西隆寺造営の最終段階, 後者は6714Aを模した補修用の瓦であろう。6732 I・V・Wは東大寺所用である。宝亀11年から延暦元年までに作られた僧房所用であろう。6739Aを模した6739Bは興福寺, 6739Cは西大寺出土。

第Ⅳ—Ⅱ期の緑釉瓦6075A, 6760Aの系譜をひく6075Bは飛鳥紀寺出土, 6760Cは秋篠寺出土。このうち秋篠寺は『縁起』に光仁・桓武天皇の御願といい、『統紀』には宝亀11(780)年に光仁天皇一代に限って封戸百戸を施入したと記すことから, 宝亀末年頃から造営され, 大同3(808)年には一段落をつげたとする²⁶³⁾のが通説である。出土軒瓦に平城宮東院所用の6075A, 6151A—6760Aがあり, 6760Cはそれを補うものとして製作されたのであろう。

平安時代初期 (延暦3年～天長元年頃)

平城宮は長岡京遷都後も諸衛府が警護していた(『統紀』延暦11年条)。延暦13(794)年の平安京遷都後の様子は不明だが, 大同4(809)年には平城上皇が平城旧都に還って宮を営み, 天長元(824)年の上皇崩御をもってこの宮の命脈は終る。平城宮第一次大極殿地区の第Ⅲ期の遺構がこの宮(平城西宮)にあたる。

この時期の軒瓦はこれまで不明であったが, 今回新たに第一次大極殿地区北方の大膳職地区から出土した軒丸瓦7241A, 7245Aをこの時期においた。とくに7241Aは平安時代初期に限定できる井戸SE311Bから出土し, 平城上皇期の建物に使用されたことは疑いがない。また, つくりが似る7247A・7126Aもこの時期においた。前者は平城京東市周辺出土。あるいは姫寺に関係するものかもしれない。後者は平城京左京一条三坊出土。いずれも出土量は少なく, 組み合う軒平瓦は明らかでない。

東大寺では東大寺式軒平瓦の系譜を強くひく6733が第Ⅴ期から平安時代初頭に比定できるが, 弘仁13(822)年に空海によって建立されたと伝え

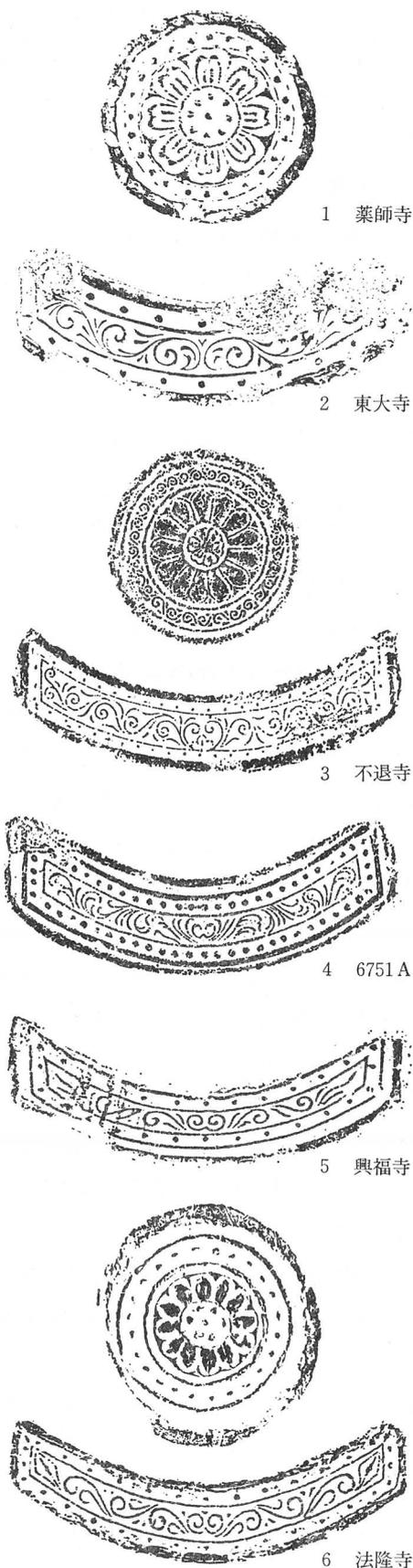


Fig. 83 平安初期の軒瓦 (1:5)

平城上皇期の瓦

る真言院には東大寺系の新しい軒平瓦 (Fig. 83—2) が採用されるようになる。これと組む軒丸瓦は不明だが、薬師寺の9世紀初頭の軒丸瓦 (Fig. 83—1) にこの時期の特徴がある。また、天長7 (830) 年頃から造営が始められた可能性の強い不退寺でも、東大寺系の軒平瓦 7734A と 6138 の系譜をひく華麗な軒丸瓦 7349A の組み合わせ、不退寺式軒瓦 (Fig. 83—3) が採用され、伝統を踏まえた新しい瓦当文様の展開をみる。

一方、第V期から平安初期においた6751A (4) は法華寺阿弥陀浄土院、6751B は平城京左京八条一坊一・四・十坪で出土している。この系統の軒平瓦は貞観元 (859) 年に修造された法隆寺東院 (Fig. 83—6) に採用されたばかりでなく、秋篠寺・興福寺 (Fig. 83—5) など南都の寺々に分布し、平安時代さらには中世にかけて一つの大きな流れをつくることになる。

B 内裏における瓦の使用状況

i 軒瓦の組み合わせ (Tab. 11・12, Fig. 84)

内裏地域の軒瓦を検討するに先立って、まず平城宮全体の軒瓦の組み合わせと出土比率を『平城宮報告』を中心に概観しておく (Tab. 11)。

第I—1期の主要軒瓦は、藤原宮式軒瓦と6284—6664であり、平城宮出土軒瓦総数 (第一次～第163次まで、以下同じ) の約15%を占める。これらは政治の中核である第一次大極殿地区と門・大垣地区に集中する。第一次大極殿が6284—6664であるのに対して、門・大垣が藤原宮式であることは何にもまして外観の整備が急がれたことを示す。藤原宮式は馬寮地区や内裏北外郭にややまとまるが、前者は大垣所用、後者は軒丸瓦の比率がアンバランスであることなどから、二次的な利用 (整地) を考えている。この時期には官衙まで本格的な瓦葺きとするには至らなかったであろう。第I—2期を代表する6304C—6664Kは第一次大極殿地区 (東棟) で出土比率が高く、この時期にも政治の中核の造作に重点があったことがわかる。

第II—1期の主要軒瓦は6304A・B, 6311—6664D・Fと、小型の6313, 6314—6685, 6666である。平城宮出土軒瓦総数の約24%を占め、遷都直後の造営に用いられた軒瓦を大きく上まわることから、聖武即位をめざして大規模な造営があったことを裏付ける。これらは内裏とその外郭官衙及び第二次大極殿の外郭官衙、さらには第一次大極殿地区に集中する。第二次大極殿内郭から出土した6311は20点余りと少ないが、出土比率は10%を超える。第II—1期には内裏・第二次大極殿とその周辺の官衙が一体のものとして本格的に整備され、あわせて第一次大極殿地区の補修が行なわれたと考える。

第II—2期の主要な軒瓦は6308—6663A・B, 6682Aであるが、平城宮出土軒瓦総数の数%と量は少ない。分布にまとまりがなく、史料にも規模の大きな造営を伝える記載がないことから、平城宮での部分的な修理に用いたと考えられる。ただし、6135—6688は内裏東方官衙の太政官推定地で集中する。あるいはこの地区の官衙の本格的な整備は第II—2期まで下るのかもしれない。

第III—1期の主要な軒瓦は6225A～C—6663Cであり、平城宮出土軒瓦総数の約13%を占める。出土比率は内裏・第二次大極殿とその外郭、第一次大極殿地区に高く、恭仁宮から遷都した後、中枢部のかなり大規模な造営が行なわれたことを示す。6296A—6691Aは6225A～C—

Tab. 11 平城宮における主要軒瓦の地域別比率

主要軒瓦		内裏	内裏 北外郭	内裏 東外郭	第2次 大極殿 内郭*	第2次 大極殿 東外郭*	第2次 大極殿 西外郭*	第1次 大極殿	大膳職	馬寮	門・ 大垣	出土軒瓦 総計 (1~163次)		
第I期	藤原宮式 軒丸瓦 軒平瓦	6 (0.7)	116 (7.5)	14 (1.9)		66 (2.4)	6 (1.2)	45 (2.5)	3 (1.0)	48 (19.6)	138 (59.7)	955 2159		
		5 (0.5)	16 (1.1)	11 (0.9)	7 (2.4)	36 (1.8)	7 (1.6)	66 (3.4)	14 (3.8)	178 (33.9)	104 (50.0)		1204 (6.7%)	
	6284	13 (1.5)	43 (2.8)	15 (2.0)	1 (0.5)	17 (0.6)	30 (5.7)	346 (18.9)	24 (8.1)	10 (4.1)	27 (11.7)	990	2797	
		6664(D・F 以外)	22 (2.1)	57 (3.9)	17 (1.4)	2 (0.7)	41 (2.1)	1 (0.2)	428 (21.7)	68 (18.4)	43 (8.2)	20 (9.6)		1807 (8.6%)
	第II期	6304	5 (0.6)	42 (2.7)	76 (10.1)	2 (1.0)	319 (11.5)	57 (10.9)	123 (6.7)	16 (5.4)	4 (1.6)	4 (1.7)	745 (2.3%)	
			6311	186 (21.1)	515 (33.4)	333 (44.3)	21 (10.8)	669 (24.1)	74 (14.1)	135 (7.4)	20 (6.8)	15 (6.1)	2 (0.9)	2258
6664D・F		191 (18.0)		392 (26.6)	324 (26.9)	14 (4.9)	36 (1.8)	14 (3.3)	74 (3.8)	17 (4.6)	59 (11.2)	1 (0.5)	1355	
6664		33 (3.1)	94 (6.4)	323 (26.9)	4 (1.4)	393 (19.7)	37 (8.6)	140 (7.1)	13 (3.5)	1 (0.2)	3 (1.4)	1316 (15.2%)		
6313		246 (28.0)	275 (17.8)	44 (5.9)		336 (12.1)	21 (4.0)	210 (11.5)	3 (1.0)	4 (1.6)			1475	2827
		6685	303 (28.6)	261 (17.7)	61 (5.1)	1 (0.4)	178 (8.9)	14 (3.3)	251 (12.7)	10 (2.7)	1 (0.2)	2 (1.0)	1352 (8.7%)	
6314(A 以外)	5 (0.6)	67 (4.3)	11 (1.5)	2 (1.0)	92 (3.3)	11 (2.1)	17 (0.9)	2 (0.7)	2 (0.8)			296	713	
	6666	39 (3.7)	109 (7.4)	33 (2.7)	1 (0.4)	188 (9.4)	11 (2.6)	18 (0.9)	2 (0.5)	2 (0.4)		417 (2.2%)		
6308	54 (6.1)	120 (7.8)	65 (8.6)	9 (4.6)	26 (0.9)	5 (1.0)	94 (5.1)	5 (1.7)	7 (2.9)	29 (11.7)	830	1427		
	6663A・B	41 (3.9)	87 (5.9)	31 (2.6)	16 (5.6)	16 (0.8)	1 (0.2)	65 (3.3)	24 (6.5)	24 (4.6)	35 (16.8)		597 (4.4%)	
第III期	6296	8 (0.9)	6 (0.4)		34 (17.5)	43 (1.6)	40 (7.6)	43 (2.4)		5 (2.0)		109	609	
		6691	41 (3.9)	61 (4.1)	71 (9.4)	71 (24.7)	40 (2.0)	18 (4.2)	107 (5.4)	19 (5.2)	8 (1.5)	2 (1.0)		500 (1.9%)
	6225	125 (14.2)	205 (13.3)	86 (11.4)	82 (42.3)	930 (33.5)	226 (43.1)	237 (13.0)	17 (5.7)	39 (15.9)	4 (1.7)	2736	5467	
		6663C	106 (10.0)	131 (8.9)	70 (5.8)	109 (37.9)	475 (23.9)	124 (29.0)	117 (6.0)	8 (2.2)	31 (5.9)	4 (1.9)		1585
	6663	41 (3.9)	43 (2.9)	68 (5.7)	27 (9.4)	311 (15.6)	113 (26.4)	100 (5.1)	9 (2.4)	11 (2.1)	13 (6.3)	1146 (16.9%)		
	6282(A 以外)	140 (15.9)	74 (4.8)	29 (3.9)	9 (4.6)	109 (3.9)	1 (0.2)	206 (11.3)	86 (29.1)	34 (13.9)	14 (6.1)	2083	4792	
6721		138 (13.0)	128 (8.7)	55 (4.6)	7 (2.4)	69 (3.5)	6 (1.4)	206 (10.5)	84 (22.8)	61 (11.6)	6 (2.9)	2709 (14.8%)		
6133	37 (4.2)	18 (1.2)	16 (2.1)	25 (12.9)	46 (1.7)	5 (1.0)	156 (0.5)	57 (19.3)	10 (4.1)	3 (1.3)	741	1241		
	6732	37 (3.5)	24 (2.8)	34 (2.8)	7 (2.4)	11 (0.6)	6 (1.4)	150 (7.6)	68 (18.4)	4 (0.8)	1 (0.5)		500 (3.8%)	
主要軒瓦 総計		1822 (93.9)	2894 (95.9)	1787 (91.4)	451 (93.6)	4447 (93.2)	828 (87.0)	3334 (87.7)	569 (85.6)	601 (78.1)	410 (93.4)	27,706 (85.6%)		
型式判明 総計	軒丸瓦	880	1544	752	194	2779	524	1829	296	245	231	32,352 (100.0%)		
	軒平瓦	1061	1473	1203	288	1992	428	1971	369	525	208			
	総計	1941	3017	1955	482	4771	952	3800	665	770	439			

*大極殿回廊より内側を内郭、
外側を外郭と呼ぶ

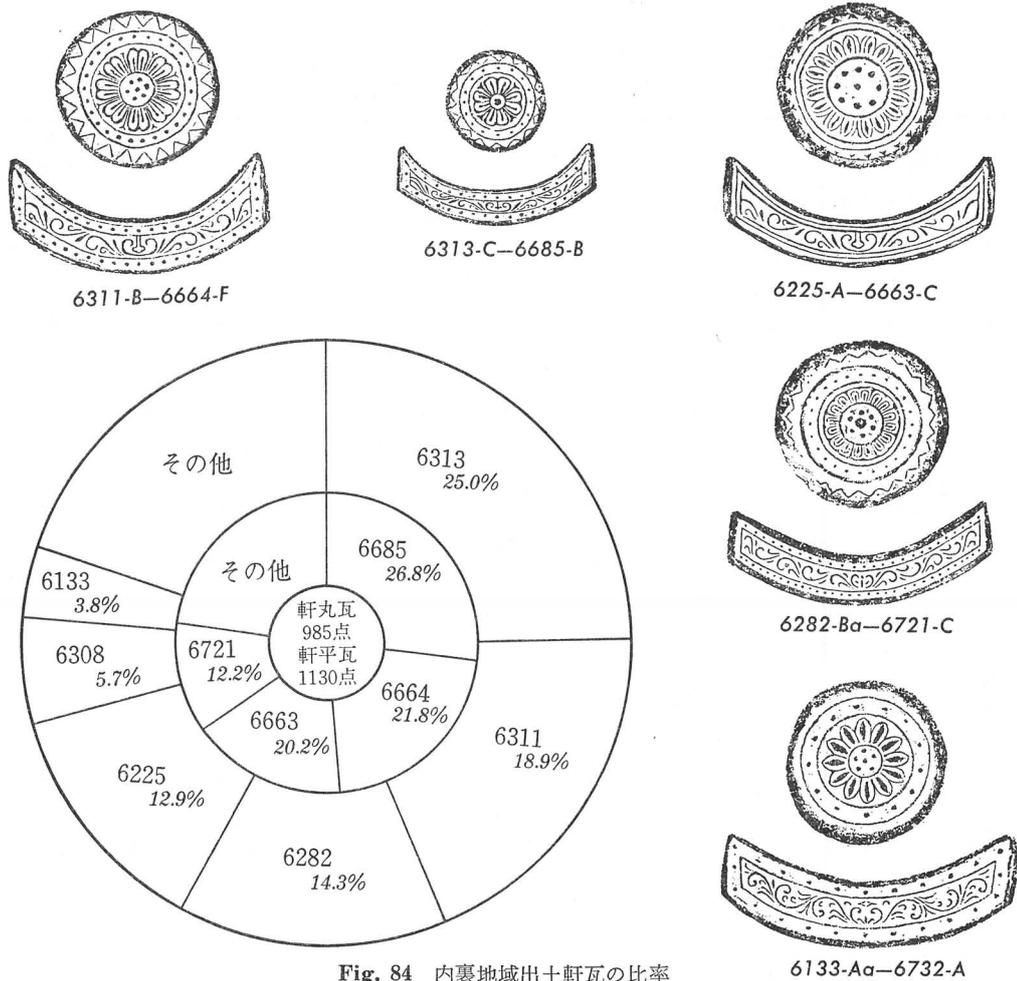


Fig. 84 内裏地域出土軒瓦の比率

6663 Cの補足である。

6282—6721は平城宮での使用が主に第Ⅲ—2期から第Ⅳ—2期になることを考えた。平城宮出土軒瓦総数の約15%を占め、第Ⅲ—1期の6225 A～C—6663 Cを上回る。集中するのは第一次大極殿地区と内裏である。ともに6225 A～C—6663 Cの分布と重なり、6282—6721が6225 A～C—6663 C後に使用されたことを示唆する。また、内裏・第一次大極殿(西宮と推測)と密接なつながりをもつ内裏外郭官衙や大膳職地区でも6282—6721の出土比率が高く、これらが一体のものとして整備されたと考える。『統紀』に記す天平宝字元年の「大宮改修」、同5年の「平城宮改作」がこれにあたろう。6282—6721は神護景雲年間から本格的な整備が始まる東院(東内)地区の主要瓦でもあり、平城宮出土軒瓦に占める割合はさらに高くなる。

第Ⅳ・Ⅴ期の軒瓦は6282—6721を除くと出土量が少ないが、第Ⅳ—1期には6133 A～C、6134 A—6732 A・C、第Ⅳ—2期には6151—6760、第Ⅴ期には6133 D b—6726 Eなど幾分まとまりをみせる。このうち6133 A～C、6134—6732 A・Cは平城宮出土軒瓦総数の数%を占め、宮内各所から出土することから、6282—6721の補足瓦と考える。とくに大膳職では6282—6721、6133 A～C—6732 A～Cの出土比率が非常に高く、天平宝字年間頃は本格的な整備が進められたと推測できる。6151—6760は「東院玉殿」、6133 D b—6726 Eは「楊梅宮」にほぼ限定され、第Ⅳ—2・Ⅴ期には平城宮への瓦の供給も部分的なものになったのであろうと考える。なお、第Ⅲ—2期頃からは平城京で主体になる瓦や寺院特有の瓦が平城宮内でも出土するが、量は少

なく主体にはなっていない。

内裏地域で出土した軒瓦は、既に報告したように、軒丸瓦が25型式53種 985点、軒平瓦が24型式41種1130点である。型式ごとの比率 (Fig. 84) をみると、軒丸瓦では第1位が平城宮出土軒瓦編年第Ⅱ—1期の6313 (25.0%)、第2位が同じく第Ⅱ—1期の6311 (18.9%)、第3位が主に第Ⅲ—2期以降のA種を除く6282 (14.3%)、第4位が第Ⅲ—1期の6225 (12.9%)で、以下比率がかなり下がって第Ⅱ—2期の6308 (5.7%)、第Ⅳ・Ⅴ期のK種を除く6133 (3.8%)と続く。軒平瓦では第1位が第Ⅱ—1期の6685 (26.8%)、第2位が同じく第Ⅱ—1期の6664D・6664F (16.9%)、第3位が主に第Ⅲ—2期以降の6721 (12.2%)、第4位が第Ⅲ—1期の6663C (9.4%)であるが、6664D・Fと6663Cは種別不明のものの中にも含まれている可能性がある。以下は比率がかなり下がって第Ⅲ—1期の6691 (3.6%)、第Ⅱ—1期の6666 (3.5%)、第Ⅳ—1期の6732 (3.3%)と続く。したがって、内裏で使用された瓦は、大きくは第Ⅱ—1期の6311—6664D・F、6313—6685⇨第Ⅲ—1期の6225—6663C⇨第Ⅲ—2期以降の6282(Aを除く)—6721と変遷し、平城宮全体の軒瓦の出土傾向とほぼ一致することがわかる。以下、各時期ごとに軒瓦の組み合わせを細かくみてみよう (Tab. 12, 別表3・4)。

I期の軒瓦には、藤原宮から搬入して再利用した軒瓦と平城宮の造営に伴って生産された軒瓦とがある。大部分は1～2点と数が少ないがその中では6284A・Cが13点、6664Cが20点と幾分目立っており、一つの組み合わせとみる事ができる。

内裏地区出土軒瓦の比率

6285A・C
—6664C

Ⅱ—1期の軒瓦は内裏出土軒瓦の半数近くを占める。その大部分は普通の大きさの6311—6664D・F、小型の6313—6685の組み合わせである。種別で見ると、6311ではBが93点、Aが66点、Fが1点、6664ではFが116点、Dが75点であることから、内裏北・東外郭と同様に6311B—6664F、6311A—6664Dの組み合わせが成立する。ただし、後述するように東殿舎地区のS B 163・164付近では6311B—6664Fの組み合わせがみられるが、他では6311A・B、6664D・Fが混在する。6313ではCが117点、6685ではBが187点とそれぞれ過半数をこえ、しかも6313、6685の中ではともに小型であることから、6313C—6685Bが成立する。6313A・B、6685A・Dは6313C—6685Bについて数が多い。6313、6685の中ではやや大振りなセットと考えることができよう。後述するように内裏での分布をみると、正殿回廊沿いでは6313A・B—6685A、御在所を囲む塀S A 4690・4692・7876では6313C—6685Bが主体になる。

6311—6664
D・F
6313—6685

この他、第Ⅱ—1期の軒瓦には小型の軒平瓦6666Aが39点あるが、これと組む6314 (Aを除く)は5点と少ない。おそらく、6666Aは6313とも組み合わせて使用されていたのであろう。

6313・6314B
・C—6666A

Ⅱ—2期の軒瓦の中では、軒丸瓦6308が56点、軒平瓦6663A・Bが41点と最も多く、軒丸瓦では6135A 10点、軒平瓦では6682Aが29点とこれにつづく。6308の内訳は、Aが11点、Bが16点、Dが2点、Nが12点、大型品のLが2点である。数は少ないが、6308A・B—6663A・Bが第Ⅱ—2期の代表的な組み合わせで、6308D・N—6682A、6135A—6688A (段頸) がこれを補ったものと推測できる。

6308A・B—
6663A・B
6308D・N
—6682A
6135A—6688A

第Ⅲ—1期の軒瓦は、内裏出土軒瓦総数量の16%ほどを占める。主要な軒瓦は、6225 (127点)—6663C (106点)で、軒丸瓦では6131A、6320Abが各9点、6296Aが7点、軒平瓦では6691Aが41点とこれらに続く。

6225—6663Cは、6282—6721とともに平城宮で最も多く使用された軒瓦であり、第二次大極

Tab. 12 内裏地域出土軒瓦の時期区分

	第 I 期		第 II 期		第 III 期		第 IV 期		第 V 期
	1	2	1	2	1	2	1	2	
	和銅元年 靈龜元年	養老 5 年頃	天平初頭頃		天平 17 年	天平宝字元年		神護景雲元年	
軒 丸 瓦	6233Aa		6301B・C	6018Cb	6131A	6133K	6133Aa・ B・C	6133Da	6133Db
	6273B		6304A・B	6135A					
	6275B		6311Aa (Ab)	6285B	6225A・C	6282Ba	6282Bb		
	6278B		Ba ・Bb	6291A	L	(Da ・ E ・ Fa)	Fb (Ib)		
	6281B			6307A	6296A・B	・G ・ H (Id)			
	6282A		6313Aa (Ab)	6308Aa ・Ab・ B・D・N・L					
	6284A ・ C		B ・ C ・ Ea(Eb)	6311F					
	6303B			6313D					
	6304C		6314B・C	6314A	6320Ab	6316B			
	6641C			6663A ・ B	6663C	6682A(曲頸)			
6643A			6681A・B・ C・E		6710A				
6647C			6682A(段頸)		6711A				
6664B ・ C	6664A	6664D ・ F	6688Aa・Ab		6721(A ・ C ・ E) Ga	6721Gb ・ (Hb・I)			
	6665A	6666A	6694A	6691A	Ha	6732A・C	6739A	6726D	
瓦		6685A ・ B ・ D	6719A			6761A	6761A		
			6727A			6801A	6801A		

殿・朝堂院を代表する組み合わせでもある。6225の種別比率をみると、第二次大極殿や西外郭及び東外郭ではCがAを幾分上まわるが、大内裏北外郭では圧倒的にAが多く、第一次大極殿でもAがCをかなり上まわる。内裏でも6225はAが94点、Cが7点で、6225A—6663Cとなる。6225のAとCの比率が異なる点が単なる供給量の差なのか、微妙な時期差を示すのかは明らかでない。

6296A・6320Ab—6691A 6320Aa—6691Aは、恭仁宮の造営に伴う主要な軒瓦の組み合わせである。平城宮の第二次大極殿閤門・南回廊では6296A—6691Aの組み合わせが顕著である。内裏では6691Aの数に比して6296A、6320Abが少なく、両者が併用された可能性が強い。また、6131A、6296Bは6296A、6320Abと文様や製作技法が類似し、ほぼ同一時期におけることから、これも6691Aと組み合わせることができよう。

6282—6721 第三—1期末頃にはごく一部で使用が始まるが、第三—2期さらにはIV期に入って多量に使用されたと考える6282(Aを除く)—6721は、平城宮で最も多量に使用された軒瓦であり、内裏でも出土軒瓦のそれぞれ14.3%、12.2%を占める。種別でみると、平城宮全体では6282Bと6721C・6721Gが最も多く、6282D・Fと6721Hがこれらにつづく。内裏でも6282B・Fと6721C・6721Gが主であるが、分布の上からは種別の組み合わせが明瞭でない。この他に第三—2期の軒瓦には、6133K—6682Aや京内の出土例が増加している6316B—6710A、6711Aがあるが、量は少ない。

第四—1期の軒瓦では、6133A・B・Cが19点、6732A・Cが37点とやや多い。内裏では後述するように東楼SB7600に集中し、ここでは6133A・C—6732Aが成立する。なお、第一次大極殿の殿舎地区では6134A—6732A・Cの組み合わせも考えているが、内裏では6134Aは出土していない。第四—2期以降の軒瓦は種類、量ともにきわめて少ない。唯一、6133Db—6726Dが、第V期の軒瓦の組み合わせである。

ii 遺構と軒瓦の時期対比

内裏から出土した軒瓦は遺構に伴うものが少なくない。ここでは、前節で検討した第Ⅰ期～第Ⅴ期の軒瓦が、内裏のⅠ期～Ⅵ期の造営とどのように対応するかを主に建造物の柱掘形や抜取穴などから出土した軒瓦(別表1)によって検討する。

Ⅰ期では柱掘形から軒瓦が出土していないが、御在所正殿S B 4700の柱抜取穴から6311B、北東部のS B 8010の柱痕跡から6311Aが出土している。また、Ⅱ期の脇殿S B 650、御在所脇殿S B 4660A、正殿回廊S C 247・254、御在所北面塀S A 4692などの柱掘形から、6311B、6313A・B・C、6664D・F、6685Bが出土している。したがって、Ⅰ期には第Ⅱ—Ⅰ期の瓦も使用された可能性がある。問題は第Ⅱ—Ⅰ期の軒瓦の使用をどの程度にみるかである。第Ⅱ—Ⅰ期の軒瓦は次のⅡ期に多量に使用されているので、Ⅱ期の柱掘形から出土した軒瓦は大部分がⅡ期の造営過程で掘形に入ったものと理解し、Ⅰ期にはそのごく一部が建物の修理に用いられたと考えたい。

Ⅰ期の軒瓦

Ⅱ期では半数近くの建造物の柱穴もしくは柱抜取穴から6311A・B—6664D・F、6313—6685が出土し、とくに正殿回廊S C 247・254及びS B 162ではその数が多い。したがって、Ⅱ期の造営には上記の第Ⅱ—Ⅰ期の主要な軒瓦が使用されたと考える。また、Ⅱ期末に廃絶するS B 4825の柱穴で6308の小片が出土し、Ⅲ期の御在所正殿S B 4703Bの柱抜取穴から6664Dとともに6308と6682Aの小片が出土していることから、Ⅱ期には第Ⅱ—Ⅱ期の軒瓦も使用されたことが判明する。Ⅱ—Ⅱ期の軒瓦は量が少なく、しかも後述するように内裏のほぼ全域で出土することから、差替えなどの修理に用いられたと考える。

Ⅱ期の軒瓦

Ⅲ期の建造物では、上記のS B 4703Bの柱掘形からⅡ—Ⅱ期の軒瓦が出土した以外に、柱掘形から新しい時期の軒瓦は出土していないが、Ⅲ期に造営されこの時期で廃絶するS B 064の柱穴から6225A、同じくⅢ期末に廃絶するS D 4810とS D 7870をつなぐバイパス溝から6663Cが出土しており、Ⅲ期の造営には第Ⅲ—Ⅰ期の主要な軒瓦6225A・C—6663Cが使用されたと考える。6225Aと6663CはⅢ期に造営されⅥ期まで存続する内裏内郭の東面築地回廊S C 156の西側雨落溝及びこれにつづく築地回廊東南隅の暗渠のそれぞれ側石掘形から計4点が出土しているが、これは造営の工程差もしくは補修と考える。一方、Ⅲ期末に廃絶する斜行溝S D 4741からは6691Aが出土している。6691Aは、第Ⅲ—Ⅰ期の軒瓦であり、これと組み合わせ6131A、6296A、6320AbもⅢ期の造営に使用されたのであろう。他方、Ⅳ期に新造されたS B 4800・7873・S A 4762の柱掘形からは6721Ga及び6282と6721の小片が出土しており、Ⅲ期末までには第Ⅲ—Ⅱ期の6282—6721の少なくとも一部は使用されていたと考えねばならない。なお、Ⅱ期の建造物には、Ⅲ期さらにはⅣ期にも存続するものがある。後述するようにⅢ・Ⅳ期の造営に伴う新補の瓦が多くない点から、こうした建造物の屋根には依然としてⅡ期の軒瓦がのっていたと推測できる。

Ⅲ期の軒瓦

Ⅳ期の主要な軒瓦は量的にみて6282—6721の他にない。Ⅳ期末に廃絶するS B 4800・7873の柱抜取穴、正殿回廊S C 247の東雨落溝及びS D 4747・4742・4743・7870の埋土からは6282Ba・6282Da・6282Fa・6282G、6721Cのほか6282Bb・6282Fbが出土しており、Ⅳ期中に筈型の彫り直しが進行したことがわかる。

Ⅳ期の軒瓦

一方、第Ⅳ—Ⅰ期の主要な軒瓦である6133A・B・C—6732A・Cについては、Ⅳ期末に廃絶するSB4704の柱抜取穴及びSD7870(東西溝)の埋土から6732A・Cが6282—6721ともに出土しており、Ⅳ期には使用されていたことが判明する。ただ、量が少なくしかも東楼SB7800に集中的であることからすれば、差替えなどに補足的に使用された軒瓦とみることができよう。

V・Ⅵ期の軒瓦

V期に建造され、しかもこの時期末に廃絶するSB8005の柱痕跡から6282B・Ibが出土し、Ⅵ期に新造されるSB7871の柱掘形からは6721Ga・E・Fa・Fbが出土している。また、Ⅵ期の建造物は大部分Ⅵ期まで存続し、正殿SB447及びSB253・8005、塀SA248・251の柱抜取穴から6282Bb・Da・C・Gが出土している。したがって、Ⅴ期及びⅥ期ともに造営にあたっては、ひきつづき6282(Aを除く)—6721が使用されたと考える。この中には範型を彫り直す以前のものがあり、Ⅵ期に使用した瓦を再利用したがる。なお、第Ⅳ—Ⅱ・Ⅴ期の軒瓦は少なく補助的に用いられたのであろう。

iii 丸・平瓦と道具瓦の年代比定

丸瓦 丸瓦は藤原宮から搬入したもの他に、縄叩き目丸瓦と格子叩き目丸瓦とがあり、前者を第1類～第5類に区分した。

格子叩き目は平城宮で唯一、格子叩き目をもつ軒丸瓦6135の叩き目と共通しており、第Ⅱ—Ⅱ期における。

縄叩き目丸瓦の変遷

縄叩き目丸瓦の第1類は恭仁宮の丸瓦bと特徴が一致する。内裏ではⅢ期につくられてこの時期に廃絶するSD4741から出土し、さらにⅢ期の築地回廊SC156の西側雨落溝からも完形品が出土していることから、Ⅲ期の造営にあたって第Ⅲ—Ⅰ期の軒瓦6296A・6320Ab—6691Aとともに用いられたと考える。第2類はⅢ期につくられてこの時期に廃絶するSD4741から出土した例がある。後述するように刻印瓦の「修」c種、「理」a種なども丸瓦の第2類である。軒瓦の第Ⅲ—Ⅰ期～第Ⅳ期、内裏ではⅢ期からⅣ期にかけての使用を考えるとできよう。第3類は普通の大きさの丸瓦と小型の丸瓦とがある。前者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶するSD7863やⅢ期の塀SA4630の柱掘形から出土しており、Ⅱ期の造営に伴うと考える。後者の小型品は第Ⅱ—Ⅰ期の6313・6314に伴うもので、第3類の出現はⅡ期の造営当初に遡る。第4類も普通の丸瓦と小型の丸瓦とがある。前者はⅡ期～Ⅳ期に存続する正殿回廊SC247の柱穴、及びSD7872埋土から出土したものがあるにとどまるが、後者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶するSD4740内の石囲いから出土したものがああり、軒瓦第Ⅱ—Ⅰ期の6313に伴い、内裏ではⅡ期の造営当初に用いられたものであることがわかる。第4類は第3類にみられる凸面のヨコナデ調整を省略したもので、両者は時期的に共存するのであろう。第5類は時期の決め手に欠けるが、後述するように刻印瓦「修」d・h種は丸瓦第5類である。また、同じ特徴は軒丸瓦の6291C、6140B、6307G、6133Kb、6133Aaに認められ、第Ⅱ—Ⅱ期末から第Ⅳ期、内裏ではⅢ期以後の造営に用いられたと推測できる。

平瓦 平瓦は模骨痕のあるものと模骨痕のないものとがあり、前者は横位縄叩き目平瓦、縦位縄叩き目平瓦2類7種、格子叩き目平瓦、後者は横位縄叩き目平瓦、縦位縄叩き目平瓦2類4種、格子叩き目平瓦、平行叩き目平瓦に区分した。

模骨痕のある平瓦のうち、格子叩き目平瓦は叩き目が第Ⅱ—Ⅱ期の軒平瓦 6688 の叩き目と共通する。6688 にはBの平瓦部にのみ模骨痕があり、これに伴うものと考えられる。

模骨痕のある平瓦

横位叩き目平瓦は時期の決め手に欠けるが、軒平瓦では第Ⅲ期には横位縄叩き目がほとんどみられなくなることから、大きくは第Ⅱ期以前の所産と考えられよう。

縦位縄叩き目平瓦のうち第1類 a, 第2類 a はともに側面を凹凸面に対してほぼ直角につくことから桶巻き作りと推定した。胎土からみて、おそらく藤原宮から搬入した瓦であろう。第1類 b・c・d, 第2類 c・d は模骨痕があるが、桶巻き作りか一枚作りか確定できない平瓦である。側面はいずれも凹面に対して鋭角につくり、一枚作り平瓦に一般的な特徴をもつ。これらの平瓦のうち第2類 c・d は前述したように恭仁宮の平瓦Bにあたる。内裏ではⅢ期のS B 4725 の柱穴から出土しており、Ⅲ期の造営に使用されたと考えられる。第1類は凸面が不調整である点をのぞけば、2類 c・d と、つくりのみならず胎土や寸法も類似する。内裏では第1類 c がⅣ期に廃絶する S D 7872 から出土し、隅平瓦の第1類 d がⅢ期の東楼 S B 7600 付近からやや多く出土している程度で細かな時期比定ができないが、第2類 c・d と近い時期の所産と推定される。なお、第1類 b は離れ砂を使用し、一枚作りである可能性が高い。寸法も他よりは一まわり小さく、時期的にはやや新しいものかも知れない。

縦位縄叩き目平瓦の変遷

一枚作り平瓦のうち格子叩き目平瓦は第Ⅱ—Ⅱ期の軒平瓦 6688 A に対応するものである。綾杉叩き目平瓦は平城宮では初出で、Ⅲ期につくられる築地回廊 S C 156 の西雨落溝から出土した。時期は不詳。横位縄叩き目平瓦も遺構の上からは時期を確定できないが、前述したように、軒平瓦では横位縄叩き目が第Ⅲ期にはほとんど認められないことから、大きくは第Ⅱ期以前におけよう。縦位縄叩き目平瓦のうち確実に一枚作りと判明するのは第1類 a₁・a₂・a₃・b₁・b₂ 及び第3類 a₂・d₃ である。第1類 a₁・a₂・d₁ はⅣ期に廃絶する S D 7872 埋土や S B 4783 の南側柱抜取穴から出土し、第1類 a₃ もⅢ期にはじまる築地回廊 S C 156 の西側雨落溝から出土している程度で上限が今一つ明らかでないが、d₂ はⅢ期につくられてこの時期に埋められる S D 4741 から出土し、遅くとも第Ⅲ—Ⅰ期には確実に一枚作りが存在したことがわかる。一方、側・端面を調整するため布端などが残らないが、一枚作りの可能性の強いものに第1類 a₄・d₄・d₅ 及び第3類 a₄・d₄ がある。第1類 d₅ は内裏ではⅡ期につくられてこの時期に廃絶する S D 4740 から出土している。小型であり、第Ⅱ—Ⅰ期の軒平瓦 6685, 6666 に伴い、Ⅱ期の造営に用いられたことがわかる。第1類 d₄ は、離れ砂を使用しないものと使用するものがあり、前者はⅡ期につくられてこの時期に廃絶する S D 4740・7863 から出土するが、後者はⅣ期に廃絶する S D 4810 の埋土や正殿回廊 S C 254 の柱抜取穴から出土し、Ⅲ期の築地回廊 S C 154 の西雨落溝でやや目立つ。第1類 a₄ には刻印瓦「理」g・h・j種、「里」a種、「司」a種などがある。

一枚作り平瓦

縦位縄叩き目平瓦の変遷

これらの刻印瓦は丸瓦の場合と同様に、今のところは「修理司」の存在が確認される神護景雲二年(Ⅳ期)を遡らせがたい。いずれも凸面には離れ砂が付着する。以上の点からみると、Ⅱ期の造営には凹面の全体をヨコナデ調整するが、離れ砂を用いない平瓦(第1類 d₄の一部と d₅)が使用され、凹面が不調整で離れ砂を使用する平瓦は、確実に軒瓦の第Ⅳ期に下る。凹面のナデ調整の消失の時期と離れ砂の使用開始時期がいつになるのかはなお明らかでない。

面戸瓦 焼成前に丸瓦をつくりかえた面戸瓦はいずれも蟹面戸で、Ⅰ式、Ⅱ式A、Ⅱ式Bに

I式→II式 区分した。藤原宮ではI式が一般的であり、II式がないこと²⁷⁰⁾から、大きくは8世紀に入ってI式からII式に変化したものと予測できる。内裏ではI式がII期につくられてこの時期に廃絶するSD4740から出土している。一方、II式AはIII期のSA4630の柱掘形からかなりの数が出土し、II式BはIII期に廃絶するSA7888の柱抜取穴から出土している他に、東楼SB7600の北側雨落溝とその周辺あるいは築地回廊SC156の西側雨落溝などIII期に造営された遺構に伴ったものが多い。したがってII式Aが主にII期の造営、II式Bが主にIII期の造営に使用され、I式は新しくみてもII期には製作されなくなったものと推測される。

鬼瓦 鬼瓦はI式A、III式A、VII式が出土した。I式Aは第I期、III式Aは第III期に比定²⁷¹⁾している。VII式は今回初出であり、時期は明らかでない。

iv 瓦の分布と屋根復原

(1) 地区別にみた軒瓦の様相 (Tab. 13, Fig. 85・86)

内裏では先の調査を含めた調査区から総計2115点の軒瓦が出土している。1a当たりの出土量は5.2点となる。この比率は一時期本瓦葺き建物で整備された第一次大極殿地区の12.0にははるかに及ばず、檜皮葺きもしくは板葺きが主体である大膳職の5.0点、馬寮の3.0点に近いものといえる。分布は内裏北半部の6AAP区で1538点(72.7%)、内裏南半部の6AAQ区で572点(2.70%)と、北と南でかなりの偏りがあり、地区によっても密度に差異のあることがわかる(Fig. 85)。ここでは内裏を大きく7地区、正殿地区・御在所地区・北殿舎地区・東殿舎地区・東面築地回廊地区・東楼地区・南面築地回廊(塀)地区に区分して出土比率や地区ごとの軒瓦の様相をみてみよう。

正殿地区 正殿地区では178点(8.8%)の軒瓦が出しているが、1aあたりでは4.0点と内裏の中でも出土比率がかなり低い地区にあたる。この地区の軒瓦は正殿回廊沿いに総計152点(85.4%)が出土している。時期別にみると、II期に用いられた軒瓦が最も多く、この地区の約80%を占める。小型の軒瓦6313・6314—6685・6666と、普通の軒瓦6311—6664D・Fが折半するので建物によって使い分けがあったと考えられる。これに次ぐのはIII期の造営に用いられた6131A、6296A—6691A、6225—6663Cと、主にIV・V期の造営に用いられた6282—6721があるが数はそれほど多くない。

御在所地区 御在所地区では476点(23.4%)が出土し、比率も1aあたり11.5点とかなり高い。ほぼ同じ面積を占める正殿地区と比較すると比率は3倍近くなる。分布は御在所を囲む三面の塀沿いに密であるが、内部でも比較的密で、御在所や付属建物に軒瓦を使用したことが推測できる。軒瓦はII期の造営に用いられたものがこの地区の過半数を占めるが、小型の軒瓦が普通の軒瓦の量をかなり上まわる。普通の軒瓦はIII期の造営に伴うものが少ないが、IV期以降の造営に伴うものはほぼII期に近い量といえる。

北殿舎地区 北殿舎地区でも軒瓦は343点と多く、比率も1aあたり12.1点とほぼ御在所地区に匹敵する。ここでも軒瓦はII期の造営に用いられたものが過半数を占めるが、小型の軒瓦が圧倒的に多い点に特色がある。また、普通の軒瓦はIII期以後もかなりの量が出土しており、造営にたえず新しい瓦が供給されたと考えられる。

東殿舎地区 東殿舎地区では618点が出し、比率は1aあたり11.3点である。ただし、建造物の密度

Tab. 13 内裏における地区別軒瓦出土比率

地区	軒丸瓦数(%)	軒平瓦数(%)	軒瓦総数(%)	調査面積(a)	出土数/a
正殿	95 (4.7)	83 (4.1)	178 (8.8)	45.1	4.0
回廊内	75 (3.7)	77 (3.8)	152 (7.5)	17.5	8.7
回廊沿	20 (1.0)	6 (0.3)	26 (1.3)	27.6	0.9
御在所	221(10.9)	255(12.6)	476(23.4)	41.2	11.6
北殿舎	154 (7.6)	189 (9.3)	343(16.9)	28.4	12.1
東殿舎	289(14.2)	329(16.2)	618(30.4)	54.5	11.3
東北殿舎	239(11.8)	277(13.6)	516(25.4)	27.7	18.6
東南殿舎	50 (2.4)	52 (2.6)	102 (5.0)	26.8	3.8
東面回廊(塀)	109 (5.4)	123 (6.1)	232(11.5)	21.7	10.7
北半	72 (3.5)	83 (4.1)	155 (7.6)	8.6	18.1
南半	37 (1.8)	40 (2.0)	77 (3.8)	13.1	5.9
南面回廊(塀)	11 (0.6)	13 (0.6)	24 (1.2)	10.1	2.4
東楼	67 (3.3)	92 (4.5)	159 (7.8)	6.5	24.5
総計	946(46.6)	1084(53.4)	2030(100.0)	207.5	9.8

が北と南では異なり、建造物の疎らな南半部(6AAQ区)では1aあたり13.8点と低いが、建造物の密な北半部(6AAP区)では1aあたり18.6点と内裏内郭では最も高い比率を示す。東殿舎地区の軒瓦は北殿舎地区と同様に、Ⅱ期以降各時期の軒瓦がみられるが、Ⅱ期の造営に用いられた小型の軒瓦が普通の大きさの軒瓦の量より下まわる点に特徴がある。

東面築地回廊(塀)地区では、232点が出土し、比率は1aあたり10.7点となり、軒瓦の内訳もⅡ期以降各時期のものがある。ただし、ここでも北半部(6AAP区)では1aあたり18.7点、南半部(6AAQ区)では1aあたり5.9点と差がある。この差異は築地回廊自体に起因するのではなく、築地回廊(塀)の西雨落溝に東殿舎地区の軒瓦が廃棄され、しかもその量が北半部では多かったことに起因しよう。

東面・南面
築地回廊
(塀)地区

東殿舎地区や東楼地区から軒瓦が移動した可能性の少ないのは東面築地回廊の南半中央部である。この区域での軒瓦の出土量が築地回廊(塀)の本来の姿を反映しているとすれば、屋根に用いられた軒瓦はきわめて少なかったことになる。同じ状況は南面築地回廊(塀)地区でもいえよう。

東楼地区では159点が出土し、比率も1aあたり24.5点と内裏地区では最も高い。大部分は東楼SB7600の北雨落溝から出土したもので東楼の解体時に廃棄されたと考えている。軒瓦の内訳は、Ⅲ期に用いられた6225—6663Cが約半数、Ⅳ期以後に用いられた6133—6732と6282—6721が約1/3を占める。

東楼地区

(2) 軒瓦の時期別分布(別表6~10)

次に、内裏の各時期の遺構図に、これに対応する時期の軒瓦をドットし、軒瓦がどの建造物に使用されたかを検討する。

Ⅰ期の造営に使用されたと推定される第Ⅰ期の軒瓦は数が少なく、分布もまともに欠ける。Ⅰ期の分布あえて言えば、内郭の塀SA655・6905沿いに幾分密であるが、これだけの量では塀に軒瓦を用いたと考えることはできない。一方、Ⅱ期の建造物の柱掘形から6311B—6664D・F、6313A・B・C—6685Bが出土することを根拠に、Ⅰ期の造営には第Ⅱ—Ⅰ期の軒瓦が一部に使用されていたと考えた。御在所正殿SB4700は柱抜取穴から6311A、SB8010は柱痕跡から6311

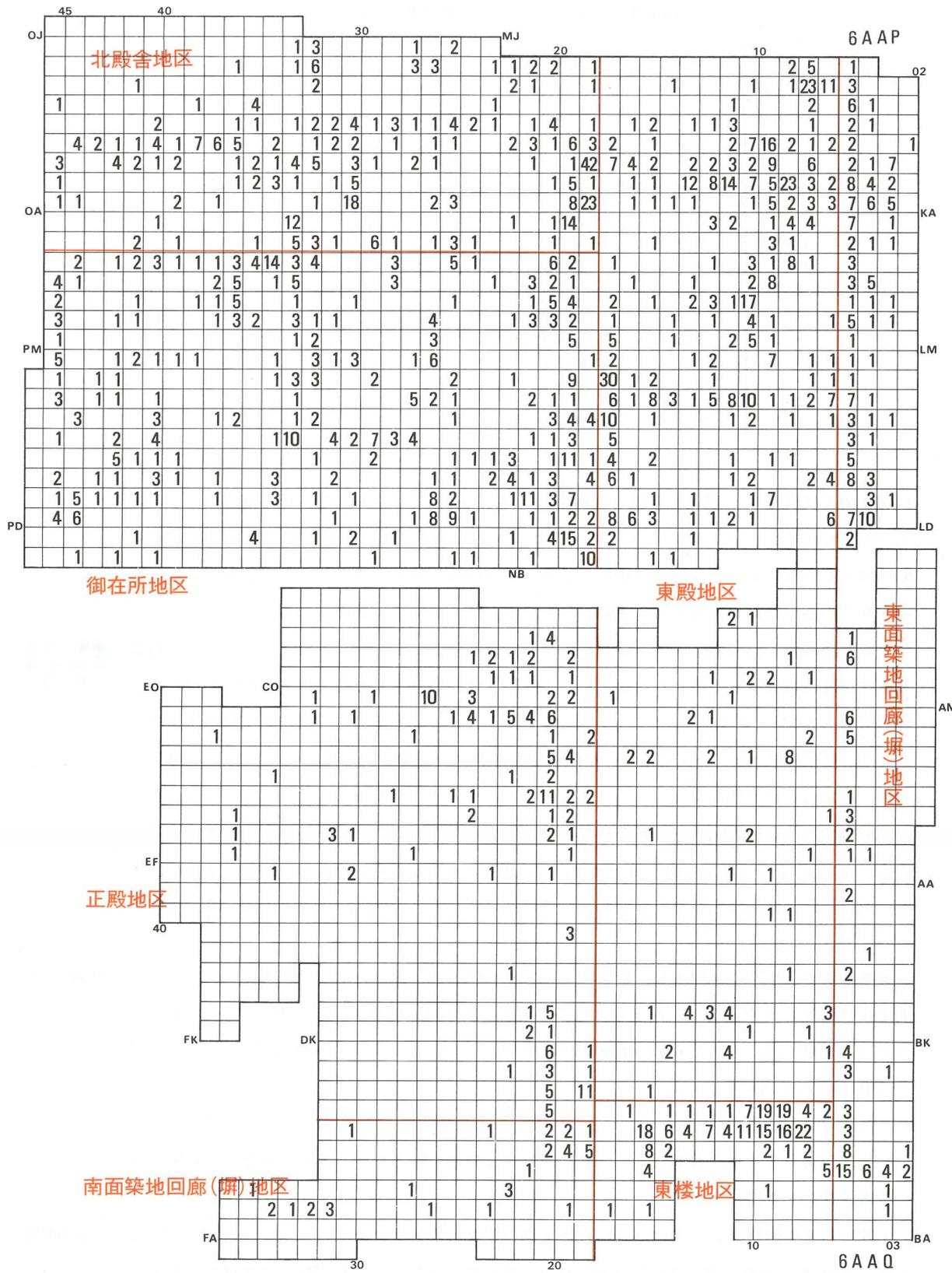
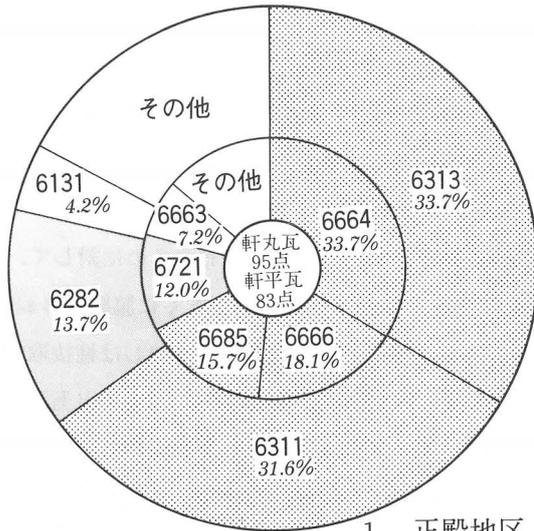
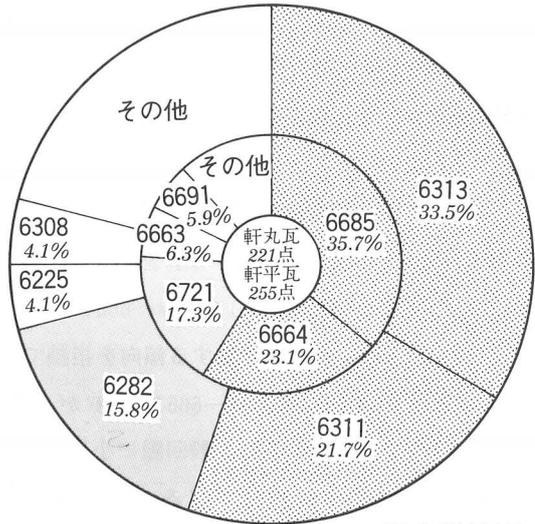


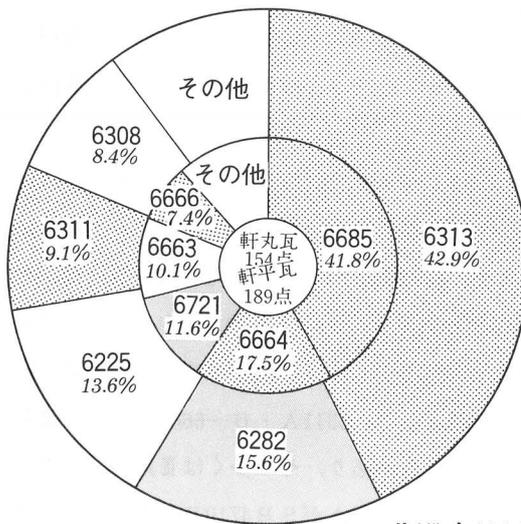
Fig. 85 内裏地域の軒瓦分布



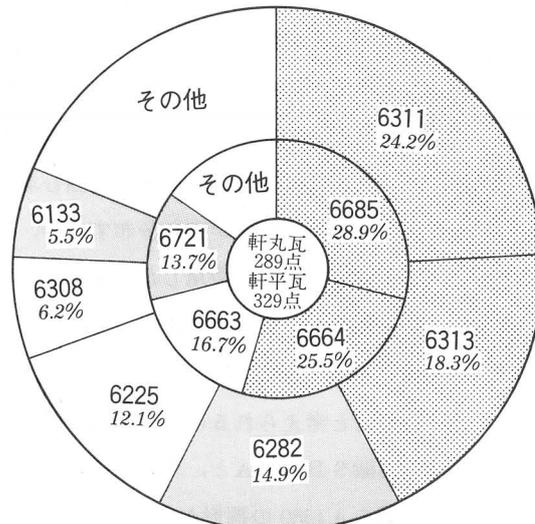
1 正殿地区



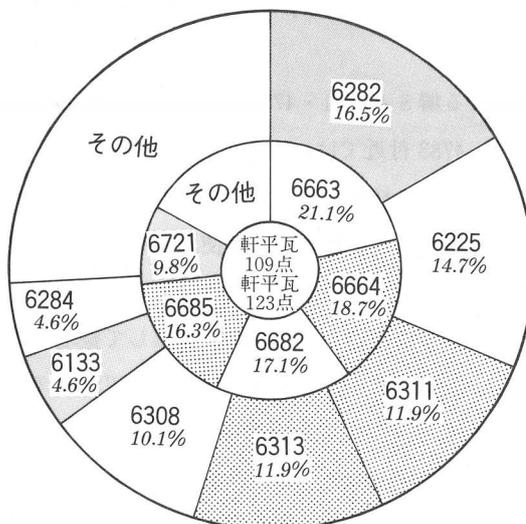
2 御在所地区



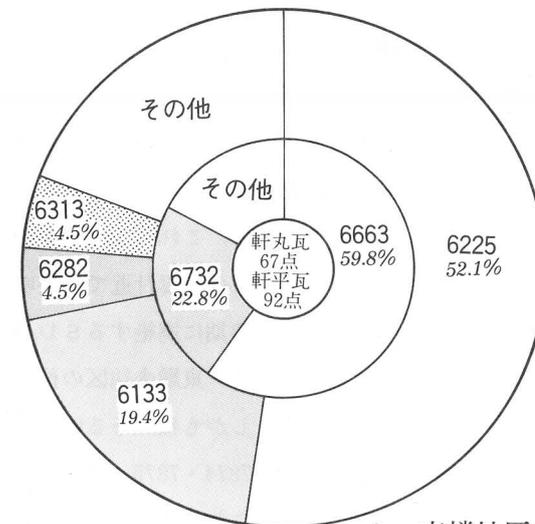
3 北殿舎地区



4 東殿舎地区



5 東面築地回廊(塀)地区



6 東楼地区

Fig. 86 地区別出土軒瓦の比率

Bが出土しており、少なくともこれらの2棟には屋根の修理にあたって第Ⅱ—1期の軒瓦が用いられたと考えていいであろう。

Ⅱ期の分布 Ⅱ期の造営に大量に使用された第Ⅱ—1期の主要な軒瓦は、普通の大きさの6311A・B—6664D・Fと、小型の6313・6314—6685・6666の2群がある。両者が密に分布するのは正殿地区・東殿舎地区である。

正殿地区 正殿地区では小型軒瓦が正殿回廊S C 247・254上及びその内外で密に分布するのに対して、普通の軒瓦6311A・B—6664D・Fは数がやや少なく、しかも回廊の内側とくに脇殿S B 440・650近くに分布する傾向を指摘できる。分布のみならず、正殿回廊の柱穴ないしは柱抜取穴では6311A・B—6664D・Fが3点しか出土しないのに6313—6685・6666は24点も出土していることから、正殿回廊に小型の軒瓦、主に6313A・B—6685A、6666Aが使用された可能性は極めて高いといえる。これに対して6311A・B—6664D・Fは脇殿に使用されたのであろう。脇殿S B 440の北側には6664D・Fがややまとまって出土しているが、これらはⅤ—1期のS B 253の柱穴から出土したもので、S B 440の解体(Ⅴ期)に伴って移動したことが考えられる。なお、正殿450A付近からは6311が2点出土しているにすぎないが、脇殿と屋根の体裁が同じとみて、6311A・B—6664D・Fの使用を考えるべきであろう。おそらく正殿付近は清掃がゆきとどき、廃瓦は他に運ばれたのであろう。

御在所地区 御在所地区では、御在所を囲む塀S A 4690・4692・7876及び御在所に取り付く塀S A 4691沿いに小型の軒瓦が密に分布するが、6311A・B—6664D・Fの分布は比較的薄いことから、小型の軒瓦を塀に使用したと考えることができよう。御在所の内部では軒瓦の出土量はそれ程多くないが、比率は6311A・B—6664D・Fが小型の軒瓦を上回る。しかも、中央部でやや密に分布する小型の軒瓦は、Ⅳ期のS B 4704の柱掘形から出土し、S A 4691の廃瓦を根固めに利用したと考えられるので、普通の軒瓦の比率はより高くなる。6311A・B—6664D・Fは御在所正殿S B 4703Aと、その北のS B 4710Aの東にまとまりがあり、その多くはⅢ期に造営される塀S A 4630の掘形から出土している。Ⅲ期に入ってS B 4710AがS B 4710Bに改作され、御在所脇殿に庇が取り付けられるので、それらの廃瓦がS A 4630の根固めにされたのであろう。御在所正殿付近にも数は少ないが、6311A・B—6664D・Fがあり、脇殿の屋根と同じ体裁と推測できよう。

北・東殿舎地区

北・東殿舎地区でも小型の軒瓦は建物と連結する塀S A 4781・4782・7865・7887・7888沿いに密である。一方、北殿舎地区の建物S B 4780・4783付近では、6311A・B—6664D・Fがほとんど出土しないが、小型の軒瓦は比較的密で、しかも柱抜取穴からかなりまとまって出土していることから、これら2棟の建物は他の建物と異なって小型の軒瓦が使用されたと考える。なお、S B 4780の東妻付近で小型の軒瓦が集中的に出土しているが、これらはS B 4780・4783の廃瓦をこの時期に廃絶するS D 4810とS D 7870とをつなぐバイパス溝に廃棄して整地した可能性が強い。北・東殿舎地区の他の建物のうち、S B 162・164は小型の軒瓦が周辺からほとんど出土せず、しかも柱穴あるいは柱抜取穴から6311B—6664Fが幾分まとまって出土し、S B 4825・4835・7874・7875・8000も周辺から6311A・B—6664D・Fが小型の軒瓦を上回って出土している。これらの建物には6311A・B—6664D・Fの使用を考えることができよう。なお、S B 8000の北東部には小型の軒瓦が幾分まとまって出土している。この建物の北に小型の軒瓦

を使用するような塀もしくは建物が存在したのであろう。

内裏内郭の塀については、周辺から小型の軒瓦及び6311A・B—6664D・Fが少量出土している程度でいずれの軒瓦が使用されたのかは明らかにできない。あるいは軒瓦を使用していなかった可能性もある。この点について次節で再検討する。

内裏内郭塀

Ⅱ—2期の軒瓦は内裏の各地区から少量ずつ出土しており、特定の建造物でなく内裏全般にわたる部分的修理に用いたと考える。主体になるのは6308A・B—6663A・Bと6308D・N—6682Aである。このうち、後者は東殿舎地区の主に北半部に限定される。SB7874に密で、一部SB162・163・8000付近に分布する。6308A・B—6663A・BはSB4710A・4825・4835・7874・8000及び正殿地区の脇殿SB440付近にややまとまりがある。これらの建物の多くはⅡ期の造営時には普通の大きさの軒瓦、6311A・B—6664D・Fの使用を推測した建物である。修理にあたって普通の大きさの軒瓦を使用していることは、先の推測の裏付けとなろう。

Ⅱ期の補修瓦

Ⅲ期の造営に用いられたⅢ—1期の軒瓦は内裏出土軒瓦の16%ほどで、Ⅱ期の造営に用いられたⅡ—1期の軒瓦(約46%)に比べるとはるかに少ない。しかしながら、Ⅱ期の軒瓦を折半する小型の軒瓦が主として正殿回廊や塀に用いられ、しかもⅢ期にもこれらの回廊や塀が存続していることからすれば、造営に伴って供給された軒瓦の量はⅡ期に準じたものといえよう。

Ⅲ—1期の軒瓦は6225A・C—6663Cと、6131A、6296A・B、6320Ab—6691Aとの2群がある。前者は新造のSB7600付近にとくに集中し、同じく新造のSB064やⅡ期から存続するSB7874付近でもややまとまりをみるが、各地区でも少量が出土している。後者の1群は上掲のSB064・7874及び建替えがある御在所内にややまとまりがあるが、概して内裏各地区に散在する傾向がある。したがって、新造のSB7600のみは6225A・C—6663Cを専ら使用し、SB064・4710Bの造営や既存の建物の修理等には2群の軒瓦を併用したとみることができる。ただし、Ⅲ期の造営でもとくに労力を費したと考えられる築地回廊沿いではⅢ—1期の軒瓦が極めて少なく、築地回廊に軒瓦を使用していた可能性は薄いと見える。なお、Ⅲ期には建物のない北殿舎地区の西辺部や東殿舎地区の北半部にⅢ—1期の軒瓦が幾分まとまって分布する。あるいはこれらの軒瓦はⅣ期の建物SB4800・7873に再利用されたものかもしれない。また、Ⅲ期に新造されるSB0162・4721・4725の周辺ではⅢ—1期の軒瓦が出土しているが、量がきわめて少なく、これらの建物に軒瓦が用いられたか疑わしい。

Ⅲ期の分布

Ⅳ期～Ⅵ期に用いられた主要な軒瓦は、6282(Aを除く)—6721であり、内裏出土軒瓦の約13%を占めるが、他にⅣ期の補修瓦として内裏出土軒瓦の約3%を占める6133A・B・C—6732A・Cがある。ここでは6282(Aを除く)—6721のすべてをⅣ期とⅤ期との両遺構図にそれぞれドットし、その分布がいずれの時期の建造物に適合するかを検討し、その後にⅣ期の補修瓦の分布状況を検討する(別表9・10)。なお、Ⅵ期は部分的に建物を建替えた時期であり、簡単に触れるに止める。

Ⅳ～Ⅵ期の分布

正殿地区はⅣ期には正殿SB450AをSB450Bに建替え、Ⅴ期には正殿をSB447に、また、正殿地区回廊を塀SA248・253に改めている。6282—6721の分布はⅤ期のSA248・251に沿い、しかもその半数が柱穴ないし柱抜取穴から出土している。この地区の6282—6721は主にⅤ期になって正殿を囲む塀SA248・251に用いられたと考えていいであろう。なお、Ⅳ期の正殿SB450B及びⅤ・Ⅵ期の正殿SB447付近には6282—6721の分布が薄い、SB447の柱穴からは6721

Cが1点出土している。Ⅱ期の正殿と同様に正殿付近では清掃が十分に行なわれたため軒瓦の出土数が少ないものと推測し、6282—6721の使用を考えておく。

御在所地区 御在所地区はⅣ期には正殿S B 4645とその背後のS B 4704が新造されたのに止まるが、Ⅴ期には区画が拡張され、内部に正殿をはじめ多くの建物が新造される。6282—6721はまず東面の塀S A 7876沿いに密である。S A 7876はⅡ期に造営されて以後小型の軒瓦が使用されたと考えており、6282—6721はⅤ期になってS B 7876の屋根を改修した折に用いられたと考える。Ⅴ期の御在所地区の西・北面塀S A 4760・4761沿いにも、6282—6721は比較的多く分布する。その約半は柱掘形から出土しており、塀に先行するⅣ期の建造物にも使用されていたことが考えられるが、S A 4760・4761はS A 7876と一連であることから、ここでも6282—6721の使用を考えるべきであろう。

御在所を囲む塀の内部でも6282—6721はかなり出土しているが分布のまとまりに欠ける。建物ではⅤ期のS B 253・4712の柱抜取穴から6721、6721Gが各1点出土している程度で、Ⅳ・Ⅴ期とも6282—6721を使用した建物を特定しがたいが、量的にみて正殿や他の少なくとも一部の建物での使用を考えることができよう。

北・東・西殿舎地区 北・東殿舎地区の北半部はⅣ期とⅤ期にいくつかの建物が新造される。また、Ⅳ期には御在所の西側にも塀S A 4762が新造される。先に、Ⅴ期の御在所地区の北・西面塀の掘形から6282—6721が出土する点についてⅣ期の建造物での使用を推測したが、軒瓦の分布からS B 4800、S A 4762がそれにあてはまる。北殿舎地区の他の建物は、6282—6721が付近でほとんど出土しておらず、柱穴から出土したものもないことから軒瓦を使用していなかった可能性がある。

東殿舎地区ではⅣ期に新造されるS B 7873の周辺にややまとまりがある。この建物のすぐ北と西の溝S D 4870からはかなりの数の6282—6721が出土しているが、Ⅳ期末に廃絶するS B 7873に用いられていたものを埋めて整地した可能性が強い。この他、6282—6721はS B 7874・7875付近にややまとまりがある。これらはⅤ期に北庇を増築するS B 7874やS B 7875の修理の折に用いられたのであろう。なお、S B 164でも柱穴から6721が出土しており、修理に用いられたことが考えられる。

築地回廊・東楼地区 内郭の築地回廊沿いでは6282—6721は数が少ない。前代にひきつづいて軒瓦が使用された可能性は薄いといえよう。東楼地区でも6282—6721は少ない。後述するⅣ期における比較的規模の大きな修理もしくはその前後の部分的補修に用いられたのであろう。

なお、Ⅵ期には御在所内の北辺、東殿舎地区の北辺で建物が建替えられる。S B 7881の周辺からは6282—6721が幾分まとまって出土し、しかも柱抜取穴でも若干の6282—6721が出土していることから、この時期にも軒瓦を使用したことが推測できる。また、第Ⅳ・Ⅴ期の軒瓦はごく少量であるが、S E 7900の付近から5点、南面築地回廊沿いに3点が出土している。

Ⅳ期の補修瓦 Ⅳ期の補修に用いられた第Ⅲ—Ⅱ期の6133A・B・C—6732A・Cは、築地回廊沿い、御在所地区及び北・東殿舎地区にも散在するが、大部分が東楼S B 7600付近に分布し、組み合わせも6133A・C—6732Aに限定される。東楼地区での出土数は造営時の6225A・C—6663Cの計90点(約57%)に次ぎ、計33点(約21%)を占め、S B 7600は相当規模の修理が行なわれたと推測できる。なお、御在所正殿S B 4704の柱抜取穴からは6732Aが出土しており、6282—6721を補ったことが推測できる。

(3) 屋根復原 (別表11~20, Tab. 14)

前節では各時期ごとに建造物に使用した軒瓦の種類と数量を検討したが、ここではその成果に丸・平瓦や道具瓦の出土状況(別表11~20)と数量(Tab. 14)を勘案して建造物の屋根復原を試みる。ただし、丸・平瓦や鬘斗瓦については全体的な分類にもとづく数量処理が十分にはできておらず、正殿地区を中心とした第3・6・9・12次調査区の丸・平瓦の整理も完了していないことから、各時期の遺構との細かな対応にまでは言及できないことを断っておく。

まず、丸・平瓦と軒瓦の数量比較を行なう。丸・平瓦の整理が進行した6AAP区でみると、普通の大きさの瓦は軒丸瓦484点、軒平瓦499点に対して、丸瓦が偶数で1,813点、約453個体分(うち完形に近いもの8個体)、平瓦が偶数で2,335点、約584個体分(うち完形に近いもの15個体)。小型の瓦は軒丸瓦202点、軒平瓦305点に対して、丸瓦が偶数で344点、約86個体分(うち完形に近いもの13個体)、平瓦が偶数で231点、約58個体分(うち完形に近いもの1個体)となる。普通の大きさの瓦の場合も小型の瓦の場合も軒瓦に対して丸・平瓦の数は少なく、本瓦葺きの建造物があったとしても限られた数と推測できる。こうした状況は以下で触れるように6AAQ区でも推測できる。

正殿地区ではⅡ期~Ⅳ期の正殿SB450A・450B、脇殿SB440・650に普通の大きさの軒瓦、正殿回廊SC247・254に小型の軒瓦が使用されたと推測し、Ⅴ期に改作された正殿SB447と正殿を囲む塀SA248・259についてはともに普通の大きさの軒瓦が使用されたと推測した。この地区から出土した丸・平瓦は量が少なく、本瓦葺きの建造物があったと考えることは難しい。正殿SB450、脇殿SB440及び正殿回廊の柱抜取穴からかなりの量の檜皮が出土していることを考えると、いずれの建造物も檜皮葺きで、棟の平の部分に軒瓦(莞瓦)を飾った莞棟であった可能性が強い。丸瓦はいわゆる雁振瓦として棟の頂部に用い、平瓦は割って鬘斗瓦に転用したものであったのであろう。道具瓦としては若干の面戸瓦の他に6AAP区のBI18付近から鬼瓦I式A・CP21付近から鬼瓦Ⅲ式Aが各1点出土している。前者は正殿回廊の棟端、後者は脇

丸・平瓦と
軒瓦の数量
比較

正殿地区

莞 棟

Tab. 14 丸・平瓦・道具瓦出土一覧

地区	面積 (a)	軒丸瓦			丸瓦(偶数 ₄)		軒平瓦		平瓦(偶数 ₄)		隅平瓦		鬘斗瓦 (偶数 ₂)	面戸瓦	鬼瓦	隅木蓋瓦	
		普通	小型	大型	普通	小型	普通	小型	普通	小型	普通	小型					
正殿	45.1	63	32		※	※	55	28	※	※				1	2	1	
回廊内	17.2	20			※	※	6		※	※							
回廊沿	27.6	43	32		※	※	49	28	※	※				1	2		
御在所	41.2	147	74		398	140	160	95	386	80	1		130	19			
北殿舎	28.4	88	66		474	126	96	93	523	80	2	2	1	126	4	1	
東殿舎	54.5	234	55	2	688	60	232	97	931	46			2	390	5	1	
東北殿舎	27.7	188	51	2	624	59	181	96	840	45			1	366	5	1	
東南殿舎	26.8	46	4		64	1	51	1	91	1			1	24		1	
東面回廊	21.7	96	13		736	28	100	23	1180	30	2		2	275	5	3	
北半	8.6	61	11		327	19	62	21	586	26	2			157	2	1	
南半	13.1	35	2		409	9	38	2	594	4			2	118	3	2	
南面回廊	10.1	9	2	1	※	※	13		※	※				1			
東楼	6.5	64	3	1	324	2	91	1	397	6			3	168	7	3	
総計	207.5	701	245	4	(2620)	(356)	747	337	(3418)	(242)	5	2	8	1089	42	10	9

※ 未整理だが量は少ない

殿 S B 650 の棟端に用いられたと考えられる。また、隅木蓋瓦が 6 A A P 区の A I 付近から出土しているが、東殿舎地区の S B 164 に用いられていたものであろう。なお、I 期の S B 460 も檜皮葺きと推定されるが、周辺から出土した第 I・II—1 期の軒瓦は皆無に近く葺棟か否か明らかでない。

御在所地区 御在所地区でも正殿地区と同様に II 期～IV 期の御在所正殿 4703 A・4703 B, 4645, 後殿 S B 4710 A・4710 B, S B 4704, 脇殿 S B 260 A・260 B, S B 4660 A・4660 B に普通の大きさの軒瓦, 御在所を囲む塀 S A 4690・4691・4692・7876 に小型の軒瓦が使用されたことを推定し, V 期に改作された御在所正殿 S B 4703 と S B 253 などの建物, 及び御在所を囲む塀 S A 4760・4761・7861, さらに御在所西辺の IV 期の塀 S A 4762 については, ともに普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。まず, この地区で出土した小型の丸・平瓦の分布をみると御在所を囲む II 期～IV 期の塀沿いに比較的密であるが, 御在所内の中央部でも若干の平瓦とともに完形に近い丸瓦がまとまって出土している。これらは小型の軒瓦とともに S A 4691 の廃瓦を IV 期の S B 4704 の掘形に根固めとして埋め込んだもので, 基本的には塀に小型の軒瓦と丸・平瓦を組み合わせて使用されたと推測できる。ただし, 丸・平瓦の量は軒瓦の量をかなり下まわり, とうてい本瓦葺きであったとは考えられない。ここでも小型の軒瓦は塀の葺瓦として用いられ, 小型の丸瓦は雁振瓦, 小型の平瓦は割って熨斗瓦に転用したと考えるべきであろう。なお, 6 A A Q 区の K A 18 付近で小型の隅軒平瓦 6685 A が 1 点出土している。おそらく IV 期になって S A 4692 と S A 7876 を連結した折に, 棟の出隅に用いたものであろう。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は V 期に改作された御在所を囲む塀沿いに密で, しかも柱抜取穴からかなりの量が出土しているが, 御在所内では比較的疎らである。ただし, 塀の柱抜取穴や塀沿いで出土していた丸・平瓦の量も軒瓦の量を上回るものでなく, 熨斗瓦を加算しても本瓦葺きに復原することは難しい。ここでも丸瓦は雁振瓦, 平瓦は大部分が割って熨斗瓦に転用したものと考え, II 期以降の御在所内の多くの建物及び御在所を囲む V 期の塀も檜皮葺きで葺棟に復原すべきであろう。隅軒平瓦 6691 A が S A 4761 の柱抜取穴 (6 A A P 区 M D 31) から 1 点, 隅軒平瓦 6721 G b が御在所内の北寄り (6 A A P 区 O Q 34) で 1 点出土しているが, ともに V 期に造営された御在所を囲む塀の棟の出隅に用いたものと推測する。

北殿舎地区 北殿舎地区では御在所のすぐ北にある II 期～III 期の建物 S B 4780・4783 とその西を画す塀 S A 4690・4691 に小型の軒瓦, 他の II 期～IV 期の建物 S B 064・4800・4825・4835 に普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。小型の丸・平瓦は上記の S B 4780・4783, S A 4690・4691 付近に比較的密で, とくに S B 4780 の東辺の, S D 4810 と S D 7870 をつなぐバイパス溝に集中する。この溝からは小型の軒瓦もかなり出土しており, III 期末に S B 4780・4783 の廃瓦を埋めたものと考えられる。ただし, 軒瓦の量に比して丸・平瓦の量はかなり下まわり, 上記の建物や塀は檜皮葺きで葺棟に復原するのが妥当と考える。小型の隅軒平瓦 6666 A が 6 A A P 区の M B 30 付近で出土しているが, 出土位置から塀 S A 4690・4691 の棟の出隅に使用されていた可能性が高い。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は, 先に取り上げた V 期の御在所の北面塀 S A 4761 沿いに密であるが, 他では S A 4761 の北で IV 期末に廃絶した S D 4810 からややまとまった量が出土している程度である。ただし, S D 4810 から出土した丸・平瓦や熨斗瓦の量も軒瓦の量をそれほ

ど上まわらないので、Ⅳ期以前に本瓦葺き建物があったと考えることはできない。北殿舎地区でも平瓦は大部分が割って熨斗瓦に転用したものであり、S B 064・4800・4824・4835は檜皮葺きで葺棟に復原すべきと考える。なお、Ⅰ期のS B 062・4775・4837、Ⅳ期のS B 4824、Ⅴ期のS B 063・4830も檜皮葺きであろうが、周辺から造営時の軒瓦がほとんど出土しておらず、葺棟には復原しがたい。

東殿舎地区ではⅡ期～Ⅳ期の塀S A 7865・7887・7888に小型の軒瓦、Ⅰ期～Ⅵ期の建物S B 163・164・7864・7873・7874A・7874B・7875・7881・8000・8010に普通の大きさの軒瓦が使用されたことを推定した。この地区で出土した小型の丸・平瓦の量は、小型の軒瓦の量を大きく下まわり、本瓦葺きに用いられたとは考え難い。分布としては小型の軒瓦の場合と同様に東殿舎地区の東北部に一つのひろがりがある。おそらくS B 8000の北に檜皮葺きで葺棟の塀あるいは建物が存在したのであろう。一方、小型の軒瓦の使用を推定した塀S A 7865・7887・7888沿いにも小型の丸・平瓦はあるが量が少なく、かえって普通の大きさの丸・平瓦の量が上まわる。また、S A 7887の周辺とくにS D 7872からは普通の平瓦を割って転用した熨斗瓦が集中して出土しているが、これらはⅣ期末に廃絶するS A 7887及びS B 7873の廃瓦を埋め立てた可能性が強い。多くは模骨痕のある縦位縄叩き目平瓦の第2類c・d種(恭仁宮BI・BII)を転用したものであり、小型の軒瓦より時期が下る。おそらく上記の3条の塀は檜皮葺き・葺棟で、当初は小型の瓦を用いて棟積みしていたものを、少なくともS A 7887についてはⅢ期もしくはⅣ期に棟を修理して普通の大きさの熨斗瓦に取り替えたのであろう。

普通の大きさの丸・平瓦の分布は東殿舎地区の北東部に濃密であり、後述するように本瓦葺き建物に復原できるS B 7600周辺の東楼地区の密度に近いものといえる。この区域には各時期の建造物が重複しているため、時期ごとの密度は薄くはなるが、それでも同じように建造物が重複する御在所・北殿舎地区と比較して密度はかなり高く、一部に本瓦葺き建物の存在が推測される。可能性の高いのはS B 7873である。S B 7873はⅣ期に造営されてこの時期に廃絶するが、その廃瓦が同じくⅣ期に廃絶するS D 7870・7872に埋戻された可能性はすでに指摘した。これらの溝からは完形品を含む丸・平瓦が多量に出土し、しかもS D 7872の北寄りと前述した南寄りの2箇所を中心にして約85個体分もの熨斗瓦が出土している。熨斗瓦の多くは模骨痕のある縦位縄叩き目平瓦第2類c・d種(恭仁宮BI・BII)を転用したものであり、大部分がS B 7873に用いられていたことは疑いない。さらにS B 7873の北西隅近くで隅軒平瓦6721Aが1点出土しているが、これはS B 7873の軒隅に用いたと考えるのが妥当であり、S B 7873が本瓦葺きであった可能性は高いといえよう。なお、内裏内郭で唯一、大型の軒丸瓦(6308L)がS B 7873の東南部から2片出土しているが、これもS B 7873の棟に鳥衾風に用いたものと推測される。

S B 7873の所用瓦をのぞくと、東北の区域の丸・平瓦の量は半数近くに減少し、熨斗瓦の量もきわめて少なくなる。この区域には、普通の大きさの軒瓦の使用を推定した建物がⅠ期のS B 8010(修理後)、Ⅱ期のS B 8000、Ⅵ期のS B 7881と3棟も存在する。したがって、平瓦は割って転用した熨斗瓦、丸瓦は雁振瓦とみて、いずれの建物も檜皮葺きで葺棟に復原すべきであろう。Ⅵ期のS B 7892は周辺から熨斗瓦が比較的多く出土しているのに対して軒瓦はきわめて少ない。檜皮葺きで熨斗棟に復原すべきかも知れない。

井戸 S E 7900 に近接した区域には II 期以降 VI 期まで普通の大きさの軒瓦を使用した一群の建物が連綿として存続する。このうち北の 2 棟 S B 7874・7875 は周辺に普通の大きさの丸・平瓦が分布するが量は多くなく、熨斗瓦の量を考慮に入れたとしても本瓦葺きには復原しがたい。これら 2 棟も檜皮葺きで葺棟であったのだろう。南の S B 162・163・164 は柱抜取穴から多量の丸・平瓦が出土し、本瓦葺き建物であった可能性が指摘されている。丸・平瓦の数量処理が完了しておらず断定はできないが、近接した東面築地回廊の東側溝や井戸 S E 7900 で完形の丸・平瓦がまとまって出土したことから、少なくとも一部の建物が本瓦葺きであった可能性は十分にある。解決の手がかりは井戸 S E 7900 の埋土中から出土した普通の大きさの隅軒平瓦 6664 と 6801A にある。この隅軒平瓦は近辺で唯一の入母屋造りである S B 164 以外には使用しがたいことから、S B 164 は本瓦葺きと考えて誤りがあるまい。正殿回廊の北東部付近で出土した隅木蓋瓦も S B 164 に使用されていたものであろう。他の 2 棟の建物は決め手に欠けるが、建物規模も小さいことから檜皮葺きで葺棟であった可能性も残る。

本瓦葺き

東面・南面
築地回廊
(塀) 地区

東面築地回廊(塀)地区では小型の軒瓦が少ないこと、普通の軒瓦は多いがその多くは東殿舎地区の北半部及び東楼地区から移動したものであることを述べ、築地回廊(塀)の屋根に用いられた軒瓦はきわめて少なかったことを推測した。丸・平瓦も小型の瓦はきわめて少ない。普通の大きさの丸・平瓦は多く、軒瓦の 2 倍近い量が出土しているが、集中するのは北半と南端で、軒瓦と同様に東殿舎地区及び東楼地区からの移動が考えられる。殿舎などからの移動が比較的少なく、築地回廊(塀)の本来の姿を反映していると考え。南半中央部の丸・平瓦の量は、同じ時期に廃絶した東楼周辺の丸・平瓦の量に比してはるかに少なく、熨斗瓦の量を考慮しても本瓦葺きに復原することは難しい。また、軒瓦も量がきわめて少なく、門に葺棟を想定することも構造上難しいことから、檜皮葺きで熨斗棟に復原すべきであろう。同じことは南面回廊(塀)でも言えるが、閤門付近から第 III—1 期の軒瓦が幾分まとまって出土しており、葺棟であった可能性がある。

熨斗棟

東楼地区

東楼地区は軒瓦の出土比率が 1 a あたり 24.5 点と内裏地区では最も高く、しかも小型の軒瓦がきわめて少ないことから東楼 S B 7600 には一貫して普通の大きさの軒瓦が使用されたと考えた。丸・平瓦も密で完形品も数は少ないが出土し、熨斗瓦や面戸瓦も多量に出土している。また、他地区ではほとんどみられない隅丸・平瓦が計 7 点出土していることから隅棟のある本瓦葺き建物に復原できる。他に道具瓦としては鬼瓦が 5 点、鬼瓦の上に鳥衾風に用いたと推測できる大型の軒丸瓦 6225L が 1 点、隅木蓋瓦が破片で 9 点出土している。鬼瓦は 1 点(Ⅲ式 A)を除いて破片だが、大棟と隅の降棟に計 6 個の使用が想定できよう。なお、東楼地区には小型の軒瓦の使用が推測される II 期の建造物がない。あるいは III 期の S B 7601 の棟に葺瓦として再利用されたのかもしれない。

本瓦葺き

平安宮内裏
古図との比較

平城宮の内裏は一部の特殊な建物をのぞけば回廊・塀・建物などが檜皮葺きで、多くが葺棟であることをみてみた。このことは、平城宮を画す宮城大垣・門があるいは政治の中枢である大極殿・朝堂院地域が本瓦葺きであったことと大いに異なり、内裏が天皇の居住空間として日本古来の住宅様式を踏襲していたことを物語る。一方、平安宮の内裏については、平安時代末頃に描かれた「年中行事絵巻」「伴大納言絵詞」から、正殿の紫宸殿や脇殿の校書殿とこれらをつなぐ軒廊、御在所の仁寿・清涼・綾綺殿など、さらにはこれらを囲む内郭築地回廊や南・

東門の承明・宣陽門などいずれもが檜皮葺きで葺棟であることがわかる。²⁷⁴⁾したがって、内裏の建造物の様相は、基本的には平城宮の伝統が平安宮に継承されたものといえよう。

- 1) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ』瓦編2解説, 1975。同『平城宮報告Ⅵ』1974, p. 140~142。
- 2) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告Ⅴ』1981, p. 242~250。
- 3) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告Ⅳ』1985, p. 89~91。
- 4) 6235Eは外縁上面に凹線がめぐり、興福寺式6301とのつながりが窺える。また、6235Gは中央の蓮子が大粒で、後述する6282との関連が推測できる。
- 5) 6227Bは文様が6226に近く、外縁に線鋸歯文がめぐりかねない。
- 6) 小片で確定できないが、6284Gが6304Nの彫り直し前のものかもしれない。
- 7) 佐川正敏の観察による。
- 8) 上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』1984, p. 31~35。
- 9) 6307E・Gは同範の可能性もある。なお、蓮子1+7は他に6288A, 6236Dなどごく稀である。後述するように6288Aは第Ⅲ期後半, 6236Dは第Ⅳ期後半であり、第Ⅲ期前半に遡る資料はない。
- 10) 6307Iも1+4の可能性が高い。
- 11) 奈良国立文化財研究所編『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, p. 23~26。
- 12) 岸俊男『嶋々雑考』『檀原考古学研究所論集5』1979。
- 13) 太田博太郎「大安寺の歴史」『大安寺の歴史』大和古寺大観第三卷, 1977, p. 54~58。
- 14) 奈良国立文化財研究所編『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984, Fig. 26-2。
- 15) 『平城宮報告Ⅵ』p. 141, 『基準資料Ⅱ』瓦編2, p. 6~11, 『平城宮報告Ⅶ』p. 24, 奈良国立文化財研究所『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1987, p. 25 など。
- 16) 檜隈寺所用の6275Gも布目押圧という(花谷浩による)。
- 17) 森郁夫「興福寺式軒瓦」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集1983, p. 575。
- 18) 6012AにはⅡ類a種が1例ある。
- 19) 完形品であるため接合式とは断定できない。成形台一本造りかもしれない。
- 20) 脱稿後、東大寺出土の6282FaはⅡ類a種で、布目の下端が半円状に立上ることが判明。
- 21) 佐藤昭嗣「遺物・まとめ」『備後中谷廃寺』1981, p. 16~21・42・43, I~V類。
- 22) 佐々木和博「瓦当背面に布目痕を有する軒丸瓦一関東の国分寺を中心として」『史館』第12号, 1975, p. 72~74。
- 23) 『昭和61年度平城宮跡概報』p. 26。
- 24) 小林行雄「屋瓦」『続古代の技術』1964, p. 335~339。
- 25) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」『延喜天曆時代の研究』1969。
- 26) 林博通「いわゆる一本造りあぶみ瓦について」『史想』第17号, 1975。
- 27) 近藤喬一「平安京古瓦概説」『平安京古瓦図録』1977。
- 28) 上原真人「仏教」『岩波講座 日本考古学4』1986, p. 344。
- 29) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京古瓦聚成』1987, p. 218・219。
- 30) 註26に同じ。
- 31) 高井悌三郎ほか『丹波三ツ塚遺跡』1980, p. 22~24。
- 32) 谷豊信「西晋以前の中国の造瓦技法について」『考古学雑誌』第69巻第3号, 1984。
- 33) 群馬県教育委員会(前沢和之)『史跡上野国分寺跡発掘調査概要』7, 1987, p. 35・36。
屋間孝志・宮昌之・藤原高志・木戸春夫・赤熊浩一「北武蔵における古瓦の基礎的研究Ⅰ」埼玉県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要1986』p. 159~163 など。
- 34) 有吉重蔵「遺瓦からみた国分寺」『国分寺市史』上巻1986, p. 505~507, 図113-39 など。
- 35) 岡山市教育委員会・岡山市立オリエント美術館『吉備の古代瓦』1980, No. 22C₂・30C・31a。いずれも瓦当裏面に絞り目のない布目があり、下端に土堤状の凸帯が残る。
- 36) 坂野和信「北武蔵における古代瓦の変遷」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』1982, p. 162~164, 第99図1・2。
- 37) 平安博物館『平安京古瓦図録』1977, No. 148 など。No. 148は同範品が大和・興福寺で出土(山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊, 1980, 第6図8・9)。
- 38) 津山市教育委員会(湊哲夫)「遺物1, 瓦磚」『美作国分寺跡発掘調査報告』1980, p. 22・23, Ⅲ・V

- 型式。V 型式は平安宮出土例（註37文献 No. 148）と同系。
- 39) 望月精司「戸津古窯跡群・ニツ梨古窯跡群」『北陸の古代寺院』1987, 図92。
 - 40) 註28文献 p. 364 下図。
 - 41) 花谷浩「飛鳥～奈良時代の軒丸瓦について」『伊珂留我』7号, 1987。
 - 42) 註28文献 p. 364 註117。
 - 43) 註26文献 p. 5。
 - 44) 近藤滋「流雲文系瓦の造瓦法について」『史跡近江国衙跡発掘調査報告』滋賀県文化財調査報告書 6, 1977, p. 47。
 - 45) 尾張・大山廃寺も組み合わせ式の成形台一本造りの可能性が強い。7世紀末～8世紀初頭頃に比定しているが、やや下る可能性もある（小牧市教育委員会『大山廃寺発掘調査報告書』1979, p. 23・48～52, I—a類）。
 - 46) 註41に同じ。
 - 47) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京瓦聚成』1987, p. 218・219, 軒丸瓦24（前期後半）・25（中期）。註37文献の No. 123（中期Ⅱ期）は丸瓦部側面にも布目が及び、No. 193（後期カ）は瓦当側面の下半部にも布目が及ぶ。ともに一木式の成形台一本造りである。
 - 48) 註39に同じ。
 - 49) 註37文献1980, 第1図1。向日市教育委員会『長岡京古瓦聚成』1987, p. 67・205（長岡宮7229B）。
 - 50) 註37文献1980, p. 132～135。
 - 51) 植山茂氏もこの見解に立つ（「古代瓦私見(一)」『古代文化』6・7, 1981）。
 - 52) 近江産とする説もあるが確定できない（註49文献1987, p. 138）。
 - 53) 国分寺町教育委員会（松尾忠幸）『特別史跡讚岐国分寺跡昭和61年度発掘調査概報』1987, p. 16～18, 第15・17図。
 - 54) 西井龍儀・古岡英明「越中国分寺」『北陸の古代寺院』1987, p. 260・261, 第173・174・178・179図。
 - 55) 豊川市教育委員会『史跡 三河国分寺跡発掘調査概報Ⅰ』1983, 図版8・9。
 - 56) 須田茂・高井佳弘「台之原廃寺の瓦について」『台之原廃寺跡Ⅱ』藪塚本町埋蔵文化財調査報告書第7集, 1986, p. 33～38, PL. 1。
 - 57) 叩き目はほとんどが縄叩き目だが、6135は格子叩き目。6316Hは瓦当側面の下半部と丸瓦部凸面を2次的に縄叩き目で叩きしめる。
 - 58) 6316Bの一部にはユビナデ調整に近いものがある。第Ⅳ期に入ってもごく一部には残るのかもしれない。
 - 59) 瓦当裏面が浅く凹む例は、第Ⅱ期後半の6285A（調整 J₂ III₁）、6308C（調整 L VI₁）にある。
 - 60) 縦方向のナデツケののち、ヘラケズリしているようで、一部にはナデツケのままに凹む例もある。
 - 61) 後述するように6282は山城・岡田池瓦窯で出土し、6316は奈良山13号地点南で出土している。
 - 62) 註49文献1987, p. 193。
 - 63) 例外は6694A。中心葉が左右に分離する。
 - 64) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 68 Fig. 28 参照。
 - 65) ②の3種は、中心飾りの中心葉がほとんど巻き込まない特徴も共有する。また、①bと②の差は瓦窯の違いとも対応する。①bの6663C・Nは中山1号窯、②のA・Eは押熊瓦窯から出土している。中山瓦窯は、吉田恵二・岡本東三「平城宮跡とその周辺の発掘調査」『奈良国立文化財研究所年報 1973』1974, p. 18～35, p. 33 第16図参照。押熊瓦窯は、『奈良山 平城ニュータウン予定地内遺跡発掘調査概報』1973, pp. 3～5, 20・21 第25・26図・第2・3表参照。
 - 66) 6663Lと6663Nは各々右半分と左半分の破片によって型式設定を行っているので、同範の可能性もある。奈良国立文化財研究所『平城宮出土軒瓦型式一覧〈補遺篇〉』1984, p. 33。
 - 67) 6681Sの第3単位は第1支葉を欠く。
 - 68) 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ』瓦編2解説 1975, p. 9。
 - 69) 右半は不明。
 - 70) 6671型式の系統は紀伊と淡路の国分寺所用軒瓦としても流布しているが、これらの軒平瓦は唐草文単位が2葉構成の「興福寺系」である。
 - 71) A・C～F・H～J・Lは『平城宮軒瓦型式一覧』1978 参照。G・N・O・Q・V・Wは註66文献参照。U・Y・Zは元興寺出土品で設定。『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和61年度』奈良市教育委員会 1987, p. 44 参照。Uは同頁 No. 12, Yは同頁 No. 17, Zは同頁 No. 16 をあてた。K・M・N・Q・Rは『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 110 図58参照。なお、平城

宮北辺地域出土例で設定したP(毛利光俊彦「瓦傳」『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981, pp. 14~15)は、元興寺に類似例があり(藤澤典彦『元興寺古瓦調査報告書』元興寺仏教民俗資料研究所1973, p. 2 図版18), これによれば、中心飾りの対葉花文の基部は長く伸び、むしろ6733に分類すべきと考える。よって、ここではPを除外した。

- 72) D・Vは平城宮からの出土が知られるが、東大寺出土のものと比較すると、ともに大きな範割れが認められる。「東大寺系」と「宮系」とは技法的にも大きな違いがあるが、平城宮出土のD・Vは「東大寺系」の技法で作られた製品であり、製品の移動と理解する。
- 73) 長岡宮から出土する6732は、近接する谷田瓦窯で生産されたQ(「西大寺系」)を除くと、A・C・L・Oの「宮系」に限られる。註49文献。ただし、Qは平城宮からも出土する。『平城宮発掘調査報告書Ⅱ』p. 85 参照。
- 74) 岡本東三「東大寺式軒瓦について一造東大寺司を背景として」『古代研究』9号第4巻第1号, 1976, pp. 1~22。岡本東三氏の東大寺式軒平瓦型式分類と奈良国立文化財研究所設定の型式分類との対応関係を以下に示す。左の記号が岡本分類である。

IA: 左右の唐草文はE種に似るが、中心飾りが異なる。

IB: G種。

IC: J種のようなが、細部に異なる点がある。

ID: D種。

IE: H種。

IF: S種。

IG: I種。

IH: 6733型式A種。

II: 6733型式F種。

IIA: A種。

IIB: C種。

IIC: L種。

IID: K種とQ種とが混在して文様復原されている。

IIE: M種だが、中心飾り三葉文は基部が分離する。

IIF: W種だが、中心飾り三葉文は2葉が正しい。

したがって、IA・IC・IE・IIFを各々E・J・M・Wに対応させるとしても、F・K・N・O・Q・R・U・V・Y・Zについては、岡本論文以降に確認された種であることなどにより、対応する岡本分類がない。また、W(=岡本 IIF)を岡本氏は片岡王寺出土として「東大寺式第Ⅱ類」に含めているが、東大寺西塔院での出土が報告されているので、「東大寺系」に含めた。小島俊次・岡田英男・泉森咬「東大寺西塔院の緊急調査」『奈良県文化財調査報告書(埋蔵文化財編)』第8集 奈良県教育委員会1965, p. 21 第4図TS 6A-18, 参照。

- 75) 岡本氏は「東大寺式第Ⅰ類」の変遷をIA~C(E・G・J)→ID・E(D・H)→IF~I(I・S・6733A・F)と考えた。
- 76) この点からは、Zも「東大寺系(古)」に含まれる可能性がある。Yも小破片をもとに設定した種だが、主葉が長く伸びるので、やはり「東大寺系(古)」である可能性が高い。
- 77) このことは既に小林清氏や藤田さかえ氏が指摘している。小林清「長岡京跡の出土瓦」『長岡京の新研究』第2号, 1965, 藤田さかえ「長岡京の瓦」『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書 第20集 向日市教育委員会, 1987, pp. 187~202。
- 78) 市坂瓦窯の工房址である、山背・上人ヶ平遺跡からは、「宮系」6732のA・Cとともに6725Bが出土した。
財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『木津町上人ヶ平遺跡一住宅・都市整備公園開発事業に伴う調査一』京都府埋蔵文化財調査研究センター現地説明会資料 No. 89~11, 1989, p. 6。
- 79) 珠文数も両型式は、上下外区とも21個で同じである。
- 80) 唐草第4単位が6691Aと異なるのは、恭仁宮KH03も同様で、主葉が巻き込んで界線につかない。恭仁宮KH03の垂飾りは6691Bに類似する。上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』京都府教育委員会1984, p. 17。
- 81) 6729Bは奈良市教育委員会による左京三条四坊五坪の調査で出土。中井公「平城京左京三条四坊五坪の調査 第142次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和62年度』奈良市教育委員会1988, p. 42・43, 参照。

- 82) 法隆寺 229 型式 B 種。以前 127 型式 A 種としたもの(『南都七大寺出土軒瓦型式一覧(1)法隆寺』奈良国立文化財研究所 1983)。その後、型式番号を改めた。
- 83) 藤原宮式偏行唐草文の分類では単位唐草 b1 類。『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅲ』1980, p. 187 Fig. 54 参照。
- 84) 6712・6713の中心飾りについては、仏像や唐三彩にみられる瓔珞に類似するという意見がある。今泉潔「常陸国分寺の造瓦に関する覚書」『物質文化』37 1981, p. 1~14。
- 85) 浜田耕作・梅原末治『新羅古瓦の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告 第13冊 1934年9月、図版第46—513・518 および、『朝鮮瓦磚図譜Ⅴ新羅3』井内古文化研究室 1977年, P L. 16—36・P L. 18—44参照。
- 86) 『法隆寺発掘調査概報Ⅱ』法隆寺 1983, p. 65 第67図3。
- 87) 難波宮6576Aは5本の弧線がすべて脇区にとりつき、方郭を作らない。むしろ、瓦範を用いた重弧文とみる。
- 88) 植山茂「古代瓦私見(一) —飛雲文軒平瓦について—」『古代文化』第33巻第6号 古代学協会 1981, p. 51~55。
- 89) Iのみ上外区珠文、脇区棒状の珠文。
- 90) このほかの区画方法として、大和・片岡王寺には、上下外区界線を横に延長して、脇区との区画を行なうものがある。この区画法は藤原宮や平城宮・京の軒平瓦にはみられない。保井芳太郎『大和上代寺院志』1932, 図版第五九 華瓦2 参照。
- 91) 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』p. 40 参照。
- 92) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』p. 90。『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2』解説。
- 93) 6664Iは顎が浅く、外見は段顎Ⅱに近い。
- 94) これ以外にも、今後の調査によって複数の顎形態をもつものが確認されるかも知れないが、主要な型式は網羅できていると考える。
- 95) 6652Aは、註86文献, p. 65 第67図3 参照。6659Aは、乙訓寺OH—4型式と同範。中尾秀正「乙訓寺の瓦」(『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第20集 向日市教育委員会 1987, pp. 263~283, p. 276 第8図4, 参照。
- 96) 戸原和人「昭和62年度木津地区所在遺跡の調査」『京都府埋蔵文化財情報』第23号 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1988, p. 28 第4図。
- 97) 左第1単位主葉と第1支葉、左第2単位主葉と第3単位主葉の間の傷が拡大する。
- 98) 6717Aの顎の変化に関しては、山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺史・史料』大安寺 1984, pp. 909~934, に指摘がある。ただし、Aa・Abの細分(同書 p. 918)は改範ではなく、範傷の進行であるので、本稿ではこのA種の細分案を採用しない。
- 99) このことは製作地=瓦窯の差が原因する可能性がある。遠隔地の間に存在する同範品の場合、例えば、同範軒平瓦として著名な下野薬師寺と播磨・溝口麿寺の6682の同範軒平瓦(6682E)では、下野薬師寺は段部をヨコナデしたごく浅い段顎、溝口麿寺は直線顎である。範傷から下野薬師寺→溝口麿寺への範の移動が想定されているが、最近両者と同範品が興福寺で確認された。興福寺例は下野薬師寺や溝口麿寺に先行すると考えられるが、直線顎である。岡本東三「同範軒平瓦について—下野薬師寺と播磨溝口麿寺—」『考古学雑誌』第60巻第1号 日本考古学会 1974, pp. 83~92。
- 100) 6695Aには、瓦当近くに縦位縄叩きが残るものがあり、6710には縦位縄叩きがかすかにみえるものがある。
- 101) 左右幅を同一にとった時、径の大きい軒平瓦(素材)と径の小さい瓦範とで、最も「枉い」が生まれるのは瓦当中央部であり、瓦範の方が凸面側へ大きく張り出すこととなる。この誤差を解消するためには、軒平瓦凸面中央部に粘土を貼り足し、不要な凹面中央部を削りこむ必要がある。軒平瓦の径は凸型の成形台の径によって規定されるが、瓦範とそれが一致しない理由にはわかに詳らかにできない。
- 102) 6702Gは、薬師寺出土例は曲線顎ⅡBであるが、平城宮からは直線顎のものが出土する。
- 103) 註49文献参照。
- 104) 曲線顎が徐々に顎面を拡大していく傾向を、製作技術から理解する立場にたてば、瓦範を打ち込む時の強度を増大させるメリットがあったとみたい。
- 105) 佐原眞「平瓦桶巻き作り」『考古学雑誌』第58巻第2号, 日本考古学会 1972年。
- 106) 岡本東三「法隆寺天智9年焼亡をめぐって—一瓦からみた西院伽藍創建年代—」『文化財論叢』同朋舎 1983, pp. 243~267。

ただし、法隆寺西院伽藍創建の忍冬唐草文軒平瓦に関する岡本の軒平瓦四枚作りには問題がある。これ

- に関しては、花谷浩・佐川正敏「飛鳥・白鳳時代の軒平瓦について」『伊珂留我』13, 1991, pp. 12～27 を参照。
- 107) 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』pp. 90～91。
- 108) 大脇潔「古代造瓦技術に関する一考察—凸面布目瓦の製作技法を中心として—」奈良国立文化財研究所第50回公開講演会資料, 1981。『関和久遺跡』福島県教育委員会 1985, pp. 153～158。
- 109) 6665Bに関しては、「粘土紐桶巻作りか、粘土紐による一枚作りか不明である。」という立場もある。『薬師寺発掘調査報告』, p. 116 注145。
- 110) 八木久栄「遺物 1 難波宮跡 (1)瓦類」『難波宮址の研究』第八 大阪市文化財協会 1984, pp. 105～114。
- 111) 「粘土紐による一枚作り」という説については、粘土紐を使う土器作りの技術が本来、容器という立体物を製作する技術であったことから、板状のものを粘土紐でつくる方向へ応用されるとは考え難い。
- 112) 平瓦では、恭仁宮に例がある。註80文献, p. 60 G型式平瓦, p. 62 第43図参照。
- 113) 6664Cには、凹面の模骨痕が不明瞭で、平瓦部が中央で薄く側縁近くで厚い例がある。これは、一枚作りかも知れない。そのほかのものについても、今後、一枚作りを示す事実が確認される可能性まで否定するものではない。
- 114) 平安京の西賀茂角社瓦窯跡でも狭端面に凹面より連続する布目をもつ平瓦が存在することを根拠に同様の成形台の復原がなされている。
近藤喬一ほか『西賀茂瓦窯跡』『平安京跡研究調査報告』第4輯 古代学協会 1978, p. 48。
- 115) 凸面布目平瓦は川原寺出土例が著名であるが、凸面の布目には模骨痕が伴う。西大寺の軒平瓦には模骨痕はない。
- 116) 平安宮は、平安博物館『平安京古瓦図録』雄山閣 1977, No. 317・339 など参照。
四天王寺は、『四天王寺古瓦聚成』柏書房 1986, p. 42・43 軒平瓦 375 参照。
芦屋麿寺は、『伊丹市史』第4巻 史料編 1 1968, 図43—4参照。摂津の2寺院の軒平瓦は、瓦当文様が「西大寺系」6732に類似し、四天王寺からは6732Kと思われるものも出土している。『四天王寺古瓦聚成』, p. 103 軒平瓦375参照。「西大寺系」6732の技法が伝播したものと推定する。
- 117) 同一型式を矢印で結んでるのは、範傷の進行などによって叩きの方向が変化することを確認したものである。また、縦位と横位、横位と斜位にまたがった欄にある型式は、2種類の叩きと同範品の中で併在し、前後関係がつかめていないものである。
- 118) Aのうち、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きを行なう緑釉製品を除く。
- 119) Jは不明。
- 120) 註80文献, pp. 15～16, 31～35, 図版第16—2 参照。
- 121) 註80文献, p. 35 第27図参照。
- 122) この他、重郭文6575Aは、顎部に横位縄叩きが残るだけで、後半を欠損するが、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きである可能性が高い。
- 123) Bには凸面全面をヘラケズリして叩き目を残さない手法の例もある。
- 124) 緑釉の6760Aは、縦位縄叩き+瓦当近く横位縄叩きで、初期段階で緑釉製品が製作され、後に無釉の製品が作られたものと推測する。
- 125) 喜谷美宣・八木久栄「難波宮址第16・17・18・21・31次発掘調査出土遺物」『難波宮址の研究 研究予察報告第六』難波宮址顕彰会 1970, pp. 107～122。「難波宮跡 瓦類」(『難波宮址の研究第七報告篇 (大阪府道高速大阪東大阪線の工事に伴う調査)』大阪市文化財協会 1981, pp. 81～91。
- 126) 中井公「平城京元興寺創建期の軒瓦について」『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズⅣ, 1988, pp. 435～443。
- 127) 註65文献, 1973, pp. 7～9, 20・21。
- 128) 奈良国立文化財研究所『奈良山Ⅲ 平城ニュータウン予定地内遺跡調査概報』奈良県教育委員会 1975, pp. 14～32。
- 129) 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986, pp. 65～68。
- 130) 『基準資料Ⅱ』解説 pp. 3～5。『平城宮発掘調査報告Ⅺ』pp. 242～246。
- 131) 『造興福寺記』に引く永承3年の興福寺供養願文。
- 132) 『扶桑略記』や『帝王編年記』などは和銅7年金堂供養とする。
- 133) 6671Aaと組み合う軒丸瓦6301Aは、東大寺大仏殿西回廊の調査で出土している。これは、興福寺から出土したものに比較すると、範がかなり傷んだ段階の製品である。大仏殿回廊は、聖武天皇一周

- 忌に造り終えるよう命ぜられ(『続日本紀』天平勝宝8年6月22日条), 天平勝宝8年8月14日には造東大寺司から興福寺に瓦3万枚を11月15日までに作るよう牒している。(造東大寺司牒, 「大日本古文書」四一180) 東大寺西回廊出土の6301Aが, この時に興福寺の造瓦所が作製したものである蓋然性は高いと考える。とすると, 瓦範は興福寺創建から40年以上を経て使用されたことになる。中井一夫ほか『東大寺大仏殿西廻廊隣接地の発掘調査』東大寺・奈良県立橿原考古学研究所 1989年。
- 134) 宮内の第I期の軒平瓦には, この技法が見られない。ただし, 何度も述べたように, 「興福寺系」6671と「宮・京系」6671は, 唐草文各単位が2葉構成か3葉構成かという点で大きな違いがあり, 瓦範の製作あるいはその下絵の段階で, 供給先か製作地の区別は明瞭になされている。技術交流は軒平瓦の製作に関わる瓦工レベルで行われたものであろう。
- 135) 森郁夫「興福寺式軒瓦」『文化財論叢』同朋舎 1983年3月, pp. 571~585。
- 136) 6664は中山瓦窯, 6671Aaは梅谷瓦窯から出土する。中山瓦窯は, 註65文献1974参照。
梅谷瓦窯は, 京都府教委『埋蔵文化財発掘調査概報1981-1』1981年3月, 参照。「宮・京系」の6671 Iは梅谷瓦窯近傍の瀬後谷遺跡から出土した。註96文献参照。
- 137) 『基準資料II』解説, p. 13。
- 138) 『平城宮発掘調査報告Ⅴ』, pp. 242~243。
- 139) 段顎の4種は, A・B・Dが段顎IS, Fが段顎ILであるが, Fは薬師寺から出土するものである。Fは顎面と平瓦部凸面をナデ調整するなど, 製作技法も他の3種と異なる。おそらく製作地・造瓦工房が異なり, 顎の長さの違いもその反映と考える。
- 140) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 71。同書に記載された, 出土軒瓦の型式のうち「6664A」とあるのは「6664F」が正しい。
- 141) 同書解説 pp. 6~7。
- 142) 平城宮例は『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 68, p. 74 Fig. 34~35。松林苑例は, 佐々木好直・関川尚功「平城宮松林苑一第8・9次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982年度(第二分冊)』1983奈良県立橿原考古学研究所, pp. 351~365 p. 360 図9・p. 361 図10。
- 143) 山中章「長岡宮の造営と瓦」(『長岡宮古瓦聚成』『向日市埋蔵文化財調査報告』向日市教育委員会第20集 1987年3月, 本文編 pp. 163~186。
- 144) 註65文献1973参照。
- 145) ただし, 馬寮地区では段顎が多く, 73%を占める。『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 81, 参照。
- 146) Gは小片のため不明。
- 147) 註142文献1983参照。
- 148) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』p. 71。
- 149) 山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺史・史料』大安寺 1984, pp. 909~934。
- 150) 大安寺式軒瓦を天平年間前半に遡らせる考えについては, 森郁夫氏も述べている。森郁夫『かわらのロマン 古代からのメッセージ』毎日新聞社 1980, pp. 108~110参照。
- 151) 奈良県文化財保存事務所『重要文化財東大寺二月堂仏餉屋修理工事報告書』1984。
- 152) 1972年に法華寺近傍で実施した平城宮跡第79-14次調査出土。
- 153) 中尾芳治「重圏文軒瓦の製作年代と系譜についての覚書」『難波宮跡研究調査年報1971』1972, 大阪市文化財協会, pp. 35~39。
- 154) 藤澤一夫「攝河泉出土古瓦の研究—編年の様式分類の一試企—」『佛教考古學論叢』考古學評論第三輯 東京考古學會 1941, pp. 237~308, p. 300。
- 155) 註80文献, pp. 36~37。
- 156) 6691Fは, 飛鳥藤原宮跡発掘調査部による山田道第1次調査(1989年)出土。調査地の西方には, 『續日本紀』天平宝字4(760)年から天平神護元(765)年に記載のみえる, 小治田宮推定地(雷丘東方遺跡)がある。雷丘東方遺跡からは, 軒丸瓦6296A, 軒平瓦6691A, 6721Hが出土した。『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅲ』, p. 220 Fig. 63。
- 157) 『平城宮報告Ⅶ』p. 71。
- 158) 註80文献, p. 31。
- 159) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, pp. 23~26。
- 160) 平城宮での6732の供用を第IV期前半, つまり天平宝字年間とする考えについては, 註74文献, p. 17参照。
- 161) 『基準資料II』解説, pp. 18・19。
- 162) 『平城宮発掘調査報告Ⅴ』, p. 243。

- 163) 福山敏男「西大寺の創建」『仏教芸術』第62号 1966年10月, pp. 1~19。
- 164) 谷田瓦窯については, 小田桐淳ほか「第84197次調査」『長岡京市埋蔵文化財センター年報 昭和59年度』(財)長岡京市埋蔵文化財センター 1985参照。
- 165) 奈良市・頭塔は, 神護景雲元(767)年に実忠が造立した「土塔」にあてて間違いない。ここで用いられている軒平瓦は「東大寺系(古)」の6732Fである。『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』pp. 77~81, 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』pp. 96~103 参照。
- 166) 『續日本紀』神護景雲元年4月14日条。
- 167) 『西隆寺発掘調査報告書』西隆寺跡調査委員会, 1976, pp. 72~74。
- 168) 西大寺の軒平瓦(「西大寺系」6732)が, 「東大寺系」6732と共通する特徴を備えるのに対し, これと平行して造営された西隆寺の軒平瓦が「宮系」6732と同一技法で, 西大寺の軒平瓦とは技法の系譜を異にすることは, 二つの寺院の造瓦組織を考える上で興味深い。この点で, 『續日本紀』神護景雲2年7月17日条に造西隆寺司長官伊勢朝臣老人に修理長官を兼任させたこととあることや, 西隆寺跡から修理司に関連する「理」の刻印をもつ平瓦が出土したこと(註167文献, p. 40・図版第31)は, 相互に関連をもつのであろう。なお, 西大寺からは現在まで「修」や「理」の刻印瓦の出土を聞かない。
- 169) 註49文献, pp. 90・91 図版40。
- 170) 註128文献, pp. 14~32。
- 171) 『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告』1985, p. 27 Fig. 30 参照。新式軒平瓦としたものが6751Bである。Aは法華寺出土。
- 172) 6779Aの外区の珠文は, 3個1単位を上下各3カ所におく。このような珠文配置は平城宮・京にないが, 河内・西琳寺に類例がある。石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』聖徳太子奉賛会 1926, 図版編 図版第二二二一~20参照。
- 173) 長岡宮・宝菩提院廃寺・乙訓寺については, 註49文献参照。高麗寺については, 中島正『史跡高麗寺跡第4次範囲確認調査概報』(『京都府山城町埋蔵文化財調査報告書』第5集 1988, 山城町教育委員会) p. 21 第13図KM H34A参照。
- 174) 中尾秀正「乙訓寺の瓦」(『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第20集 1987, 向日市教育委員会, pp. 263~283)。
- 175) 6718Aは, 山背・上人ヶ平遺跡(市坂瓦窯)で, 6133A~C, 6130B, 6235M, 6732A・C, 6725Bと伴出した。註78文献参照。
- 176) 植山茂「古代瓦私見(一) 飛雲文軒平瓦について」(『古代文化』第33巻第6号 古代学協会 1981, pp. 51~55)。
- 177) 高橋美久二「長岡宮へ運び損なった瓦—木津川底採集の平城宮瓦—」(『京都考古』第17号 京都考古刊行会, pp. 10~12)。
- 178) 従来, 養老5年としていたが, 養老4年の「造興福寺仏殿司」の設置記事にからめて, 第I期と第II期の境を養老5年頃とする。
- 179) 『平城宮報告Ⅹ』pp. 243・244。
- 180) 今泉隆雄「8世紀の造宮官司考」『文化財論叢』1983, pp. 441~444。
- 181) 奈良国立文化財研究所編『平城京九条大路』県道城廻り線予定地発掘調査概報I, 1981, pp. 14・15。
- 182) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 60。
- 183) 『平城宮報告Ⅹ』p. 246。
- 184) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, p. 16。
- 185) 森郁夫「平城京における宮の瓦と寺の瓦」『古代研究』8, 1976, p. 5。
- 186) 『薬師寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第45冊, 1987, p. 233。
- 187) 菅谷文則「奈良市大和田町追分の寺院遺構」『青陵』No. 14 1969。富雄町役場『富雄町史』1954, 第31図。坪之内徹「平城宮系軒瓦と行基建立寺院」『ヒストリア』86, 1980, pp. 30・31。
- 188) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, pp. 26~28。『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1987, p. 23。
- 189) 『平城宮報告Ⅹ』p. 227。
- 190) 太田博太郎「元興寺の歴史」『大和古寺大観』第三巻, 1977, p. 8。
- 191) 『薬師寺発掘調査報告』p. 271。
- 192) 太田博太郎「興福寺の歴史」『奈良六大寺大観』第七巻 1969, p. 7~9。
- 193) 註191・192と同じ。

- 194) 『平城宮報告Ⅶ』p. 135。
- 195) 森郁夫「瓦」『大和古寺大観』第五卷, 1978, p. 55。『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第44冊 1986, pp. 64~68。
- 196) 森郁夫「宮と京の瓦」『古代の瓦を考える一年代・生産・流通一』1986, p. 62。
- 197) 6130Bは天平勝宝2年の木簡を下限とするSK2101から出土(『平城宮報告Ⅶ』p. 71)。
- 198) 奈良国立文化財研究所編『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981, pp. 14・15。
- 199) 『平城宮報告Ⅹ』別表2・3。
- 200) 『奈良国立文化財研究所年報1971』pp. 38~42。
- 201) 中井公「瓦類」『平城京在京二条二坊十二坪発掘調査概要報告』1984, pp. 28・29。
- 202) 『平城宮報告Ⅹ』pp. 242・243。
- 203) 註8に同じ。
- 204) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 68。『平成元年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1990, p. 45。
- 205) 京都府立山城郷土資料館『山城の古瓦』1983, No. 100・125・131。常盤井智行「井手町岡田池瓦窯出土瓦」『京都考古』第31号, 1984, 図1-1。
- 206) 恭仁宮へ瓦を供給した瓦窯について, 上原真人氏は史料に記載がある「西山」瓦屋を考えている(註8文献 p. 89)。なお, 恭仁宮対岸の加茂町岡田の庄瓦窯でも6225が出土しており, 恭仁宮造営に伴う瓦窯が付近に存在した可能性がある。
- 207) 伊藤勇輔・前園実知雄「佐保山遺跡群の試掘調査」『1978年度奈良県遺跡調査概報』1979, 図版4左上。
- 208) 『平城宮報告Ⅵ』別表2・3。
- 209) 八木久栄「後期難波宮出土の瓦について」『難波宮址の研究七』報告篇 1981, pp. 173~178。
- 210) 法隆寺『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』1985, 別表1・2。
- 211) 奈良県教育委員会『国宝 東大寺開山堂修理工事報告書』1971, 第113。同『重要文化財東大寺二月堂仏餉屋修理工事報告書』1984, 第1・2表。
- 212) 註8に同じ。
- 213) 法隆寺昭和資財帳編纂所編『法隆寺史料集成』一, 1983, pp. 117・122。
- 214) 森郁夫「東大寺法華堂の瓦」『南都仏教』第43・44号, 1980, pp. 145・146 など。
- 215) 註137, 文献1984, 第1表(番号304)。
- 216) 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983, 第32図。中井公「平城京左京六条一坊十二坪の調査」『昭和58年度奈良市埋蔵文化財調査報告書』1985, p. 43 下図。
- 217) 『平城宮報告ⅩⅡ』p. 90。種別は不明だが6681は天平勝宝5年の木簡を伴出したSB7802の柱抜取穴から出土(『平城宮報告ⅩⅡ』p. 110)。
- 218) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, p. 25。
- 219) 東院地区以外では6314Aは少ない。ここでは6314Aが64点, 6681A47点, 6681B48点。
- 220) 6307Aは天平勝宝5年の木簡を伴出したSB7802の柱抜取穴から出土(『平城宮報告ⅩⅡ』p. 120)。
- 221) 『平城宮報告ⅩⅡ』別表2・3。
- 222) 山本忠尚「大安寺の屋瓦」『大安寺志』1984, pp. 916~922。
- 223) 太田博太道「大安寺の歴史」『大和古寺大観』第三卷, 1977, pp. 54・55。
- 224) 註207, 文献, 図7。
- 225) 註185, 文献, p. 8。
- 226) 太田博太郎「法華寺の歴史」『六大寺大観』第五卷, 1978, pp. 35・36。
- 227) 『平城宮報告ⅩⅡ』p. 89。
- 228) 奈良国立文化財研究所編『奈良山Ⅲ』1979, p. 32。
- 229) 『奈良国立文化財研究所年報1971』pp. 37~42。
- 230) 『平城宮報告ⅩⅡ』p. 125。宝字年間に下ることについては本報告 p. 189。
- 231) 『薬師寺発掘調査報告』別表2・3。
- 232) 註231, 文献, p. 234。
- 233) 周辺では6226Aに類似した瓦が若干出土している。
- 234) 註231, 文献, 別表2・3。
- 235) 奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974, pp. 11~13。
- 236) 奈良国立文化財研究所編『平城京羅城門跡発掘調査報告』1972, pp. 20~26。

- 237) 太田博太郎「東大寺の歴史」『奈良六大寺大観』第九卷, 1970, pp. 7~12。
- 238) 『平城宮報告Ⅻ』p. 246。
- 239) 『平城宮報告Ⅳ』pp. 38~46。
- 240) 平良泰久「市坂瓦窯跡」『木津町市』史料篇1, 1984, 図154。小山雅人ほか『平成元年度木津町上人ヶ平遺跡の調査』(現地説明会資料) 1989。
- 241) 註102, 文献 pp. 429~432。
- 242) 『平城宮報告Ⅴ』別表2・3。
- 243) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京四條二坊一坪』1987, p. 25。
- 244) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京四條二坊十五坪発掘報告』1985, pp. 30~32。
- 245) 唐招提寺では6012Aが7点, 6572Aが6点に対して, 6012Eが4点, 6575Aが2点。
- 246) 『木津町史』史料篇1, 図146。
- 247) 奈良国立文化財研究所『奈良山Ⅲ』1979, p. 24。6714Aは歌姫瓦窯(藤沢一夫「屋瓦の変遷」『世界考古学大系Ⅳ』1961, 144図)で焼成されており, これが音如ヶ谷瓦窯に利用されたのかもしれない。
- 248) 註184, 文献 pp. 4・5。
- 249) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984, p. 26。
- 250) 菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室『菅原遺跡』奈良大学平城京発掘調査報告書第1集, 1982, pp. 43~49。
- 251) 註12に同じ。
- 252) 森郁夫「新薬師寺の瓦」『古代研究』22, 1981, pp. 5~9。
- 253) 西川新次「新薬師寺の歴史」『大和古寺大観』第四卷, 1977, p. 10。
- 254) 『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989, pp. 101・102。
- 255) 奈良国立文化財研究所編『西隆寺発掘調査報告』1976, pp. 78・79。
- 256) 『西隆寺発掘調査報告書』pp. 79・80。
- 257) 太田博太郎「西大寺の歴史」『奈良六大寺大観』第十四卷, 1973, pp. 9・10。
- 258) 福山敏男「唐招提寺建立年代の研究」『東洋美術』特輯, 日本美術史五, 1934。
- 259) 太田博太郎「唐招提寺の歴史」『奈良六大寺大観』第十二卷, 1969, pp. 8~12。
- 260) 『昭和54年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1980, pp. 45・46 (6235F・G, 6732F・Gは各1点に対して, 6235D・Kは各2点, が6点, 6732Dが5点, 6732Hが6点)。
- 261) 註237と同じ。
- 262) 高槻市史編さん委員会『高槻市史』第6巻考古編, 1973, PL. 500—19。『長岡京古瓦聚成』p. 192。
- 263) 工藤圭章「秋篠寺の歴史」『大和古寺大観』第五卷, 1978, p. 7。
- 264) 『研究論集Ⅵ』第4図1。山崎信二氏は一本造りの軒丸瓦(第6図6)を10世紀前半に比定しているが, あるいはこれが組むものかもしれない。
- 265) 『薬師寺発掘調査報告』p. 86(薬師寺38型式)。同範品は平城京左京一条三坊, 同二条二坊で出土(註37, 文献1980, p. 135)。
- 266) 『平城宮報告Ⅵ』pp. 141・142。註37, 文献1980, p. 135。
- 267) 石田茂作「法隆寺の古瓦」『秘宝二』法隆寺下 1970, PL. 571—9。
- 268) 『大和古寺大観』第五卷, 挿図10—15~17。奈良国立文化財研究所『興福寺食堂発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第7冊, 1959, PL. 23—19。註188, 文献 pp. 13~18。
- 269) 内裏北外郭官衙では, 天平元年の木簡を含む土壙SK2102から造営に関わる遺物が出土しており, 第二—1期の造営がこの時期にまで及ぶようである(『平城宮報告Ⅶ』p. 157)。
- 270) 大脇潔氏による。
- 271) 毛利光俊彦「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊, 1980, pp. 38・39。
- 272) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅲ』1962, p. 65。
- 273) 『平城宮報告Ⅲ』p. 65, PL. 29・30。
- 274) 註273に同じ。

2 土 器

A 平城京時代の土器研究の現状

平城京時代の土器の特質については、『平城宮発掘調査報告書 VII』（以下『報告VII』と略記する）において従前の研究成果をまとめ概括されている。『報告VII』の刊行後、早10数年を経て、その間に宮・京の調査も大きく進展し、良好な基準資料や新たな知見も加わった。ここではそれらの成果の一端を紹介し、研究の現状と問題点について概括してみたい。

都城の土器の特質

平城京には、天皇を頂点とする一部特権階級の貴族・下級役人・僧・京に本貫をもつ一般庶民にいたる様々な階層の人々が住んでいた。そして、十万とも二十万とも推計される都市住民の生活を維持するために、安定した物資の確保と流通機構の整備が図られていた。政府は、税物として地方から物資を徴集し、交換手段として貨幣を発行し、公設市場を設置して生活物資の流通を図った。

生活の基本となる衣・食・住のうち、土器が直接係わるのは、主として食の部門である。もっとも、土器は文具・納骨具・祭祀具などにも使われることもあるが、平城京から出土する多くは、食物を盛る、調理する、貯蔵する機能をもつ日常消費財の側面をもつ。

宮廷様式の食器

当時、衣・食・住の各方面にわたり、徹底した身分制が敷かれていた。食の部門では、基本的には、身分は食物の質と支給量の差で表現されたが、それは、当然の事ながら盛る容器の材質・形・数量にも反映することになる。宮廷・官衙における宴席・日々の給食の場において、身分制を表現するため、定式化した多量の食器が必要になる。そのため、特定地域の土器工人に貢納の義務を負わせ、形と法量を指定し、効率よく収奪を行なった。この時代の土器が、他のどの時代に較べても、定形化した形態をとり、法量に規格性をもつ所以は、まさにこうした特殊な宮廷の生活様式と深く係わっているからであり、この意味で「宮廷様式の食器」とでも称すべきである。宮廷様式の食器は、前代からの律令国家体制の発展に呼応し、形を整えてきたものであり、平城京の時代は、その完成期と衰退期にあっている。宮廷式土器様式は、中央と地方の政治的・文化的交流によって地方にも根ざすようになる。この意味で宮廷式土器様式は「律令的土器様式」とも言えるわけである。

京の土器の特質

しかし、宮廷式生活様式に規定されてきた土器も、一步、宮を離れた京の住民にとっては単なる生活消費財にすぎず、個々の経済的地位に応じ、好みの食器を市で購入し、自由に使い分けたのである。宮に近く、一町以上を占める有力貴族の邸宅から出土した土器は、宮と較べても遜色ない内容をもつ。むしろ宮より優れた内容の構成をとっているという方が当を得ている。各地の産地の製品を含み、宮でも出土量が少ない大型蓋付皿・高杯・鉢形などを好んで使用している。

一般庶民の土器構成を知り得る良好な事例は、今の所、持ち合わせないが、『正倉院文書』から知られる土器食器の価格を見ると、蓋付のもの・大型品・高杯等が高価であり、おそらく廉価な小型品を求め、さまざまな用途に使い分けたものと想像できよう。

京の土器のもう一つの特徴は、宮では極めて少量しかない人名や記号を墨書したものが多く

出土する点にある。そして、それは宮の土器は基本的に官（役所）に属す備品であったのに対し、京のそれは個人に帰すものであったことを如実に物語る。

こうして京の住民も、斬新な宮廷式土器の食器の一部を手になることになるが、基本的に調理具・貯蔵具には様式変化がなく、古墳時代の系譜を引く形のもので使用されていた。

以上、都城の土器の消費財的側面について、宮・京それぞれのあり方を素描した。しかし、平城京には、これとは異なる要因で運ばれてきた土器群がある。一つは、税物の容器、あるいは換金財として運び込まれたものである。醬・食用油・酒などの液体物の容器、漆・塩などの容器があり、器形は極めてバラエティーに富み、一見して畿外産と判断できる。これらは、貢進物付札木簡と同等の資料価値を有し、産地の同定によって、当時の物資の流通の実態を別の面からも把握することが可能になる。

物資の運搬
具としての
土器

漆容器は、漆が残存することが多く、また塩壺は、一般に製塩土器が使われるため、内容物の特定は比較的容易である。内容物の残らない容器については、脂肪酸分析法を導入して同定をする必要がある。

さらにもう一つ別の要因で京に運び込まれた土器群は、税を運んで来た人々、都に上る人達の自家用の土器ともいべきものである。基本的には在地から持ち込んだもの、あるいは途中で買い求めたものであり、今の所、数はさほど多くはないが、山陰地方や関東地方などの食器煮沸具が発見されている。

税貢納者の
器

この二つの要因で運ばれた土器類は、中央と各地方の土器の併行関係を把握するのに恰好の資料となる。そして、平城京土器の研究は、地方のそれと軌を一に協力して進めなければならぬ理由は、まことにこの点にあると言っても過言ではない。

B 土器の群別と産地の同定

平城宮・京から出土する土器の一定量を占め、調物あるいは各国が換金物として京に運び込んだものと考えられる土器をとりあげ、類別とその産地について考えてみたい。平城宮から出土する土器のうち量的に多くを占める群は、調物として納貢されたものとみてまちがいなからう。近年、京城の調査が進展し、京の土器のあり方も次第に明らかになってきた。それらの成果によると、京で優勢な土器群も基本的には宮のそれと一致することが知られる。ところで、『延喜主計寮式』にみる一年間の須恵器調貢量は17000点に満たず、これでは京住民の需要には応じられない。主計寮式の規定は宮での一年間の消費見積とみるべきである。果して、土器貢納国が税物以外に、京住民の消費を見こし、換金財として京に運び込んでいたのか、それとも政府が京での消費分も見込んで徴集し、市に出したかのいずれかであろう。今後、他の物資の流通のあり方をも含めて考察する問題であり、ここでは結論を差し控えたい。

i 土師器の群別

平城宮・京から出土する土師器の食器類は大きく2群に分類される。I群土師器は、水簸の可能性もある極めてきめの細かい胎土で鉄分が少なく、灰白色に焼き上がっている。杯・皿類の調整は、一貫してa・b両手法による。ただし、8世紀中頃に出現する椀Aのみは、c手法が適応される¹⁾。

I群土師器

Ⅱ群土師器

Ⅱ群土師器はⅠ群に比べ粘土鉱物の粒子も粗く、砂を混じえる胎土で鉄分もやや多く、そのため灰褐～茶褐色の色合いの焼き上がりとなる。杯・皿類の調整は、8世紀前半代はⅠ群と同様にa・b両手法によるが、中頃以降はc手法に転換する。

Ⅰ群の土師器は、平城宮では8世紀を通じて普遍的な存在であるが、平城京では後半以降には出土量が減少する。群の消長を総体的に見ると、Ⅰ群が減少し、特に後半以降、Ⅱ群が優勢になる。Ⅰ群が9世紀前半以降に姿を消すのに対し、Ⅱ群は廃都の後も在地の土器として命脈を保っている。

群別の自然学的分析の現状

考古学的な観察分類法による群別は、自然科学的な分析法（蛍光X線分析）によっても検証され、微量元素の組成比率から産地の推定もなされている。そして、これまでは考古学と自然科学の研究成果によりⅠ群を大和に、Ⅱ群を河内に産地を特定していた。ところが、最近南河内の8世紀後半以降の土器の様相が明らかになるにおよんで、明らかにⅡ群土器とは異なるものと認識されるにいたり、再考を余儀なくされる事態になっている。

8世紀前半代の土師器は、平城京出土のものと同河内の遺跡（茶山遺跡等）出土のものでは、形態・製作手法の上で区別がつかない程よく似ている。また、蛍光X線分析でも、微量元素の²⁾相対比の相関図の上でも極めて近い位置に両者の分布域がある。

前述したように、Ⅱ群土師器は8世紀中頃を境に製作手法が大きく変わる。そして、前半のⅡ群と後半のⅡ群は、本来、別系統の一群ではないかとの疑問が生ずる。しかし、後半期のⅡ群は考古学的な所見や自然科学的分析結果でも、廃都後も大和で残る在地の土器の祖型と見られる点を重視すれば、大和産と見るべきである。³⁾そして微量元素の相対相関表で互いに近接する位置にあることから、河内に近い南西大和地域を考えるとよいのではなかろうか。仮にそうだとすれば、国を越えて土師器を供給した平安京とは異なり、平城京では大和一国から供給していたとの結論になるだろうか。今後、検討を要す大きな課題である。

『正倉院文書』などから、当時、夫婦の協業単位で土師器生産を行い、官や寺の特別注文を受け、再生産の糧としていたことが知れる。何万もの人口をかかえる京の消費を背景に土師器を専門的生産し、生計をたてていたグループが存在しても少しも不思議ではないし、そうした独自の活動を認めなければ、政治的要因で成立した都市の維持は不可能であったに違いない。

前述したように、実際に食事の場に使われる食器類は官の強い規制を受けたが、調理用の煮沸具にはそれほどの規制は無かった。京の住民生活にとっては、食器よりも煮沸具が大きな比重を持つ。宮の場合には大和型の甕が主体をなすが、京からは大和産以外に河内他の近隣諸国の甕類が出土し、食膳具よりは交易範囲が広いことが知られる。

ii 須恵器の群別

須恵器は以下に述べるⅠ～Ⅵ群に大別でき、産地の同定もある程度可能になっている。

Ⅰ群須恵器

Ⅰ群須恵器は長石・石英の細粒を含むやや粗い胎土を持つ。食器類の調整は、8世紀前半代にはロクロケズリを多用するが、Ⅱ群ほど丁寧ではなく削り幅も粗い。後半代には、ロクロケズリ手法は使われなくなり、底部ヘラ切りのまま軽く手で撫でるだけの仕上げになる。食器のみならず貯蔵器をはじめとする多種の器形がある。

蓋付壺は蓋を被せたまま焼成するのが大きな特徴である。そして隔着を防ぐため、あるいは

隔着した場合には横からたたいて取りはずせるように、蓋の端面の内側を小さく尖らせる。

甕類は丸底もしくは尖底で平底の例は少ない。

Ⅱ群須恵器は、水簸の可能性もある極めて緻密な胎土であり、ロクロ撫でやロクロ削りによって墨をぼかしたように糸状に延びる黒色粒子を含む。食器類の調整にあたっては丁寧なロクロ削りを施し、多くの場合、口縁の下端部をも削り出す。また土師器に固有なヘラ磨きを施し金属的な質感をかもしだすものも多い。器面はなめらかで灰黒～暗青灰色に発色する。器種は食器類がほとんどであるが、鉢A・壺Aなどの器種もある。硬質に焼き上がるが、自然釉がかかるものはほとんどない。

Ⅱ群須恵器

Ⅲ群須恵器は花崗岩の母岩に近い粘土で作られ、磁器質に焼き上がる。長石・石英粘土を含むものと、水簸を思わせる緻密な胎土の2種が認められる。灰白～淡灰青色の発色を呈し、杯B蓋などには自然釉がかかるものもある。高温焼成のため焼けひずむものや、火膨れを持つ例もある。食器類のほか、貯蔵器もある。食器類には、8世紀を通じてロクロ削り調整が駆使され、ヘラ切りのままのものはない。食器類のうち杯BⅠ蓋は、短くほぼ垂直に立ち上がる縁部と平坦な頂部からなり、梯形状のつまみが付く。蓋本体は、粘土板を青海波文を刻んだ当板で叩き出して形を整えた後、ロクロにかけ細部の挽きだしを行う。そのため、頂部内面には当板による叩き痕跡をとどめるものが多い。但し、この手法は必ずしもⅢ群固有の技法ではなく、Ⅱ群にも認められる。これに見合う杯BⅠも内底面に青海波の叩き痕をとどめ、同じ様な手法で作られたことが分かる。高台は先が狭い台形状の形態で、外側面が内傾するの大きな特徴である。他の杯Bについては必ずしもⅢ群に固有なものでないが、高台の内側に指の爪によると考えられる圧痕列を残すのも一つの特徴である。

Ⅲ群須恵器

Ⅳ群土器は、「報告Ⅵ」では、ロクロ削り調整が丁寧で、緻密な胎土であるが、焼成温度が低く、軟質で白色に焼き上がる一群をⅣ群と識別していた。しかし、その後、類例は見いだせず、焼成以外はⅡ群土器と共通の要素が強く、Ⅱ群土器の生焼け製品と見た方がよさそうである。ここで新たに設定すをⅣ群は以下のような特徴を持つ一群を指し、従前のⅣ群とは異なることを明記する。

Ⅳ群土器

胎土には粗大な長石粒の他、白色微砂を多量に含む。食器類には、ロクロ削りを施す例はほとんどない。焼成温度も低く暗灰色～灰黒色に焼き上がる。食器類の形態は8世紀後半のⅠ群須恵器に相通ずる。食器類の他、貯蔵器も見られるが、壺類の内、小型広口の壺(壺H)は、底部の切り離しには糸が使われ、糸切り痕をとどめる。

蓋付壺の焼成法・甕の形態も、Ⅰ群と相通ずる。

Ⅴ群須恵器はやや砂っぽい胎土で微細な黒色の粒子を含む。食器類の多くは糸でロクロから切り離した後、ロクロ削りで調整する。高温の酸化炎状態で焼成されるため、器体は赤味を帯びる黒灰色に発色し、窯口に近く置かれていた壺・甕類はほとんど例外なく自然釉が掛かる。ロクロ精度が良いせいも、一般に他の群に較べて薄く挽き出され、器体に細かいロクロ目を残すのが通常である。

Ⅴ群須恵器

食器類のうち杯B蓋は、Ⅱ群のそれが、笠形から縁部が屈曲する平坦な形に変わるのに対し、一貫して笠形の形状を保っている。杯A・杯Bに関しても、8世紀を通じヘラ削りによって端正に整え、側面形が硬い感じの箱形形態を保持している。

壺類の蓋は蓋をかぶせないで焼成するため、壺内底部に自然釉がかかるものが多い。

甕類はⅠ～Ⅳ群と異なり平底形態を主体とする。

Ⅵ群土器

Ⅵ群土器は砂っぽい胎土で焼き締りが悪く、表面がざらざらした焼き上がりになる。高温で焼成されて明灰色～淡暗灰色に発色し、壺・甕はもとより食器類も自然釉が掛かるものが多い。

食器類は、8世紀を通じておそらくヘラでロクロから切り離した後、ロクロ削り調整が施されている。Ⅴ群同様、杯B蓋には、金属器を写したものを除けば、縁部が屈曲する形態のものではなく、笠形の形態をとる。蓋付壺はⅤ群同様、別々に焼成する。しかし、甕類はⅤ群とは異なり、丸底もしくは尖底で平底の甕は少ない。

iii 群別と産地同定

各地の窯の内容が次第に明らかになるにつれ、平城京出土須恵器の群別との対応関係も次第に明らかになってきた。

Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ群は畿内産で、Ⅰ・Ⅱは泉陶邑窯、Ⅲ群については特定の窯を同定できないが、諸特徴から推して中国地方(播磨)と目される。Ⅳ群は生駒東麓窯に、Ⅴ群は尾張猿投窯に、Ⅵ群は岐阜市西部から各務原市一帯の美濃末衛窯に比定できる。Ⅵ群については、「美濃国」の刻印をもつものが数例発見されており、それらは岐阜市老洞窯跡で焼かれたことも明らかになっている。

Ⅰ・Ⅱ群はいずれも陶邑産で、同時期に併行して精製品と一般並製品とが区別されて生産されていたと見るべきであろう。

また、Ⅵ群の老洞古窯群では数種類かの美濃国刻印須恵器が出土しているが、平城京に運ばれて来ているのは、その内の2～3種の印を持つものだけであり、他の刻印のついたものは運ばれていない。そして京に運ばれていたものは、他の印を持つものに較べると精製品であり、美濃では貢納用と在地用の区別があった可能性が高い。

iv 宮・京の須恵器群別構成とその消長

平城宮の土壙などの一括資料は、京に較べ比較的単純な構成をとり、少量産地の異なるものを混える場合もあるが、一般に同一産地のもので構成されている。そして前半期にはⅠ・Ⅱ群で構成されることが多い。一方、京の一括資料は、産地のまとまりはなく、いろいろな産地のもので構成されている。それは、前述したように官制の強い公的な場と私的な場の違いによるものと解釈されよう。

次に各群別の量比と時期別消長についてまとめておこう。

全体的な土器の量を見るとⅠ→Ⅱ→(Ⅵ・Ⅴ・Ⅲ)の順となり、Ⅵ・Ⅴ・Ⅲ群は特に宮では劣勢でさほど量的に多くはない。しかし、8世紀後半になるとⅠ・Ⅱ群は急激に量を減ずる。それとともに、Ⅳ～Ⅵ群の須恵器が代わって量を増す傾向が指摘できる。Ⅳ群の製作技法や形態はⅠ群のそれと一致する。そして奈良時代前半には生産の伝統がなかった地域に突如開窯している。そしてそれは陶邑の衰退と機を一にしていることから、陶邑からの工人が移動して生産が始まったものと見られる。Ⅲ・Ⅵ群は全期を通じて存在が確認されるが、Ⅴ群は中頃以降に姿を見せ、次第に量を増す。

C 平城京土器の大別

平城宮出土土器は『報告Ⅶ』で大きくⅠ～Ⅴ段階に大別され、各段階の基準資料の紹介と年代比定の根拠について詳しい説明がなされている。ここでは『報告Ⅶ』以降、新たに発見した基準資料や伴出紀年木簡を紹介し、現状における各段階の概要と年代観を提示する(Tab. 15)。但し、煩雑を避けるため、『報告Ⅶ』に既に述べられている部分についてはできるだけ省略す

Tab. 15 平城宮土器の大別

時期	主要遺構	略年代	年代推定の根拠	備考
Ⅰ	S D 1900	710	「過所」木簡 大宝元年～和銅3年 (701) (710) 下ツ道西側溝で宮の造営に際し埋 立られる。	『報告Ⅸ』
	S D 3765下層 S D 8600(104次)	715	木簡 和銅2年～8年 (709) (715)	『報告Ⅺ』 未報告
Ⅱ	S D 3035(22次南)	716	木簡 靈龜2年～神龜2年 (716) (725)	未報告
	薬師寺井戸 S E 47		木簡 靈龜2年 (716)	『薬師寺報告』
	平城京 S D 485		木簡 神龜5年～天平元年 (728) (729)	『報告Ⅵ』
	S K 12965(177次)		木簡 養老2～4・6年 (718～720, 722)	『61年度概報』
	S K 2102		木簡 神龜5年～天平元年 (728) (729)	『報告Ⅶ』
	S D 1250(122次)		木簡 神龜4年・天平3・4・6年 (734)	未報告
	長屋皇宮木簡出土 井戸 S E 4699 長屋親皇木簡出土 溝 S D 4750		木簡 養老元年 (717) 木簡 和銅4年～靈龜2年 (711) (716)	『長屋王邸宅と木簡』 『同上』
Ⅲ	東二坊々間路西側溝 S D 4699(左三・二・七坪)	730	木簡 天平2年 (730)	未報告
	東西大溝 S D 5100		木簡 天平6～8・10 (734) (738) 墨書土器天平13年 (741)	未報告
	東西大溝 S D 5300			
	前川遺跡 S K 820	750	木簡 天平17・18年 (746)	奈良市『朱雀大路報告書』 『報告Ⅶ』
	S K 2102		木簡 天平18年 天平勝宝2年 (750)	『同上』
Ⅳ	S B 7802柱抜取穴	760	木簡 天平勝宝5年 (753)	『報告Ⅺ』
	S K 219		木簡 天平宝字6年 (762)	『報告Ⅳ』
Ⅴ	S D 3236 C (104次)	784	木簡 天平神護2年・宝龜5・6年 (766) (775)	未報告
	S K 2113		木簡「左衛土府」天平宝字2年以降 (758)	『報告Ⅶ』
	S K 870			『同上』
	S E 6166		墨書土器「主馬」 天応元年～延暦3年 (781) (784)	『報告Ⅻ』

る事にして、変更点や問題点のみを取り上げることにしたい。

平城宮土器 I

平城宮土器 I は従前下ツ道側溝 S D 1900 出土品を基準資料としていたが、S D 1900 出土品は基本的には平城宮造営以前に属し、宮の土器ではなく平城宮土器 I の代表とするには問題があった。その後、第 104 次調査で造営直後に掘られ、和銅末年に埋戻された溝 S D 8600 から一括資料を得た。飛鳥 V に属し、S D 1900 出土土器よりは後出の土器群で、伴出の紀年木簡から 710～715 年頃までに使われたものと推定できる。S D 1900 出土品に較べて器種構成が極めてバラエティーに富み、美濃産と目される唐草文を陰刻した鏡形杯 B の蓋など、8 世紀前葉の宮廷土器を代表するものである。

平城宮土器 II

平城宮土器 II は平城京左京一条三坊の溝 S D 485 出土品を基準資料とする。S D 485 出土品は、報告書でも述べられるように型的に古いもの、新しいものを含んでいる。その後、佐紀池西岸で行なった第 177 次調査で検出した溝状土壙 S D 12965 や、長屋皇王家に関係する土壙などから、より純粋な形式の一括資料を得ている。この他、量的にはまとまった資料ではないが、II の上限・下限年代を推定できる資料をいくつか得ている。一つは霊亀 2・4 年の紀年木簡を伴出した薬師寺境内の井戸 S E 47 出土遺物であり、もう一つは、第 104 次調査検出の長方形土壙 S K 8630 出土品であり、和銅 8 (715) 年～霊亀 2 (716) 年の紀年木簡を伴出している。下限については、壬生門前方で行なった第 122 次調査で、神亀 4 年～天平 6 年頃までの紀年木簡と伴出した一括資料を得ている。後述の平城宮土器 III の上限と考え合わせ、今の所、平城宮土器 II は 715～730 年頃の型式と考えて大差なかろう。

平城宮土器 III

平城宮土器 III は内裏北方官衙内の土壙 S K 820 出土品を基準資料とし、伴出木簡から天平末年 750 年頃を中心とする型式と考えていた。しかし第 193 次調査で検出した東二坊々間路西側溝の下層堆積には平城宮土器 I～III までの土器を含み、伴った最も新しい紀年木簡は天平元 (729) 年であることから、III の上限年代は従前考えていたのより古くなることが判明した。そして、東二坊々間路西側溝出土の土器類は、S K 820 よりも技法的に一段古い一群と認識できる。例えば、土師器杯類をみるとヘラ削りする b 手法も多く、ヘラミガキを持つものが主体で、暗文も粗いとはいえ、ほとんどすべての杯 A・杯 C に施されている。また、後半以降一般的になる土師器の碗 A は出現していない。この一群は土師器で見ると限り平城宮土器 III の最古型式と見ることができ、奈良市東九条町前川遺跡の井戸出土品→S K 820 出土品の順で形式変遷をたどることは明かである。従って III の存続年代の幅も、730～750 年頃と見てよからう。

平城宮土器 IV

平城宮土器 IV は大膳職にある土壙 S K 219 出土土器を基準資料とする。その後、IV の資料として第 77 次調査で検出した第一次大極殿院南門の東にある楼風建物 S B 7802 柱抜取穴出土土器は、『報告 XI』でも述べられているように、S K 219 出土土器より型的に先行するものであり、III の S K 820 出土土器に直接後続する型式である。天平勝宝二 (750) 年の紀年木簡を伴出しており、IV の存続年代も、750～760 年代とみてよからう。

平城宮土器 V

平城宮土器 V は内裏北方官衙にある土壙 S K 2113・870、馬寮の井戸 S E 6166 を基準とする S E 6166 出土資料は『報告 XII』で報告を行なっている。S K 2113・S K 870 の出土資料は前述した I 群土師器が主体を占め、この段階の II 群土師器の全容は判然としなかったが、その後、東院西辺部で行なった第 104 次調査で検出した南北溝 S D 3236 から、V の一括資料を得ている。S D 3236 の下層では、宝亀 5 年の紀年木簡を伴う。

平城宮土器Ⅵは長岡遷都後の土器群を指す。京内の井戸から、この時期の資料をいくつか得ているが、Ⅴ段階のものと混在し区分が困難であり、今の所、良好な一括資料は見い出していない。但し、従前9世紀代に考えられていた興福寺一乗院の基壇建物を切る土壌出土一括品は、この時期の良好な資料である。

平城宮土器
Ⅵ

平城宮土器Ⅶは平城上皇遷都の時期にあたり、大膳職の井戸S E 311 上層の一括品を基準資料とする。S E 311 Bは土師器が主体をなし、この時期の須恵器・施釉陶器類に関しては、上皇宮廃絶時に掘られた土壌S K 238 の資料が基準資料となる。その後、平城上皇期の遺構はいくつか判明しているが、この時期土器はほとんど検出していない。

平城宮土器
Ⅶ

i 土師器の器種の消長と法量変化

土師器食器類の法量変化については『報告Ⅶ』に詳しく、それを参照していただきたい。器種の消長についても、『報告Ⅶ』との重複を避けできるだけ簡略にするため表にまとめ、変更点と新発見、それに表では説明しきれない点のみを記述したい。表の器種名は基本的には『報告Ⅶ』に従っている。但し、杯Aについては口径がほぼ同じで、器高の高い一群と低い一群に

Tab. 16 土師器の器種消長

器種 \ 時期	I	II	III	IV	V
杯A I-1	—————				
I-2	—————				
II	—————				
III	—————				
杯B I	—————				
II	—————				
III	—————				
IV	—————				
大型杯B	—————				
杯C I	—————				
II	—————				
III	—————				
皿A I	—————				
II	—————				
皿B I	—————				
II	—————				
皿C	—————				
椀A I	—————				
II	—————				
III	—————				
椀C	—————				
高杯 I	—————				
II	—————				
鉢A	—————				
B	—————				
C	—————				
F	—————				
壺A	—————				
E	—————				

分かれ、前者を杯A I、後者を杯A IIと呼称していたが、ここではそれぞれ杯A I₁・杯A I₂として表現する。後述の須恵器の場合も同様である。

杯 A (1) 杯Aは平城宮土器Ⅲまでは、杯A (I₁・I₂・Ⅱ・Ⅲ)の4種が存在するが、Ⅳ以降杯A (I₂・Ⅲ)の2種に減少する。但し、両種が存在するのはⅡ群土器で、Ⅰ群土器は杯A Iの1種のみとなる。杯A I₁は平城宮土器Ⅴでもわずかに残るが、極めて少ない。

杯 B (2) 杯BはⅣまでは杯B (Ⅰ～Ⅲ)の3種しかないが、平城宮Ⅳの段階で口径40cm・器高15cm種の大型品が出現し、9世紀前半代まで見られる。平城宮Ⅳまでは、杯B自体、食器組成全体からみると量的に占める割合は少ないが、平城宮Ⅴ・Ⅵの段階では、出土量の増加する一方、杯BⅠ～Ⅳの4種に器種分化している。このような杯Bのあり方は、奈良時代後半以降、和泉国陶邑窯が次第に衰退し、須恵器の供給量が減少することと深く関わっている。また、須恵器とまったく同じ形をした壺Eが、平城宮Ⅳ以降に出現するのも同様な事情による。

杯 C (3) 杯Cは平城宮土器Ⅰの段階まで杯CⅠ～Ⅲの3種が存在するが、平城宮土器Ⅲ以降Ⅱ群土師器から杯Cは姿を消すが、Ⅰ群土師器では次第に法量が縮小しながらもⅦまで存在する。Ⅴ段階の杯Cは、Ⅱ群土師器器ⅢAⅡと同一法量となり、機能的には皿の小型品と目されよう。

皿 A (4) 皿Aについては、平城宮Ⅱでは皿AⅡは確認されているが極めて少ない。但し、『報告Ⅵ』では皿AをⅠ～Ⅲの3種に区分しているが、皿AⅡとしたものは口縁部端部が内傾する杯Cの形態であり、『報告Ⅵ』で皿AⅢとしたものをここでは皿AⅡと考えている。皿AⅠは全時期を通じて存在するが、皿AⅡが増加するのはⅣ以降である。但し、Ⅰ群土師器には皿AⅡはなく、Ⅱ群のみに限られる。

椀 A (5) 椀Aは平城宮土器Ⅲの新段階、SK820の段階で出現するが、量的に少ない。量的に多くなるのは平城宮土器Ⅳ以降で、法量は次第に小さくなる。

ii 土師器の製作手法の変化

土師器の製作手法と調整法

平城京時代の食器のうち、平底形態の杯類・皿は、基本的には粘土紐を巻き上げて大方の形を作ったのち大型の葉の上に置き、回転させて細部の成形を行う(木ノ葉手法)。最後に片手に持ち上げ、もう一方の手の獣皮や布を使って内面をナデ上げる。これをa手法調整と呼ぶ。a手法で作ったものの底部外面を削るものをb手法、外面全体を削るものをc手法と呼んでいる。従って、aとb・c手法は調整の差の区別ではなく、段階の差である。またa～c手法で作ったものに更にヘラ磨きや暗文を施すが、これも調整の段階の差であり、例えばb₂と表わす手法は、a手法仕上げ→ケズリ→暗文・ヘラ磨きの3段階の調整を経たことを表わす。

調整法は時期を追って変化するが、基本的には調整の簡略化の方向と理解できる。『報告Ⅶ』では、土師器の群別と調整法の変化の関係については論じられていないが、群毎にも調整手法の変化の仕方は異なる。

群別による調査手法の差

平城宮土器Ⅲ段階までは、Ⅰ・Ⅱ群土師器は同じような変化をたどる。平城宮土器Ⅱの段階まではa・b両手法があり、b手法がやや多いが、平城宮土器Ⅲでは圧倒的にa手法が多くなる。平城宮土器Ⅳ以降もⅠ群土師器はa・b両手法で作られ、Ⅱ群土師器はc手法を採用し、a・b手法で仕上げるものはなくなる。

次に調整の第3段階である暗文・磨き調整の変化を見よう。これについても、平城宮土器Ⅲ

までは両群ほぼ同じような変化をたどる。杯A・Bの暗文は、連弧+二段放射暗文(平城宮土器I)→連弧+一段斜放射暗文(平城宮土器III)の順に変化する。そして平城宮土器IIIの新段階には無文化が進み、平城宮土器V以降、完全に暗文がなくなる。

平城宮土器I・II段階では、ヘラ磨きはa・b手法の差を超えて基本的な調整であり、ヘラ磨きを持つものが多い。平城宮土器III古段階には、まだヘラ磨きを施した例が知られるが、それ以降、I群土器にはヘラ磨きは施されなくなる。

II群土器は、平城宮土器IV以降もヘラ磨きを施すが、IVには少なくむしろV段階に増加し、VI以降に消失する。

杯Cについては、基本的には連弧+斜放射暗文であり、他に連弧+斜放射+連弧暗文の例が平城宮I・II段階で確認できる。やはり、平城宮IIIの古段階まで暗文・ヘラ磨きを施すが、以後は杯A・Bと同様の変化をたどる。

皿Aは、平城宮土器I～IIIでは基本的に連弧+一段放射暗文で、ヘラ磨きの例はほとんどない。やはり、平城宮土器IIIの新段階で無文化が進行し、それ以降とだえる。ヘラ磨きは平城宮土器IV以降のII群に採用されてV段階に盛行し、VI以降に減少消滅する。

一方、杯F・椀A・椀C・皿Cの小型品は、厚めに大方の形を作ったのち手にのせ、もう一方の手の指で上方に薄く延ばし、口縁部上端をヨコナデする(左手手法)。椀Cはこうして作ったものを中指を底部の中心におき、他の指で回転させながら、もう一方の手で内面をナデて仕上げる。杯F・椀Aは、小口板やコテ状品を使って内面の凹凸を削り取る。椀Aの場合は外面もヘラ削りして平滑にする。

杯F・椀CはI・II群のいずれにも属さないが、椀Aは両群にあり、いずれもc手法で調整し、ヘラミガキを施す。但し、平城宮V～VI段階にはe手法でヘラミガキを施す例があり、I群に近い胎土組成を持つものもある。

前述したように、8世紀には法量によって二種の成形法を使い分けていたが、9世紀に入ると木ノ葉成形法が姿を消し、左手手法に転換する。その結果、製品の小型化と粗悪化が進行する。9世紀前半には、左手手法で作ったものをヘラケズリ調整するものが多くを占め、8世紀のc手法と区別する意味で、e-c手法と表現し区別している。9世紀中頃以降はe-c手法が少なくなり、10世紀段階には完全にe手法に変わる。

iii 須恵器の器種の消長と変化

(1) 平城京土器I・II段階には、杯A・Bは、器高の高い一群と低い一群の二系統が存在する。すなわち杯Aでは器高の高い一群は、径高指数33前後で5種(杯AI₁・AII₁・AIII₁・AN₁・V)、径高指数23前後の低い一群には4種(杯AI₂・AII₂・AIII₂・AN₂)がある。また杯Bにも同様に、径高指数35前後の一群が5種(杯BI₁・BII₁・BIII₁・BN₁・BV)、径高指数26前後の一群が4種(杯BI₂・BII₂・BIII₂・BN₂)ある。

平城宮土器III以降、器高の高い一群は次第に姿を消し、IV段階には、高い一群は姿を消す。

(2) 鉢を忠実に模した器形(杯E・杯F)は前半に盛行する。杯Fは平城宮土器Iの段階にはすでに存在し、身や蓋に唐草文の陰刻を施す例も知られる。杯Eは今の所、平城宮土器II段階に確認できるが、更にIにさかのぼる可能性もある。

器種 \ 時期	I	II	III	IV	V
杯A I-1		■			
II-1		■			
III-1		■			
IV-1		■			
I-2	■				
II-2	■				
III-2	■				
IV-2	■				
V					
杯B I-1		■			
II-1		■			
III-1		■			
IV-1		■			
I-2	■				
II-2	■				
III-2	■				
IV-2	■				
V					
杯C I	■				
II		■			
皿A I	■				
II	■				
皿B I	■				
II	■				
皿C I	■				
II	■				
皿E	■				
椀A I	■				
II	■				
椀B	■				
高杯 I	■				
II		■			
鉢A	■				
D		■			
F	■				
壺A	■				
B	■	■			
C	■	■			
D		■			
E	■				
G				■	
H			■		
K	■				
L			■		
M					■
N			■		
P			■		
Q		■			

Tab. 17 須恵器の器種消長

(3) 土師器の杯Aを模倣した杯Cには、口縁端部が内側に巻き込むものと、口縁内面上端に一条の沈線を施すものの2種あるが、両者とも平城宮土器Ⅱ段階に出現する。前者はⅠ群土器で、平城宮土器Ⅴ段階まで存在するのに対し、後者はⅡ群土器で、平城宮土器Ⅱ段階で姿を消す。また、土師器の杯Cを模した杯Xは平城宮土器Ⅱ・Ⅲの古段階に認められる。杯Xは成形にロクロを使用せず、土師器の成形法（木ノ葉成形法）で作られ、内面に暗文をもつものや外面をへら磨きするものがあり、土師器工人の手による須恵器である。

(4) 鉢Aは平城宮土器Ⅲの段階で、Ⅰ・Ⅱ群須恵器に尖底のものが出現し、以後、平底のものは姿を消す。但し、Ⅵ群は平底の鉢Aが残る。

(5) 杯B・皿Bの蓋には、頂部が笠形を呈するもの（B形態）、頂部が平坦で縁部が屈曲するもの（A形態）の二種がある。Ⅰ・Ⅳ群土器以外は基本的にA形態であるが、Ⅰ群須恵器はⅡ段階を境にA形態に変化し、B形態の蓋は姿を消す。

(6) 提梁を持つ平瓶は平城宮土器Ⅰに出現し、以後、提梁を持つ平瓶が一般化する。それまでは丸味を持つ高い体部の平瓶が一般的であったが、平城宮土器Ⅱの段階では体部が扁平になり、体部と平井部の境に稜を持つものが一般化する。高台を付す例は平城宮土器Ⅱの段階に、小型の平瓶（水滴）で知れるが、大型品で高台をもつものは平城宮土器Ⅳ以降に一般化する。

(7) 平城宮土器Ⅰ・Ⅱ段階の壺類は、壺Aを除き、古墳時代からの系譜を引く肩に稜を有する形態が一般的である。Ⅲ段階以降、こうした形態は次第に姿を消し、代わって肩に丸味を有する壺が一般化する。平城宮土器Ⅱにみられる小型壺C・D・Eのうち、以降も存続するのは壺Eのみである。平城宮土器Ⅲには壺Hが出現し、Ⅴ段階には高台を付さない形に変わる。

壺G・壺Mは今の所平城宮土器Ⅴ段階には出現しているが、壺Gについては、形式的に古い壺Gも確認でき、さらにさかのぼる可能性もある。壺MはⅤ段階に出現し、9世紀には小型壺の主体を占めるようになる。

iv 須恵器の製作技法の変化

古代の須恵器の成形法に関しては、大型の壺・甕類などは成形にはロクロを使わず、粘土紐を巻き上げたり、粘土紐を積み上げて大方の形を作った後、叩板と当板を使って叩いて成形したと見るのがほぼ一致した意見である。しかし、小型の食器・壺類に関しては、ロクロ回転を利用して粘土塊から直接製品を挽出したと考える説と、大形品と同様に粘土紐を巻き上げて成形したものをロクロに据え、細部の挽出しと調整を行なったとみる説に分かれる（粘土紐巻き上げ・ロクロ成形法⁵⁾）。以下、奈良時代の食器の実態から両説を検討してみよう。

奈良時代の食器の一般的な形は、側面形が箱形を呈し、広く平坦な底部とほぼ真直ぐに立ち上がる口縁部からなる。当時のロクロの精度については後述するとして、本来ロクロとは、回転力を利用して粘土塊を下方から順に、あるいは斜め上方に挽出して製品を作る道具である。しかし、真直ぐ横に挽出すことも理論的には可能であるが、粘土が重みですぐ垂れ、極めて困難である。ましてや、奈良時代の食器のように、そうして挽出したものの先端からほぼ垂直な形でさらに口縁部を挽出して、形を保持することは不可能に違いない。ロクロ水挽法の場合、製品の平底部分は基本的に粘土塊から切り離される面である。換言すれば、底部はロクロで挽出すものではなく、粘土円筒の大きさによって、はじめから大きさが決まっているのである。

須恵器製作
法の諸説

事実、奈良時代の畿内産の平底の食器類には、底部を挽出した痕跡は認められない。したがって、仮にロクロ水挽法でこうした平底食器を作るとした場合、少なくとも、期待される製品の底部と同じ位の径をもつ粘土円筒塊が必要になる。

ロクロの精度

ところで、奈良時代には確実にロクロ水挽法による製品が存在するが、食器ではなく細頸の瓶の類である。そのうち、下から上まで完全に一気に水挽法で作られたものは小型の壺Mのみである。壺Mの底径は、4 cm 前後、高さは10 cm 程度であり、それよりやや大形の壺G（器高20 cm 程度）は、頸部と体部とは別々に水挽し、接合して作る。体部の高さはやはり12 cm 程度である。壺M・壺Gよりも器高の高くて体部の張る壺Lは、壺Gと同様に2段構成で器体を作るものと、体部を2段に構成したものに頸部を取り付けたもの（3段構成）の2種がある。これらの瓶類の作法から、粘土塊から一気にひき上げできる高さは12 cm 前後であって、それより高いものを作る場合には、2段なり3段なりに分割して作らざるをえなかったのである。挽出しは回転力に比例し、回転力はロクロに乗る粘土の重量によって制限をうける。したがって、当時のロクロに乗せられた粘土塊の大きさは、せいぜい壺M 1個体を作る位の大きさだったことになる。こうして見ると、側面形が箱形の食器をロクロ水挽法で作れないのは明らかであろう。そのため、こうした器形を作るためには粘土紐を巻き上げて大方の形をつくった後、ロクロの回転を使い細部の挽出しと調整を行わざるを得なかったのである。前述のようなロクロ水挽法による製品は、平城宮土器Ⅲの段階で金属を模した細頸水瓶にその初現を見るが、平城宮土器Ⅴ段階で盛行する技法である。8世紀はロクロ水挽法は畿内では主として瓶類の成形に採用されているが、Ⅴ群では笠形の杯B蓋や、一部の小型の杯類にも採用された可能性がある。Ⅴ群では、製品をロクロから切り離す際に糸を使う技法が奈良時代中頃から見られる。また、切り離しに糸を使うのは、Ⅴ群以外に出雲・因幡地方の須恵器にも見られるが、糸切り法はこれまでロクロ水挽法に固有の技法と考えられてきた。確かに、水挽法による製品は糸切りで、粘土紐巻き上げロクロ調整法によるものは、ヘラで切り離している。糸で切る場合は、粘土塊から切取って底部を作る意図をもち、後者の成形法の場合には、底部をあらかじめ作るのであるから、切り離すと言うよりも取り外すと言うのが的を得ている。その意味で「ヘラ切り」というよりも従前使われていた「ヘラ起こし」の語が適切である。すべての場合には適応できないかも知れないが、底部切り離し技法の違いは成形法の違いを反映していると見てよからう。

9世紀にはいるとロクロ水挽法は、磁器を模した緑釉、灰釉陶の碗・皿類にも適用される。9世紀前半に始まる新しい食器類は、前時代の箱型器形とは異なり、口縁部が内彎気味に上方に立ち上がる形で、ロクロに適した形であることは言を俟たない。

次に調整法の変化について述べよう。奈良時代前半期（Ⅰ～Ⅲ）までは、食器類の底部はロクロケズリされる。Ⅰ・Ⅳ群はⅣ以降、削り調整が省略され、ヘラ切りままの不調整ものが多い。他の群ではⅤ段階までロクロ削り調整が見られるが、Ⅴ群では底部を削り残し、糸切り痕をとどめるものがある。

Ⅴ 施 釉 陶 器

我国で上薬を掛けた焼き物が作られるようになるのは、7世紀後葉の頃である。鉛ガラスを

基礎釉とし、銅を呈色剤とする低火度焼成の緑釉単彩陶で、統一新羅の鉛釉陶器の影響を受けて成立した。この時期の鉛釉陶器の器種は棺・磚などの器材で、土器固有の形態(食器・貯蔵器等)には施釉されることがなかった。

緑釉単彩陶

我国のもう一つの施釉陶器の系列は多彩釉陶器であり、唐三彩の影響を受けて成立した、所謂、奈良三彩である。奈良三彩も鉛釉を基礎釉とし、酸化鉄・銅を基礎釉に加えて褐釉・緑釉を作り、器体に塗り分けて発色させる。基礎釉は無色透明で、白い発色は生地の色が浮かび出たものである。奈良三彩の最古例は、今の所、平城宮土器Ⅱのうちにある。8世紀前半期には左京八条一坊十三坪で緑釉単彩鉢などの例も知られるが、基本的には多彩のものが多くを占める。器種には杯・皿・椀・鉢・瓶等があり、煮沸器を除く器種のセットが揃っている。しかしこうした器種がセットで出土するのは宮と寺院に限られる。京あるいは各地の遺跡から時々出土する器形は、小型壺と骨蔵器として使われた壺Aであり、奈良三彩がセットとして出土することはない。奈良時代後半期になると多彩のものは少なくなり、緑釉単彩のものが増加する傾向にある。

奈良三彩

平城宮土器Ⅳ～Ⅴ段階には、更に緑釉単彩化が進むとともに、新しい器形が生産されるようになる。新出の器種としては、貼付輪高台の椀・唾壺・釜・カマドなどがある。そのうち椀・唾壺は確実に唐の磁器を写したものであり、従前考えられていたよりも磁器志向の風潮は古くさかのぼることになる。

緑釉単彩陶
の新器種

平城宮土器Ⅶ段階で、磁器志向の様式が定着するとともに新たに、施釉陶器部門に灰釉陶器が加わり、以降、2種の施釉陶器が10世紀末から11世紀初め頃まで存続する。

vi 黒色土器

黒色土器は、水もれを防ぐために土器の表面に炭素を吸着させた焼物で、一種の改良型土器とも言うべきものである。畿内では、8世紀以前には黒色処理の技法の伝統はなく、東日本の影響を受け8世紀の初め頃に成立する。器の内面を黒色処理するA類と、内外両面を処理するB類がある。A類は奈良時代を通じて生産されているが、極めて出土例が少ない。土師器工人の手によるため、土師器の器形と共通するものが多い。黒色土器が量的に増加傾向を示すのは平城宮土器Ⅴ～Ⅵの段階であり、主として大形の杯Aが生産されるようになる。Ⅶ段階では、食器類に杯Bや磁器を模した皿Bなどが新たに加わるとともに貯蔵器・煮沸器も生産されるようになり、土師器から独立した生産部門を構成するようになる。

黒色土器A
類

B類が盛行するのは10世紀段階であるが、奈良時代後半にすでに存在する。それは、特異な器形であり、唐もしくは渤海からの舶載品の可能性もある。9世紀代には、B類は既に生産されているが、小壺や硯等の特殊な器形のみであり、A類と共通する器形は見いだせない。

黒色土器B
類

- 1) 『報告』ではSK219の椀Aの調整をa手法としているが、誤りであり、明らかにc手法である。
- 2) 羽曳野市教育委員会『古市遺跡Ⅴ』1984, p. 124~127
- 3) 奈文研『平城宮発掘調査報告Ⅺ』1982, p. 254~257
- 4) 阿部義平・山沢義貴「水びき成形法におけるヘラ切りと糸切り」『日本考古学協会第36回総会研究発表要旨』1970
- 5) 田中琢「須恵器製作技術の再検討」『考古学研究』第11巻第2号, 1964

3 遺 跡

A 内裏殿舎遺構の時期区分と変遷 (Fig. 87~95)

内裏地区の遺構は、内裏が存続したⅠ期からⅥ期まで、内裏が廃絶した後のⅦ・Ⅷ期の合計8時期に区分される。本節では、遺構の重複関係や出土遺物を掘り所として、これに各遺構の配置関係を考慮して各遺構をⅠ～Ⅷ期に区分した結果について、従来の見解との相異を明らかにしつつ、内裏内の遺構変遷について述べる。

i 内裏正殿遺構の再検討

『報告Ⅲ』 との相違点

まず建物遺構の重複関係について本報告で『報告Ⅲ』と異なる見解を示した点からみると、『報告Ⅲ』は内裏正殿地区の建物遺構について、柱穴の重複関係からS A 251→S B 460→S B 450 A→S B 450 Bの順序で新しくなり、これらの建物とS B 447・449・452との前後関係は確定できないとした。『報告Ⅲ』ではS B 447とS B 452の遺構の解釈を誤ったために、重複関係を不明とせざるをえなかったが、第Ⅲ章2の遺構各説で記したように重複関係からS B 449はⅦ期、S B 452はⅤ・Ⅵ期と改めた。また、S B 460については『報告Ⅲ』の誤りとは必ずしも断定できないが、桁行5間、梁行1間の小建物ではなく、これを西庇とするⅠ期の内裏正殿に復原することが可能である。

本報告では、S A 251をⅤ期の内裏正殿と御在所正殿を区画する塀として、『報告Ⅲ』で最も古いとした時期を逆転させ、最も新しくした。『報告Ⅲ』が時期区分に用いたS B 450の柱穴重複図では、S A 251の柱穴はS B 450によって消滅したものと考え、同位置に重複する3個の柱穴をS B 460→S B 450 A→S A 461とし、S A 461はS B 450 Aの西側柱と重複する南北5間の塀とした。S A 251の柱穴をS B 450 Bとしたために、本来はS B 450 Aの西妻側柱をS A 461と想定しなければならなくなったのである。したがって本報告では、内裏正殿地区における遺構の重複関係をS A 460→S B 450 A→S B 450 B→S A 251・S B 452とし、S B 447は配置関係からS A 251と同期であるとした。そして内裏全体の配置関係からS B 460をⅠ期、S B 450 AをⅡ・Ⅲ期、S B 450 BをⅣ期、S B 447をⅤ・Ⅵ期の内裏正殿とした。

ii 内裏区画の変遷

Ⅰ期外郭

Ⅰ期内裏は南面大垣S A 655、東西大垣S A 6905、北面大垣S A 486の掘立柱塀で区画され、東西・南北とも600尺の正方形の敷地である。南北中軸線上の中央に御在所正殿S B 4700の前面を東西中軸線上に揃え、内裏正殿S B 460はその中心をS B 4700の前面と南面大垣S A 655の中央、すなわち内裏の南北を四等分する位置に置く。Ⅱ期以後の内裏正殿・御在所正殿多少はとも南北に位置がずれることもあるが、基本的にはⅠ期の位置を踏襲している。

Ⅱ期外郭

Ⅱ期内裏はⅠ期の東面大垣S A 6905の北端3間分を縮小し、南端に6間分を増設して南北630尺に改め、南・北面は南に位置をずらせて建替え、南面大垣S A 7592、北面大垣S A 061となる。Ⅱ期御在所正殿S B 4703 AはⅠ期のS B 4700より一まわり小規模となるが、前面はS B

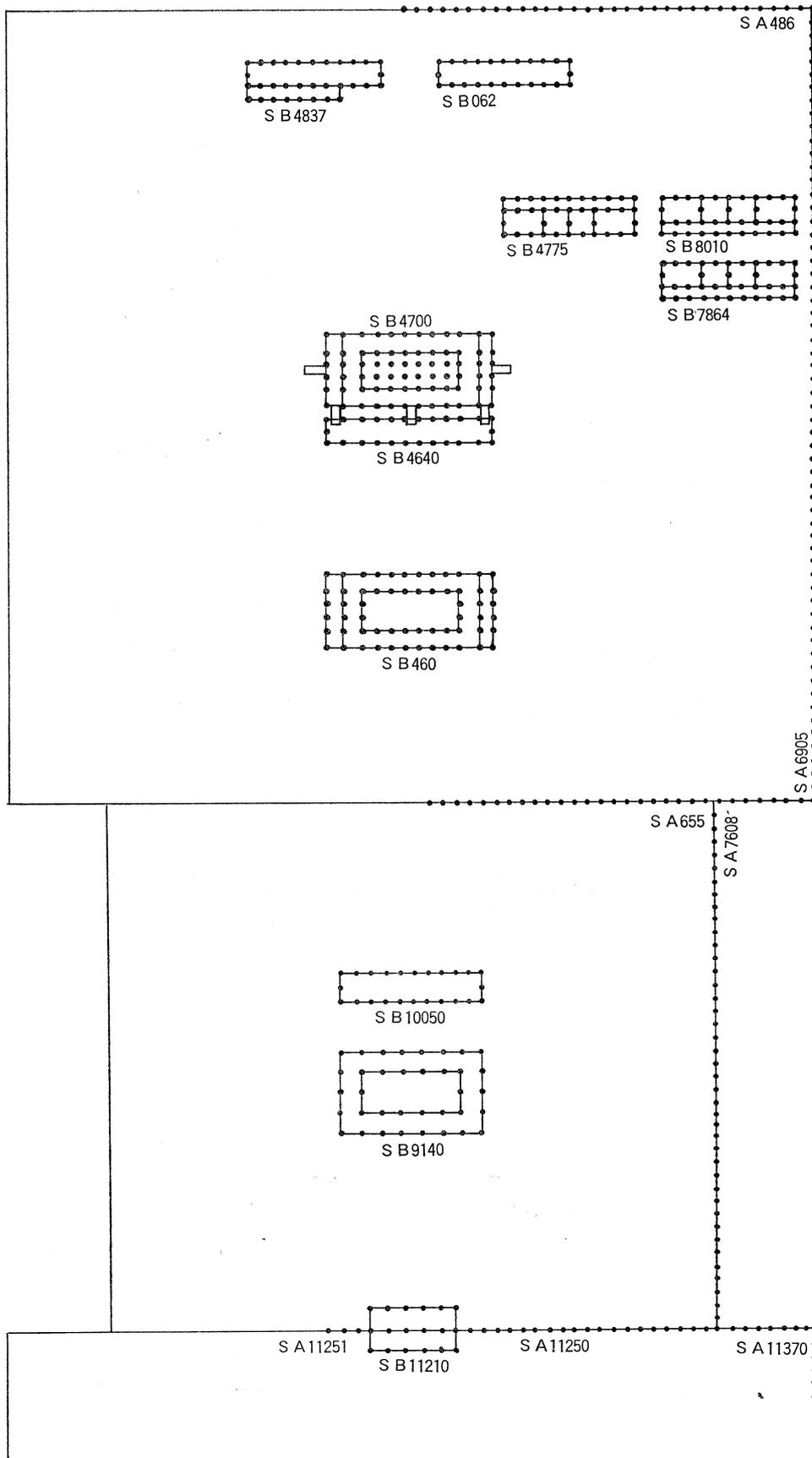


Fig. 87 内裏第1期の殿舎配置

4700と同様にその前面を内裏東西中軸線に合わせる。また、Ⅱ期内裏正殿S B 450 AもⅠ期内裏正殿S B 460より桁行を2間縮小して同位置に建替える。

**内裏内部の
成立**

Ⅱ期内裏正殿と東・西脇殿は東西北三方を回廊（北面回廊S C 254・東面回廊S C 247）で囲う内郭を構成し、御在所の一郭も正殿・後殿・脇殿を塀S A 4690・4692・7876で囲い、内裏内郭と御在所一郭、および周辺殿舎地区で構成する内裏区画割の基本形式が成立する。

**掘立堀から
築地回廊へ**

Ⅲ期内裏外郭はⅡ期掘立柱大垣の位置を踏襲して築地回廊（東面S C 156・南面S C 640・北面S C 060）に改め、以後Ⅵ期までこの外郭築地回廊が存続する。

iii 内裏正殿地区と御在所地区

御在所正殿地区も内裏正殿地区と同様に同位置で多くの柱穴の重複が認められる。御在所正殿遺構の重複状況を見ると、S B 4700→S B 4703 A→S B 4703 B→S B 4704→S B 4705の順序となる。それぞれⅠ期からⅤ期までの各期の御在所正殿に充て、S B 4705はⅥ期まで存続させた。以下ではこの御在所正殿の時期区分を基準として、御在所殿舎群および、内裏正殿との対応関係について述べる。

**Ⅰ期御在所
正殿**

Ⅰ期の御在所正殿S B 4700には前面に細殿S B 4640が付属し、脇殿・後殿に相当する遺構は見当たらない。S B 460とS B 4700とは同規模・同形式であるが、S B 460には細殿は付属しない。細殿の有無は、両殿舎の性格の違いを反映している。また、両殿舎はⅡ期以後の内裏正殿にみられる脇殿や、内裏正殿と御在所地区を区画する施設をともなわないなど、配置形式をⅡ期以後とは大きく異にしているが、S B 460・S B 4700はともにⅡ期以後の内裏正殿や御在所正殿と同位置にあり、それぞれの機能はⅡ期以後に引継がれたものと思われる。

**Ⅱ期御在所
殿舎**

Ⅱ期の御在所正殿S B 4703 Aには東脇殿S B 260 A、西脇殿S B 4660 A、後殿S B 4710 A、湯殿S B 4715 Aがともなう。東・西脇殿は従前から庇付き建物と考えられてきたが、庇柱掘形内の出土遺物からはⅡ期まで遡りえず、また、庇柱掘形と身舎の足場穴との切合い関係から、西脇殿ともⅡ期には身舎のみの形式で建設され、Ⅲ期に庇付きに改造された経緯が明らかとなった。この東脇殿S B 260 Aは、内裏東脇殿S B 440・650と棟通り、梁間を揃えて南北一直線上に並び建っており、内裏東脇殿とは同時期であることは明らかである。

**Ⅲ期御在所
殿舎**

Ⅲ期には脇殿改造と同時に正殿S B 4703 Bも西庇を拡幅する部分改造を行い、湯殿S B 4715はⅡ期を継承し、また後殿S B 4710 BもⅡ期後殿の東・西端間を拡幅して同位置に建替えるなどの改造を加えるが、Ⅲ期御在所殿舎は基本的にはⅡ期の建物を踏襲している。したがって、内裏正殿もまた御在所正殿と同様にⅡ期のS B 450 AをそのままⅢ期まで存続するものとした。

Ⅳ期には内裏正殿と御在所正殿を改築し、御在所に新たな殿舎を増築する時期である。Ⅲ期の御在所正殿S B 4703 Bと同規模・同形式の建物であるS B 4704は、S B 4703 Bよりやや東方に位置をずらしている。このことからS B 4704は、御在所正殿としての格式を荷っていたかどうかは疑わしい。Ⅲ期御在所東脇殿S B 260 BとS B 4660 Bは、柱抜取穴出土土器（土器Ⅲ～Ⅴ型式）により、Ⅳ期まで存続したことが明らかである。この東・西脇殿間の中央にⅤ・Ⅵ期の御在所前殿S B 4610・4650と重複して、これらより古いS B 4645がある。S B 4645は桁行7間の北庇付き建物で、南庇は南方の未発掘区に想定できる。このS B 4645をⅣ期の御在所正殿とすると、平面形式をⅢ期の4面庇付きから2面庇付きに改めている点で、やや格下げの感はまぬ

**Ⅳ期御在所
正殿・後殿**

がれない。しかし、平面規模はⅢ期御在所正殿と同じであることや、内裏中軸線上にあって内裏正殿とは回廊 S C 254 を隔てて対峙する配置形式からみて、S B 4645 をⅣ期の御在所正殿、S B 4704 をその後殿としていたものと思われる。なお、Ⅳ期御在所の付属殿舎として、湯殿 S B 4715 B は S B 4715 A に東庇を加えて存続させ、また御在所地区の東北隅には小建物 S B 4767 を増築する。

Ⅳ期御在所正殿の改築は、当然内裏正殿の改築に対応するものと考えられる。Ⅳ期内裏正殿 S B 450 B はⅡ・Ⅲ期内裏正殿 S B 450 A と同位置で同規模に建替えたものであるが、平面形式は S B 450 A の身舎梁間 3 間、4 面庇付きから、Ⅳ期には身舎梁行を 2 間に狭めて代わりに北孫庇を付け加えている。北庇の付加によってそれまでの内裏正殿の平面規模に合せ、内裏正殿としての格式を保持したものとみなせるが、身舎梁間の縮小による棟高の低下はまぬがれない。この変化は、御在所正殿の 4 面庇から 2 面庇への変化と軌を一にするものと思われる。

Ⅳ期内裏正殿

Ⅴ期には内裏正殿と御在所地区の殿舎ならびにその区画は全面に近い変更を受ける。

Ⅴ期内裏内郭の縮小

内裏正殿区画は東西幅を変えずに、南北幅を約 4 分の 3 に縮小して掘立柱塀（東面 S A 248 ・北面 S A 251）に改め、これにともないⅣ期造営の内裏東・西脇殿 4 棟のうち東・西第 2 脇殿のみを存続させ、また内裏正殿 S B 447 を従前より前方に移動し、S B 447 の南側面を東・西脇殿の北妻側柱を結ぶ線上に揃える。

内裏内郭の縮小とは反対に、御在所一郭は南北に拡大し、Ⅱ～Ⅳ期には東西非対称形であった殿舎配置を対称形に改める。この拡大に際して、Ⅱ期造営の東垣 S A 7876 をそのまま存続させてその南に 7 間分（S A 258）と、北に 6 間分（S A 8033）を延長し、内裏中軸線に対称の位置に西垣 S A 4760 を設け、北垣 S A 4761 で御在所北面を閉じる。

Ⅴ期御在所区画

Ⅴ期御在所には、内裏中軸線上に S B 452 ・ 4610 ・ 4705 ・ 4712 を南北に並び建て、東南隅には S B 253、中央部の東西には S B 4670 と S B 4680、北端部の東西には S B 4770 A と S B 4790 A を並び建て、御在所全体にわたって東西対称の配置形態を保っている。但し、S B 4705 の西北隅柱と S B 4790 A を結ぶ塀 S A 4771 のみ非対称である。

Ⅴ期御在所殿舎配置

Ⅵ期はⅤ期の付属殿舎 S B 4712 ・ 4770 A ・ 4790 A を同位置で改築してそれぞれ S B 4784 ・ 4770 B ・ 4790 B とし、S B 4610 を北に移して S B 4705 に近接させ S B 4650 とする部分的な改築工事で、基本的にはⅤ期の殿舎配置と変わらない。

Ⅵ期の御在所殿舎配置

Ⅴ・Ⅵ期内裏正殿 S B 447 はⅡ～Ⅳ期の内裏正殿と桁行規模は同じであるが、梁行は 1 間縮めて 4 間となる。しかも、平面形式は当時としては異例で、身舎桁行 7 間、梁行 3 間の東西北 3 面庇で、南縁付きとする。身舎梁行 3 間の形式は、Ⅳ期に狭められた形式をもとに復したもので、前面にも庇を付けて 4 面庇とすればⅡ・Ⅲ期内裏正殿と同形式となるのであるが、南庇を省略して縁に改め、身舎内の西北隅に独立柱を立てるなど構造的にも従前と異なる特異な形態を示している。

Ⅴ・Ⅵ期の内裏正殿

Ⅳ期内裏正殿 S B 450 B と御在所正殿 S B 4645 の配置関係を参考にすれば、Ⅴ期の御在所正殿は S B 452 に充てるべきであろう。但し、S B 4645 が南北 2 面庇付きに対して、S B 452 は北庇を省略した形式となる。また、Ⅳ期には御在所後殿 S B 4704 とした建物は内裏中軸線から東に位置をずらせているが、Ⅴ期にはほぼ同位置で中軸線上にもどして S B 4705 が建つ。

Ⅴ期御在所正殿

S B 4705 はⅢ期まで御在所正殿が存在した位置にあるが、規模は桁行 9 間から 7 間に、4 面

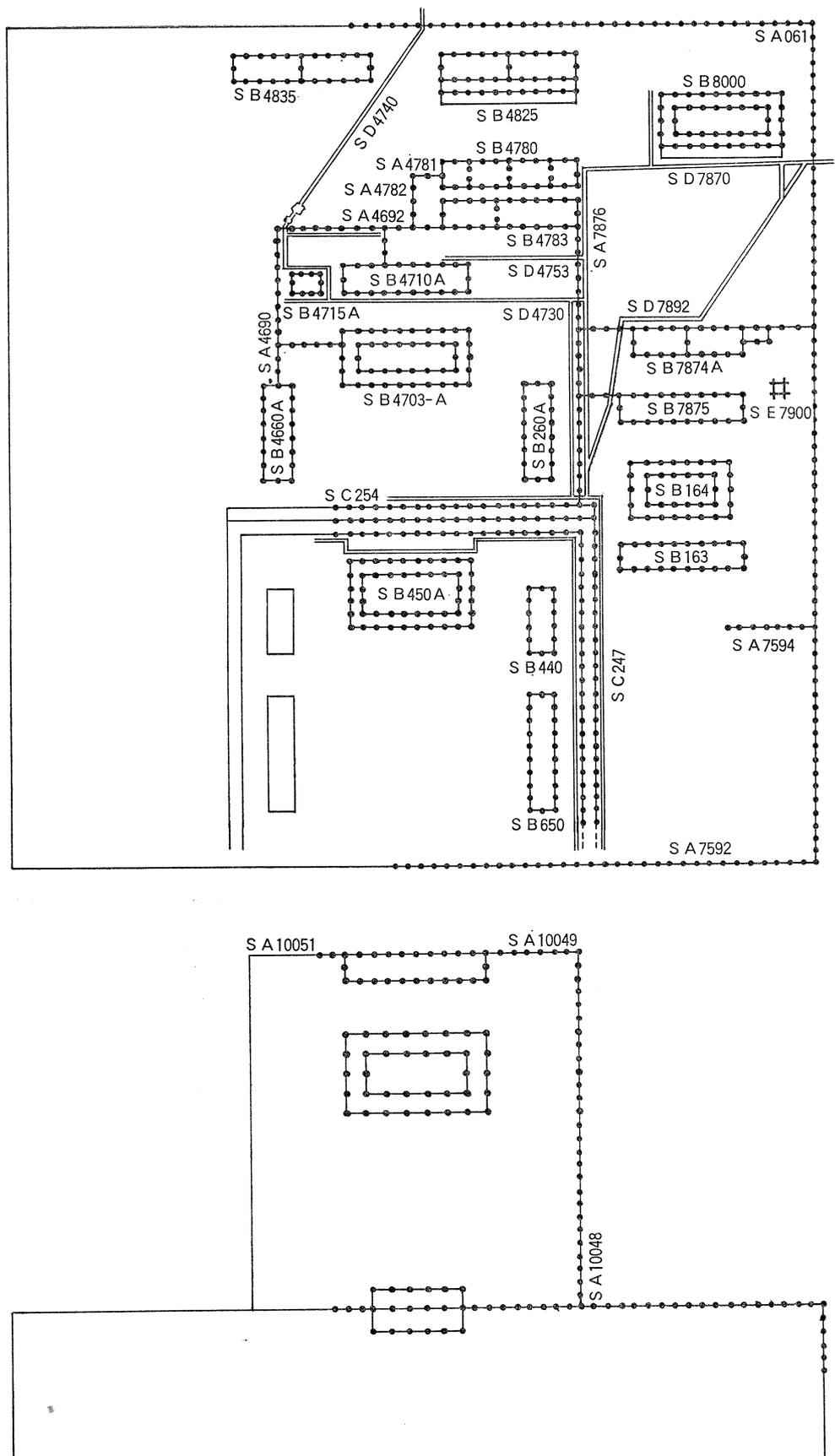


Fig. 88 内裏第Ⅱ期の殿舎配置

庇付きから北庇付きに縮小され、後記の理由から皇后宮正殿に当る建物と思われる。

皇后宮正殿
の成立

V期御在所一郭の中心殿舎は、以上のように御在所正殿S B 452と皇后宮正殿S B 4705の2棟が南北に分かれて、それぞれに脇殿・後殿を備えた形式となる。御在所東脇殿S B 253は東西棟建物で、御在所正殿S B 452の南側面柱筋の東延長線上に北側柱筋を合わせて建つ。西脇殿は未発掘区に同規模・同形式の建物が想定される。II期以来の南北棟形式の脇殿とは異なって東西棟としたのは、II～III期御在所正殿と脇殿の関係、V期内裏正殿と脇殿の関係がいずれも正殿南面と脇殿北面の柱筋を合わせているのに倣い、かつ御在所正殿前庭が狭いためと思われる。なお、東西棟脇殿形式は第一次大極殿地区の第III₋₁期殿舎配置に認められる(Fig. 111)。

V期御在所
脇殿

皇后宮正殿S B 4705の脇殿S B 4670・4680は南北棟建物で、S B 4705との位置関係は棟方向を違えて正殿の東と西に並列する形式を採り、御在所正殿と脇殿のような柱筋を揃える関係は認められない。

皇后宮脇殿

御在所正殿と皇后宮正殿の間には、皇后宮正殿S B 4705の東西側面と合わせて2棟の東西棟建物S B 4610・4650が並列する。これら2棟の建物は同時期の可能性もあるが、S B 4705とS B 4650の間隔が17尺、S B 4650とS B 4610の間隔が13尺とそれぞれ異なることから、S B 4610とS B 4650は別時期の造営とし、S B 4610をV期、S B 4650をVI期の造営とした。

以上のように内裏正殿と御在所正殿を中心に、内裏内の殿舎配置の変遷は6つの時期に区別できることが明らかとなった。内裏内郭と御在所以外の内裏内殿舎は、西辺部については未発掘のため分からないが、北辺から東辺にかけては内裏北殿舎地区、内裏東北殿舎地区、内裏東殿舎地区、内裏東南広場の4つのブロックに分けることができる。

iv 内裏北殿舎地区

I期の付属殿舎は御在所正殿S B 4700より北の内裏北半部に集中している。内裏北端の中央部には、内裏中軸線に対して東西対称の位置に東殿S B 062、西殿S B 4837が棟通りを揃えて並列する。発掘調査後の報告では、S B 062を桁行10間の東西塀S A 062、S B 4837を梁行1間の建物としているが、その後の検討の結果、昭和29年発掘調査で検出しているIII期造営の築地回廊S C 060の下層の数個の柱穴がS B 062・4837の身舎北側柱に相当する位置にあること、また、S C 060の基壇南側溝が両建物の棟通りと一致して、南側溝下層に妻柱や間仕切柱が想定されることから、S B 062を桁行10間、梁行2間、S B 4837を同規模で南庇付きの建物とした。

I期北殿舎

御在所正殿S B 4700の東北方でS B 062とS B 4700の中間にS B 4775とS B 8010が東西に並び、S B 8010の南に並行してS B 7864が並ぶ。これら3棟とも桁行10間、梁行3間、1面庇付き東西棟建物で、4室に間仕切る点で共通するが、S B 4775を北庇、他の2棟を南庇とする点で異なる。

II期には内裏北面大垣の南への移動にともなって、I期御在所北殿舎S B 062・4835はそれぞれ南に移して東殿舎S B 4825、西殿舎S B 4835に建替わり、庇付建物の位置はI期と逆転する。また、I期の東北殿舎地区の3棟の建物は、その位置関係からみてS B 4754は北殿舎地区に、S B 7864・8010は東殿舎地区に取り込まれたものと思われる。

II期北殿舎

II期御在所北殿舎は上記の2棟と御在所正殿の中間に位置するS B 4780・4783があり、これら2棟の建物は10尺の相の間を屋内に取込んだ形式と推定される。S B 4784の東南隅柱に御在所

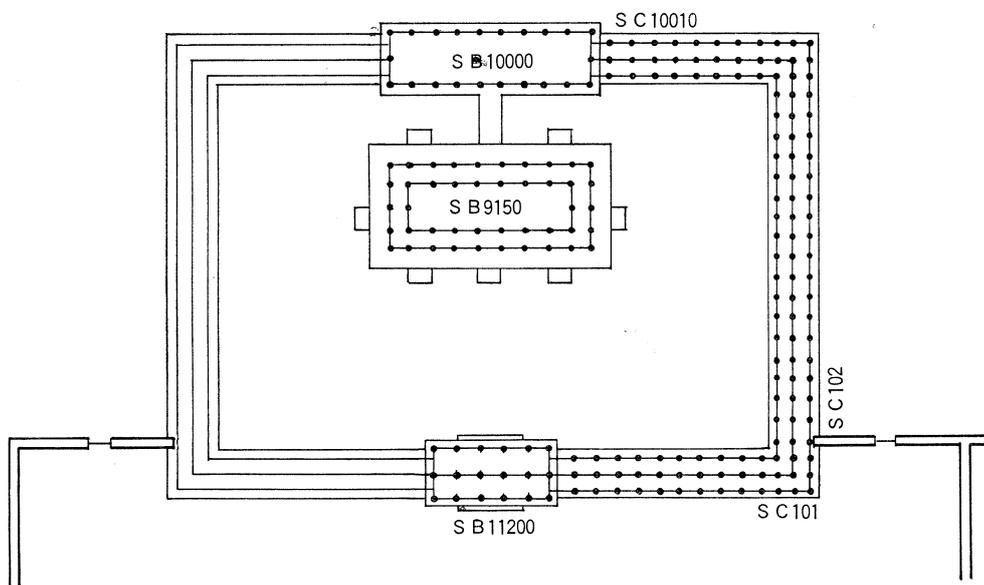
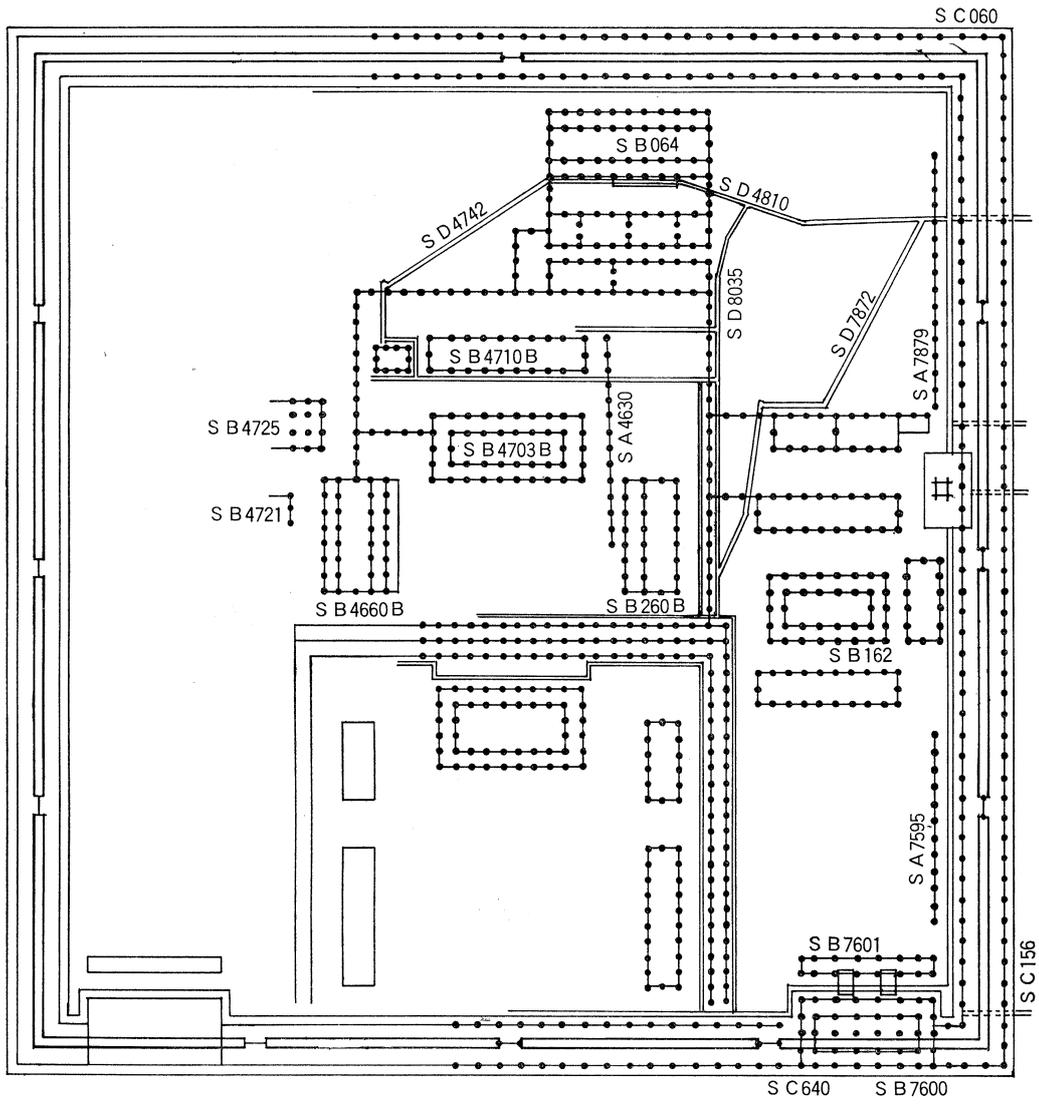


Fig. 89 内裏第Ⅲ期の殿舎配置

所東垣 S A 7876 が取付き、西南隅柱に同北垣 S A 4692 が取付く。このような配置形式から、少なくとも S B 4780・4783 は内裏北殿舎ブロックにあって、御在所一郭との機能的な結びつきの強い性格が窺える。

S B 4780 の西妻中央柱から西に取付く 2 間の東西塀 S A 4781 は、南に折れて 4 間の南北塀 S A 4782 となって御在所北垣 S A 4692 に取付き、S B 4780・4783 の西に狭小な空間を形成する。この空間を通して御在所から北方への通過口とし、S B 4780・4783 の出入口を両建物の西側面に開くものと思われる。両建物の機能は分からないが相の間を含めて一体的に利用されたと思われる、間仕切りは南殿 S B 4783 を 2 室に、北殿 S B 4780 を 4 室に割りつけ、間仕切りの中央に開口部を設けて部屋相互間の出入可能な形式と推定される。北殿 S B 4780 の規模と 4 室の部屋割りは I 期の付属殿舎形式を継承するものであろう。

Ⅲ期御在所北殿舎地区では内裏外郭が掘立柱塀から築地回廊に改められると、S B 4825・4835 は回廊と重複するために廃され、東殿 S B 4825 は北庇を増設した 2 面庇付きに改めて南に移し建替え S B 064 となる。S B 064 はⅡ期の S B 4825 の南縁付きの形式を踏襲していることから、機能的にもⅡ期と変わらないと思われるが、Ⅱ期にはオープンであった前庭は、Ⅲ期には南の S B 4780 と両端柱をつなぐ西塀 8041、東塀 8043 を設けて囲われ、御在所北殿舎地区の S B 064・4780・4783 の一体化した関係を窺わせる。

Ⅲ期北殿舎

Ⅲ期の末期には S B 064 の西南に近接して S B 4800 が増築される。この建物の建設時期は、柱掘形内出土瓦や土器形式からⅣ期相当とすべきものであるが、S B 064 と近接する S B 4800 の北塀の改造経緯からみて、Ⅲ期末に排水溝 S D 4742 の S D 4741 への流路変更とともに増築され、Ⅳ期に継承される。

Ⅳ期には S B 064・4780・4783 は廃絶するが、S B 4783 の南側柱の柱抜取穴から土器Ⅲ～Ⅳ形式の出土することから、御在所北垣 S A 4692 の東に連続して S B 4783 の南側柱のみ存続させ、塀に改めたものと思われる。また、S B 4780 の西側に取付く塀 S A 4781・4782 はⅣ期にも存続して、S B 4780・4783 を改築して建設される S B 4824 の西南中央柱に取付く。この建物は 4 面庇付きの建物であるから、S B 4780・4783 とは機能的には全く異なった建物と推定され、また、御在所からは独立して S B 4800 とともに御在所北殿舎を構成する一つの建物となる。

Ⅴ期には内裏正殿と御在所殿舎の全面改築にともなって、御在所北殿舎も改築される。S B 063 と S B 4830 の 2 棟は内裏北端中央の東西に、内裏中軸線に振り分けて配置される。このような配置状況はⅠ期とⅡ期の配置と類似し、かつ東殿 S B 063 の南面に縁が付く点もⅡ・Ⅲ期の東殿と共通する。但し、Ⅴ期北殿舎の規模はⅡ・Ⅲ期の桁行 10 間から 12 間に、東・西殿ともに南庇付きに大型化しており、S B 4830 と S B 063 はⅠ期・Ⅱ期の機能を復活、拡大化したものとみることができる。

Ⅴ期北殿舎

Ⅵ期にはⅤ期御在所北殿舎の東殿 S B 063 を廃し、御在所東垣 S A 8033 を北に延長して、東北殿舎地区と御在所北殿舎地区を区画する塀 S A 8044 を設ける。西殿 S B 4830 も東殿と同様に廃絶したかどうか確証はないが、Ⅵ期の東北殿舎地区や御在所後殿群の整備拡充にともない、御在所北殿舎の機能を吸収し廃絶したものと考えられる。

Ⅵ期北殿舎

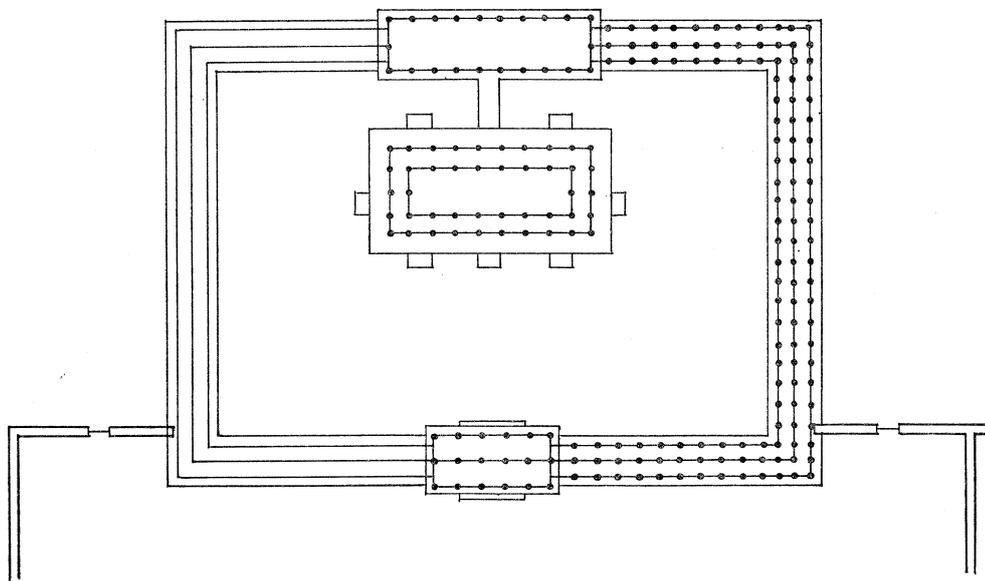
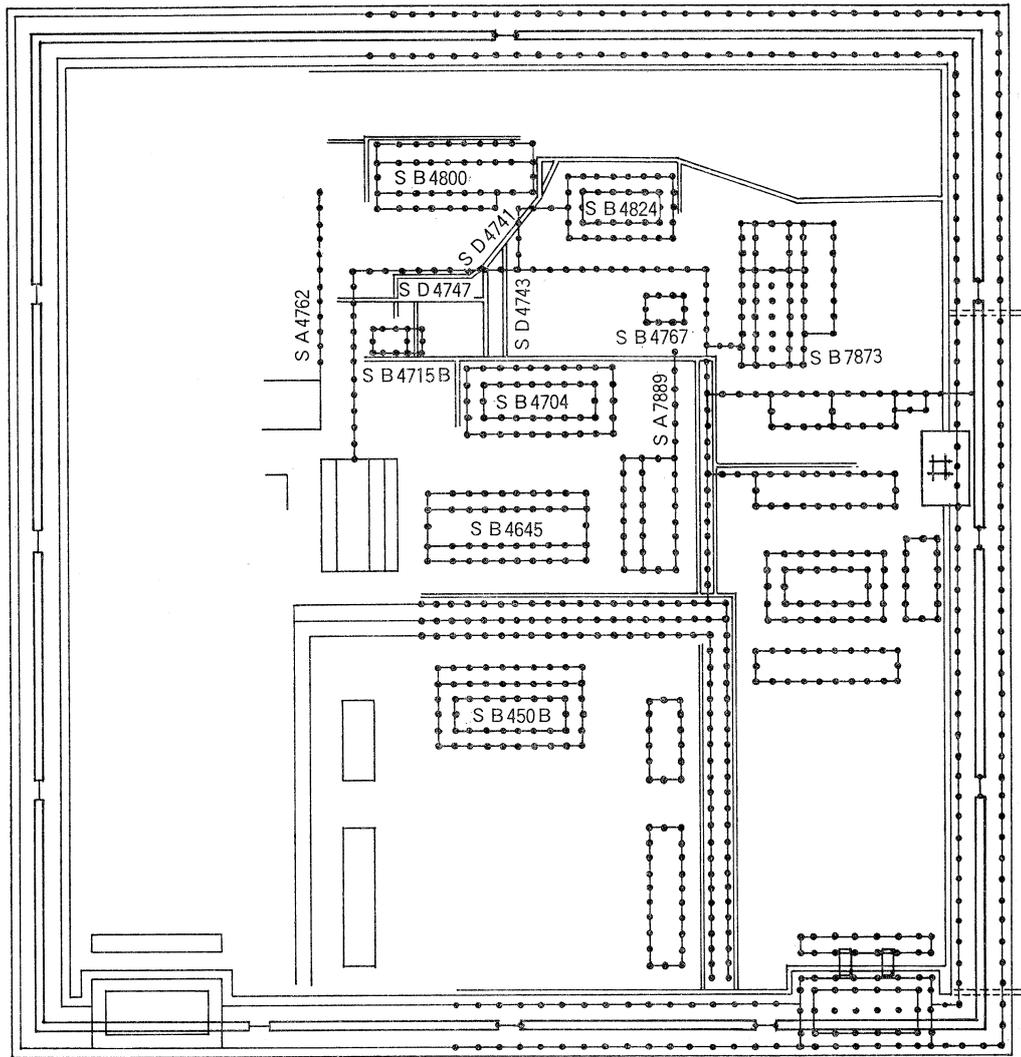


Fig. 90 内裏第Ⅳ期の殿舎配置

V 内裏東北殿舎地区

内裏東北殿舎地区には、Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ期にそれぞれ独立した殿舎を構える。

Ⅱ期のS B8000は御在所正殿S B4703Aと同規模・同形式で、南面に縁を備えた格式の高い建物で、南方の広い前庭と一体化して機能している。S B8000の南辺に沿って東流する東西溝S D7870Aと、前庭の南辺から東北方への斜行溝S D7863はいずれも暗渠であり、前庭の空間利用に対する配慮がみられる。

Ⅱ期東北殿舎と前庭

Ⅲ期東北殿舎地区はS B8000を廃して広場とし、広場の東面には築地回廊S C156の内側に接して目隠塀S A7879・8002を設け、斜行溝を西に移して暗渠S D7872とする。また、広場西辺を北流するⅡ期のS D7870北端部は、北で東に緩くカーブする暗渠S D8035に造り替え、湯殿からの排水暗渠S D4810に接続させる。このように、広場内の排水溝はⅡ期を踏襲しつつ渠暗に改めて広場としての機能性を高めている。

Ⅲ期東北広場

Ⅳ期にはⅢ期の暗渠排水路に囲われた内部に大型の2面庇付南北棟建物S B7873が建設され、S B7873の西側面南部と御在所東垣S A7876の間を塀S A7877で閉じる。S B7873は南6間と北3間の2室に分かれ、両室に床東をもつが、北室の床東柱穴は小さく、したがって床高は低く、一方、南室の東柱穴は身舎柱と同径(約1尺)であることから高床と推定される。したがってS B7873は南北2室の床高を異にした両室間に間仕切りを設けた2つの異なる機能空間で構成された建物であったと考えられる。

Ⅳ期東北殿舎

S B7873はその位置と上記のような形式からみて、内裏北殿舎のS B4824を中心殿舎とし、西方のS B4800とともに一つの官衙域を構成し、機能的にはⅢ期のS B064・4780・4783を継承したものである。

S B7873の建設にともなって、その西北方の暗渠S D8035は廃されてⅡ期の排水溝S D7870Bが復活する。この建物の南辺から東北方に斜行する溝S D7872はⅣ期に廃されたようであるが、その配置形式からみて、Ⅳ期当初はS B7873と併存したものである。

Ⅴ期の東北殿舎地区には小建物と塀、S B8077、S A8006、S B8005、S A7885・7886が鍵型に連なって中庭を形成する。これらの遺構は重複関係からⅤ期にあてられるのであるが、内裏北殿舎の東殿S B063とS B8007とは同時に存在し得るとしても、配置計画は不自然であり、また、S B8005・8007は内裏内殿舎としては小規模なことなどから、これらの建物と塀は祭式儀礼に関わる仮設建物か、あるいはⅤ期の内裏内殿舎造営に関わる工事現場小屋であったと思われる。したがって、いずれにしてもこの地区には、Ⅲ期と同様の広場が復活したものである。

Ⅴ期東北広場

仮設建物

Ⅵ期の東北殿舎地区は御在所北殿舎地区との間に塀S A8044、内裏東殿舎地区との間に塀S A7891を新たに設けて独立した区画を形成する。内部には南北2面庇付きの正殿S B7881とその後殿S B8020が南北方向の柱筋を揃えて並列し、Ⅴ期までとは全く異なった性格の殿舎域が成立する。

Ⅵ期東北殿舎

vi 内裏東殿舎地区と東南広場

Ⅰ期の内裏東殿舎地区には御在所東北方にS B4775・7864・8010を集中させて、その南は南

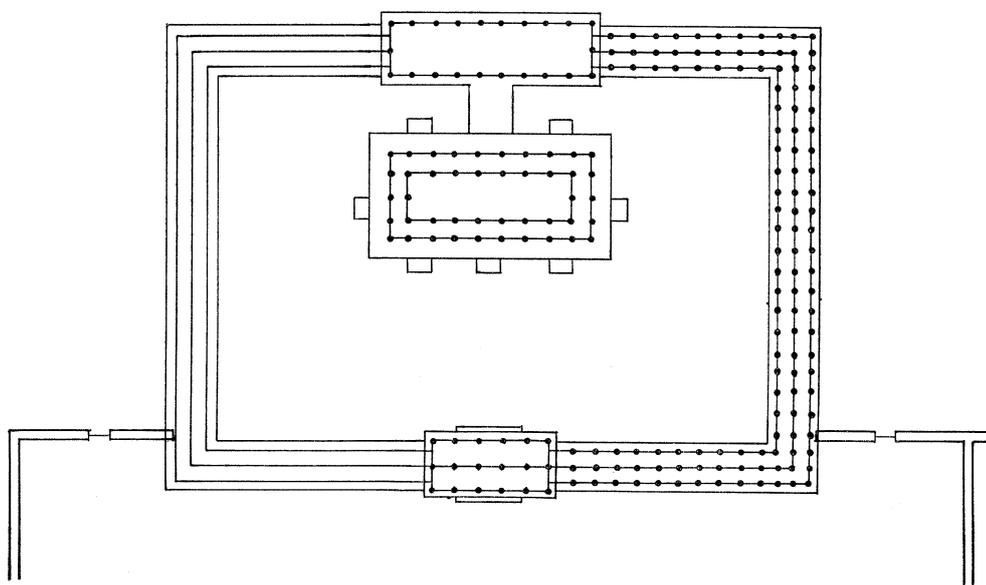
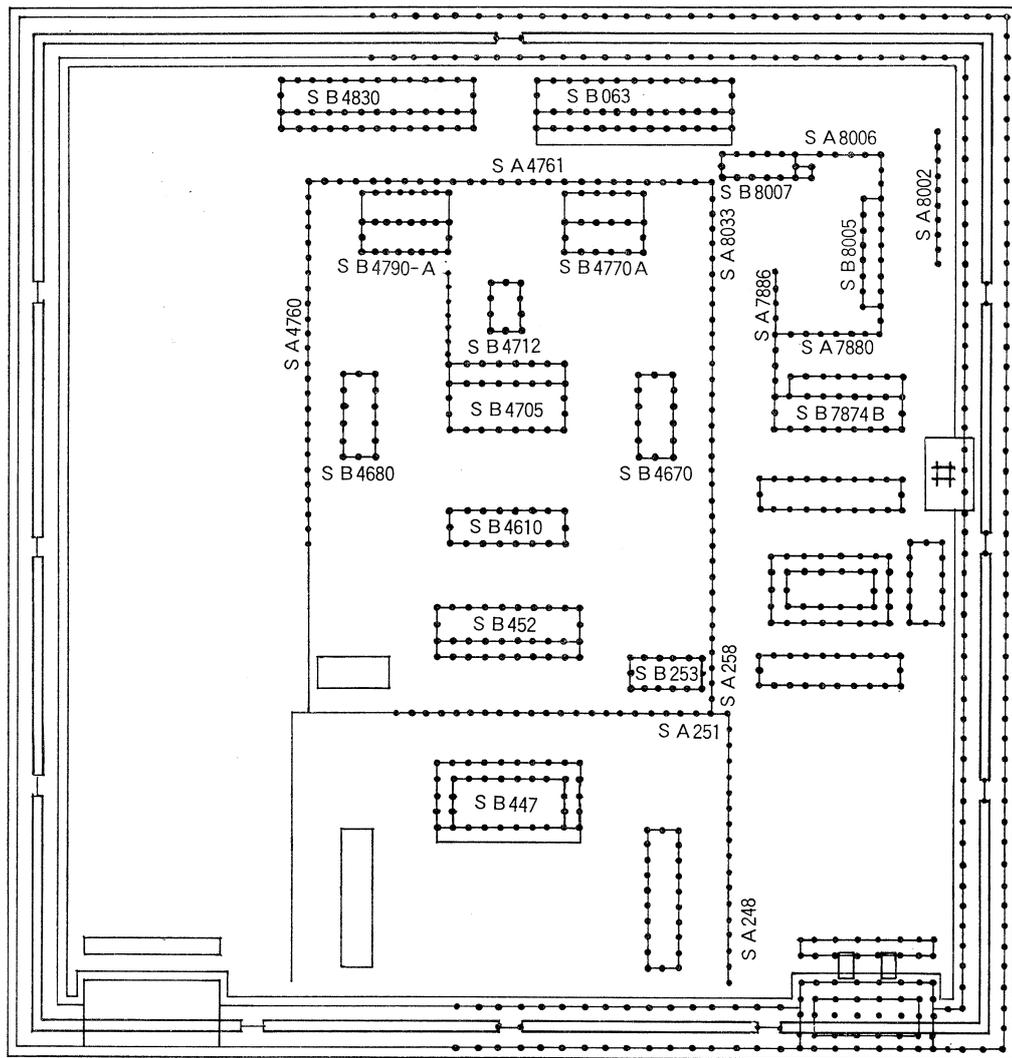


Fig. 91 内裏第V期の殿舎配置

大垣まで広大な広場を形成する。Ⅱ期には殿舎群を御在所東方に集中させて南に広場を設け、以後はⅥ期の内裏廃絶期までその配置構成は変わらない。

Ⅱ期東殿舎地区には正殿S B164を中心にして前殿S B163、後殿S B7875とS B7874Aの合計4棟の東西棟建物を南北に並列させる。これら4棟の殿舎群はやや西寄りに建てられ、殿舎群東側の北寄りに井戸S E7900を設ける。この地区の南を限る塀S A7594は、内裏東南広場から井戸S E7900を見通せないよう目隠塀を兼ねている。

Ⅱ期東殿舎

S B7874Aは中央で2室に間仕切り、東妻側面の北柱間に角屋が付く形式。身舎西北隅柱と御在所東垣S A7876、および、角屋東北隅柱と内裏東大垣S A6905とを結ぶ、それぞれ開口部をもつ塀S A7887、S A7865を設置し、内裏東北殿舎地区との境界としている。同様の塀をS B7875の西北隅柱と御在所東垣S A7876との間にも設けていることから、S B7874Aは南の3棟の建物とは異なる機能(厨)を備えていたと思われる。また、S B7874AとS B7875の間には御在所東垣から井戸S E7900までをバラス敷舗装道路S F7890としていることからみて、S A7881とS A7888間の御在所東垣S A7876に門を開き、また、S A7887・7888にもそれぞれ開口部を設けて、御在所や東北殿舎、北殿舎への賄方の出入口としていたものと考えられる。

厨

Ⅲ期には内裏外郭築地回廊の改築にともなって井戸周辺部を石敷整備し、井戸屋形S B7901および、S B164と東面築地回廊S C156との間にS B162を増築する。Ⅱ期の建物4棟と、塀S A7887・7888は存続する。目隠塀S A7894はS B162の増築によって不必要となり撤去している。以後は、Ⅴ期まではⅢ期の状態をそのまま受け継ぎ、Ⅴ期には東北殿舎地区の仮設建物建設に併なってS B7874に北庇を付設している。Ⅵ期にはS B7874を改築してS B7892とし、Ⅱ～Ⅴ期のS B7874を中心にした空間を拵げているが、機能的には前期までと変わらない。

Ⅲ期東殿舎

内裏東南隅の広場は、Ⅰ期からⅥ期までの全期を通して変ることはない。Ⅰ期はⅡ期以後の3倍以上の空地となっているが、Ⅱ期以後の広場の機能はⅠ期から継承するものであろう。Ⅱ期には内裏東方殿舎地区との間の東半部に目隠塀S A7594を設けるが、西半部は殿舎と広場とは区画されず、この広場は内裏東殿舎群と一体に扱われていたことを示している。

内裏東南広場

Ⅲ期には築地回廊の造営にともなってⅡ期の目隠塀S A7594は撤去され、内裏東殿舎群の前庭としての性格が一層明確になる。この広場はまた、内裏南面築地回廊S C640の東端部を取込んで造営された内裏東楼閣S B7600とも直接に関連するものである。広場の東の築地回廊S C156には東面南門S B7590が開かれるが、広場に面した築地回廊の内側に接して、広場全体を遮蔽する目隠塀S A7595を設ける。この塀の南端は東楼閣の後殿S B7601の東北隅柱に取り付き、北端は未発掘地にかかるが、S B163の南側面の東延長線まで2間ほど延びていたものと思われる。

内裏東楼閣

内裏東南広場は、井戸や厨を備えたS B164を中心とする内裏東殿舎群や、南の東楼閣S B7600と一体となって儀式や饗宴を行う場であったと考えられ、Ⅲ期に成立したこのような広場と殿舎群はⅥ期まで変ることなく継承されるのである。

vii 第二次大極殿院地区

内裏地区の変遷に関連して、本報告の範囲外ではあるが、内裏地区の南に直結した第二次大極殿地区の変遷の概要を記すことにする。

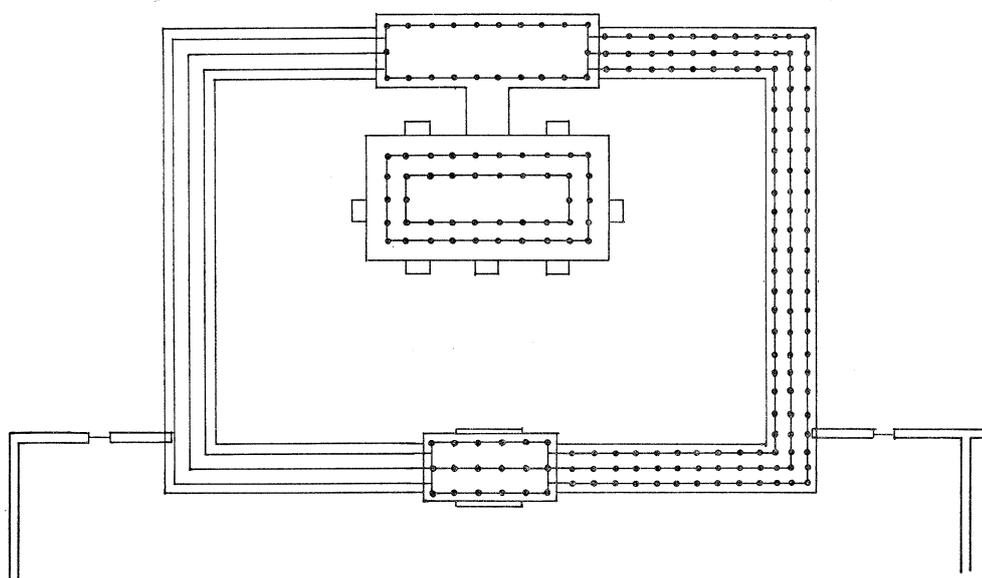
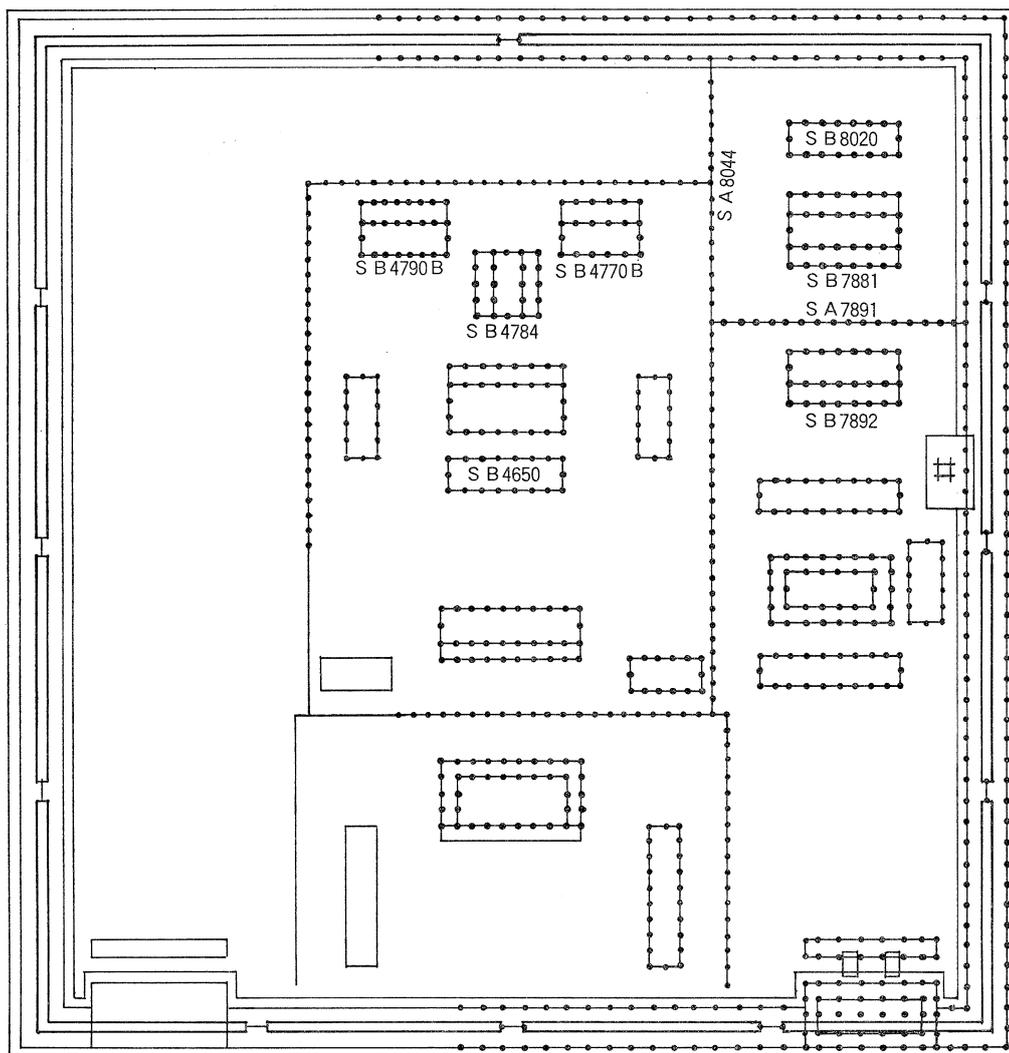


Fig. 92 内裏第Ⅵ期の殿舎配置

第二次大極殿および後殿の下層において桁行7間、梁行4間の4面庇付き掘立柱建物S B 9140と、その後方にS B 9140と桁行長を揃えた後殿S B 10050とを、さらに第二次大極殿閤門下層に掘立柱の5間3戸門S B 11210とその左右にのびる朝堂北面大垣S A 11250・11521、S B 9140の東方を区画して後殿と朝堂北大垣を結ぶ掘立柱塀S A 10048、および、その東方にI期内裏大垣S A 655と朝堂北大垣S A 11350を結ぶ南北塀S A 7593を検出している。

これらの遺構はI期に造営されてII期まで存続する大極殿相当のS B 9140を中心とした一郭を形成している。但し、S A 7593については、その北端の7間分の柱掘形が浅く、柱間寸法も不揃いであるため、I期には造営途中に計画変更されて、II期に内裏南大垣が南に移されたのちに設けられた可能性もある。

III期には内裏大垣の掘立柱塀から築地回廊への改築にともなって、この第二次大極殿院でも、すべて基壇付き礎石建物に改まり、大極殿S B 9150、同後殿S B 10000、同閤門S B 11200、同回廊S C 101・102・10010となり、以後はVI期まで存続する。但し、大極殿基壇はのちに拡幅、嵩上げされた形跡があり、これにともなって後殿と軒廊を繋ぐ基壇も明らかに拡幅されている、その時期を一応V期としたが確証はない。

viii 各期の造営年代

以上のような内裏内殿舎の各地区ごとの変遷を振り返って、各造営期の時期と殿舎配置上からみた各期の性格について時期を追ってみることにしよう。

I期は平城宮創建の元明朝から元正朝にかけての時期である。この時期の殿舎の密度は薄いですが、その構成は内裏正殿・御在所正殿および北方の御在所付属殿舎群からなり、II期以後の内裏の基本的な骨格を形成した時期である。

II期は聖武朝の平城宮遷都までの時期である。この時期にはI期の内裏の諸機能を充実させるための大改造を行い、II期以後の内裏をはじめとする宮城の骨格がつくられる。

II期内裏では、内裏正殿・脇殿・前庭の東西北面を回廊で囲う区画を正面中央に構え、その北に御在所正殿・脇殿・後殿・湯殿を掘立柱塀で囲う御在所区画と、更にその北方に付属殿舎を、内裏正殿区画と御在所の東方には、北半に井戸・厨を備えた東殿舎群と南半には広場を配す。III期とIV期に御在所と北方殿舎群に増改築が加えられるが、このような内裏殿舎の基本構成は、IV期まで基本的には変わらない。

III期は平城遷都の頃から天平宝字4年頃から始まる大宮改修まで、聖武朝末期と孝謙・淳仁朝前半期の時期である。この時期には内裏内の殿舎では御在所と北方殿舎の一部に増改築が認められる程度であるが、内裏を囲う塀を掘立柱塀から築地回廊に改築し、南面築地回廊に楼閣を構えて内裏の外観を壮麗にし、第二次大極殿院・朝堂院地区でも掘立柱建物・塀を礎石建物や築地塀に改めるなどの大造営工事が行われた。

IV期は、天平宝字4年以後、築地回廊に引続いて内裏正殿、御在所正殿、御在所北殿舎の改築にとりかかり、あわせて、第一次大極殿院地区II期の造営を始め、内裏地区を孝謙太上天皇の御在所(のち称徳天皇の内裏「西宮」)、第一次大極殿地区を淳仁天皇の御在所「中宮院」に改める時期である。

V・VI期の内裏造営に関わる文献上の記載はないが、後述するように御在所地区における皇

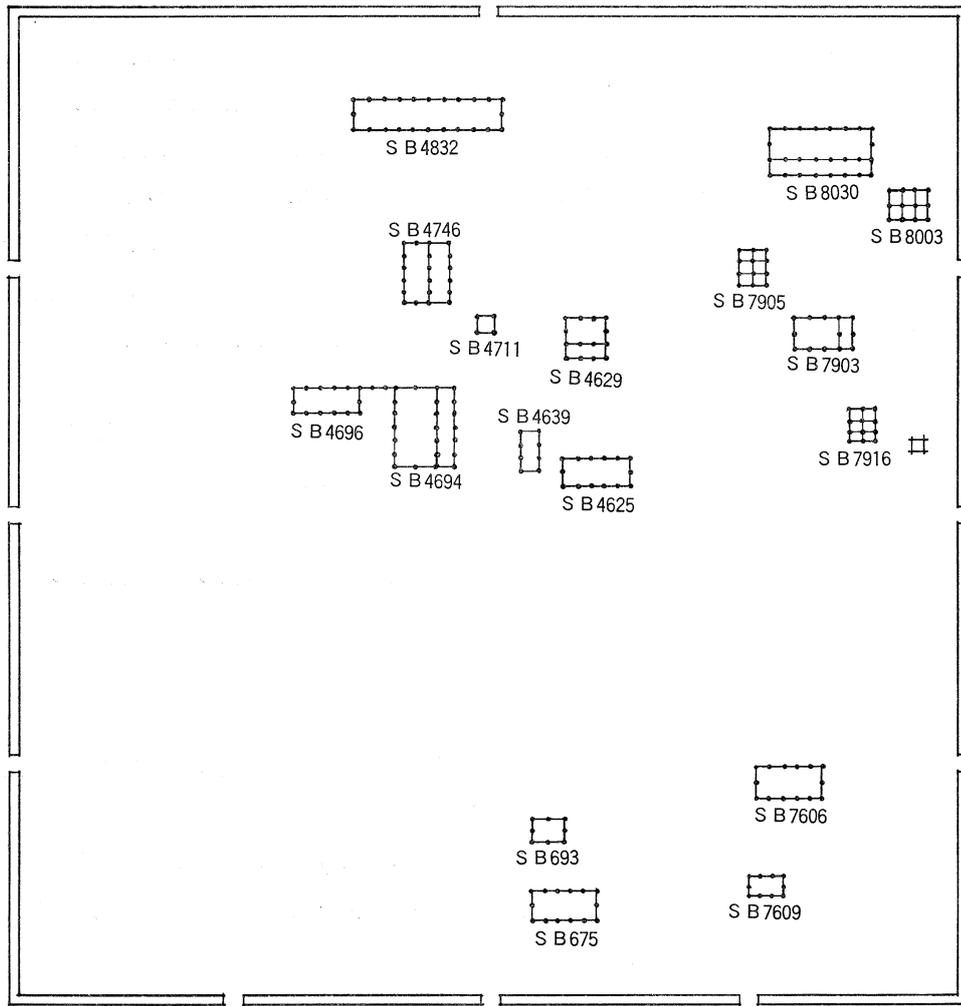


Fig. 93 VII期の建物配置

后宮の成立からみてV期は光仁朝の時期である。そして桓武天皇は光仁朝内裏を引継いでV期内裏北殿舎・東北殿舎地区を改めつつ長岡京遷都への準備をはじめめる。

ix 廃都以後の内裏地区 (Fig. 93~95)

平城宮廃都後の遺構には、前代の井戸S E 7900とVII・VIII期の掘立柱建物がある。

VII期の掘立柱建物はVI期以前の内裏殿舎と比較して柱穴は小さいが、方形の掘形をもち、建物方位が振れないもので、これに対して、VIII期の掘立柱建物は重複関係では最も新しく、柱穴もさらに小型で円型掘形となり、方位の振れるものが多い。

平城宮廃絶時に、内裏築地回廊は解体して長岡宮に移築するが、築地本体はそのまま残され、また、井戸S E 7900も引続き利用できたことから、旧内裏内は良好な住環境を保ち、VII期の建物群が旧内裏内に集中して営まれたと考えられる。

VII期には30棟の建物が少なくとも2期に亘って存在する。これらの建物の重複関係で、柱穴に切合い関係が認められるのはS B 7894→S B 7903のみで、切合い関係はないが重複する遺構にはS B 4713—S B 4746, S B 8045—S B 8003・8030, S B 4651—S B 4654の3組がある。互いに重複する2棟の建物には柱掘形に大小の差が認められ、また、切合い関係にあるS B 7894

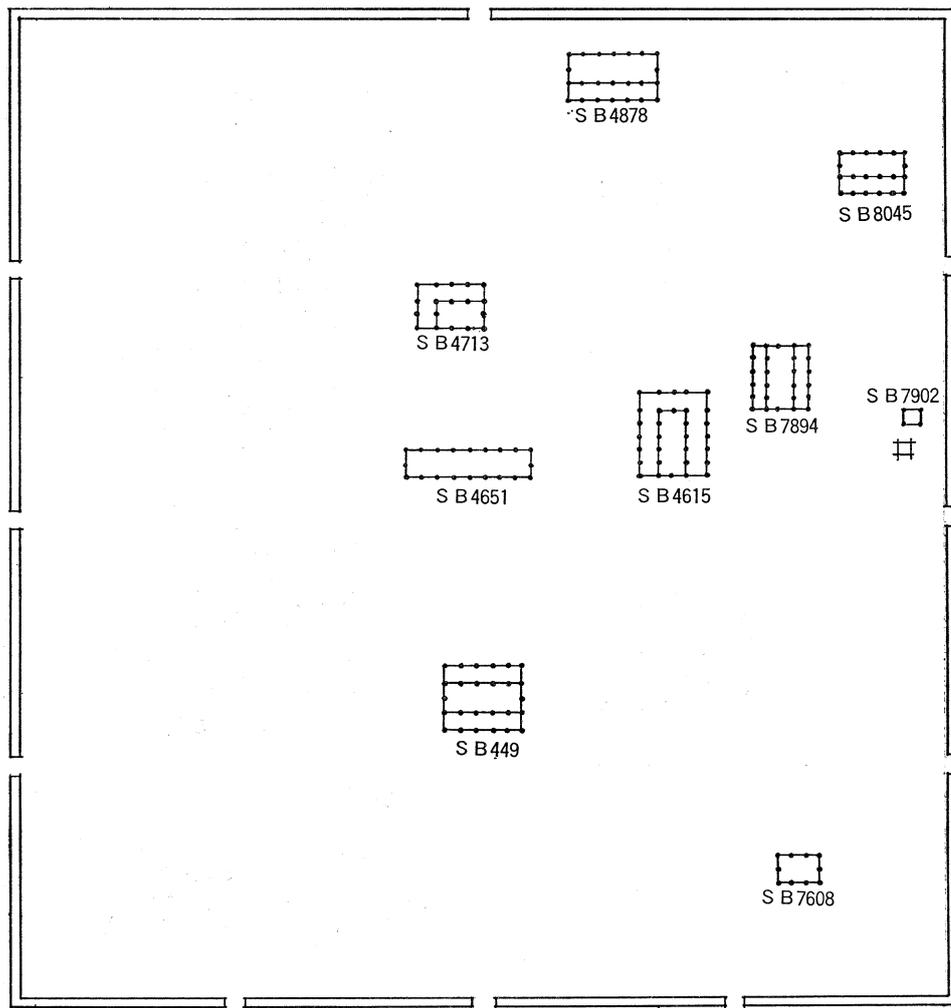


Fig. 94 VII₂期の建物配置

・7903は古い方の柱掘形が大きいことから、VII期を2小期に分けるとすれば、柱掘形の大小が一つの基準となる。この基準と配置関係をからめてVII-1期とVII-2期に分けたのが Fig. 93・94である。但し、VII期の主屋と思われる2面庇付建物S B 449と3面庇付建物S B 4615はVII-1期としたが、S B 449は旧内裏正殿と同位置で、かつ内裏中軸線上にあることから廃都直後に建てられたVII-1期の主屋であり、VII-2期には主屋を北東の井戸寄りに移してS B 4615とした可能性もある。また、その他の建物も画的に2期の分かれるのではなく、この2小期を軸にして連続して増改築が行われたものと思われる。

VII期の造営年代を示す遺物は柱穴からは出土しないが、V・VI期内裏殿舎の柱抜取穴からの出土土器(VI・VII期)が当該期のもものと推定される。土器VI期は長岡京と同時代の8世紀末から9世紀初頭にかけての時期、土器VII期は平城上皇没年の天長元(824)年頃に比定され、平城宮廃絶直後から平城上皇還都の時代にかけて営まれた生活空間であったと思われる。また、井戸S E 7900からは9世紀後半代の土器を出土しており、VII-2期を9世紀後半にあてることも可能である。また、VII期の建物が平城上皇没後も存続したものとして、9世紀後半の井戸出土土器がVII期の下限を示す遺物であるとすれば、VII期の存続期間は8世紀末から9世紀後半までとすることができる。

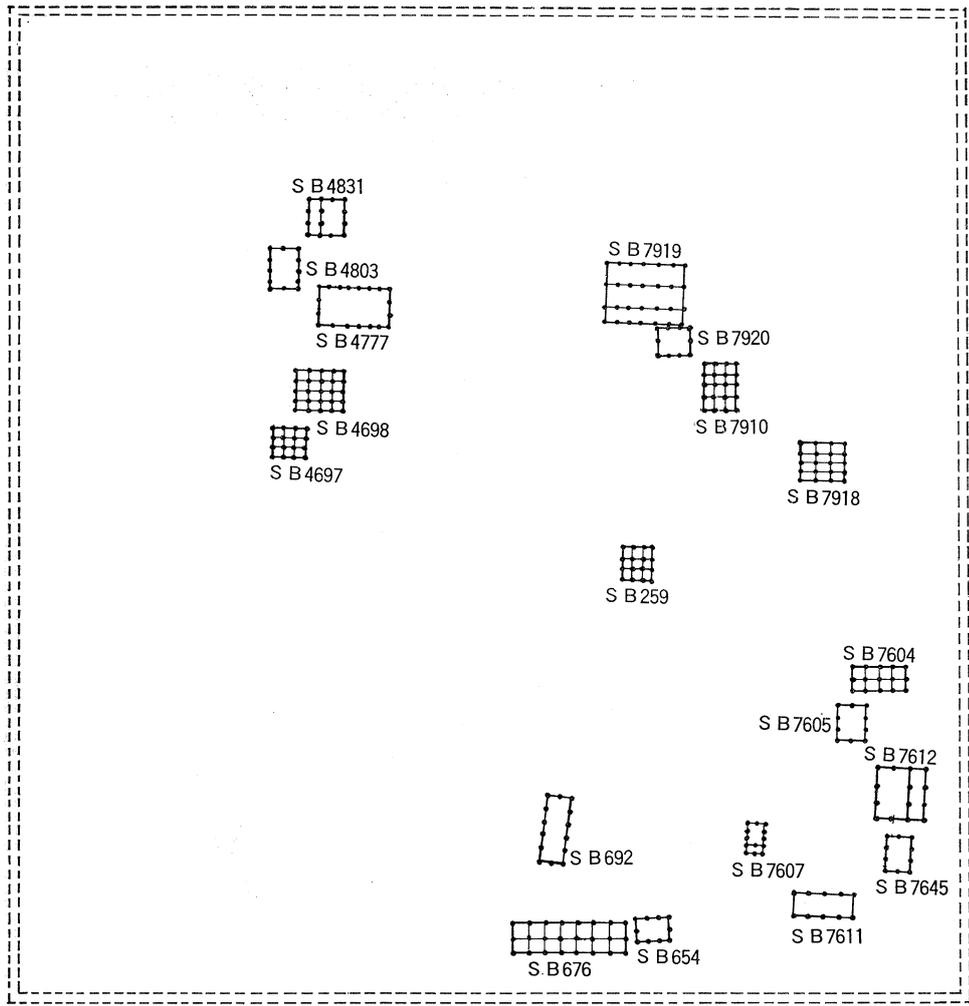


Fig. 95 VII期の建物配置

VII期には前述のように建物方位の振れるものが多いことから、旧内裏築地塀は完全に崩壊してオープンな集落になっていたことを示している。建物規模は小型化し、柱穴も小さく中世の一般集落の形態をなしている。井戸S E 7900は埋没して窪みとなり、この窪みに堆積した遺物には12世紀前半頃の土器があることから、この時期の集落跡とみなすことができる。

B 内裏の位置と地割

内裏の南方には第二次大極殿院，朝堂院があり，それぞれ上層遺構と下層遺構の2時期に大別することができる。上層遺構は主として凝灰岩基壇化粧を伴う礎石建物とこれを取り囲む築地塀の遺構を指し，下層遺構は掘立柱建物群とこれを取り囲む掘立柱塀の遺構を指す。内裏地区の遺構変遷と，これらの上・下層遺構との対応関係については，発掘調査の進展とそれに伴うさらに詳しい検討を必要とするが，内裏の位置と地割を明らかにするためには，両者の関係をある程度予測しておかなくてはならない。本報告では，概ね内裏Ⅰ・Ⅱ期の遺構は第二次大極殿院，朝堂院の下層遺構に，Ⅲ期以降Ⅵ期の遺構は上層遺構に対応するものと考えている。なお位置設定の検討に際して基準となる造営単位尺が問題となるが，本節では，大宝令に定める「度地」などの地割の設定に用いられた大宝大尺を「大尺」，建物の柱間寸法などに用いられた小尺を「小尺」と呼ぶこととする。また，単に「尺」と呼称する場合は「小尺」を指すものとする。なお，本節で扱う座標値は，平城宮第二次大極殿基壇上面に埋設された基準点No. 7（国土方眼座標Ⅵ系では， $X=-145, 412.55$ $Y=-18, 322.19$ ）を原点とし， $N0^{\circ} 07' 47'' W$ の偏度をもつ局地座標系を基準としている。

i 内裏第Ⅰ期の地割 (Fig. 96~97)

Ⅰ期の内裏の遺構はどこを基準に位置設定されているのであろうか。S B11210は第二次大極殿院の下層閤門でこの門の棟通りにとりつく掘立柱東西塀S A11250・11251は，平城宮南面東門（壬生門S B9500）心の北533.248 mに位置し，1大尺=0.354 mとした場合，およそ1500大尺の計画距離のもとに建設されていることがわかる。第一次大極殿院南門S B7801と朱雀門S B1800との心々間距離も533.137 mであり，同一線上に並ぶS B11210・7801，S A11250・11251，S C5600・7820は，ともに平城宮南面大垣心から北へ1500大尺の計画寸法で建設されたと見ることができる (Fig. 96, Tab. 18)。因みに1500大尺は平城京条坊地割の1条・1坊分の長さに相当する。S B11210の南側は掘立柱塀によって囲まれた東西長500大尺の広い区画を形成し，北側は，東西長200大尺，南北長222~225大尺の区画を形成する。南区画と北区画の東西長の比率は5：2である。Ⅰ期の内裏南面を画する掘立柱東西塀S A655は，S B11210の心から北へ118.073 m，ほぼ333大尺の距離に位置する。これはS B11210南側の区画の東西長500大尺の約2/3の長さにあたる。そして，333大尺のさらに2/3は222大尺となり，S B11210北側の区画の南北長と概ね一致する。すなわち，S B11210心を基準に南区画の東西長の2/3を北にとって内裏南辺の位置を決め，さらにこの南北距離の2/3の位置に，S A10049およびS B10050の北側柱通を設定したと見ることができる (Fig. 97, Tab. 19)。

Ⅰ期の内裏に関連する遺構と計測座標値をまとめたものが，Fig. 97, Tab. 19である。これによるとⅠ期の内裏は，東西長をS B11210の南区画の東西長にあわせて500大尺とし，これを一辺とした正方形をなす。四至はS A486・6905・655などの掘立柱塀である。全長500大尺を各60間に割り付けて柱を建て，1間をほぼ10小尺とする。偶数間で割り付けると中央に門が開けないため，南面のS A655のみ中央2間分を南門とし，中央の柱を欠いている。これらの外郭のうち最長距離にある柱抜取穴相互の関係を基にして国土方眼座標第Ⅵ系に対する偏度を求

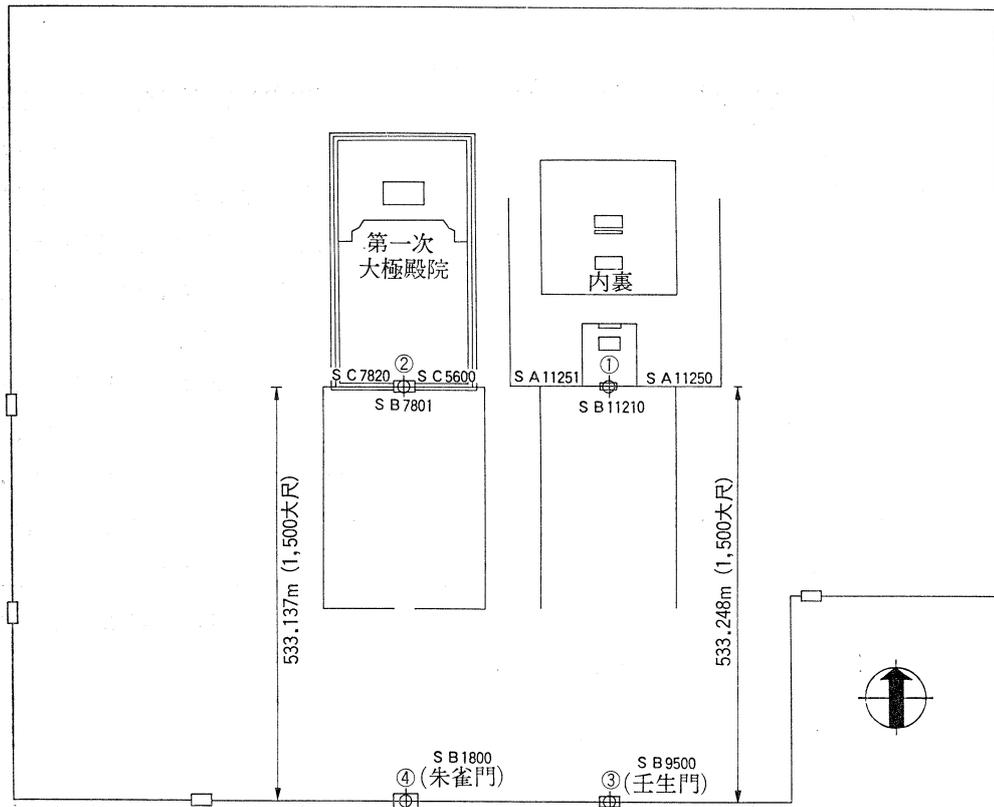


Fig. 96 平城宮内における内裏の位置

Tab. 18 平城宮内における主要区画座標値一覧
(番号は Fig. 96 と対応)

No.	NS	EW	No.	NS	EW
1	S 48.205	E 1.000	3	S 581.505	E 2.355
2	S 48.200	E 266.600	4	S 581.350	W 265.447

めると、東面掘立柱南北塀 S A 6905 は $0^{\circ} 16' 06''$ 北で西偏し、北面掘立柱東西塀 S A 486 は、同じく $0^{\circ} 18' 05''$ 東で北偏する。

建物は東南および西南隅の柱を四周の掘立柱塀から大尺を基準として設定し、柱間をそれぞれ10小尺で割り付けている。S B 4700 は、S A 655 と S A 486 のほぼ中央、S A 655 から北へ、 $500 \text{ 大尺} \times 1/2 = 250 \text{ 大尺}$ の位置に南側柱をそろえて建設する。また、S B 4700 東西妻柱筋は、外周の東西両端の掘立柱塀からそれぞれ 200 大尺の位置に設定し、桁行総長を 100 大尺とする。S B 4640 は、桁行が S B 4700 と同寸法で、南側柱通を S A 655 から 225 大尺の位置に設定している。S B 460 は、S A 655 の北 100 大尺の位置に南側柱を設定し、S B 4700 と南北方向の柱筋をそろえて建つ。また、S B 4775・8010 は S A 486 から南へ 140 大尺、S A 6905 から西へ各 10 大尺、110 大尺の位置に、それぞれ東南隅の柱を設定している。S B 7864 は S B 8010 と南北方向の柱筋をそろえ、S A 486 から南へ 180 大尺をとって南側柱通を設定している。S B 062 の東妻と S B 4837 の西妻との東西距離は 200 大尺あり、それぞれ外周の掘立柱塀から 150 大尺の等距離の位置に東西両妻を設定したとみることができる。

以上のように I 期の遺構は、まず最初に地割が第二次大極殿院下層閤門を中心として大尺を

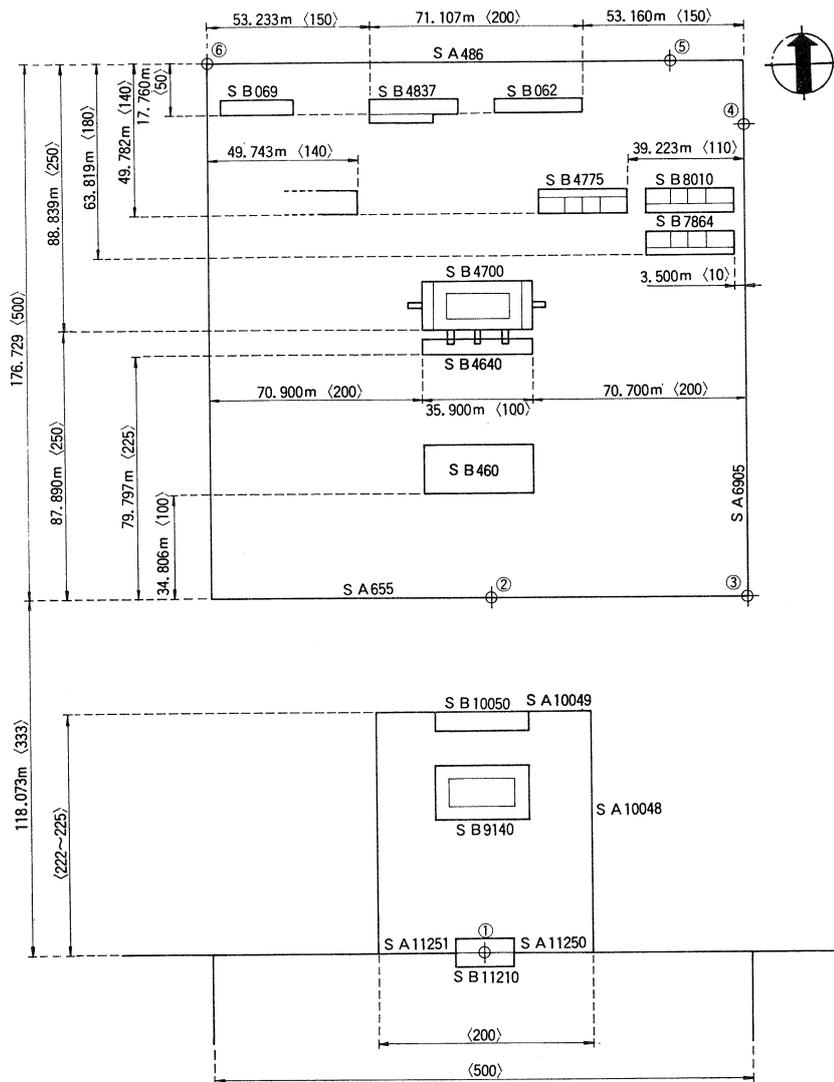


Fig. 97 内裏第 I 期の地割 (< >内は大尺換算値)

Tab. 19 内裏第 I 期遺構座標値一覧(番号は Fig. 97 と対応)

No	NS	EW	No	NS	EW
1	S 48.205	E 1.000	4	N 238.200	E 88.750
2	N 69.868	E 3.417	5	N 247.065	E 67.807
3	N 69.868	E 89.157	6	N 246.597	W 88.343

用いて決定され、次に建物の東南隅、西南隅の柱位置が同じく大尺で計画され、その後10小尺を1単位として各建物の柱位置が決定されたと考えられよう。

ii 内裏第 II 期の地割 (Fig. 98~100)

I 期の遺構が、概ね大尺を基準として地割設定されているのに対し、II 期の遺構は小尺を基準としている。II 期の遺構もまた S B 11210 の心を基準に位置設定が行われるが、南北方向と東西方向の割り付け方法が異なるため、随所に寸法の調整を行っている箇所が認められる。また、配置計画の特徴として、直角二等辺三角形の一边と直角に相対する斜辺との関係、すなわち $1 : \sqrt{2}$ の比率に基く距離関係を基調としていることが指摘できる。

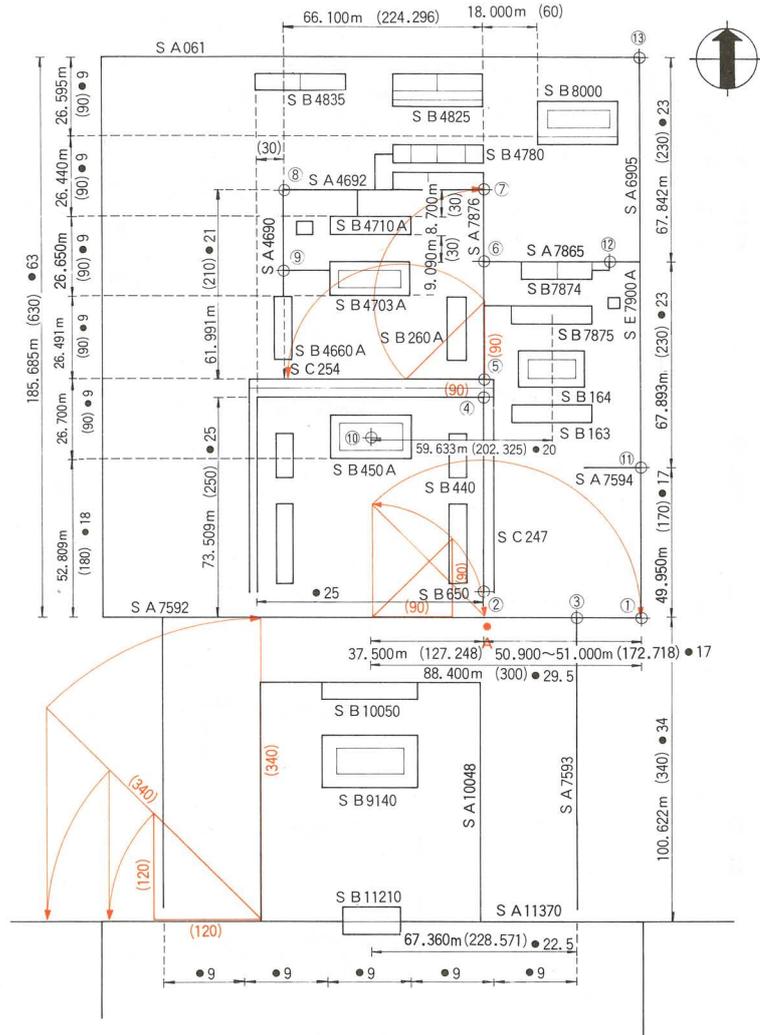


Fig. 98 内裏第Ⅱ期の地割 (()内は小尺換算値・は柱間数)

Tab. 20 内裏第Ⅱ期遺構座標値一覧(番号は Fig. 98 と対応)

№	NS		EW		№	NS		EW	
	N	S	E	W		N	S	E	W
1	N	52.365	E	89.157	8	N	193.665	W	28.043
2	N	61.070	E	38.257	9	N	167.165	W	28.043
3	N	52.365	E	68.117	10	N	112.624	E	0.757
4	N	125.874	E	38.157	11	N	102.315	E	89.157
5	N	131.874	E	38.157	12	N	170.208	E	88.957
6	N	170.165	E	37.957	13	N	238.050	E	88.700
7	N	193.865	E	38.057					

まず、南辺の掘立柱東西塀 S A 7592 は、I 期の S A 655 の南約 17.503 m の位置にずらして建設される。S A 7592 と大極殿院下層閤門 S B 11210 との心々間距離は、約 340 小尺である。大極殿院下層の東面掘立柱南北塀 S A 10048 と S B 11210 との心々間距離は 35.750 m で、ほぼ 100 大尺の計画寸法で設定されているが、和銅 6 (713) 年以降大尺は小尺に読み代え、100 大尺は 120 小尺に換算されることになる。前述の S B 11210 と S A 7592 との南北距離 340 小尺は、120 小尺の 2 倍長のさらに $\sqrt{2}$ 倍 (正確には 339.41 小尺) にあたる。つまり S A 7592 は、下層大極殿院の東西長 120 小尺 \times 2 = 240 小尺を一边とする直角二等辺三角形の斜辺の距離を、S B 11210 心から北へとって建設されたと見ることができる (Fig. 98 Tab. 20)。

Fig. 98, Tab. 20 はⅡ期の内裏に関連する遺構の計測座標値と位置図を示したものである。これによるとⅡ期の内裏の東西長は、Ⅰ期の東西長 500 大尺を踏襲し、これを 600 小尺と読みかえ、南北長は90小尺の7倍の 630 小尺としている(以下は小尺を尺とする)。

まず最初に南北方向の割付について見てみよう。東面掘立柱南北塀 S A 6905 はⅡ期の S A 6905 の北端を切り縮め、さらに南端を伸ばして全長 185.685 m、630 尺とする。造営尺の寸法は、1 小尺あたり 0.2947 m である。柱間寸法はいずれもほぼ10尺等間で、全長 630 尺を63間に割り付けたものと見られる。Ⅱ期の主要な建物群は、S B 6905の南北長 630 尺を7等分した 90 尺(柱間9間分)を基準として南北方向の位置が決められている。S B 450 A 南側柱通は S A 7592 から北へ90尺の2倍長の180尺の位置に、S C 254の北側柱通と S B 164 南入側柱通は3倍長の270尺、S B 4703 A 南側柱通と S B 4660 A、260 Aの北妻柱通は4倍長の360尺、S B 4710 A 北側柱通は5倍長の450尺、S B 8000の南側柱通は6倍長の540尺の位置にそれぞれ設定されている。いずれも内裏正殿、内郭掘立柱回廊、御在所正殿・後殿、そしてこれをとりまく諸官衙の中心的建物群で、四面に庇が付くような大形建物が多い。これらの建物の柱位置は、すべて10尺を基準としている (Fig. 100)。

これに対して、東西方向の割付は、南北方向の割付の基準となる90尺(9間)を基本としながら、これの $\sqrt{2}$ 倍の比率のもとに設定されている。

最初に掘立柱回廊で囲まれた内裏正殿区画を検討しよう。まず、S A 7592の計画線上に内裏中軸線から東へ90尺をとり、さらにこの点から直角に北へ90尺をとって直角二等辺三角形を設定する (Fig. 98)。次にこの三角形の斜辺を、S A 7592の計画線と中軸線との交点を中心として南へ45°回転させ、S A 7592 計画線上に東へ斜辺長 127.279 尺をとる。そしてこの点に、内郭東面掘立柱回廊 S C 247 の西側柱筋を設定している。内裏正殿 S B 450 A の中軸線と S C 247 西側柱筋との実測東西距離は 37.500 m で、1 尺=0.2947 m とした場合 127.248 尺となり、上記の計画寸法と極めて近似した数値となる。次に南面の中軸線上には門を開く必要があるため、内郭回廊で囲まれた東西内法を奇数間としなければならない。そこで、上記の127.279尺を12.5間に割り付けることによって、内郭部の東西内法総長を 12.5 間×2=25間としている。すなわち、S A 7592、S C 254の柱間寸法は、127.279 小尺÷12.5間=10.182 尺となり、南北方向の柱間寸法 10 尺よりもやや長くなっている。S A 7592 が S C 247 西側柱筋ととり付く部分から東端までは 50.900~51.000 m あり、これを17間(平均10.182尺等間)に割り付けている。従って、S A 7592は、中央に門を開く必要性から奇数間としなければならなかったうえに、柱間の割付方法に、90尺の $\sqrt{2}$ 倍長という基準単位を導入したために、全長 600 尺を (12.5+17)×2=59 間で割り付けるという変則的な方法をとることとなったのである。S A 7592の柱掘形は、東端を含めて計5箇所検出したにとどまるが、いずれも 10.182尺で割り付けることが可能である。内裏正殿 S B 450 A、両脇殿 S B 440・650 の東西方向の各柱位置の割付もすべて 10.182 尺を基準としている。S B 450 A の心を内裏中軸線に合わせ、S B 440・650 の心を S C 247 西側柱筋から 10.182×3=30.546 尺西の位置に設定する。以上のように、掘立柱回廊で囲まれた内裏正殿区画の内法は柱間数こそ南北、東西ともに25間と等しいが、実長は南北が (90×3)-20=250尺、東西が 127.279×2=254.558 尺となり、正確な正方形になっていないことがわかる。¹⁾

内裏正殿区画の北側区画には S B 4703 A、S B 4710 A を中心に東西に両脇殿 S B 260 A・

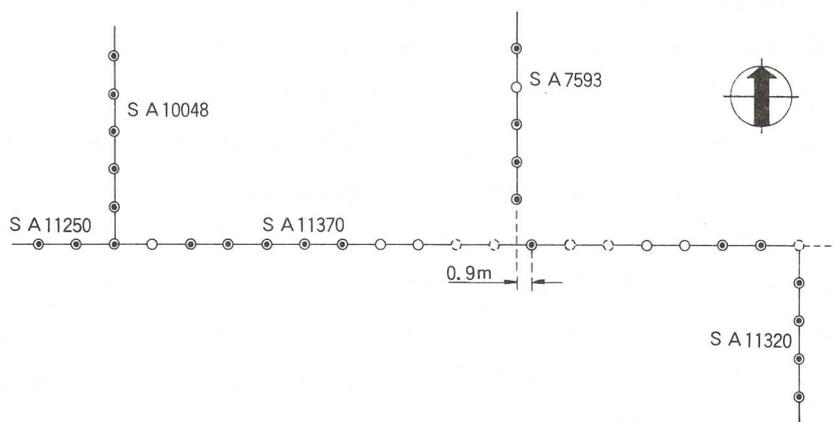


Fig. 99 S A 7593と S A 11370との位置関係

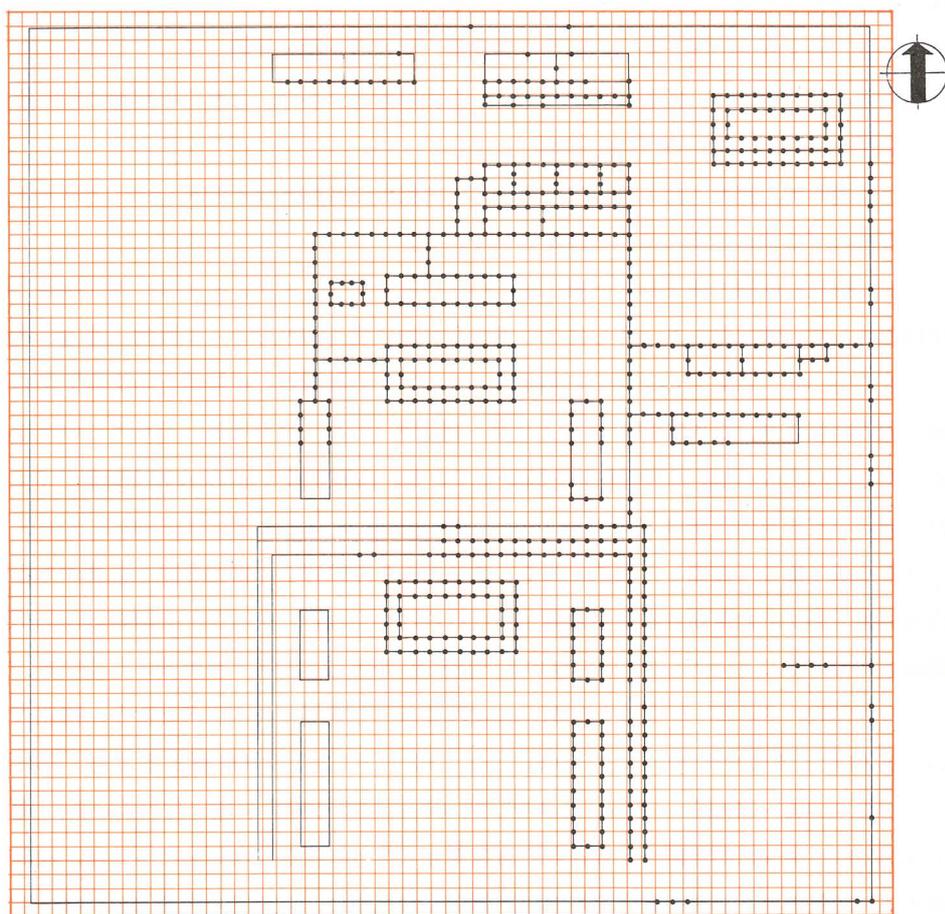


Fig. 100 内裏第Ⅱ期の方眼地割と遺構配置 (グリッドは1小尺0.2947 cmとする10尺方眼)

4660 Aを配し、掘立柱塀 S A 7876・4690・4692で囲む御在所の一郭である。この区画の東西方向の割付も、南の内裏正殿区画の影響を受けている。まず、S B 4703 Aは、心を内裏中軸線上に合わせ、東脇殿 S B 260 A の東・西両側柱筋を内裏正殿区画の東脇殿 S B 440・650 の東・西両側柱筋に合わせて建設する。また、西脇殿 S B 4660 Aは、内裏中軸線を対称軸として、S B 260 A を西に折り返した位置に建設し、正殿と両脇殿の配置を左右対称とする。そして、S B 4660 A 北妻柱から北の方向に向かって御在所区画の西を画する南北塀 S A 4690を建設し、東を画する南北塀 S A 7876を内裏正殿区画の西面掘立柱回廊 S C 247 西側柱筋を北に延長して建設す

る。内裏正殿区画の内法の東西距離は、前述のように 254.558 尺に計画されているから、S A 7876 と S A 4690 との計画東西距離は $254.558 - (10.182 \times 3) = 224.012$ 尺となる。この区画の実測東西距離は 66.100 m (224.296 尺) で、上記の計画寸法に極めて近似した値であることがわかる。これに対し、北端の S A 4692 と南端の S C 254 北側柱心との南北距離は 61.991 m (210.352 尺) で、東西距離よりもやや短い。つまり御在所区画も、厳密には正方形の区画を為さないわけである。この現象は次のような計画寸法と施工順序に起因している。

まず、S C 254 北側柱通と S C 247 西側柱筋の交点の柱心に、90 尺を 1 辺とする直角二等辺三角形の頂点を設定する (Fig. 98)。次にこの三角形の 2 辺のうち、S C 254 北側柱通沿いの先端を中心に斜辺長 127.279 尺を 135° 西へ回転させて S A 4690 の位置を決める。そして前述の直角三角形の北の 1 辺の先端から斜辺長を、今度は北へ 135° 回転させて S A 7876 の全長とする。これらの 2 点は、先に設定した直角二等辺三角形の頂点から、それぞれ西と北の方向へ $90 + 127.279 = 217.279$ 尺の位置にあたる。この距離を 10 尺を基本単位として割り付けると、21.7 間余となり、0.7 間の端数が生ずる。東西方向は四捨五入してより近い完数値である 22 間に丸めたものと理解できるし、南北方向は、S B 4703 A, S B 4710 A, S A 4692 の各々の間隔を 30 尺等間としたため、21 間に切り縮めたものと考えられる。つまり、内裏正殿区画では 90 尺の $\sqrt{2}$ 倍長を単純に計画柱間数で割り付け、柱間寸法に 10.182 尺という端数を生ずることとなったのに対し、御在所区画では柱間寸法を 10 尺に統一し、柱間数を微妙に増減することにより区画の全長を調整し端数を解消したと解釈することもできる。

いずれにしても、御在所区画の東西方向の割付も内裏正殿区画と同様に南北方向より若干長くなっていることが指摘できる。

以上のように、内裏正殿区画と御在所区画では、90 尺の等倍長と $\sqrt{2}$ 倍長という異なる 2 つの計画寸法が共存するため、柱間寸法や柱間数を調整している箇所が随所に認められる。両区画の南北方向と東西方向の距離が微妙に異なり、ともに正方形を為さないのは、このことに原因があるものと思われる。

次に内裏の東半部についてみてみよう。まず、S C 247 西側柱筋と S A 7592 との交点から S A 7592・6905 の交点までの柱間数 17 間を北へとって S A 7594 を建設し、東南隅を 17 間四方の区画とする (Fig. 98)。ただし、先述のように柱間寸法は東西方向が 10.182 尺、南北方向が 10 尺であるため、区画の総長は南北方向より東西方向の方が若干長く、正確な正方形とはなっていない。この区画のさらに北側は、S A 7594 から北面掘立柱東西塀 S A 061 まで南北 460 尺あるが、これを南北 230 尺、23 間の 2 区画に等分し、境界に S B 7874 北側柱通と S A 7865 とを建設する。S A 7865 と S A 7594 にはさまれた区画には、井戸 S E 7900 A を中心として、S B 7875・163・164 が中軸線をそろえて南北に並び建つ。この 3 者の中軸線と内裏の中軸線との東西距離は 59.633 m あり、ほぼ 200 尺に換算できる。

御在所区画の北側には S B 4825 と S B 4835 が東西に並び建つ。S B 4835 の西妻柱筋から S B 4825 の東妻柱筋まで約 250 尺強あり、内裏正殿区画内法の東西長と一致する。

Ⅱ 期の遺構として最後に S A 7593 についてふれておこう。S A 7593 は、内裏南面の掘立柱東西塀 S A 7592 の東端から西へ約 21.040 m の位置から、S A 7592 と直交して南へのびていく掘立柱南北塀である。内裏の中軸線を対称軸として西へ折り返した地点にも S A 7593 と同様の掘

立柱南北塀が想定できるから、大極殿下層掘立柱建物 S B9140 は S A 10048・10049 などの内郭の掘立柱塀に囲まれると同時に、Ⅱ期になっていまひとつの外郭掘立柱塀で囲まれるようになったことがわかる。S A 7593 心と内裏正殿 S B 450 A 中軸線との東西距離は、67.360 m (228.571 尺) である。前述のように南辺における東西方向の 1 間あたりの柱間寸法は 10.182 尺であるから、上記の 228.571 尺は、ほぼ 22.5 間となり、西に想定される南北塀の心と S A 7593 心との東西距離は $22.5 \times 2 = 45$ 間に推定することができる。つまり、この柱間数は 9 間の 5 倍長に当たり、9 間を基本単位とするⅡ期の内裏の計画手法として理解することができる (Fig. 98)。S A 7593 は全長 96.865 m (33 間分) で、南へ 34 間目で S A 11370 付近に達する。柱間寸法はほぼ 2.94 m (10 尺等間) である。S A 11370 と S A 7593 の取り付け部は検出していないが、S A 11370 の柱間寸法の 10 尺で西の検出箇所から割り付けてくると、S A 7593 の柱筋とは約 0.7~0.8 m ずれることになり、S A 7593 は S A 11370 の柱に取り付いていないことがわかる (Fig. 99)。このことは、大極殿下層区画と内裏Ⅱ期区画の、東西方向における基準寸法が互いに相違していることに起因しており、S A 7593 と S A 11370 の造営時期の違いを暗に示している。

iii 内裏第Ⅲ期の地割 (Fig. 101~104)

Ⅲ期になると、外周の掘立柱塀が撤去され、築地回廊 S C 060, 156, 640 が建設される。まず北面築地回廊 S C 060 について検討しよう。S C 060 東西両端における築地本体の心は、第 10 次、第 187 次調査のいずれの調査区においても検出していない。したがって S C 060 の正確な東西長を算出することは、現時点では不可能である。しかし、Ⅲ期の築地回廊はⅡ期の掘立柱塀 S A 061・6905・7592 が廃絶された後、これとほぼ心をそろえて建設されているから、北面築地回廊の東西長は、築地本体の心々でⅡ期の S A 061 の東西長と同じく 600 尺に計画されたものと想定できる。一方、第 10 次調査では、S C 060 北側雨落溝と西面築地回廊西側雨落溝との交点を検出している (Fig. 101)。西面築地回廊の西側雨落溝は、凝灰岩の底石・側石がともに抜き取られて残らないが、その抜き取痕跡から、回廊基壇西端の座標値を、W 93.543~W 93.643 に復原することが可能である。また、第 73 次調査区における東面築地回廊 S C 156 の心から S C 156 基壇西端までの距離は 5.85 m (約 20 尺) で、雨落溝側石から築地回廊葛石の出を 4.5 cm (1 寸 5 分) とすれば $(5.85\text{m} + 0.045\text{m}) \times 2 = 11.790\text{m}$ となり、築地回廊基壇の全幅を 20 尺の 2 倍の 40 尺に復原することが可能である (Fig. 102)。したがって、S C 060 の基壇西端から、S C 060・156 交点の築地本体心までの東西長は、 $600 + 40/2 = 620$ 尺に計画されていることがわかる。第 78 次調査区で検出した東面築地回廊 S C 156 の築地本体心から、前述の第 10 次調査で検出した西面築地回廊基壇西端推定地点までの実測距離は、東西 182.670~182.770 m あるから、これを 620 尺で除すると 0.2946~0.2948 m が S C 060 建設における推定造営単位尺ということになる。

第 187 次調査区において検出した S C 060 築地添柱礎石の桁行方向の心々間距離は、約 3.930 m あり、上記の造営単位尺で除すると $13.331 \sim 13.340$ 尺となる²⁾。この寸法が S C 060 の桁行柱間寸法と同値と考えれば、S C 060 の築地本体に対応する桁行柱間総数は、 $600 \div (13.340 \sim 13.331) = 44.978 \sim 45.008$ 間とほぼ 45 間に割り付けられていることになる。すなわち S C 060 は、築地本体の全長 600 尺を 45 間で割り付け、桁行柱間寸法を $13.\dot{3}$ 尺等間に計画したものと考えられる³⁾。おそらく北面中央には門が開いたものと思われるが、検出していないので断定はできない。北

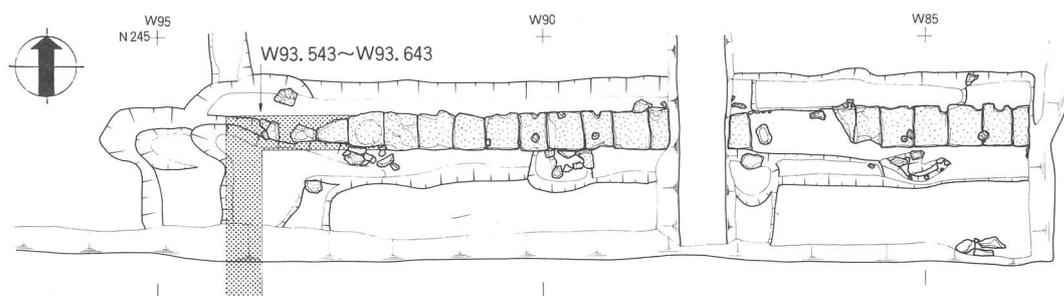


Fig. 101 SC060北側雨落溝西端の遺構平面図

面西門については内裏中軸線から中央間を含めて西へ12間目の位置に門の礎石と思われる一辺約70cmの上面の平らな正方形の凝灰岩を検出している。したがって、これと対称の位置にも北面東門の存在が推定されるが未発掘のために明らかではない⁴⁾。ただ、3.930m(約13.3尺)で割り付けると、いずれも礎石抜取穴に残された根石群の中央に一致するので、北面の各門の柱間寸法は、北面築地回廊の他の桁行柱間寸法と同値であったものと思われる。また、後述するように、SC060の梁間柱間寸法は、東面築地回廊SC156の桁行柱間寸法の影響を受けて13.125尺に復原できる。

東面築地回廊SC156もSC060と同様単純な割付となっている。SC156は、Ⅱ期の東面掘立柱塀SA6905と心をそろえ、南北長もほぼ同じである。したがって、SC156築地本体の南北長は、630尺に計画されたものと考えられる。SC060とSC640の築地本体心々間南北距離は、185.947mあり、これを630尺で除した値の0.29515m/尺が、SC156の造営単位尺となる。SC156の柱間寸法は、630尺を48間に割り付けて、3.874m(13.125尺)等間とし、SC060の3.930m(13.3尺)等間よりやや短い⁵⁾。ただし、先にもふれたように、一方の桁行柱間寸法は他方の梁間柱間寸法に影響するから、SC060の梁間柱間寸法をSC156の桁行柱間寸法と同値の13.125尺に、SC156の梁間柱間寸法をSC060の桁行柱間寸法と同値の13.3尺にそれぞれ復原することが可能である。門は南端の築地心から数えて12の整数倍の12間目、24間目、36間目にそれぞれ3.874m(13.125尺)の間口をとって開く。

SC060とSC156の桁行柱間寸法が全区間等間であったのに対して、南面築地回廊SC640の東半部は、途中で微妙に桁行柱間寸法が異っている。その原因は3つ考えられる。まず第一に、Ⅱ期を踏襲して存続する内裏正殿区画の掘立柱回廊SC254・247に規制されていること、第二に南面築地回廊の東南隅付近にSB7600を回廊と同時工程で建設する必要があったこと、第三にSC640に開く門の位置と間口寸法の規制を受けていることの3点が挙げられる。

南面築地回廊SC640の柱位置の設定に際して基準となった点Aは、SC247西側柱筋の南への延長線と、SC640の施工計画の中軸線との交点である(Fig. 103, 104, Tab. 21)。基準点Aの部分で検出したSC640の南北側柱礎石抜取穴心と、築地添柱礎石心との南北引き通し線は、SC247の西側柱筋とほぼ一致している(Fig. 103)。これは、内裏正殿区画をとり囲む柱列の四隅をそろえる必要があったためと考えられる。まずこの点からSC640・156交点の築地心までの区間を13間とする地割計画線を設定する。Ⅱ期では、内裏正殿区画東半部における内法の東西長を90尺の $\sqrt{2}$ 倍としているから、上記の区間は $(600/2) - (90 \times \sqrt{2}) = 172.721$ 尺に計画されていた。Ⅲ期にはこれを13間に割り付けて1間を13.2862尺等間としている。この区間の全

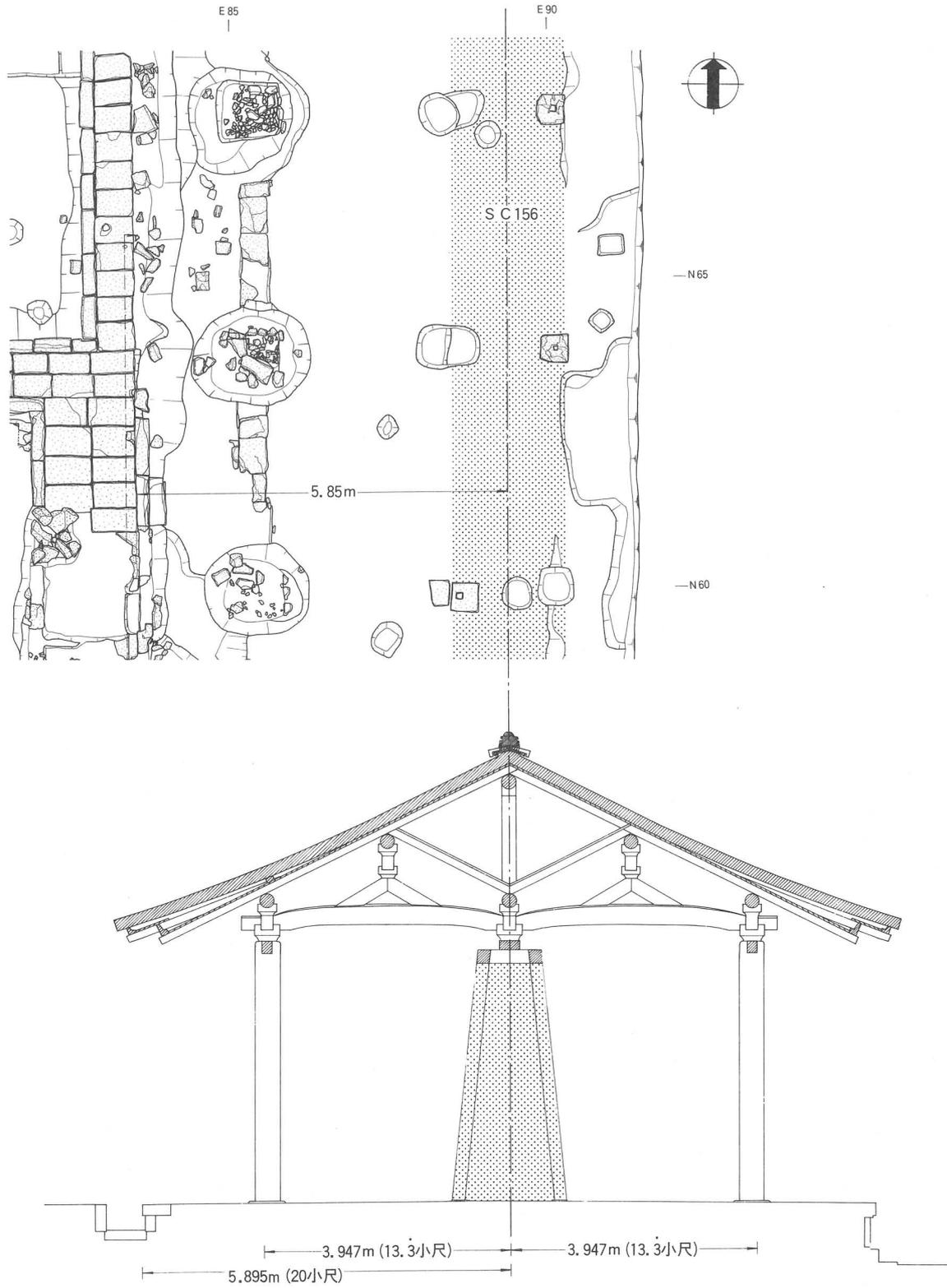


Fig. 102 S C 156 (第73次) 平面・復原断面模式図

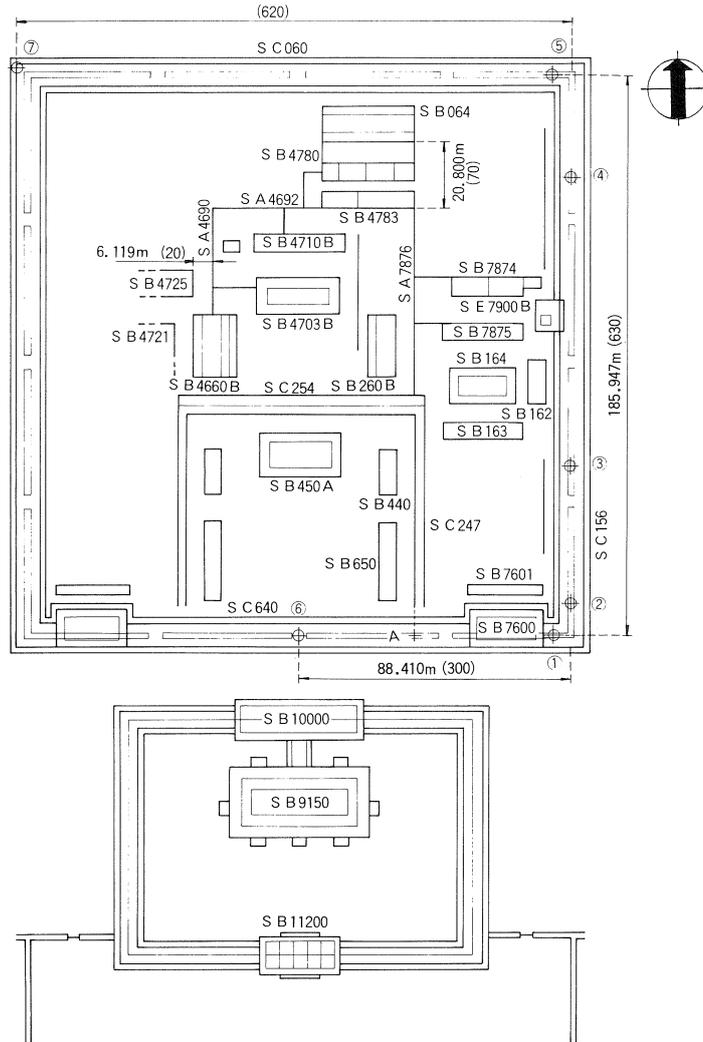


Fig. 104 内裏第Ⅲ期の地割 (()内は小尺換算値)

Tab. 21 内裏第Ⅲ期遺構座標値一覧(番号は Fig. 104 と対応)

No	NS		EW		No	NS		EW	
	N	S	E	W		N	S	E	W
1	N	52.228	E	82.757	5	N	238.175	E	85.000
2	N	63.915	E	89.287	6	N	52.224	E	0.877
3	N	106.465	E	89.257	7	N	243.447	W	93.543
4	N	203.065	E	89.127					~93.643

長は実測値で 50.910 m あるから、これを 172.721 尺で除した 0.29475m/尺が S C 640 の造営単位尺となる。

先に以上の基本的な割付を行った後に S B 7600 の桁行方向の柱位置を設定する。S B 7600 は身舎 5 × 2 間の総柱の東西棟で四面に底が付く礎石建物である。但し身舎棟通りに位置する柱は妻の入側柱をのぞいて掘立柱である。この掘立柱のうち一番東に位置する柱根が抜き取られずに遺存していた。この柱心と、S C 156・640 交点の築地心との東西距離は 15.680 m で、これを 13.2862 尺 (0.29475 m/尺 × 13.2862 尺 = 3.916 m) で割り付ければちょうど 4 間となる (Fig. 103)。他の S B 7600 身舎の桁行方向の柱位置も、すべて 13.2862 尺を基準として割り付けられている。S B 7600 の両脇は基準となる 13.2862 尺の 2 間分を 3 等分して 8.8575 尺 3 間割とす

る。そして、この3間分のうちS B 7600 身舎に近い東西各1間をS B 7600の東・西庇とし、残る各2間をS C 640の側柱として割り付けている。S B 7600側柱心からの基壇の出は、平側・妻側ともに、築地回廊の全幅40尺からS C 640の桁行寸法 $13.3 \text{尺} \times 2 = 26.6 \text{尺}$ を差し引いた 13.3尺 のさらに $1/2$ 。すなわち 6.6尺 である。S B 7600西妻の入側柱から、先の基準点Aまでは、 13.2862尺 等間の3間分あるが、この中央間を内裏南面東門とする。ただしこの門は、東からS B 7600の西庇が 8.8575尺 、西からS C 247の梁間 10尺 が、それぞれ張り出すから、地上建造物ではさまれた間隙のだいたい中央に開いていることになる。この門の位置は、北面西門から推定される北面東門の位置にほぼ対応している。

基準点Aから西側におけるS C 640の桁行柱間寸法は、東側よりやや長い。S C 640の築地添柱礎石の桁行方向における間隔は約 $3.88 \text{m} \sim 3.98 \text{m}$ とばらつきがみられるが、基準点Aから南面中央門東親柱礎石抜取穴の北側に遺存する築地添柱礎石心までの東西距離は 35.420m あり、これを9間で割りつけると1間は平均 3.936m (約 13.3尺)となる。これは、北面築地回廊S C 060の桁行柱間寸法とほぼ同寸法である。先の基準点Aから西へ 13.3尺 等間で9間分(120尺)を築地として計画し、中央にやや広い間口の門を開く。中央門西側の親柱は礎石抜取穴を検出したのみで、両側の築地添柱礎石は失われて残らないため、門の正確な間口寸法は不明だが、ほぼ 4.3m ($14.5 \sim 14.6 \text{尺}$)に復原できる。

以上のように、南面築地回廊は築地本体に対応する柱間総数を $\{13+9+0.5(\text{中央門})\} \times 2 = 45$ 間と北面築地回廊S C 060と同数とするが、Ⅱ期からそのまま存続するS C 247の規制を受けているうちに、S C 640の途中にS B 7600を建設する必要があったため、柱間寸法が不揃いとなっている。そして生じた端数は南面中央門の間口をやや広くとることによって解消しているのである。

Ⅲ期の築地回廊から割り出せる造営単位尺を今一度整理すると、S C 060が $0.2946 \sim 0.2948 \text{m/尺}$ 、S C 156が 0.29515m/尺 、そしてS C 640が 0.29475m/尺 となり、概ね $0.2947 \sim 0.2950 \text{m/尺}$ がⅢ期の造営単位尺ということになる。

築地回廊で囲まれた内部の地割計画についてはほとんど変更がない。御在所正殿S B 4703 B、後殿S B 4710 Bが、Ⅱ期とほぼ同位置に桁行両端間を広げて建て替る。両脇殿S B 260 B・4660 BもⅡ期のものに梁間 10尺 の庇が付加される。御在所区画の北側では、S A 4692の北約 70尺 の位置にS B 064を建て、南庇に近接して暗渠排水S D 4810を開削する。いずれの柱位置設定も 10尺 方眼を基準としている。

iv 内裏第Ⅳ期の地割 (Fig. 105)

Ⅳ期の地割はⅢ期を踏襲して変更はないが、建物が建て替わる。内裏正殿はS B 450 AにかわってS B 450 Bとなる。両者は、梁間の寸法や、庇に相異点があるが、南庇の側柱通はどちらもS C 640築地心から北へ 53.250m に位置し、ほぼ 180尺 で計画されている (Fig. 105)。

御在所地区では正殿と後殿がともに建て替わる。正殿よりも後殿の方が四面庇付の立派な風格をそなえ、後殿S B 4704の心は内裏の中軸線から約 5.9m (約 20尺) 東へずれている。S B 4704は、Ⅲ期から存続するS D 4730の南約 $1.6 \sim 1.7 \text{m}$ に北側柱通り設定し、そのうえ、身舎の柱間寸法が桁行、梁間ともに 10尺 であるのに対して庇の梁間を 11尺 とするため、各柱位置は

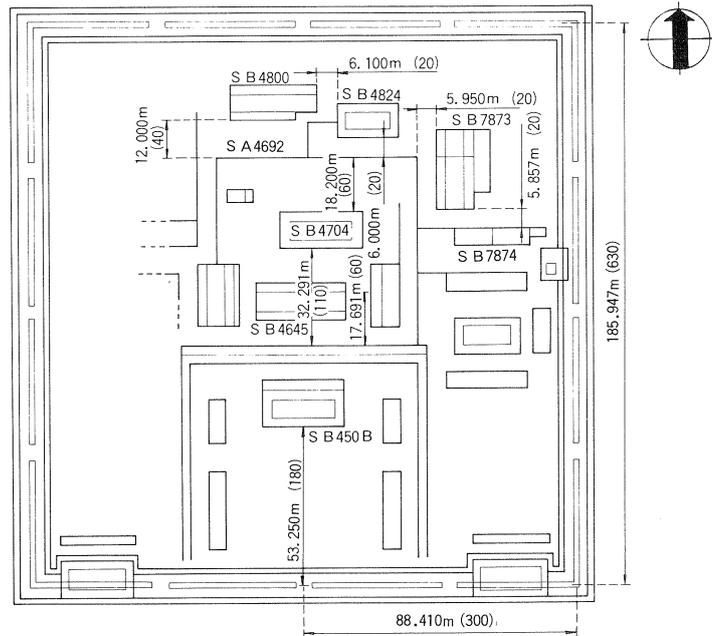


Fig. 105 内裏第Ⅳ期の地割 (()内は小尺換算値)

御在所区画四周の掘立柱塀や脇殿 S B 260 B・4660 B の柱位置を基準とする 10 尺方眼とは微妙にずれている (Fig. 105)。御在所正殿 S B 4645 は、中心線を内裏の中軸線に合わせ S C 245 北側柱通から北へ 17.691m (約60尺) の位置に身舎北入側柱通を設定している。身舎がⅢ期の S B 4710 B と同規模であることから、S B 4710 B を南に移築して、さらに北と南に庇を付加したものとみられる。

御在所区画のさらに東方の区画に存在する S B 7873 は、南妻柱通を S B 7874 北側柱通の北 5.857 m (約20尺) に、西側柱通を S A 7876 の東 5.95 m (約20尺) の位置にそれぞれ設定している。

御在所区画のさらに北側の区画では、S B 4824 の南側柱通を S A 4692 の北 6.000m の位置に設定し、S B 4800 の南側柱通を S A 4692 から北へ 12.000 m の位置に設定する。S B 4824 西妻柱筋と S B 4800 東妻柱筋との距離は 6.100 m あり、S B 4824 の東妻柱筋と S A 7876 の北への延長線との東西距離は 6 m 余である。これらの距離はいずれも 10 尺の整数倍に近い値を示すが、そこから割り出される造営単位尺の多くは 0.300 m ~ 0.305 m で、Ⅲ期のそれを大幅に上まわっている。したがって各柱位置は 10 尺方眼には合致せず、微妙にずれている。造営単位尺が、時期を経るに従って徐々に大きくなっていく傾向にあることは、以前から指摘されてきたことだが、1 尺あたりの数値が 3.000 m を上まわるのは、内裏のⅣ期の時期を考慮すればやや長すぎるように思われる。以上のように、Ⅳ期に新たに建設された建物のなかには、Ⅲ期の地割計画とは微妙にずれるものが多く、この時期の特殊性をあらわしている。

V 内裏第Ⅴ期の地割 (Fig 106・107)

V 期は外周の築地回廊を残して、内部の区画と建物の大幅な改築を行う。内裏正殿区画が狭くなり、御在所の区画が南北に長くなる。Ⅱ期からⅢ期への改築に際して、南面築地回廊 S C 640 の柱位置の設定手法がⅡ期から存続する掘立柱回廊 S C 247 の規制を受けたのと同様に、

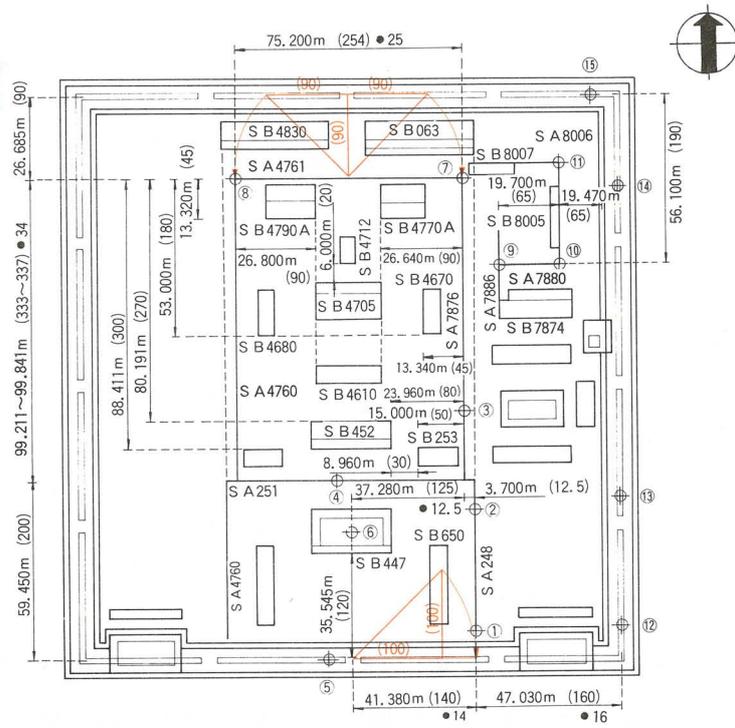


Fig. 106 内裏第V期の地割 (()内は小尺換算値 ●は柱間数)

Tab. 22 内裏第V期遺構座標値一覧(番号は Fig. 106と対応)

No	NS	EW	No	NS	EW
1	N 58.860	E 42.257	9	N 182.065	E 49.957
2	N 105.974	E 41.757	10	N 182.165	E 69.657
3	N 134.674	E 38.057	11	N 215.665	E 69.957
4	N 111.674	W 3.743	12	N 63.915	E 89.287
5	N 52.224	W 9.343	13	N 106.465	E 89.257
6	N 96.624	E 0.777	14	N 203.065	E 89.127
7	N 210.885	E 38.057	15	N 238.175	E 85.000
8	N 211.515	W 37.143			

Ⅳ期からⅤ期への改築では、Ⅳ期から存続する S C 640 や S A 7876 の規制を受けることになる。すなわち、内裏正殿区画では S C 640 の側柱の柱間寸法の制約を受け、御在所区画では東面掘立柱南北塀 S A 7876 の影響を受けている。

まず内裏正殿区画について検討しよう。東面南北塀 S A 248 は、南面築地回廊 S C 640 中央門の東親柱から東10間目の S C 640 南北両側柱筋の引き通し線上に設定する (Fig. 103, 106)。この位置は、S C 640 の中央門心から東へ $13.3 \times 9 + 13.2862 + 14.5/2$ (中央門の1/2間) = 140.536 尺の位置に計画されていることになる。実測値では 41.380 m あり、計画寸法に極めて近い値である。おそらくこれは、内裏正殿四周の柱通りをそろえる必要があったためであろう。Ⅱ期からⅢ期に至る過程で S C 247 の側柱筋が S C 640 の柱位置を決定する一要因となったのとは逆に、Ⅴ期では先行する S C 640 の柱位置が S A 248 の柱位置を規制したものと解釈できる。なお、S A 248 の柱間寸法はほぼ10尺等間である。また、内裏正殿区画の北を画する東西塀 S A 251 は、S C 640 中央門心から北へ 59.000~59.450 m の位置にあり、ほぼ 200 尺の計画寸法であったことがわかる。S A 251 は中央間を含んで東へ13間目で、北からのびてくる S A 7876 に取りつく。すでに述べたように、S A 7876 は、Ⅱ~Ⅳ期から存続する南北塀で、内裏中軸線から東へ90尺の $\sqrt{2}$ 倍である 127.279 尺の位置に設定されていた。S A 251 は、内裏中軸線か

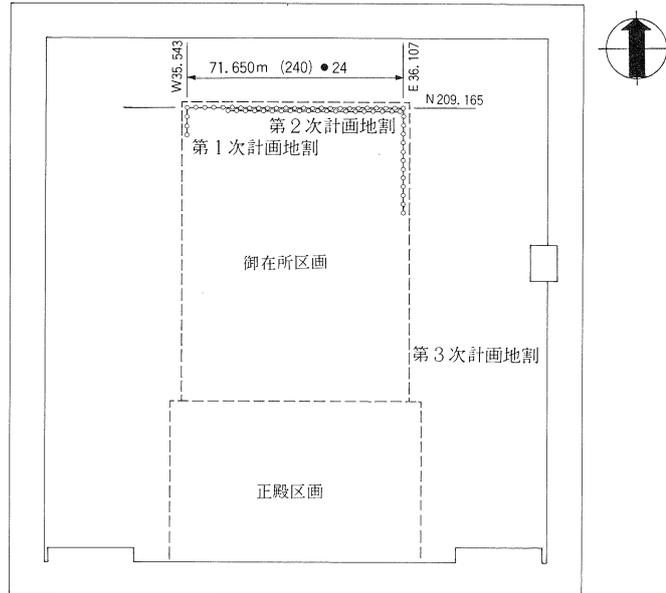


Fig. 107 第V期 S A 4761, 第1・2次計画地割 (()内は小尺換算値・●は柱間数)

ら, S A 7876 との取りつき部までを 12.5 間とし, 1 間を $127.279 \text{ 小尺} \div 12.5 \text{ 間} = 10.182 \text{ 尺}$ に計画している。S A 251 はさらに東へ 1 間のび, 南折して S A 248 となるが, この最東端の柱間寸法だけ 3.7 m (約 12.5 尺) としている。すなわち, S A 251 の東半部は, 全長を, $10.182 \times 12.5 + 12.5 = 139.779 \text{ 尺}$, つまり約 140 尺とするのである。

こうして, 内裏正殿区画を南北 200 尺, 東西 $140 \text{ 尺強} \times 2 = 280 \text{ 尺強}$ の長方形に設定する。因みに, この東西長は南北長のほぼ $\sqrt{2}$ 倍となっている。内裏正殿区画の設定に際して, あるいはこの比例関係に基く計画手法が, 予め想定されていたと考えられなくはない。

この区画の中に, 正殿 (S B 447)・脇殿 (S B 650) を, いずれも柱間寸法を 10 尺等間として建設する。S B 447 の南入側柱は, IV 期から存続する S B 650 の北妻柱通にそろえる。

これに対し, 北側の御在所区画の地割設定に際しては, 2 度実施を試みながらも途中で計画を変更し, 最終的に 3 回目の計画で建設が実施されている。当初の計画は, II~IV 期に存続した四周の掘立柱塀を全面的に廃絶し, これにかわる新たな掘立柱塀を建設する予定であった。内裏正殿区画の北面掘立柱東西塀 S A 251 の心から北へ 97.491 m (約 330 尺) の位置に御在所区画の北を画する掘立柱東西塀を, 東面築地回廊 S C 156 心から西へ 53.020 m (約 180 尺) と, 西面築地回廊心から東へ同じく 180 尺の位置に東西を画する掘立柱南北塀をそれぞれ建設し, 東西 71.650 m (約 240 尺, 24 間), 南北 97.491 m (約 330 尺) の区画を形成するはずであった (Fig. 107)。ところが北面東西塀の掘形は全長分を掘削するが, 柱を建てずにすぐ埋め戻しているし, 東面と西面の南北塀は, 全長を掘削せずに途中で中止している。この計画が中止されたのは, 偶数間で割り付けると御在所区画と内裏正殿区画とを画する東西塀 S A 251 の中央に門を開くことができなためであると思われる。2 度目の計画では, 塀の位置は当初計画と変わらないが, 柱間数の変更を試みる。しかし, いずれも掘形のための掘削に終わり, 塀の建設には至っていない (Fig. 107)。そして最終的に実施のはこびとなった第 3 次計画案は, IV 期の S A 7876 を一部含む東西 250 尺余 (25 間), 南北 340 尺弱 (34 間) の端数を含む区画であった (Fig. 106)。これはおそらく施工途中において何らかの理由によって S A 7876 を東限の南北塀として再利用する必要性が生

じたためと、前述のように東西方向の柱間数を中央に門を開く必要性から奇数間としなければならなかったためと考えられる。S A 7876 は、Ⅱ期の段階で内裏の中軸線から東へ90尺の $\sqrt{2}$ 倍をとって建設されているが、これと同じ手法を用いて、北を画するS A 4761の位置と全長を設定する。まず、北面中央門の心から南へ90尺の位置に御在所の北面掘立柱東西塀S A 4761を建設する。北面築地回廊中央門とS A 4761との心々間距離は約26.685～27.315mあり、ほぼ90尺に復原できる。S A 4761の東西長は、90尺を一辺とする直角二等辺三角形の斜辺長のさらに2倍長(254～255尺)に計画する。S A 4761の実測全長は75.200mあり254尺に復原できるから、上記の計画長に極めて近似した値であることがわかる。そしてこの全長を25間に割り付ける。区画の東端をなすS A 7876は、Ⅳ期のものから6間分を北へ、7間分を南へ延長して、南北総長を340尺、34間として計画している。実測値はS A 4761が西で北に偏る度合いが大きいため位置によって異なるが、約99.211～99.841mの範囲におさまり、概ね333～337尺に復原できる(Fig. 106, Tab. 22)。

以上のように御在所区画は、Ⅱ～Ⅳ期のS A 7876を再び存続させたため、結果的に90尺および、90尺の $\sqrt{2}$ 倍長という計画寸法を用いて東西254尺(25間)、南北340尺弱(34間)に設定することとなったと見ることができ。

建物は10尺方眼を基準としている。まず、内裏正殿S B 447は南の側柱を南面築地回廊中央門心から北へ35.545m(120尺)の位置に設定し、10尺方眼にとって柱位置を決める。

御在所区画の建物は、北を画する東西塀S A 4761が、内裏北面中央門心から90尺南に設定されるのと同じように、S A 4761を基準として北から90尺を基準として位置が決められている。S B 4770AはS A 4761から南へ90尺の1/2の45尺をとって南側柱を、東のS A 7876から西へ90尺とって建物の西南隅柱を設定する。S B 4790Aも同様に、S A 4761と西のS A 4760から45尺と90尺をとって、東南隅柱を設定する。またS A 4761から90尺の2倍の位置にS B 4680とS B 4670の南妻柱通を設定する。S B 4680の東側柱筋とS B 4670の西側柱筋は、S A 4760とS A 7876からそれぞれ45尺の位置にある。S B 4705の南側柱通はS B 4680、4670南妻柱通から北へ20尺をとって設定し、S B 4705の北側柱通からさらに北へ20尺をとって、S B 4712の南妻柱通を設定している。S B 452は内裏中軸線と心を合わせ、S A 4761から90尺の3倍の270尺をとって北側柱通とする。またS B 253の北側柱通はS B 452の南側柱通の延長線上に位置し、西妻柱筋はS A 7876から西へ50尺の位置にある。

御在所区画の北の区画にはS B 063とS B 4830の同規格の東西棟が2棟並列するが、S B 063東妻柱筋からS B 4830西妻柱筋までの東西距離をほぼ280尺に復原することができ、内裏正殿区画の東西長にあわせて計画したものと考えられる。この配置計画手法は、Ⅱ期にも同様に見られる。

内裏正殿区画と御在所区画の東側では、S B 8005・8007、S A 8006・7880・7886が付加される。S A 7886はⅣ期から存続するS B 7874の西妻柱筋を北に延長する。東面築地回廊から西へ130尺に位置し、65尺に2等分するちょうど中央にS B 8005の東側柱筋と、これに連続する南北塀とを設定している。

また、S B 8007の北側柱筋とS A 8006は、北面築地回廊S C 060心から南へ76尺の位置にある。Ⅱ期から存続するS B 7874は、北側柱通をS C 060心から230尺の位置に設定していたが、

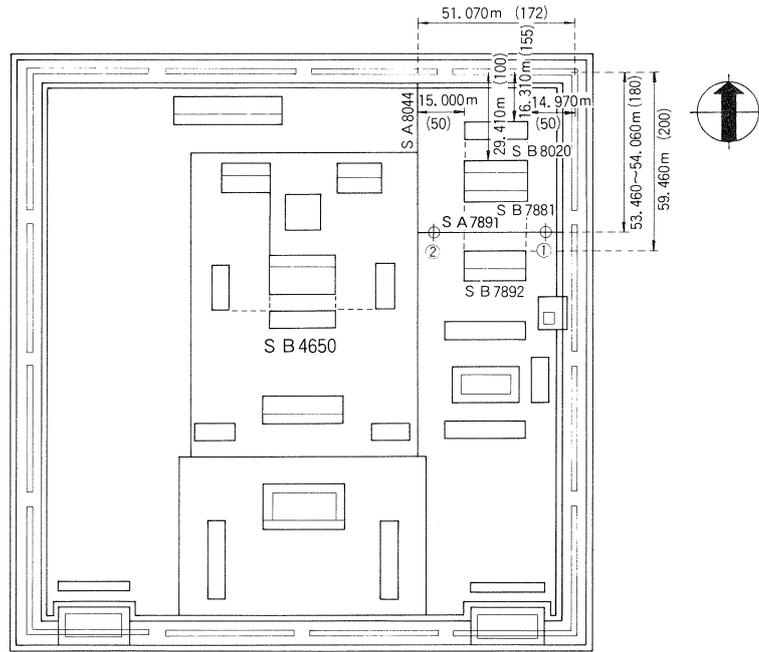


Fig. 108 内裏第VI期の地割 (()内は小尺換算値)

Tab. 23 内裏第VI期遺構座標値一覧(番号は Fig. 108 と対応)

No	NS	EW	No	NS	EW
1	N 184.115	E 82.057	2	N 184.715	E 49.957

上記の76尺は230尺のほぼ1/3にあたる。

以上のように、V期の建物は正殿区画が南面築地回廊中央門心、御在所区画が北を画する東西塀S A 4761をそれぞれ起点として、概ね10尺方眼のもとに計画的に配置されていることがわかる。

vi 内裏第VI期の地割 (Fig. 108)

VI期はV期と基本的に地割計画に変更はないが、内裏東北殿舎地区にS A 7891・8044を建設して、新たに区画が細分される (Fig. 108, Tab. 23)。S A 8044はV期のS A 7876を北へ延長して北面築地回廊S C 060に、S A 7891はS A 7876に直交して東へのび、東面築地回廊S C 156にそれぞれ連り、南北180尺、東西172尺の区画を形成する。ただしS A 7891の国土方眼第VI系に対する偏度は $W1^{\circ}04'15''N$ と西で北へ偏る傾向が強い。これは柱間寸法が互いに異なるS A 7876とS C 156の柱を相互に連結しようとしたために生じた傾きであると考えられる。

この区画の中に、S B 7881とS B 8020を南北に並列する。南北方向の位置は両者ともに北面築地回廊S C 060心 (推定北面築地回廊東門心)を基準とし、S B 8020の北側柱通を55尺、S B 7881の北側柱通を100尺の位置に設定する。東西方向の位置は建物の心を区画の東西長170尺強の中軸線に合わせ、東西両妻柱筋からS A 8044心とS C 156心 (東面築地回廊北門心)までの距離をほぼ50尺としている。従ってS B 8020とS B 7881はともに桁行7間だが、1間が10尺よりもやや長い3.000m強となっている。

また、内裏東殿舎地区ではS B 7874を廃絶し、S B 7892を新たに建設する。S B 7892は、北側柱通を北面築地回廊S C 060心から200小尺南に設定する。そしてS C 156心から50尺の

V・Ⅵ期においてもS E 7900 Bへの雨水の流入防止がはかられるのである。

以上のように、内裏地区における排水計画には、下水および雨水排水と、浄水とを明確に分離しようとする計画意図がよみとれる。

- 1) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 55~58)では、1間あたりの柱間寸法を、それぞれS C 254が299 cm、S C 247が295 cmとし、S B 450 A・440・260・162・163・164には295 cmと299 cmの異なる柱間寸法が混在するとしながら、これらの相異なる柱間寸法を一律に10尺としている。そして上記の建物の柱位置は、いずれも東西方向を299 cm、南北方向を295 cmとする10尺方眼上に合致するとしている。しかし、1間あたり4 cmもの差を生ずる柱間寸法を、おしなべて10尺とすることには問題があろう。すなわち、Ⅱ期の内裏の南北長から割り出される造営単位尺は0.2947 m/尺であるから、S C 247の柱間寸法295 cmはほぼ10尺、S C 254の柱間寸法299 cmは1.014倍の10.14尺とするべきである。ただし今回の報告では、S C 254の柱間寸法を10.182尺(300.1 cm)と考えた。
- 2) 昭和29年の内裏北面築地回廊調査では、S C 060の桁行柱間寸法を40尺を3分割した13.3尺とする。
- 3) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 52)では、S C 060の全長を東西両端の柱心々間で620尺、内法の柱心々間で梁間26尺の2間分を差し引いた568尺に復原している。そして568尺は、註2)に示すように昭和29年の調査で判明したS C 060の桁行柱間寸法40尺÷3=13.3尺では割り切れないため、途中で柱間寸法に広狭を持たせて調整しているのではないかと推定している。しかし、その後の第10、13、20次の各調査によって、S C 060の柱間寸法はすべて等間であることが判明した。S C 060の全長は、築地本体の心々間で600尺、東西両端の柱心々間で626.6尺、内法の柱心々間で573.3尺に復原するのが妥当である。
- 4) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 53)。
- 5) 「平城宮発掘調査報告Ⅲ」(p. 52)では、S C 156の全長を築地本体の心々間で624尺、48間とし、南北両端の柱心々間で650尺、50間とする。しかし、S C 060・640の築地本体心々間実測南北距離185.947 mを624尺で除すると造営単位尺は0.298 m/尺となり、Ⅲ期の造営年代を考慮すればやや長くなりすぎる。むしろS C 156は、Ⅱ期のS A 6905の全長を踏襲して、築地本体心々間の全長を630尺に計画されたと見る方が自然であろう。

C 内裏地区空間構造の歴史的変遷

内裏地区における遺構の時期区分と変遷、および奈良時代における天皇の御在所の歴史的変遷に関する検討に基づき、奈良時代における内裏地区の遺構の変遷について歴史的考察を行うことにする。その際まず平安宮における内裏の構造について概観し、そののちそれと平城宮内裏地区における各期の遺構とを比較検討することによって、平城宮内裏地区の構造やその性格・機能の変遷について述べることにしたい。

1 平安宮内裏の構造

i 平安宮内裏の構造とその機能

内裏地区の遺構の一部について報告を行った『報告Ⅲ』において、既に平安宮の内裏に関する諸問題が取り上げられ論じられたが、そこで主として問題とされたのは、第一に平安宮内裏を描く古図や復原図、絵画資料等が有する史料的な問題点であり、また第二にそれを用いて復原される平安宮内裏の有する諸問題についてであった。そこでは、結論的には、平城宮内裏の殿舎の配置は基本的に平安宮のそれと同じことを指摘し、平安宮内裏が平城宮内裏の発展形態であるとされた。しかし当時明らかにされていた内裏地区の遺構はその南半部に過ぎず、しかも内裏の遺構と見られていたのは築地回廊で囲まれた時期の遺構にとどまり、その下層に掘立柱の遺構群が存在していることを把握していない段階での検討に過ぎなかった。従って平城宮内裏地区で検出した遺構と平安宮内裏との比較を十分な発掘資料に基づいて行ったのではなく、現段階における内裏地区の遺構の全体的な様相から見ると、必ずしも従来の比較が正鵠を得たものであったとは言えないと考える。

そこでまず、平安宮内裏の基本的な構造を概観することにし、次項で平城宮内裏地区の歴史的変遷を検討するための前提としたい。なお平安宮内裏の構造を検討する材料としては、正史をはじめとする多くの文献史料の他に、『平城宮発掘調査報告Ⅲ』で詳しく検討した平安宮内裏古図のうち陽明文庫本宮城図と九条家本延喜式卷42所収の内裏図を用いることにする。また平安宮内裏の基本的な構造を考えるには、その内部に存在している数多くの殿舎一つ一つの建築構造や機能・性格、あるいは個別の殿舎から構成される殿舎群の機能・性格を詳細に検討しなければならないが、個々の事例を挙げて逐一検討することは困難であり、また殿舎の使用法にも自ずから歴史的な変遷があることから、ここでは当該時代の史料を通覧してそこから窺知しうる平安宮内裏の基本的な構造について、とりわけ平安宮の創建期にできるだけ近い平安時代前半における平安宮内裏の構造を概観的に述べるにとどめることにする。

平安宮内裏の基本的な構造は、おおよそ次に述べる5つの空間から構成されていると見ることが可能であろう (Fig. 110)。すなわち、(1)築地回廊で周囲を囲まれた内裏内部の中央南半部に位置し、正殿である紫宸殿と、その東西にある4棟の脇殿である宜陽・春興・校書・安福の4殿、およびこれら5棟の殿舎によって囲まれた南庭からなる空間 (以下では仮に空間(1)と呼ぶ)、(2)空間(1)の北に位置し、ほぼ築地回廊で囲まれた内裏の中央部を占め、正殿である仁寿殿とその後殿である承香殿、および仁寿殿の東西に配される4棟の脇殿である綾綺・温明・清涼・後

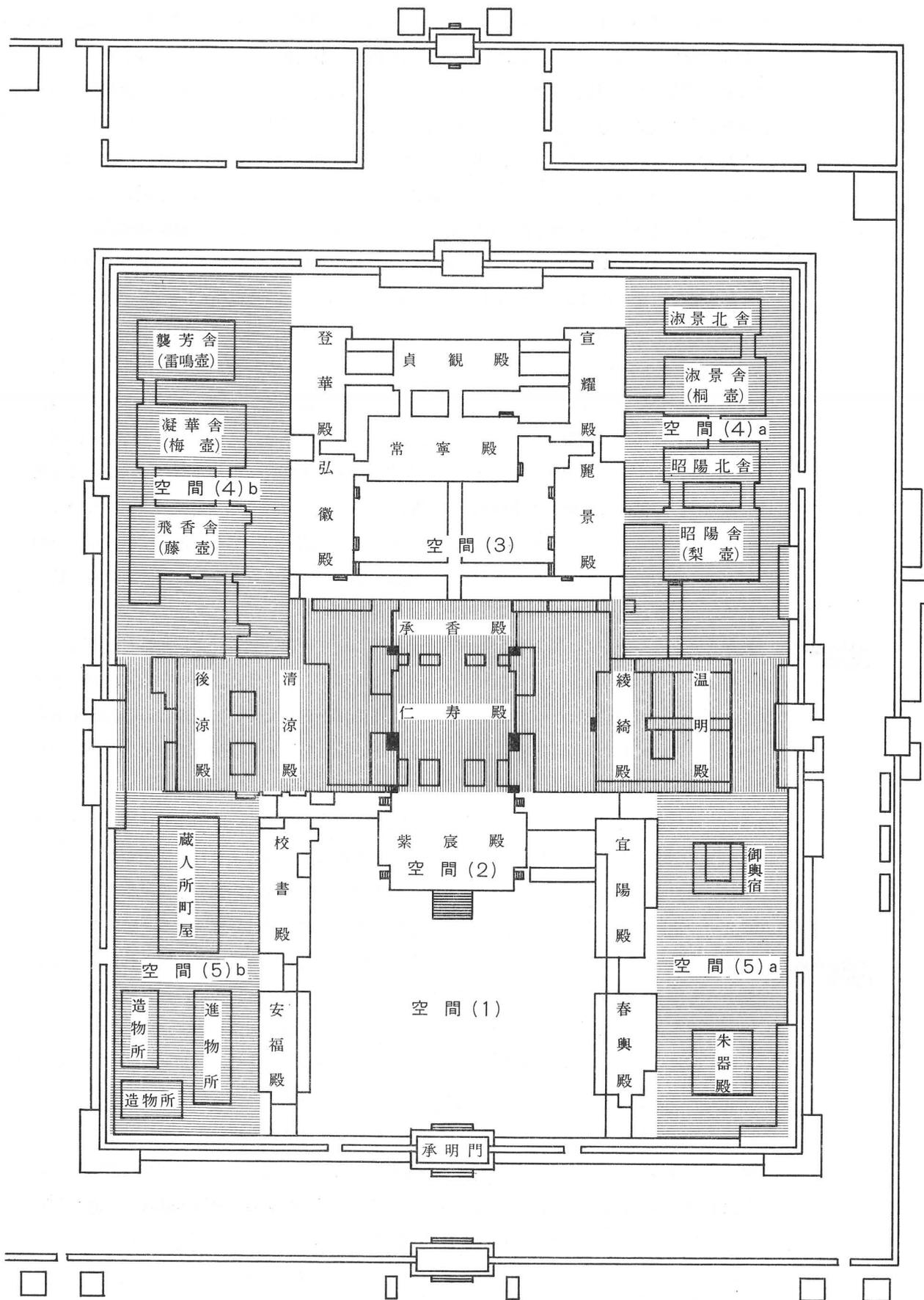


Fig. 110 平安宮内裏の空間構造

涼の4殿、そしてこれらによって周囲を画された小さな複数の庭からなる空間(空間②と呼ぶ)、(3)空間②の北、すなわち築地回廊で囲まれた内裏内部の中央北半部に位置し、常寧殿を正殿、貞観殿を後殿とし、両殿の東西に宣耀・麗景・登花・弘徽の4棟の脇殿を配し、常寧殿の南に前庭を有する空間(空間③と呼ぶ)、(4)空間③の東西、すなわち築地回廊で囲まれた内裏の東北隅と西北隅に位置し、それぞれ築地塀で囲まれる二つの空間(総じて空間④と呼び、さらに二つの空間のうち東の空間を空間④a、西の空間を空間④bとそれぞれ呼ぶ。また空間④aと空間④bとはそれぞれさらに東西方向の築地塀で南北二つの空間に細分され、東の空間④aには南に昭陽・昭陽北両舎、北に淑景・淑景北両舎、西の空間④bには南に飛香舎、北に凝花・襲芳両舎がある)、(5)空間①の東西にあり、空間②の南に位置する空間(東の空間を空間⑤a、西の空間を空間⑤bと呼ぶ)である。

まずこの5つの空間について、やや詳しくその構造をみると、平安宮内裏の中央部を南北に占める空間①・②・③の3つの空間には、空間の構成に共通した特徴が認められる。それはいずれも基本的には東西棟の正殿1棟とその東西に配される南北棟の4棟の脇殿から構成され、さらにこれに東西棟の後殿1棟が置かれる場合もあることである。これに対して内裏の四隅に位置する空間④・⑤は、内裏の中央部を占める空間①・②・③のように正殿と脇殿からなる構成を採らず、空間④では全てが東西棟で、空間⑤では逆に南北棟の殿舎が優勢を占めている。このことは平安宮内裏の中に占める位置からもわかるが、内裏の中央部を南北に占める3つの空間がその中心的な空間であるのに対して、内裏の四隅に配置される2つの空間がこれを補完するような付属的な空間であったことを明らかに示している。

天皇と皇后の空間

次にこれら5つの空間が有していた機能や性格について簡単に述べ、先に指摘した平安宮内裏の構成する5つの空間が大きく二大別できることを示すことにする。まず平安宮内裏の中央部を占める3つの空間についてみると、空間①と空間②が内裏において天皇に直接関係を有する空間で、そのうちの空間①が儀式・節会・宴などが執り行われる公的な空間であるのに対して、空間②が天皇の日常的な生活の場を中心とした私的な空間であることには異論がないであろう。これに対して常寧殿を中心とした空間③は基本的には皇后(あるいは皇太后を始としてその時々*1)*にいわゆる後宮を代表する女性)が居住していた空間であると考えられ、従来からも皇后宮・中宮に当たる空間であると考えられてきた*2)*。以上のように平安宮内裏の中央部を占める①~③の3つの空間は天皇とその嫡妻である皇后に関する公的及び私的空間であることになる*3)*。

後宮と附属的空間

天皇と皇后に関わるこれら3つの空間に対して、内裏の方形区画の四隅に配された4つの小空間のうち東北と西北の隅を占める空間④は、後宮五舎と呼ばれる殿舎が配置され、皇后を除く天皇の庶妻たちである後宮が居住する空間である*4)*。一方東南と西南の隅を占める空間⑤については、西南隅の空間⑤bと東南隅の空間⑤aとを一応別個に考える必要がある。まず西南隅の空間⑤bは天皇の公私両生活に深く関わる蔵人所とその管轄下の所々などが配置されている空間である。なお蔵人所が平安宮草創期から一貫してこの小空間を管轄下においてたとめるのは蔵人及び蔵人所の歴史から見ても困難で、蔵人所が次第に充実して行く過程で最終的に実現されたものであると考えるのが妥当であろう。しかし、翻って蔵人所による掌握を可能として行ったところに、この小空間の本来の性格や機能が必ずしも平安宮の創建当初から固定していたのではなく、そのような事態を許すような曖昧な性格をしか有していなかったと見ることもできる。これに対して東南隅の空間⑤aは御輿宿や朱器殿があるが、その機能・用途は必ず

しも明瞭ではない。しかしその名称から天皇が出行の際に用いた御輿（御輿宿は一名太子宿・東宮休幕などとも言い、その一部が内裏での儀式に参列する皇太子が予め参入し控えていたりするための直廬としても使用されている）や朱器などを収納・保管するための施設であったと推定されることから、本来天皇に関わる物を保管するような収納空間であるとする事ができる。以上のよう
に東西両南隅の小空間の性格・機能を統一的に把握することは困難であり、それら両小空間から構成される空間(5)の本来的な性格や機能については不明とする他ないが、いずれにしても内裏を構成する主要な空間ではなく、むしろ内裏を構成する主要な空間に対して補完的な機能を果たすような空間であったと見られる。

以上のように、平安宮内裏は大きく2つの空間、すなわち内裏の中央部を占める大きな空間と内裏の四隅に小空間として存在する空間に分けられる。この両空間の間にはその内部にある建物の配置とそれによって作り上げられる空間の構造に明確な差異が存在し、それは両空間のうち前者が天皇と皇后のための公私両面にわたる空間で、内裏の中心的な空間であったのに対して、後者がそれを支えるような付属的あるいは予備的な空間であったことによるものと考えられる。

ii 平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ-1期遺構の再検討

平安宮内裏の基本構造を上記のように把握することが大きな誤りでないことは、平城上皇が営んだ「平城西宮」に当たると考えられる平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ-1期の遺構配置にも明かである⁵⁾と考えるので、次にこの点について検討を加えておきたい。

平城上皇のために平城宮に詰めていた官人達の官衙については必ずしも明確ではないが、平城上皇自身が居住したと考えられる「平城西宮」については、『報告Ⅹ』で検討が行われ、平城宮第一次大極殿院地区の第Ⅲ-1期の遺構をこれに比定した。同報告書では、その第Ⅴ章考察において第一次大極殿院地区の第Ⅲ-1期の遺構について検討が加えられているが、重要な点で事実誤認もあると考えられるので、ここではそれによらず、独自にその空間構造を検討し、従来の見解に訂正を加えることとする。なお個々の建物遺構等に関しては同報告書の第Ⅲ章の記載を追認するにとどめ、ここでは再検討の対象とはしない。

第一次大極殿院地区では、第Ⅲ-1期に、第Ⅱ期の築地回廊を踏襲した位置において東西590尺・南北620尺の規模の方形の区画を形作る築地が設けられる。築地にはその四面に各3門が設けられ、その内部には中央やや北寄りの、築地内部の空間をほぼ南北に二分する位置に石積擁壁S X 9230がある。築地内部の第Ⅲ-1期の遺構は、石積擁壁S X 9230を境として、大きく擁壁上、すなわち擁壁の北にある遺構群（殿舎地域）と擁壁の南方にある一段低い庭上の遺構群（広場地域）とに二分される。このうち殿舎地域は、のちに詳しく検討する平城宮内裏地区の遺構や既に検討した平安宮内裏の殿舎と比較して、「建物配置」が「内裏的」であるなどきわめて注目すべき点がある。一方擁壁下の広場地域は、庭自身がその北寄りに設けられた東西堀S A 7130によって庭としての存在意義を喪失しており、『報告Ⅹ』の推定の如く、庭としての広場が不用であったために東西堀によって遮蔽したのであろう。従って後者、すなわち石積擁壁下の広場地域について独自に検討を加える意味はほとんどないことになり、ここで平城上皇の御在所として検討の対象とするのは、石積擁壁上に展開する殿舎地域の遺構群である。

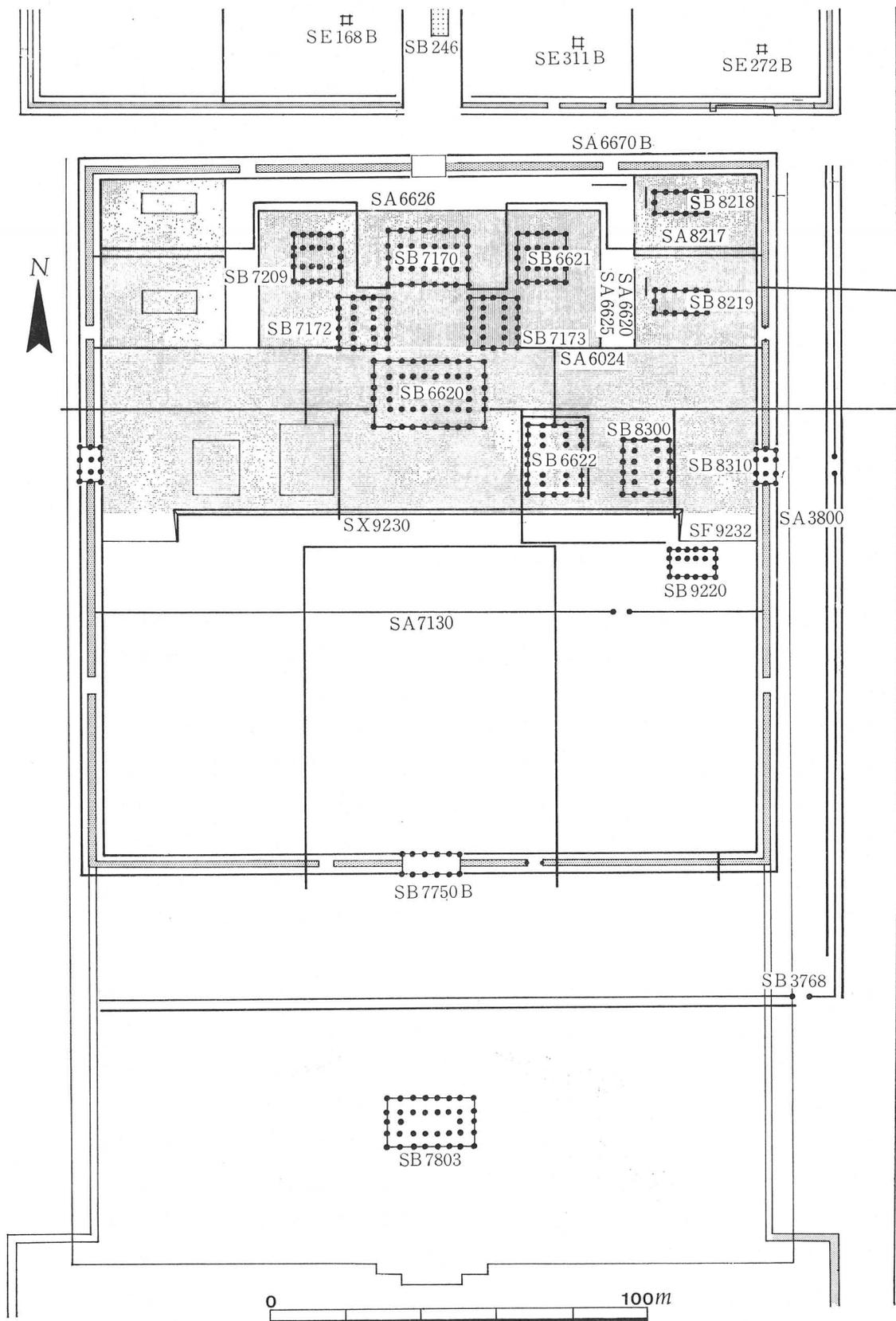


Fig. 111 平城宮第一次大極殿地区第Ⅲ-1期の空間構造

石積擁壁には、建物を始め、塀・溝などがあるが、それらの中で特に建物と塀の配置に注目して、石積擁壁上に配される遺構群を空間構造の観点からみると、大きく三つの空間に分けて考えることができる。すなわち、第一は、石積擁壁上の殿舎地域を南北にほぼ二分する位置にある掘立柱東西塀 S A 6624 より南の空間である。また第二は、S A 6624 以北の空間の中央部を占め、北を掘立柱東西塀 S A 6626、東を掘立柱南北塀 S A 6625 によって、それぞれ画される空間である。そして第三は、S A 6624 以北の空間の東辺部に存在する空間である。

第一の S A 6624 以南の空間には、その中央北寄りに四面に庇が繞る桁行 9 間・梁行 5 間の東西棟建物 S B 6620 があり、その東南には南北棟建物 S B 6622、さらにその東にも南北棟建物 S B 8300 がある。S B 6620 は、空間の北寄りに位置し、最大の建物であることや身舎の梁行が 3 間であることなどから、この空間の正殿に当たる。また S B 6622 は桁行 5 間以上・梁行 4 間、S B 8300 は桁行 3 間以上・梁行 4 間で、ともに建物の全容が判明していないが、他の脇殿との関係から、いずれも東西両面に庇の付く桁行 5 間・梁行 4 間の規模の建物であったと推定される。S B 6622 と S B 8300 の 2 棟は正殿である S B 6620 の東脇殿に当たる。なお発掘調査では設定した調査範囲の関係から確認するに至っていないが、正殿 S B 6620 を挟んで東脇殿である S B 6622 ・ S B 8300 の 2 棟と対称の位置に西脇殿 2 棟が存在していると見てよいであろう。従ってこの空間は中央北寄りに正殿を配し、その前面東西に脇殿を配する、いわゆるコ字型建物を採っていることになる。しかし東西それぞれ 2 棟の脇殿が南北に配置されるのではなく、東西に並行して置かれている点は、コ字型建物配置としてはやや特殊である。それは、『報告Ⅹ』も指摘するように、殿舎地区の空間が南北に狭いために生じた特殊な現象であると考えられる。既に述べた平安宮内裏の殿舎と比較対応させると、正殿 S B 6620 は紫宸殿に当り、S B 6622 ・ S B 8300 はそれぞれ宜陽殿・春興殿に相当する。

次に、第二の S A 6624 以北中央部を占める空間は、発掘調査では確認されていないが、この空間の西を画するための塀が S B 7170 を挟んで S A 6625 と対称の位置に存在するものと考えられるから、北と東西の三方を掘立柱塀によって囲まれ、南は次に述べる S B 7170 の桁行総長分だけ開けて他は掘立柱塀によって閉じられていたことになる。この空間の北寄りにはこの中で最大の規模をもち、正殿に相当する東西棟建物 S B 7170 がある。桁行 7 間・梁行 4 間で、南北両面に庇が付く。S B 7170 を挟んでその東西両側には対称の位置に S B 6621 と S B 7209 がある。ともに桁行 5 間・梁行 4 間の南北両面に庇の付く東西棟建物である。さらに S B 7170 の前面東西にも S B 7170 を挟んで対称の位置に S B 7177 と S B 7172 がある。この 2 棟はともに東西両面に庇の付く桁行 5 間・梁行 4 間の南北棟建物である。これら正殿 S B 7170 を挟んで東西対称の位置に配される 4 棟の建物は、S B 6621 ・ S B 7173 と S B 7209 ・ S B 7172 の 2 棟ずつで一つの群をなし、前者は東脇殿、後者は西脇殿に、それぞれ相当する。『報告Ⅹ』では、平安宮の内裏と比較して、正殿 S B 7170 を「天皇が日常的に起居する後宮の殿舎」である常寧殿、東脇殿 S B 7173 ・ S B 6621 を麗景殿・宣耀殿、S B 7172 ・ S B 7209 を弘徽殿・登華殿に、それぞれ比定した。しかし「天皇が日常的に起居する後宮」とあるのは明かな誤りであるから論外としても、同報告書が S B 7170 以下 S B 7173 ・ 6621 ・ 7172 ・ 7209 の 5 棟の建物に比定した上記平安宮内裏の諸殿舎は、既に述べたように、皇后宮に相当する空間に存在する殿舎で、天皇が内裏において日常的に生活する空間はその南に存在していた仁寿殿を中心とした空間であった

ことから、上記の比定には大きな問題があり、むしろ平安宮内裏の仁寿殿を中心とした空間に存在する諸殿舎に比定すべきであると考え。従って正殿S B7170は仁寿殿、東脇殿S B7173・S B6621は綾綺殿・温明殿、西脇殿S B7172・S B7209は清涼殿・後涼殿に、それぞれ相当することになる。なおここで仁寿殿の後殿に当たると考えられる承香殿に相当する建物がない点には留意する必要がある。この点については後述する。

第三の殿舎地区東北隅に存在する空間は、東と北を南北築地塀S A3800と東西築地塀S A6670Bによってそれぞれ画され、また南は東西掘立柱塀S A6624、西は南北掘立柱塀S A6629によって画されている。そしてこの空間はさらにその中央やや北寄りに位置する東西掘立柱塀S A8217によって南北二つの小空間に分けられる。南北両小空間には、ともにその内部に桁行5間・梁行2間の東西棟建物があり、また両空間の西限を画するS A6629に門を開き、この門に対して目隠の役割を果たす南北掘立柱塀を建物の西側に置いている。このような画一的な空間構成からみて南北両小空間が同一の性格を持つことは間違いなく、従って両小空間を南北に分ける位置にあるS A8217は単に両小空間を分けるだけの塀に過ぎず、他の区画のための塀とは性格が異なっていることになる。なお殿舎地区の東北隅に存在する以上二つの小空間からなる空間と対称の位置、すなわち殿舎地区の西北隅にも同様の空間が存在していたものと考えられるが、実際には調査区外で、建物や塀を確認するには及んでいない。この空間を平安宮内裏と比べると、同じく東北隅に存在して同様の建物配置と特色を有する、昭陽舎と淑景舎を中心とした後宮の空間に対応する。『報告Ⅹ』では、平城上皇の親王達が居住した空間であった可能性を指摘しているが、後宮五舎が本来皇后以外の天皇の妻妾達の居住する殿舎であったと考えられることからすると、むしろ平城上皇の妻妾達の居住する空間であった可能性の方が高い⁶⁾のではなかろうか。

以上のように石積擁壁S X9230上に展開する殿舎地区の遺構群を大きく三つの空間に分けて考えることができる。いまそれらの空間を平安宮の内裏の空間と比較してみると、S A6624以南のS B6620を中心とした空間は平安宮内裏の紫宸殿を中心とした天皇の公的空間に相当し、またその北に位置するS B7170を中心とする空間は平安宮内裏の仁寿殿を中心とする天皇の私的空間に比定することができる。そしてさらにその東西に存在する南北二つの小空間からなる空間は平安宮内裏のいわゆる後宮五舎に相当するものと考えられ、分けて理解することができる⁷⁾と考える。

『報告Ⅹ』においては、「上皇内裏が平安宮古図ときわめて類似している」が、しかし「平安宮内裏における仁寿殿およびそれに付属する脇殿の区画が、上皇内裏では欠落している」という「決定的な差異」が両者のあいだにみられ、「上皇内裏」は「平安宮内裏の省略形態とみな」されると指摘している。そしてその理由を「平安宮内裏の機能の大きさにくらべて上皇内裏の機能が格段に小さかったこと」に求め、それは当時この地区が「上皇の御在所にすぎなかったことをしめしている」とした。また阿部義平は、『報告Ⅹ』が第一次大極殿院地区の第Ⅲ-1期を平城上皇の御在所「平城西宮」に比定したことを承認した上で、内部における建物配置が典型的な後宮部分の配置を採り、居住空間として完成したものであるが、紫宸殿に相当する建物にまでは及ばず、簡略化した建物配置・構造を採っているに過ぎない⁷⁾とした。しかし以上の検討結果にも明らかのように、平城上皇の御在所である第一次大極殿地区第Ⅲ-1期の

遺構において欠落していたのは、紫宸殿や仁寿殿とその東西脇殿などではなく、むしろ常寧殿とその東西脇殿などであったのである。従ってそこから直接読み取ることのできる歴史的な事実、平城上皇の御在所には常寧殿を中心とした皇后の空間に相当する区画が欠落していたことである。そしてこのことは平城上皇が現実には皇后を持たなかった事実を反映しているものと考えられる⁸⁾。そのような意味においてこそ平城上皇の御在所は「平安宮内裏の省略形態」であったのである⁹⁾。

iii 長岡宮第二次内裏「東宮」の空間構造

最後に、時期的に既に述べた平安宮内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構と次項で検討を加える平城宮内裏地区の遺構との間に位置する、長岡宮における天皇の御在所の空間構造について検討する。

長岡宮における桓武天皇の御在所については、『続日本紀』に、延暦8年2月天皇が「西宮」から「東宮」に移御したとの記事があり¹⁰⁾、またこの遷御に先立って「東宮」(「東大宮」)の造営が行われたことが長岡宮跡出土の木簡によって明かとなったことなどから、桓武天皇は遷都当初から「西宮」と呼ばれる御在所に居していたが、延暦8年2月に至って「東宮」に移り、以後平安遷都による長岡廃都までここを御在所としたと考えられる¹¹⁾。今日、長岡宮における桓武天皇の二つの御在所、「西宮」と「東宮」を時間的な先後関係からそれぞれ第一次内裏・第二次内裏と称し、それぞれその所在が発掘調査の成果などに基づいて推定されている。すなわち第一次内裏「西宮」は、平城宮における内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区との関係と同じように、大極殿院・朝堂院に接してその北に位置する。これ対して第二次内裏「東宮」は、平安宮内裏のように、大極殿院・朝堂院と分離して大極殿院の東に位置する。以上の長岡宮における二つの御在所のうち、第一次内裏「西宮」については発掘調査が進んでおらず、その様子を知ることはできないが、第二次内裏「東宮」については、京都府教育委員会・向日市教育委員会・財団法人向日市埋蔵文化財センターによる数次に亙る発掘調査が断続的に行われ、長岡宮跡における発掘調査全般の困難な状況にも関わらず、大きな成果が挙げられている¹²⁾。以下では長岡宮の第二次内裏「東宮」について、発掘調査の成果及びそれに基づく研究に依拠しつつ、長岡宮における天皇の御在所の空間構造について簡要に検討を加えたい。

長岡宮第二次内裏「東宮」に関するこれまでにおける発掘調査の成果をとりまとめたのがFig. 112である¹⁴⁾。これにも明らかなように、第二次内裏において検出された建築遺構は、第二次内裏の周囲を囲む築地回廊とその内部で検出された6棟の掘立柱建物のみで、内裏の内部を区画する塀などの施設を確認するには至っていない。従って平安宮内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期や後述する平城宮内裏地区におけるように、塀などの区画施設を一つの目安として、第二次内裏内部の空間構造を考えることはできない。しかし僅かではあるが、その内部で検出された6棟の建物を平安宮内裏と比較検討することによって、第二次内裏のおおよその空間構造を明かにすることができると思われる。

まず第二次内裏のほぼ中央部に存在する東西棟建物は、身舎の規模が桁行9間・梁行3間で、四面に隅を欠く庇を付ける。この建物はこれまで第二次内裏内部で検出された建物のなかで最大の規模を有するばかりでなく、その形式も特有なものであることなどから、内裏正殿に比定

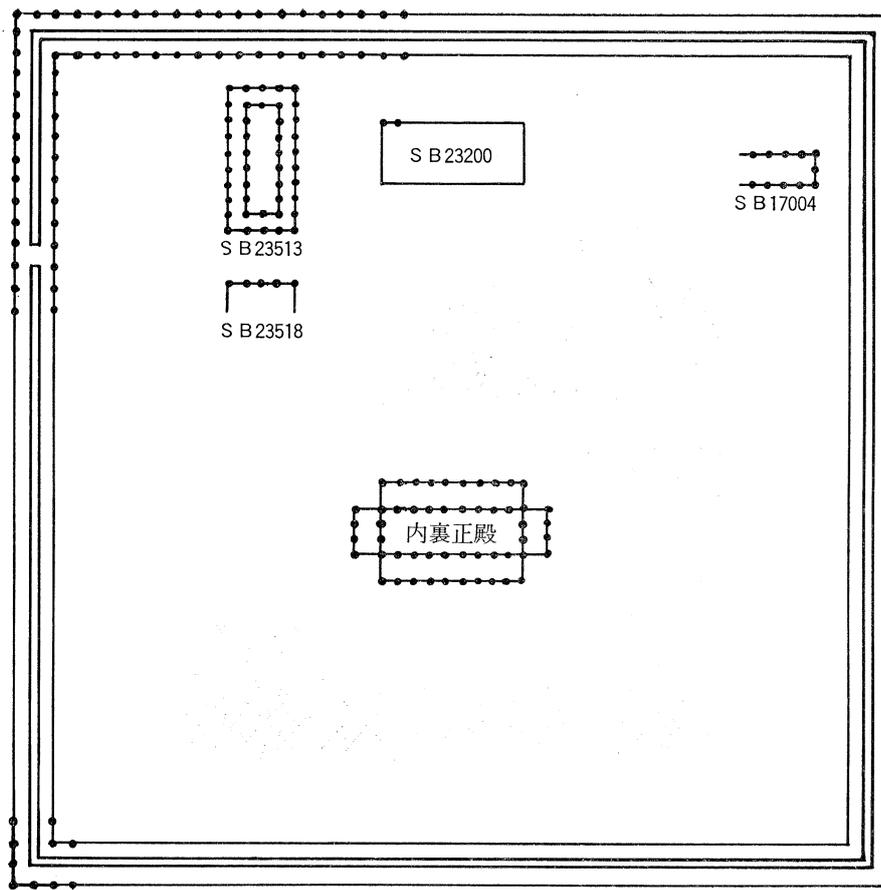


Fig. 112 長岡宮第二次内裏「東宮」の遺構配置

されている。その北方、北面築地回廊に近接して位置する建物 S B 23200 は、規模・形式が明かではないが、東西棟と推定されている。S B 23200 の西方では 2 棟の建物が検出されている。そのうち北に位置する S B 23513 は、身舎の規模が桁行 7 間・梁行 2 間の南北棟で、四面に庇が繞る。S B 23513 の南にある S B 23518 は柱穴 2 個が検出されているに過ぎないが、南北棟で、規模や形式は恐らく S B 23513 と同じと推定される。一方 S B 23200 の東方では東面回廊に接するような位置で東西棟建物 S B 17004 が確認されている。桁行き 4 間以上・梁行 2 間の規模を持つ。また内裏正殿に比定されている建物の西南方でも南北棟と推定される建物が検出されている。

以上 6 棟の建物を平安宮内裏の諸殿舎と内裏内部での位置や建物の形式・規模・棟方向などの点で比較すると、内裏正殿と推定されている建物は紫宸殿、S B 23200 は常寧殿、S B 23513 は登華殿、S B 23518 は弘徽殿¹⁵⁾、S B 17004 は淑景舎、また内裏正殿西南方で検出された建物は進物所に、それぞれ相当すると理解することができる。従って内裏正殿の北に仁寿殿に相当する建物を確認していないが、長岡宮第二次内裏の空間構造やその構成原理は、基本的に平安宮内裏と同じであるとみて大過ない。因みに長岡宮第二次内裏が存在していた時期、延暦 8 年 2 月以降延暦 12 年正月東院へ遷御するまでの間、桓武天皇には平城宮の時代に冊立して以来の皇后として藤原乙牟漏がいた。¹⁶⁾

2 平城宮内裏地区遺構の構造とその歴史の変遷

前項では平安宮内裏の構造とそれを「簡略化」して造営された平城上皇の「平城西宮」に比定される平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構、および最近発掘調査の成果の著しい長岡宮第二次内裏「東宮」の構造について概観した。特に平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構については、その空間構造がまさに平城上皇(平城天皇)が後宮のみを有し皇后を持たなかった事実を反映したもので、そのような上皇の御在所としてふさわしいものであることを述べた。また長岡宮第二次内裏「東宮」については基本的に平安宮内裏と同じ空間構造を有することを指摘し、それが当時桓武天皇に皇后と幾人かの後宮が存在したことを裏付けるものであると考えた。

本項では、まず平城宮内裏地区における遺構の変遷に関する従来の見解のうち主たるものについて紹介したうえでその問題点を指摘し、次いで平城宮内裏地区で検出された第Ⅰ期から第Ⅵ期に及ぶ各時期の遺構の配置から知られる空間の構造について、前項での検討の結果や第Ⅴ章—平城宮の内裏での奈良時代における歴代の天皇の御在所に関する考察を踏まえてさらに検討を加え、最後に前項で明らかにした平安宮内裏の構造と比較してその歴史的な変遷の様相を明かにしたい。

i 平城宮内裏地区の遺構変遷および構造に関する既往の見解

従来の平城宮内裏地区の遺構に関する研究のうち、その変遷に注目して見解を述べているのは今泉隆雄と阿部義平である。いずれも内裏のみを正面から取り上げた研究ではないこともあって、内裏地区の変遷については簡略に述べられているに過ぎないので、ここではその大要を紹介するにとどめる。

今泉は、「平城宮大極殿朝堂考」¹⁷⁾(以下旧稿と称する)において内裏地区の遺構の変遷を大きく A・B・Cの3期(A・B・Cの各期は、本報告で言う第Ⅰ期・第Ⅱ期～Ⅳ期及び第Ⅴ・Ⅵ期に各々相当する)に分けて理解した。この考え方は今泉のその後の再研究である「再び平城宮の大極殿・朝堂について」¹⁸⁾(以下新稿と称する)にも基本的には踏襲されている。いま今泉の理解を新稿と旧稿とで矛盾しない点に限って要約して述べると次のようになる。まず、A期には、遺構の密度が希薄であるが、B期の区画や建物に先行する部分があることから内裏であると推定される。しかも平城宮の中央部には和銅創建時に内裏相当の遺構がないことなどから、和銅創建時に遡る内裏であるとする。次にB期については、その開始時期は神亀前後の造営によるもので、内部の建物配置から内裏であることは間違いなく、その内部は内裏正殿区、後宮区、その他の殿舎群の三つの区画から構成され、平安宮内裏の構造に近いとする。またB期の内裏は「西宮」と称されたともしている。最後のC期は、同様に建物の配置から内裏であることが確実であるとする。その内部構造はB期と基本的には変わらないが、内裏正殿区の規模が縮小する一方で後宮区が規模を拡大していることに注目している。C期の時期については奈良時代の後半で、称徳朝の内裏「西宮」に比定できるとする。以上が今泉説の大要であるが、内裏地区の遺構と関係して、第一次大極殿院地区の遺構について、旧稿ではB期(新稿ではD期、第一次大極殿院地区第Ⅱ期)を淳仁天皇の内裏「中宮院」に、またその次のC期(新稿ではE期、第一次大極殿院地区

今泉隆雄

第Ⅲ—Ⅰ期)を光仁朝の内裏の可能性があったとしていたが、新稿ではこのうちのC期については『報告Ⅱ』の見解を受け入れ、平城上皇の内裏「西宮」と改めたものごとくである。

今泉の見解のうち、内裏地区の遺構変遷とその内部構造に関する部分で最も問題となるのは、①B期、すなわち第Ⅱ期～第Ⅳ期の内裏地区内部の構造に関する理解と、②C期、すなわち第Ⅴ・Ⅵ期と第Ⅱ～Ⅳ期に相当するB期との構造の異同に関する理解である。まず、①についてみると、大きく分けた三つの区画の名称のうち特に後宮区とした区画の「後宮」という名称に含まれる問題点はしばらく措くとして、¹⁹⁾B期の内裏が平安宮内裏の構造に近いとする理解は、平安宮との対比において平城宮内裏地区の空間構造及びその歴史の変遷に関する理解を妨げることになると思われ、訂正が必要である。のちに検討するところからも明かとなるように、平安宮の内裏とはその空間構造が大きく異なっているのである。次ぎに、②については、C期の内裏地区の遺構は基本的にはB期の構造と変わらず、後宮区が規模を拡大し、これに対して内裏正殿区が縮小したとする点も、後述のように明らかに誤りで、後宮区の規模が拡大したのではなく、この区画の中に新しい空間が成立したことにその意義があったのである。これも平安宮の内裏の構造と比較して平城宮の内裏地区の遺構を理解しようとする際に問題を生ずる。

阿部 義平

一方阿部義平は「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(以下旧稿と称する)と「古代宮都中枢部の変遷について」²⁰⁾(以下新稿と称する)において、平城宮中枢部、すなわち内裏・大極殿・朝堂等について論じたなかで、内裏地区の遺構の変遷に関して独自の理解を示した。基本的な考え方に大きな相違はないが、内裏のどの時期の遺構を具体的にどの天皇あるいはいずれの時期にあてるとかにおいて新旧二つの論考の間で異なる点があるので、ここではこのうち比較的最近の論考である新稿によって、阿部の考える内裏地区及び内裏の変遷についてその概要をまとめてみることにする。阿部は、内裏地区の遺構の変遷をA・B・C・Dの4期(A・B・C・Dの各期は、本報告で言う第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ・Ⅳ期及び第Ⅴ・Ⅵ期にそれぞれ相当する)に分けて理解した。A期は元明朝に当たる。内裏地区の方形区画の中央に中心建物があるが、その南方には建物がなく、北方には東西棟の細長い補助的建物が付属して配置されている。このうち中心建物の位置が後の時期の内裏後方の中心建物に踏襲されていく点は重要で、内裏地区の変遷を考える上で、重要な位置を占めるものであるとの重要な指摘をしている。またこの時期の内裏地区は儀式的な機能を常時果たす空間ではないとしている。なおA期はB期以降のこの地区の前身であり、B期以降と同様に「西宮」と呼ばれたが、それはあくまで予定された内裏であって、建物配置も不十分で本格的ではなく、「西宮」という宮であっても内裏としては機能していない時期であると理解する。そのような「西宮」が内裏として実現されるのが次のB期で、ようやく養老年間から内裏として機能しはじめるのに対して、この時期内裏としての役割を果たしたのは第一次大極殿院地区であったとする。この空間は内裏と大極殿院の機能をほぼ兼ねた新しい空間建設の意図のもとに築かれたもので、「中宮」と呼ばれ、居住性を有したが、内裏とは別の所として『続日本紀』には記されたとする。B期は元正朝から聖武朝の初期までで、内裏的な配置を採る時期である。次いでC期は聖武朝から孝謙朝で、B期の区画施設である掘立柱塀が築地回廊に造替される時期である。D期は淳仁朝以後とする。なおこの時期第一次大極殿院地区では天平宝字年間に改造が本格化し、異色の配置を採る中国風の「中宮院」となり、淳仁天皇が入って居住したものと理解する。このように時期比定される平城宮内裏地区の各時期のうち、

B期以降内部の配置は作り替えによる変化がみられるが、その南半を占める正殿一郭・その後方の建物群・ブロック化された付属殿舎という基本的な構造はD期の奈良時代終末まで踏襲されるとする。

以上のような阿部の見解のなかで問題となるのは、B期以降内裏地区の内部では建物配置が変更されることがあるが、基本的な構造は奈良時代末期まで踏襲されるとする理解である。この点については、今泉の問題点を指摘した際に述べたことと共通するものがあるが、要するに、今泉・阿部が「内裏的」とする建物配置や内部構造の理解が兩人によって十分に示されないままに議論が展開されていることにある。それは内裏の構造について検討を加えず、また定義を行わずに、曖昧なままで「内裏的な配置」なるものを提示しているからである。内裏の内部構造や建物配置の本質がどこにあるのかについて検討する必要がある。この点について、平安宮内裏の構造に限ってではあるが、先に簡略な検討を行ったので、ここでは再び繰り返さない。

ii 平城宮内裏地区遺構の構造とその歴史の変遷

前項では今泉・阿部兩人の見解について遺構変遷にみえる空間構造に関する点に限って簡単な批判を加え、その問題点を指摘したが、以下では兩人の理解における問題点を考慮に入れつつ、既に第V章一平城宮の内裏及び本章A内裏地区の遺構変遷において検討した結果に基づきながら、平城宮内裏地区の空間構造について各時期毎に簡略に検討することにする。

第I期 (Fig. 113) 第I期には、内裏地区の四周に掘立柱塀を繞らし、方500大尺の正方形の区画を設定している。この区画の中央とその南には、同規模・同形式の大規模でともに高床の掘立柱東西棟建物であるS B 4700とS B 460の2棟を、東西両妻の側柱筋を揃えて建てている。S B 4700は、南側柱筋が第I期の内裏地区の南北二等分線上にほぼ位置し、この位置は、阿部も指摘したように第VI期まで内裏地区の中央に形成される区画の中心建物にほぼ継承されて行く。S B 4700の南面と東西両側面には木階の存在が想定され、特に南面には細殿S B 4640が付設される。S B 4700には南面のみならず東西両側面にも木階が付設されていたと推定される点は重要で、S B 4700を中心とした空間が細殿S B 4640や木階によってその南方に位置する前庭、すなわちS B 4700とS B 460の間に広がる空間を含みこんでいただけでなく、その東西にも広がっていたことを示している。なおこれに対して北面に木階がなかったと考えられることは、S B 4700を中心とする空間がその北方に広がらず、主として南方に限られていたことを示唆している。一方S B 460は第I期の内裏地区の南面を画する掘立柱塀の北100大尺に南側柱筋を置く。S B 460の位置もS B 4700と同様に第II期以降内裏地区の中央南寄りの区画の中心建物に継承されて行く点は注目される。S B 460を中心として、その南方に内裏地区の南面を限る掘立柱塀に開く南門との間に存在する前庭からなる一つの空間を想定することができる。しかしいずれの空間も、中心となる建物S B 4700とS B 460とがともに脇殿や後殿に相当する附属建物をともなっておらず、第II期以降、これらの建物の位置を継承して営まれる建物を中心とした空間とは異なっている。

第I期の内
裏地区

以上のように内裏地区の中央および南寄りに配置される同規模・同形式で大規模な2棟の建物を中心として二つの空間が想定されるのに対して、その北半部には細長い掘立柱東西棟建物7棟が配される。このうち規模の確定しているS B 4837・062・4775・8010・7864の5棟はい

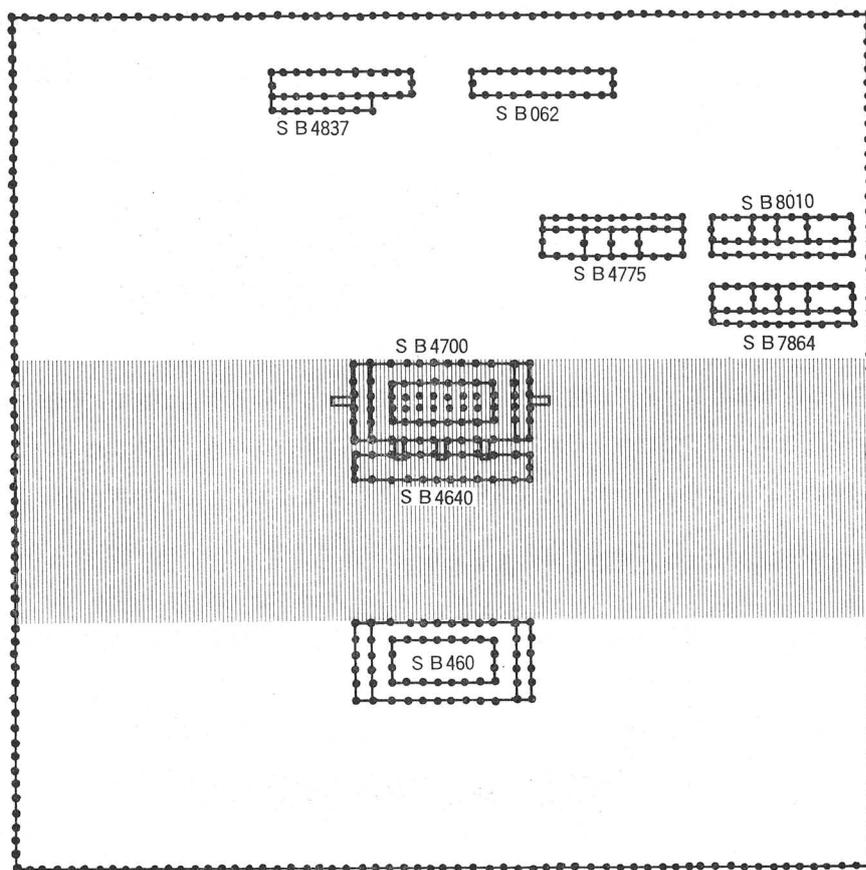


Fig. 113 平城宮内裏 I 期の空間構造

いずれも桁行き柱間が偶数で、さらにそのうち東南部に配される S B 4775・8010・7864 の 3 棟は南北いずれかに庇を有し、身舎には桁行の東西両妻から 3 間と中央で間仕切って 4 小室を設けるなど、画一的な構造をもつ。また S B 062 や S B 4837 にも間仕切りが存在した可能性が大きい。これら画一的な構造を有する建物は内裏地区の北半部全般に配置されるのではなく、特にその北寄りと東西に置かれ、S B 4700 の後方に庭を確保するように配置されている点に注意される。上述したように、S B 4700 には南面と東西両側面に木階が取り付くと推定されるのに対し、北面には木階はなかったと考えられることから、S B 4700 とその北方に広がる庭とは一応区別して考えるべきであり、S B 4700 後方の庭は内裏地区の北半部に配置される附属建物群の前庭であると考えられる。このように内裏地区の北半部には画一的な建物構造を採る建物がその中央寄りにある前庭を取り囲むようにして配され、一つの空間を構成したものと考えられる。なおこの前庭の性格・機能は不明であるが、第 II 期以降には独立して存在しなくなる点は注目される。

以上のように第 I 期の内裏地区はおよそ三つの空間に大別して理解することができる。すなわち、内裏地区の中央寄りにある S B 460 とその前方にある前庭からなる空間、その北にあり内裏地区の中央を占める S B 4700 とその前方にある前庭からなる空間、そして内裏地区の北寄りに画一的な構造と規模を有して配される建物群とそれらによって取り囲まれる前庭からなる空間、の三つである。なおこのほかさらに S B 460 と S B 4700 とを中心とした二つの空間の東および西、すなわち内裏地区の東南部と西南部に建物の全くない空間をそれぞれ一つの空間と

して想定することもできる。その性格や機能については明かではないが、第Ⅱ期以降においても内裏地区の東南部と西南部には建物のない空間が確保され続けたことは注目される。以上のような第Ⅰ期の内裏地区における空間の配置は、掘立柱塀を用いて内部をさらに細分していない点で相違がみられるものの、後述するように、第Ⅱ期以降第Ⅳ期まで基本的には継承され、内裏地区の空間の構成は第Ⅳ期まで大きく変化しないと見ることができる。

平安宮内裏と比較した場合、内裏地区の中央とその南寄りに配される同規模・同形式の2棟の建物を中心とした二つの空間は天皇に関わる空間で、S B 4700を仁寿殿、S B 460を紫宸殿にそれぞれ当てることができる。すなわち第Ⅰ期の内裏地区には天皇の御在所であるS B 4700と内裏地区で行う儀式や宴などに際して天皇が出御するための殿舎であるS B 460がその中心を占めていたことになる。しかしこの二つの空間を平安宮の内裏と比較した場合、大きく異なる点は、平安宮における天皇の私的な空間である仁寿殿を中心とした一郭には、仁寿殿が紫宸殿と露台・渡殿等によって接続されることによって前庭がないのに対して、第Ⅰ期のS B 700がS B 460南方の前庭に匹敵する規模の前庭をその南方に有している点である。このような二つの前庭を有する空間が内裏の南寄りと中央に存在する構造は、平城宮の内裏では第Ⅲ期まで継承されるが、第Ⅳ期以降消滅するに至る。内裏地区の北寄りには広範囲に亘って画一的な構造や規模を有する東西棟建物が配される。それは天皇の御在所や出御のための殿舎に対して附属する建物であると考えられるが、平安宮でこのような位置に存在するのは前述したように皇后宮と後宮であり、第Ⅰ期の内裏地区の場合、それらとは大きく異なっている。

第Ⅱ期 (Fig. 114) 第Ⅱ期の内裏地区は、第Ⅰ期の周囲を画する施設のうち南北両面の掘立柱塀をそれぞれ60尺と30尺南へ移動し、東西については第Ⅰ期の掘立柱塀をそのまま区画施設として踏襲して、南北630尺、東西600尺の縦長の方形の区画に作られる。このようにして設定された第Ⅱ期の内裏地区の位置と規模はほぼこののち第Ⅵ期まで変更されることなく踏襲される。

**第Ⅱ期の内
裏地区**

第Ⅱ期の内裏地区の様相は、一見して明らかのように、第Ⅰ期とは一変している。その最も大きな変化は、内裏地区の内部が掘立柱塀や掘立柱回廊によっていくつかの区画に明確に区分されるようになったことである。そのほかにも細部において多くの変更が行われているが、後述するように、内裏地区を構成する基本的な空間の配置や構成については変更がなく、第Ⅱ期の内裏地区の基本的な構造は、第Ⅰ期の内裏地区の空間構成をより明確化したものと考えることができる。そして第Ⅱ期に形成された内裏地区の空間構成はこののち第Ⅳ期まで基本的に踏襲されることとなる。

第Ⅱ期の内裏地区は大きく三つの区画・空間から構成される。すなわち、まず内裏地区中央部南寄りにある、掘立柱複廊と掘立柱単廊によって北と東西を画された区画である。その北寄りには掘立柱東西棟建物S B 450 A、またその前面東方には東西の側柱筋を揃えた2棟の掘立柱南北棟建物S B 440・650が南北に配される。S B 450 Aを挟んでS B 440・650と対称の位置には同じ規模・構造で同様の配置を採る2棟の掘立柱南北棟建物の存在が想定されることから、この区画にはコ字型に配置される5棟の建物があったと推定される。そしてこれらコ字型に配置された5棟の建物に囲まれた空間は前庭である。次ぎに掘立柱回廊で囲まれた空間の北に接して内裏地区のほぼ中央部を占める位置に、掘立柱塀で北と東西を画された区画がある。中央

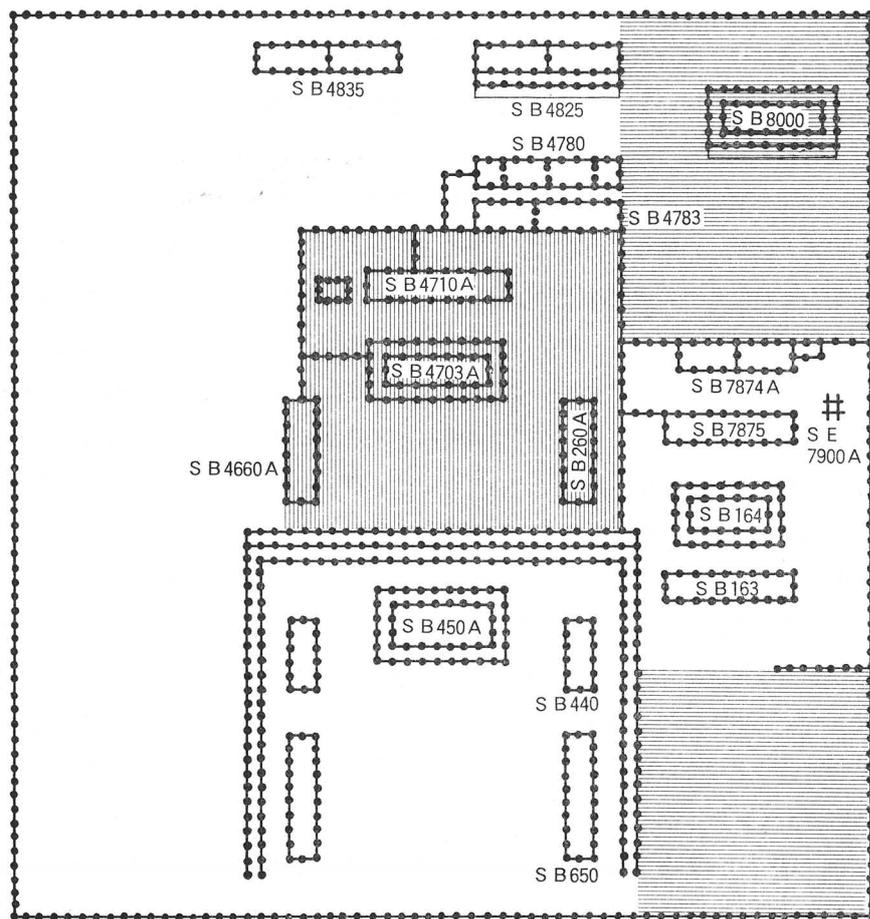


Fig. 114 平城宮内裏II期の空間構造

には掘立柱東西棟建物 S B 4703 A があり、その後方には掘立柱東西棟建物 S B 4710 A を配し、またその前面東西には S B 260 A と S B 4660 A の 2 棟の掘立柱南北棟を配する。これら 4 棟の建物はコ字型の配置を採り、これらによって囲まれた空間は前庭と考えられる。区画の南半に前庭が設けられている点は、南に位置する S B 450 A を中心とした区画と共通した点である。なお前述したように、第 I 期においてもその中央と南寄りを占める二つの空間にはその南半に前庭が確保されていた。以上、第 II 期の内裏地区の中央部とその南寄りに存在する二つの区画は、第 I 期において同様の位置に存在する二つの空間（ただし第 I 期にはいずれも周囲を掘立柱回廊や掘立柱塀によって明確に画されず、かつまた脇殿ないしは後殿をともっていない点で第 II 期とは明かに異なっている）と対応するものと考えられる。

内裏地区中心部を占める二つの区画の周辺には、これらとは異なり、東西棟建物ばかりが配置される空間が広がる。この空間はさらに 4 つの小空間に区分することができる（ただし内裏地区の西半は未発掘であり、西半を含めると実際にはさらに多くの小空間に区分できるものと考えられる）。まず内裏地区の中央北辺にある S B 4780・4783・4825・4835 の 4 棟の掘立柱東西棟建物からなる小空間である。4 棟はいずれも桁行き柱間が 10 間の偶数間で、規模・形式は異なるが、いずれも内部を間仕切って小室を設ける点は第 I 期の内裏地区北寄りに配置された東西棟建物群と共通する。また内裏地区の東辺には 4 棟の掘立柱東西棟建物 S B 7874 A・7875・164・163 がある。S B 7874 A は桁行きが 8 間の偶数間の建物で、その中央で東西 2 室に間仕切る。このよう

なあり方は、内裏区画の北辺にある4棟の東西棟建物や第Ⅰ期の内裏地区北寄りに配された東西棟建物群とも共通する。S B 7874Aの東妻部分には桁行2間・梁行1間の角屋が設けられており、その中には溝が引き入れられている。S B 7874Aの北側柱筋の東西両延長には掘立柱塀が設けられ、北の区画と区分されている。なおS B 7874Aは、その南に位置する3棟のうち北端にあるS B 7875の北側柱筋から西に延びる掘立柱塀によって南の空間とは画され、さらに一つの小空間を形成していると見ることができる。S B 7874Aの南にあるS B 7875・164・163の3棟は本来桁行9間・梁行2間の同規模・同形式の建物として計画されて建て始められたが、その途中で中央に位置するS B 164だけが計画変更され、桁行5間・梁行2間の身舎に四面庇が繞る構造とされた。元来同一の性格をもった建物3棟であったものを、途中で中央のS B 164のみが計画変更され、しかも四面に庇が繞る形式とされたのは、S B 164を他の2棟とは性格を異にする建物、恐らく3棟の建物で構成される小空間の中心建物としたもので、S B 164を正殿、S B 163を前殿、S B 7875を後殿とする官衙のような性格をもった空間を想定することができる。²²⁾ これら3棟ないし4棟の建物から形成される空間はこののち長岡遷都によって平城宮が廃される第Ⅵ期まで建て替えられることなく、一貫して存続する。これに対して内裏区画の東北隅は第Ⅱ期以降極めて変化に富む空間である。第Ⅱ期には南に広い前庭をとり、建物はS B 8000、1棟だけがその北寄りに配置される。S B 8000はS B 4703Aと同規模・同形式で、さらに南に縁を備えた床張りの建物である。その南方の前庭には2本の溝が走るが、いずれも暗渠とされていることから、S B 8000の南方に広がる建物のない空地は、S B 8000と関連して何等かの機能を果たした前庭であると考えられる。その規模がS B 450AやS B 4703Aを中心とした区画の南方に広がる前庭に劣らぬ規模を有している点は、S B 8000がS B 4703Aと同規模・同形式の建物である点とともに注目される。内裏地区の東南隅には建物の全く存在しない空間がある。南と東西の三方を掘立柱塀・掘立柱単廊によって囲まれ、北には北方にある井戸S E 7900Aの目隠しの機能をもつ掘立柱塀があって、内裏東辺の3棟あるいは4棟の建物からなる空間とは別の空間が形成されたと考えられる。

以上のような構成をもつ第Ⅱ期の内裏地区が、第Ⅰ期のそれと基本的に同じ構成を採っていることは明かである。すなわち東北隅にあるS B 8000を中心とした空間が存在する点を除くと、内裏地区の中心部分が二つの空間からなることやその北あるいはその東に東西棟建物からなる空間が広がること、あるいは東南隅に建物の存在しない空間が配置されていることなどについては第Ⅰ期と同じであると見て問題はない。

第Ⅱ期の内裏地区は、平安宮内裏と比較して、その基本的な空間の配置や個々の殿舎の配置に類似が認められると言われてきた。すなわち第Ⅱ期の中央と南寄りを占める二つの区画は、平安宮内裏の仁寿殿と紫宸殿を中心とした二つの空間にそれぞれ対応すると考えられ、従来「内裏的」あるいは平安宮内裏に近い構造を示すものと解され、第Ⅱ期の内裏地区が「内裏」である最も有力な根拠とされた。しかし以上のように従来類似すると指摘されてきた点についても、第Ⅱ期の中央部を占める空間と平安宮内裏とを比較した場合、東西の脇殿が1棟づつ少ない点や仁寿殿に相当するS B 4703Aが南方に前庭を有している点など、明かに平安宮内裏と異なっている点のあることを見逃すことはできない。それ以上に基本的な空間構成に関わって最も大きく両者において相違するのは、平安宮内裏を構成する基本的な空間のうち、常寧殿を

平安宮内裏
との類似と
相違

中心とした皇后の空間とその東西に配置された後宮たちの空間を欠く点である。

他の時期や平安宮内裏と比較して第Ⅱ期におけるいま一つの問題点は、内裏地区の東北隅にあるS B 8000とそれを中心とする空間がいかなる性格・機能を有するのか、またなぜ第Ⅱ期に限ってこのような建物・空間がこの位置に存在するのか、である。S B 8000やそれを中心として形成された空間の性格・機能は明かではないが、先に述べたようにS B 8000の規模や形式がS B 4703 Aと同じで、南面に縁を付していることから、S B 8000は第Ⅱ期の内裏地区にあってきわめて格式の高い建物で、またS B 450 AやS B 4703 Aを中心とした区画の南方に広がる前庭に劣らぬ規模を有する前庭を設けている点は、この前庭がS B 450 AやS B 4703 Aの南方に広がる前庭と同様の機能を有していた可能性を示唆している。ただしS B 450 AやS B 4703 Aのようにその前方東西に脇殿を有していない点では大きく異なる。上記の諸点からS B 4703 Aに住んだ天皇に極めて近い身位を有する人物、太上天皇などが居住した建物がS B 8000であったのではなかろうか。なおS B 8000は第Ⅲ期には撤去され、内裏地区の東北隅は建物の存在しない空地とされるに至る。

第Ⅲ期の内裏地区

第Ⅲ期 (Fig. 115) 内裏地区の位置および規模が第Ⅱ期以降変更されないことについては先に述べた通りであるが、内裏地区の周囲を画する施設については、第Ⅲ期に変更が加えられる。すなわち第Ⅱ期の掘立柱塼を解体撤去し、同位置において築地回廊を造営している。それは、恐らく、内裏地区の南方に位置する第二次大極殿院地区や第二次朝堂院地区における掘立柱建物・掘立柱塼から礎石建物・築地回廊・築地への変更と軌を一にするもので、その外観を第二次大極殿院・朝堂院地区と統一したために採られた措置であろう。そして第Ⅲ期以後内裏地区の周囲を画する施設は固定され、さらに長岡宮・平安宮へとその形式は受け継がれてゆくこととなる。

第Ⅲ期の内裏地区の建物については第Ⅱ期と比べて若干の変更がみられるが、その建物配置は基本的に第Ⅱ期を踏襲しており、ほぼ同様の空間構成を採っているとみてよいであろう。すなわち内裏地区の中央部とその南寄りに、コ字形の建物配置を採り、周囲の空間と掘立柱回廊や掘立柱塼によって画される二つの区画が存在している点は、基本的に第Ⅱ期と同じであり、またその周囲に東西棟の掘立柱建物が配される点もまた同じである。この二つの空間を除くと、その東に位置する空間では全く変更が行われておらず、第Ⅱ期の建物をそのまま使用している。また北辺においても建物の建て替えが見られるが、その基本的な形式は第Ⅱ期と同じであると見て問題ない。第Ⅱ期と比較して大きく異なるのは、内裏地区の東北隅の空間である。すなわち第Ⅱ期に内裏地区の東北隅に存在していたS B 8000が撤去され、この部分が建物の存在しない空地とされた点である。また東南隅で南面築地回廊の東端近くに楼状の建物S B 7600が増設されている点も注目される。S B 7600の北面には東西の両端から3間目の位置で2箇所木階が設けられ、またその北にS B 7600と桁行を同じくする桁行7間・梁行1間の掘立柱東西棟建物で、S B 7600へ昇る木階の階隠に当たるS B 7601がある。S B 7600が南面回廊の東端近くに設けられた点は第Ⅱ期と異なるが、その北には第Ⅱ期同様に建物のない空地が存在している点は基本的に大きな変化が起こったことを示してはいない。なおS B 7600とその北に広がる空地との関係は明かではないが、あるいは一体となって使用されたのであろうか。

以上のように第Ⅲ期には内裏地区の中心的な二つの区画や、その周辺においても画一的な建

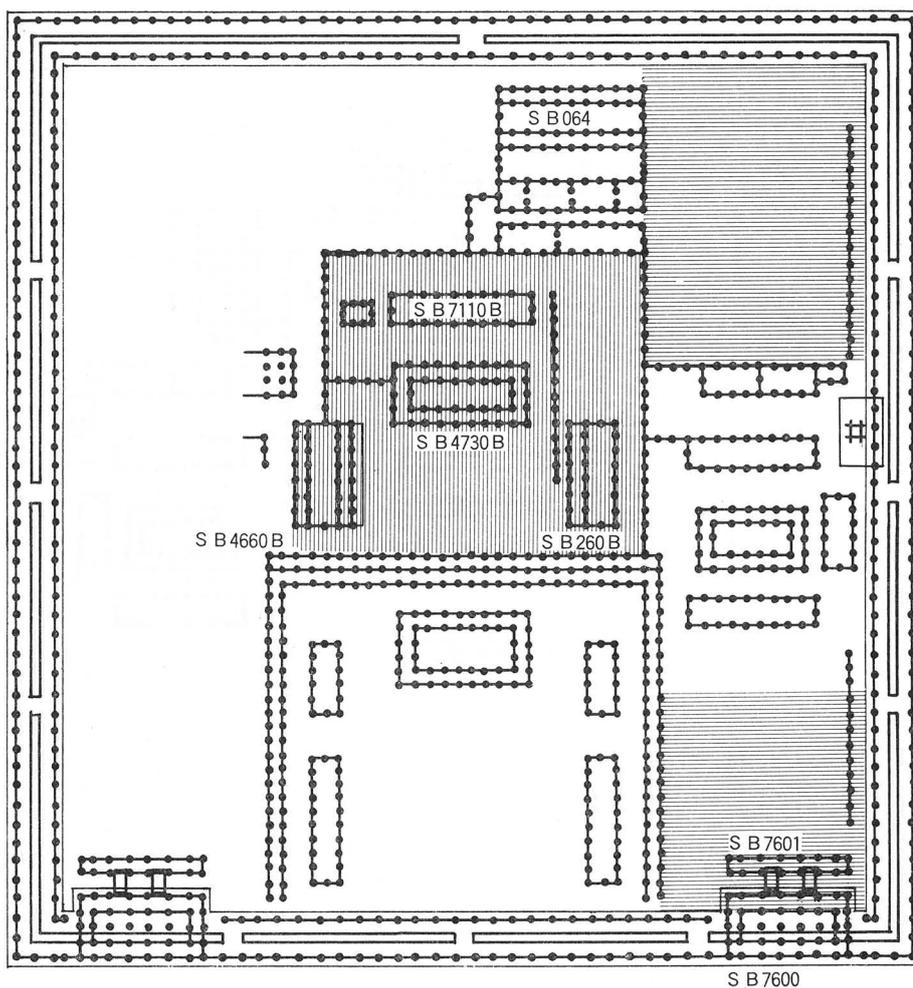


Fig. 115 平城宮内裏Ⅲ期の空間構造

物が配置される北辺あるいは東辺では大きな変更が加えられず、主な変更が行われたのは、内裏地区の東北隅においてであることは明かである。従って第Ⅲ期の内裏地区は基本的には第Ⅱ期の構造を踏襲していると考えることができ、平安宮内裏との比較においても第Ⅱ期の内裏地区と異ならないと見てよいであろう。なお第Ⅱ期との相違点であるS B 8000の撤去は、天皇に極めて近い身位を有する人物が死去ないしは居所を変更したことに伴うものと考えられ、これによって内裏地区が再び天皇のみの居住する区画に戻ったと推測することもできる。

第Ⅳ期 (Fig. 116) 第Ⅳ期の内裏地区は第Ⅱ期や第Ⅲ期の建物配置を基本的に踏襲しており、大きく3つの空間から構成されている点に基本的な変更はない。しかし第Ⅱ期や第Ⅲ期と比べると、細部においていくつかの点で注目すべき相違が見られる。まず内裏地区の中央部を占める二つの区画で中心的な建物の建て替えが行われている点が注目される。内裏地区南寄りの掘立柱回廊で画された区画ではS B 450 A が撤去され、ほぼ同位置で同規模ではあるが形式の異なるS B 450 B が建てられている。S B 450 B は身舎の四面に庇が繞り、身舎の桁行柱間が7間で、平面規模においてはS B 450 A と変りないが、梁行柱間を1間狭めて2間とし、これにともない北に孫庇を付けている点が従来と異なる。またこの北にある、内裏地区中央部を占める区画では、S B 4703 B と S B 4710 B が撤去され、ともに位置を南に移して新たにS B 4645 と S B 4704 の東西棟建物2棟が建てられる。このうち南に位置するS B 4645 は、第Ⅲ期のS B

第Ⅳ期の内裏地区

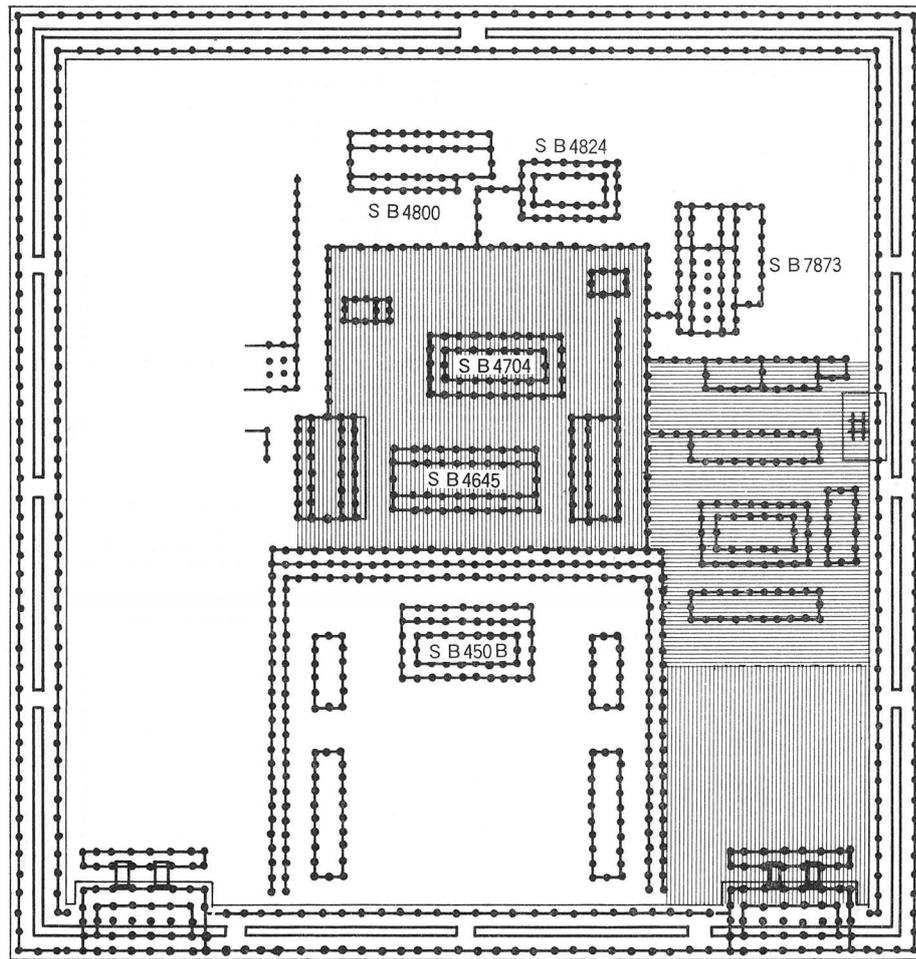


Fig. 116 平城宮内裏Ⅳ期の空間構造

4703Bと比べると、規模に大きな相違はないものの、形式は四面庇から南北両庇に変えられている点が注目される。S B 4704はほぼ第Ⅲ期のS B 4710Bの位置を踏襲するが、建物の南北軸を内裏地区の東西二等分線とは一致させず、東へずらして建てられている。なおS B 4704は第Ⅲ期のS B 4710Bと同規模・同形式で、これを移建した建物である可能性があることについては既に述べた通りである。注目すべきは、この区画の中心建物が区画の南寄りに建てられていることによって、第Ⅰ期から第Ⅲ期にかけてこの区画の南寄りに存在していた前庭が消滅した点である。前庭の喪失という事態はこの区画の性格を大きく変えるものであったのではなかろうかと考えられる。この点については次項においてやや詳しく述べる。

さらにこれら二つの区画の周辺でも建物の建て替えが行われている。北辺では、第Ⅰ期から第Ⅲ期にかけて一貫してみられた、桁行柱間数が偶数で、しかもその内部を間仕切って2間あるいは3間などの小室を設ける画一的な形式をもつ細長い東西棟建物群が廃され、桁行柱間が奇数間で、両面あるいは四面に庇を付ける建物に建て替えられている。また第Ⅲ期に空地であった内裏地区の東北隅の空間には大型の掘立柱両面庇付南北棟建物S B 7873が建てられる。規模も大きく450Bに匹敵するほどである。しかし第Ⅱ期にこの区画に存在していたS B 8000とは形式が明らかに異なり、東庇にはさらに孫庇を設け、その内部は南6間と北3間の2室に分けられ、しかもその床高は異なり、階段によって両室が結び付けられていた可能性も考えら

れる。またS B8000が東西棟建物でしかもその南方に前庭を有していたのとは異なり、S B7873は南北棟建物で、孫庇の架かる東方と北妻の北方に建物のない空閑地をもっているが、この二つの空閑地がはたしてS B8000の南方に存在していた前庭に相当する性格・機能を有していたかは疑問で、単なる空閑地に過ぎなかった可能性が強い。従ってS B7873の性格や機能はS B8000とは明らかに異なっていたものと考えられる。むしろ内裏地区の北辺に存在する建物、S B4800などとの共通性が考えられ、この部分の空間としての性格や機能が従来とは変化していることは間違いない。この空間が独立して一つの空間を構成するのではなく、内裏北辺の建物群とともに一連の空間を構成していたと考えたほうが妥当ではなかろうか。

以上のように、第Ⅳ期における内裏地区の変化には極めて注目すべきものがあるが、しかしそれは内裏地区の従来からの空間構成を一変するようなものではなく、第Ⅱ期および第Ⅲ期、さらには第Ⅰ期の内裏地区における空間構成を基本的に継承するものであったと見ることができる。従って平安宮内裏と比べた場合、第Ⅳ期が第Ⅱ期や第Ⅲ期と基本的には同じ空間構成を採っていることから、平安宮内裏との類似や相違の様子は第Ⅱ期・第Ⅲ期の場合と大きく異なるところはないと言える。しかしただ一つ、先に指摘した内裏地区の中央部にある区画における前庭の消失という事態は、平安宮内裏における仁寿殿を中心とした空間のあり方、すなわち仁寿殿が紫宸殿と渡殿・露台によって接続されることによってその前庭が存在しない様相と類似しており、平安宮内裏において紫宸殿と仁寿殿とが接続されるに至る第一段階を示しているものと考えられる。なおこのような内裏地区中央部の区画における前庭の欠如は、第Ⅳ期に引き続く第Ⅴ期および第Ⅵ期においても確認することができる。

第Ⅴ期 (Fig. 117) 第Ⅴ期に至り、内裏地区は、第Ⅱ期から第Ⅳ期までほぼ一貫して迎えることが可能であった空間構造を大きく変更される。一見しただけでは必ずしも明白ではないが、第Ⅴ期の内裏の空間構造は第Ⅳ期以前のそれとは大きく異なり、特に、基本的な点で第Ⅳ期以前と重大な相違が見られる。第Ⅱ期～第Ⅳ期までの遺構配置や空間構成と基本的に一致するのは、内裏地区を大きく三つの区画に分ける空間構成の点だけである。まず内裏地区の中央部南寄りには東西と北の三面を掘立柱塀で囲まれ、東西棟建物1棟と南北棟建物2棟によって構成されると考えられる東西に細長い区画があり、その北の、内裏地区中央部には、掘立柱塀で東西南北四面を囲まれ、東西棟7棟と南北棟3棟からなる南北に長い空間が存在する。そしてこれら内裏地区中央部に位置する二つの区画の周囲には東西棟建物を主として配置した空間が広がる。以上のような基本的な遺構配置や空間構成は、確かに第Ⅱ期から第Ⅳ期までにかけての空間構成と共通するものがあるが、しかし子細に各々の区画・空間の内部を検討してみると、内裏地区の空間構成が第Ⅴ期に至り、従来とはその様相を大きく異にするようになったことがわかる。まず、中央部南寄りに存在する区画では、その北寄りに東西棟建物1棟S B447と、その前面東にある南北棟建物S B650およびS B447を挟んでS B650と対称の位置に想定される南北棟建物の、3棟から構成される点は、従来第Ⅱ期から第Ⅳ期においてこの位置にあった同様の区画では東西棟建物1棟とその前面東西に各2棟の南北棟建物を配置していたのに対して、南北棟建物がそれぞれ1棟に減少され、また東西棟建物も北を画する塀も南に移され、この空間が内裏地区で占める面積の比率が小さくなっている。それに対してその北に接してある、内裏地区中央部を占める区画は南北に広がる巨大な空間となり、従来よりもはるかに広い面積を占め

第Ⅴ期の内裏地区

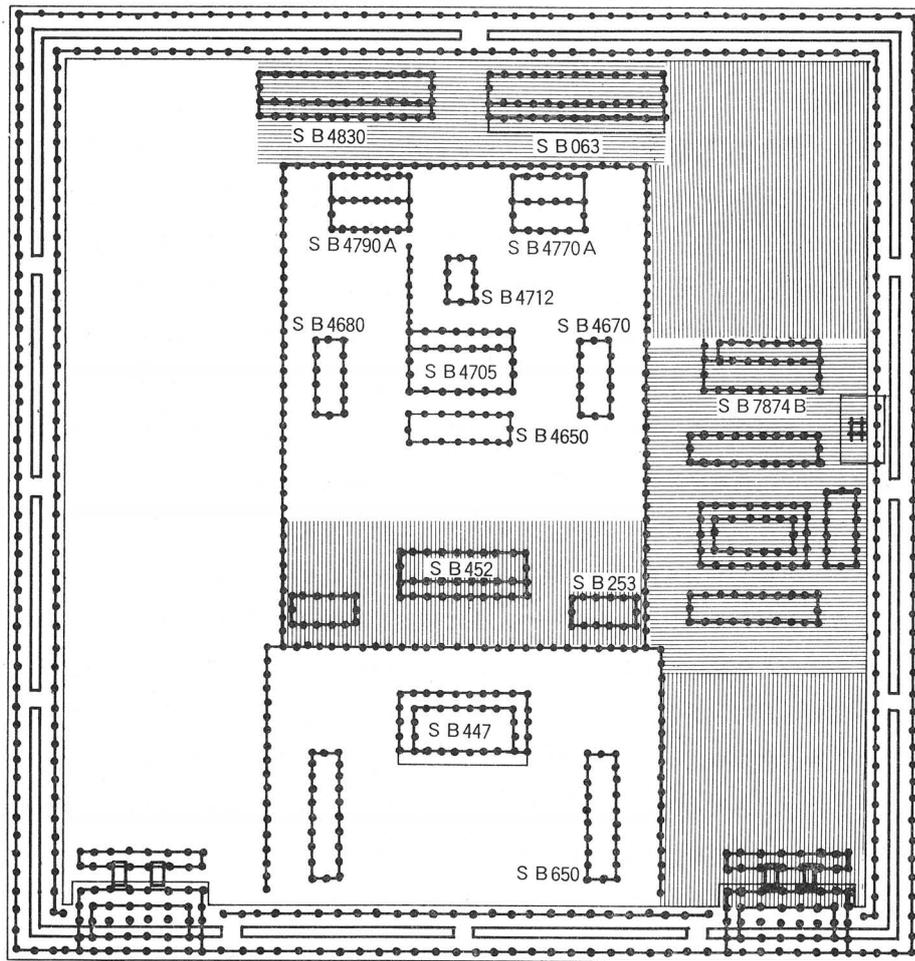


Fig. 117 平城宮内裏Ⅴ期の空間構造

るようになった。しかしこの区画の変貌は単に面積が増大したことにとどまらず、その内部における建物の構成や配置に大きな変化が生じているのである。すなわち、第Ⅱ期から第Ⅳ期においては、この区画に相当する位置には、東西棟の建物が中央あるいは北寄りに2棟存在し、その東西あるいは前方東西に各1棟の南北棟建物を配する所謂コ字型の建物配置をとる空間が、周囲を塀によって囲まれて存在していた。しかし第Ⅴ期には様相が一変し、この区画には全部で10棟もの建物が配置され、またその構成も従来のように単純ではなくなった。この区画の内部は建物配置や後に述べる平安宮との比較から大きく二つの空間によって構成されていると考えることができる。すなわち区画の南寄りの東西棟3棟から構成される空間と、それからやや離れてこの区画の中央から北寄りに存在する東西棟4棟と南北棟3棟からなる空間とである。南寄りの空間は、そのやや北寄りに位置するS B 452と、その前方東にあるS B 253と、S B 452を挟んで西にS B 253と対称の位置に存在すると想定される東西棟建物の、3棟から構成される。この東西棟建物3棟によって構成される空間は、建物の棟方向が異なることや建物の棟数が1棟少ないことに相違がみられるものの、その南に存在している区画との位置関係から、第Ⅱ期から第Ⅳ期の内裏地区の中央部に存在していた区画と同じ性格・機能を有すると推測することができる。またこの点、第Ⅱ期から第Ⅳ期にかけて内裏の中央部と南寄りに形成された二つの区画の中心建物がいずれも共通して桁行9間でその総長が同じであるように、第Ⅴ期の

場合も南寄りの区画の中心建物S B 447と中央部の区画の南寄りの空間の中心建物である S B 452 とがともに桁行9間であることから、掘立柱塀を隔てているとはいえ、両者は建物配置の上でも、また機能的にも結び付きが強いと考えることができることも何うことができる。これに対して同一の区画の中に存在しているとは言うものの、中央部の区画の中央以北を占める空間の中心建物S B 4705とその前殿に位置するS B 4650とがともに桁行を7間で揃えている点は、明らかにこの2棟の建物で一つの結合が認められ、S B 452 とやや距離を置いて配される点も含めて、これらの建物や空間はS B 452 とは機能的には直接結び付き難いものとみて間違いない。一方、この区画の中央より北に位置する空間は第Ⅰ期や第Ⅱ期から第Ⅳ期までは存在せず、第Ⅴ期に至って新たに創出された空間である。S B 4705を中心にして、その前面に桁行の長さをS B 4705 と揃えるS B 4630、東西にはそれぞれS B 4670 とS B 4680、後方にはS B 4712 を配し、さらにS B 4712 の後方東西にはS B 4770A とS B 4790A を配置する。この空間ではS B 4705 が正殿、S B 4630 が前殿、S B 4670・4680 が東西の脇殿に当たることは明かであろう。

以上のような二つの区画における新たな様相の出現に対して、その周囲に存在する空間でも変化が見られる。まず第Ⅳ期に内裏地区の東北隅に存在していた南北棟建物S B 7873が廃され、一時、掘立柱塀でつながれた仮設の建物が建てられることもあったが、再び第Ⅲ期のような空閑地となる。また東辺ではS B 164を中心とした建物群の北端に位置するS B 7874Aに北庇が付けられてS B 7874Bとなる他に大きな変更は見られない。一方北辺では内裏地区の中央に存在する空間が南北に長大な空間となったために、東西に細長い空間しか確保できなくなり、第Ⅳ期に存在していた東西棟建物2棟S B 4800・4824が撤去され、東西に桁行柱筋を揃えた2棟の東西棟建物S B 063・4830が建てられる。構造的には東に位置するS B 063が南に孫庇を付けている点でやや異なるが、ともに桁行柱間数が12間で、身舎と南庇の規模が一致する点は両者の建物の機能が共通することを物語るものであろう。またこの2棟で注目されるのは、桁行柱間数が偶数であることで、間仕切りのない点は異なるが、第Ⅰ期や第Ⅱ期・第Ⅲ期に内裏地区の北辺に配置された東西棟建物と共通する性格・機能を有する建物であると考えられる。

以上のように第Ⅴ期の内裏地区の構造は、第Ⅱ期から第Ⅳ期に見られた空間構造を基本的に継承する点も見られるが、それに比べて様相を大きく異にする部分が生じ、特にその中央部に位置する区画に大きな変更が加えられた。このような第Ⅴ期における内裏地区の空間構造やその変更点について平安宮内裏と比較すると、その変更の眼目は、第Ⅴ期に新たに内裏地区の中央部に殿舎群を創出したことにあり、それは皇后に関わる空間、すなわち皇后宮に相当する空間を内裏地区の中央北寄りに成立させたことにあると理解することができる。

第Ⅵ期 (Fig. 118) 第Ⅵ期における遺構配置や空間構成は、建物の規模・棟方向の変更など細部の相違を除けば、基本的には第Ⅴ期と一致する。すなわち内裏地区中央部南寄りの区画については、第Ⅴ期の建物をそのまま踏襲しており、また内裏地区の中央を占める区画についても、南寄りの3棟の東西棟建物では全く改築を行わずそのまま第Ⅴ期の建物を用いている。ただしその北に広がる空間では、中心に位置するS B 4705の前後にあるS B 4650・4712・4770A・4790Aの4棟をS B 4610・4784・4770B・4790Bに建て替えている。しかし基本的には第Ⅴ期の建物の位置や規模などをほぼ踏襲しており、それらの建物の配置には大きな変更は加えられ

第Ⅵ期の内
裏地区

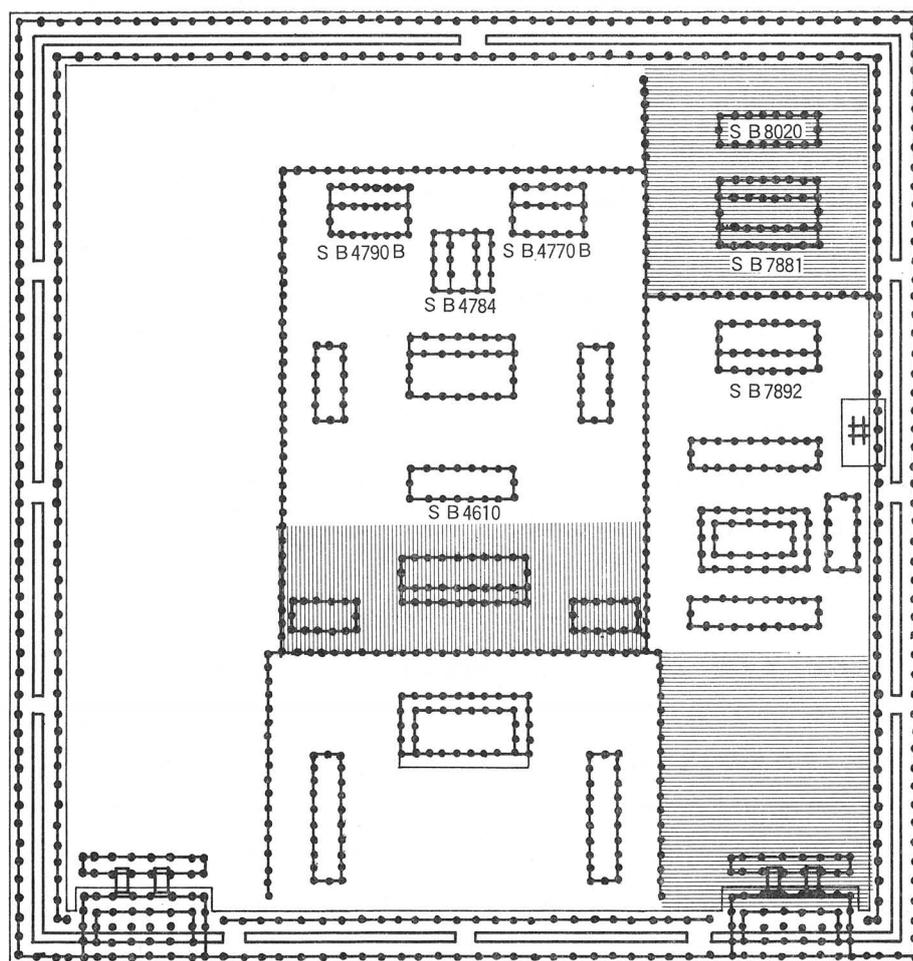


Fig. 118 平城宮内裏Ⅵ期の空間構造

ておらず、従って第Ⅵ期の建て替えによってそれらの個々の建物や建物群の性格・機能が大きく変更されたとは考えられない。以上のように内裏地区の中央部を占める南北二つの区画については建物の配置やその空間構造に変更はなく、第Ⅴ期の構造や機能と同じであると考えられる。これに対して、中央部を占める二つの空間を取り巻く周囲の空間、特に東北隅において大きな変化が生じている点が注目される。先に指摘したように、第Ⅴ期の内裏地区東北隅では、造営に関わると考えられる仮設の建物が一時的に設けられたこともあったが、この部分はほぼ第Ⅴ期を通じて空閑地であった。それに対して第Ⅵ期には、この部分に、東と北については内裏地区の周囲を画する築地回廊の東北隅部分を利用し、南と西については掘立柱塼を設けて一つの区画を設定し、その内部に南北方向の柱筋を揃えて並列する2棟の東西棟建物S B 7881・8020を配置している。さらにこの区画の南にもこれら2棟の東西棟建物と妻柱の柱筋を揃え、桁行の長さと同じにした東西棟建物S B 7892がS B 7874 Bに代わって建てられている。建物の規格や建物配置の計画性からみて、掘立柱塼によって区画としては別とされているが、北の区画にある2棟の東西棟建物S B 7881・8020とその南に掘立柱塼を隔てられて位置する東西棟建物S B 7892とは同じような性格をもち同様の機能を果たすものであったと考えることができる。なお内裏地区の北辺でも変化が見られ、第Ⅴ期にこの位置に存在した2棟の東西棟建物S B 063・4830が撤去され、内裏地区の北辺には建物が存在しなくなったと考えられる。恐らく東北隅

Tab. 24 平安宮内裏と平城宮内裏地区・長岡宮第二次内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の殿舎対応表

平安宮内裏	平城宮内裏地区						長岡宮第二次内裏	平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期
	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期	第Ⅵ期		
紫宸殿 宜陽殿 春興殿 校書殿 安福殿	S B460	S B450A S B440 S B650	S B450A S B440 S B650	S B450B S B440 S B650	S B447 S B650	S B447 S B650	「内裏正殿」	S B6620 S B6622 S B8300
仁寿殿 承香殿 綾綺殿 温明殿 清涼殿 後涼殿	S B4700	S B4703A S B4710A S B260A S B4660A	S B4703B S B4710B S B260B S B4660B	S B4645 S B4704 S B260B S B4660B	S B452 S B4650 S B253	S B452 S B4610 S B253		S B7170 S B7173 S B6621 S B7172 S B7209
常寧殿 貞観殿 麗景殿 宣耀殿 弘徽殿 登華殿					S B4705 S B4712 S B4670 S B4770A S B4680 S B4790A	S B4705 S B4784 S B4670 S B4770B S B4680 S B4790B	S B23200 S B23518 S B23513	
昭陽舎 昭陽北舎 淑景舎 淑景北舎 飛香舎 凝華舎 襲芳舎						S B7892 S B7881 S B8020	S B17004	S B8219 S B8218 A・B

における新たな区画・空間の成立と関連を有するものと推定される。

以上のように第Ⅳ期には、その中心部については第Ⅴ期の内裏の中心部の空間構造をそのまま踏襲したが、東北隅において新たな区画・空間の創出が行われるなど中心となる区画の周辺に広がる空間においてその再編成が進められたものと見ることができる。このような第Ⅵ期における内裏地区東北隅における変化は、平安宮内裏と比べると、後宮に関わる空間を創出したものと見ることができる。

3 平城宮内裏地区の歴史的変遷に関する諸問題

前項では、平城宮内裏地区で検出された遺構のうち、奈良時代に属する第Ⅰ期から第Ⅵ期までの変遷について、特にその空間構成、構造の変化に注目して整理・検討してきた。本項ではその結果を承け、平城宮内裏地区における各時期の空間構成・構造を、先に明かとした平安宮内裏・長岡宮第二次内裏「東宮」や平城宮第一次大極殿院地区で検出された平城上皇の御在所と推定される第Ⅲ—1期の空間構成・構造と比較検討し、さらに第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の歴史的変遷において行った、文献にみえる奈良時代歴代天皇の御在所に関する検討の結果をも併せて、内裏地区の歴史的変遷を理解する上での問題点を指摘し、その上で変遷の意義や背景あるいは時期の問題についても若干の検討を加えることとする。なお本項における検討に資するために、先に行った検討の結果に従い、平城宮内裏地区の第Ⅰ期から第Ⅵ期までの遺構および長岡宮第二次内裏の遺構、平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構を、空間構造や建物の配置関係から平安宮内裏の殿舎に対応させ、作成した表が Tab. 24 である。以下では適宜この表を参看しつつ内裏地区の空間構成・構造の歴史的な変遷について

検討することとする。

さて前項までにおける検討によって明らかになったように、平城宮内裏地区の歴史の変遷を考える上で検討すべき各時期毎の主な問題点は、次の諸点である。

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題
- ② 第Ⅱ期に東北隅に存在するS B 8000の問題
- ③ 第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への変更の問題
- ④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題
- ⑤ 第Ⅴ期における皇后宮の出現に関わる問題
- ⑥ 第Ⅵ期における後宮の成立の問題

このうち①②③の三点については、簡略ではあるが、既に前項で行った各時期の個別解説において述べたので、ここでは簡要に問題点をまとめるに留め、むしろ残る④⑤⑥の三点を中心にさらに検討を加えたい。

第Ⅰ期の特異な空間構造

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題

内裏地区第Ⅰ期の遺構については、その配置が必ずしも平安宮内裏に代表されるような典型的な内裏の様相と一致しないことから、従来は内裏そのものではなく、その前身的な区画や予定された内裏であるとか、あるいはまた平城宮創建当初の他の地区に内裏を求め得ないためにやむをえず第Ⅰ期の内裏地区を内裏に比定するなどされ、その遺構配置の異様さが指摘されるに留まってきた。しかし既に前項において述べたように、第Ⅰ期の空間構造も基本的には第Ⅱ期以降第Ⅳ期までのそれと一致すると見ることができる。すなわち脇殿や後殿を欠く点に相違が見られるものの、第Ⅰ期の内裏地区の中央と南寄りに配されるS B 4700とS B 460はそれぞれの南方に広い前庭を有し、またその位置が第Ⅱ期以降においても内裏地区の中心を占める二つの区画の中心となる建物に継承される点を考慮すると、第Ⅰ期の内裏地区に存在する同規模・同形式の2棟の建物とその前庭からなる空間は、第Ⅱ期以降の時期においてその中心を占める二つの区画に対応すると考えることができる。また北半部に配される東西棟建物群についても、第Ⅱ期以降内裏地区の北辺に配置される建物群と構造・形式のうえで緊密な関係にあり、さらに東南隅の空間が空地となっている点にも第Ⅱ期以降と共通点を見いだすことができる。

以上のような諸点からみて、第Ⅰ期の内裏地区の空間構成・構造は第Ⅱ期以降と同じであり、従って第Ⅰ期の内裏地区は第Ⅱ期以降と同じ性格・機能を有していたと推定することができる。第Ⅰ期の内裏地区の建物を平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24のように、S B 460は紫宸殿相当建物で、S B 460とその南に広がる前庭からなる空間は天皇の公的な空間である。またS B 4640は仁寿殿に相当し、このS B 4640を中心とした空間は天皇の私的空間に当る。しかし北半部の東西棟建物群については、これを平安宮内裏の殿舎に直接求めることは困難である。しかしいずれも桁行柱間数が偶数で、特にその南東部に位置する3棟については、南北いずれかに庇を有し、身舎の中央と両端から3間目で間仕切するなど、形式や規模の上で画一的で、強い規制の働いたことが明かで、これらの建物が性格・機能を同じくするものであったことを推測させる。間仕切のあり方は古代寺院の僧房に類似し、例えば所謂後宮十二女司など天皇の御在所においてその公的あるいは私的な生活を支える官司や、あるいは宮内省などに隷する内廷諸官司の内裏内部における出先機関などが置かれたのではなかろうか。なお内裏地区の北辺

に東西棟の画一性の強い建物が配される傾向は第Ⅱ期以降第Ⅴ期まで確認でき、平城宮では天皇の御在所での生活を支える機関は内裏の外郭を形成する中重（中隔）や内裏地区の北辺にはば一貫して営まれたと考えることができる。

② 第Ⅱ期におけるS B 8000の問題

第Ⅱ期S B 8000の問題

内裏地区は、第Ⅱ期以降第Ⅳ期まで細部において変化が見られるものの、基本的には第Ⅱ期の構造を踏襲していったと考えられることについては累述したが、第Ⅳ期まで基本的に継承される第Ⅳ期の構造の中で、他の時期の遺構との関係で問題となるのは、第一に、第Ⅱ期の内裏地区の東北隅に存在するS B 8000を中心とした空間であり、第二に、奈良時代末の内裏の廃絶まで一貫して存続する東辺の官衙と考えられる建物群である。このうち後者については、簡略ではあるが、既に前項において各時期の個別解説を行った際にやや詳しく述べたので、省略することとし、ここでは前者についてさらに検討したい。

S B 8000は、第Ⅱ期の内裏地区中央部を占める区画の中心となる建物S B 4703 A、すなわちTab. 24のように平安宮内裏では仁寿殿に相当し、天皇の御在所と考えられる建物と同規模・同形式の四面庇付きの東西棟建物で、さらに南面に縁が付設されていることなどから、第Ⅱ期の内裏地区の付属的な建物ではなく、天皇に準ずる身位を有する人物の居所となった格式の高い建物であったことを推測させる。またその南に広い前庭が存在することは、S B 8000を中心とした空間が単に天皇に準ずる身位を有する人物の居住のためだけの空間であったのではなく、前庭を用いる何等かの儀式や行事、あるいは政務に関わりをもつ行為などが行われた可能性のあることを示唆するものである。ただし脇殿を欠いている点に相違がみられ、必ずしもS B 403 Aを中心とした空間と全く同じ性格の機能を有していたわけではない。第Ⅱ期の時期を厳密に決定することができないこと、またS B 8000自体が第Ⅱ期の当初から存在したのか否か、あるいはまたその廃絶が第Ⅱ期と同時であるのかなどを明らかにできないことなどからしても、S B 8000に居住したと思われる人物を特定することは、極めて困難なことである。しかしS B 8000の建物としての格式からすると、例えば既に譲位した太上天皇などをS B 8000に住んだ人物として想定することもできる。なお第Ⅲ期には、内裏地区東北隅に存在していたS B 8000が撤去されるが、それは、天皇に準ずるような人物の死去や宮外への遷居に際して採られた措置で、S B 8000の撤去によって内裏地区が再び天皇のためだけの空間となったことを示すものと考えられる。

③ 第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への変更の問題

第Ⅲ期掘立柱塀から築地回廊へ

第Ⅲ期に至り、内裏地区の周囲を画する施設に変更が加えられ、第Ⅱ期の掘立柱塀が解体撤去されてこれに替わって同じ位置において築地回廊が造営された。第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への造替は、内裏地区の南方に位置する第二次大極殿院・朝堂院両地区における掘立柱建物、掘立柱塀から礎石建物、築地回廊・築地への変更と軌を一にするもので、恐らくその外観を第二次大極殿院・朝堂院両地区と統一するために採られた措置であろう。その時期については、第Ⅲ期の内裏地区や第二次大極殿院・朝堂院両地区で用いられた軒瓦の製作年代から、恭仁宮からの遷都ののちと考えることができるが、第二次大極殿院・朝堂院両地区における改作と同時であるか否かは明らかでない。なお第Ⅲ期以降、内裏地区の周囲を画する施設の形式は築地回廊に固定され、長岡宮第二次内裏や平安宮内裏に継承されて行くこととなる。

④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題

内裏地区における遺構の変遷において、次の⑤で述べる第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にある画期に次いで大きな画期は、第Ⅲ期と第Ⅳ期の間にある。すなわち第Ⅰ期から第Ⅲ期を通じて内裏地区の中央部とその南寄りに存在した二つの空間には、第Ⅰ期と第Ⅱ・Ⅲ期との間で協殿付属の有無の点で相違があるものの、いずれの時期においても天皇出御のための殿舎の南方に前庭を有する構造を採っていた。しかし第Ⅳ期に至り、この二つの空間のうち内裏地区中央部に位置する空間において前庭が消滅し、これ以降平城宮廃絶に至る第Ⅵ期まで内裏地区の中央部に存在する空間に前庭は見られなくなる。²⁵⁾この前庭の消滅は、第Ⅳ期まで中心となる建物の前方東西に位置していた2棟の南北棟建物が第Ⅴ期以降東西棟建物に変更されることによって一層明瞭なものとなる。

さて問題はこの前庭の消滅がいかなる理由によるものであるのかであるが、それはまたこのような構成を採る空間において前庭がいかなる機能を果たしたのかということと深く関わっている。第Ⅰ期から第Ⅲ期まで内裏地区の中央部を占める区画に存在していた前庭の機能・性格を考えるのに最も参考となるのは朝堂院の朝庭である。言うまでもなく、朝堂院の基本的な機能は朝儀と朝政の場たることにある。²⁶⁾この二つの機能のうち、まず朝儀において朝庭を用いる場合、天皇の大極殿への出御は本来自明のことで、大極殿上の天皇と相対する官人たちがその南方に広がる朝庭に列立して朝儀が執行される。また朝政の場合は朝庭全体がその場となるのではなく、むしろ朝堂院に整然と配置された朝堂の内部を中心として行われ、朝庭はそれに付属して用いられるに過ぎないが、この場合も朝庭は関係する官人たちが立ち並ぶための場であった。朝儀・朝政における以上のような朝庭の基本的な用い方から、前庭は官人たちが立ち並ぶための場で、特に天皇の出御する殿舎のある空間では、天皇が出御して行われる朝儀や天皇の命令である詔勅の宣布などに際して官人たちが、天皇に対して拝礼を行い、またその命を受けるための場であったと言える。このような前庭の性格からすると、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの内裏地区には、官人たち（ただし恐らくは限定された範囲の官人たち）を召し入れ、列立させて儀式や政治的な行為を行うための前庭を有する空間が、中央部と南寄りとに二つ存在していたことになる。しかし第Ⅳ期に至り、これまで内裏地区に存在していた二つの前庭を有する空間のうち、内裏地区の中央部を占める空間から前庭が消滅し、これ以後内裏地区の中央部の空間に前庭が見られなくなるのである。このことは第Ⅳ期を画期として、これ以降、内裏地区中央部の空間において前庭を用いる儀式や政務に関連した行為を行うことがなくなったことを示している。また前庭の消滅に伴って生じた変更でさらに注意すべきは、第Ⅳ期までこの空間に存在していた東西棟建物2棟のうち、中心となる建物の北方に位置する建物が第Ⅴ期以降なくなることである。このことは、時期的に一時期ずれて現れる現象ではあるが、あるいは内裏地区の中央部を占める空間において中心となる建物が第Ⅲ期までは天皇が出御するための建物でもあったのに対して、第Ⅳ期以降天皇が出御し前庭に臨むための建物ではなくなったことによるのではないかと推測される。いずれにしても前庭の消滅は、内裏地区中央部を占める空間に多くの官人たちが列立することがなくなり、この空間が公的な性格を薄め、天皇の私的空間としてより純粋化したことを示唆するものであろう。

以上のような第Ⅳ期における内裏地区中央部を占める空間での前庭消滅を繞る状況から、第

I期から第Ⅲ期の内裏地区において前庭を有する二つの空間で天皇出御の殿舎として存在している建物を、第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷において検討した「大安殿」と「内安殿」とに比定することが可能であると考え。すなわち、第Ⅰ期のS B 4700・第Ⅱ期の4703A・第Ⅲ期の4703Bの3棟を「内安殿」に、また第Ⅰ期のS B 460、第Ⅱ・Ⅲ期の450Aの2棟を「大安殿」にそれぞれ当てるのである。それは、既に述べたように、『続日本紀』によると、「内安殿」と「大安殿」はともに天皇の出御する殿舎で、これら二つの殿舎を中心とした空間では、ともに官人たちが召し入れられて宣詔勅・叙位・任官などの儀式や政務、あるいは宴などが行われた。このことはこれら二つの殿舎を中心とした空間には天皇が出御する「内安殿」・「大安殿」ばかりではなく、官人たちが列立する前庭や宴のために彼らの席が設けられる殿舎が存在したことを示しており、二つの空間はともに前庭を有する構造であったと推定することができるからである。また「内安殿」は『続日本紀』では養老5年9月から天平宝字4年1月まで見え、「大安殿」は神亀2年11月から天平勝宝6年1月まで見える。いずれもほぼ同じ時期に互って『続日本紀』に現れ、そして見えなくなっていく。この「内安殿」と「大安殿」が『続日本紀』に見える期間は、平城宮内裏地区第Ⅰ期から第Ⅲ期までの時期と、これらの時期に属する遺構から出土した遺物の年代の点で大きく矛盾しない。以上のように推定して誤りないとする、第Ⅳ期の始まりは天平宝字4年1月以降のこととなり、恐らく同年に始まった平城宮の大改作によって第Ⅲ期の遺構が廃され、第Ⅳ期の遺構に改作されたものと推測することができる。

大安殿と内安殿

天平宝字4年から始まる平城宮の大規模な改作によって造営された内裏地区第Ⅳ期の遺構は、既に第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べたように、称徳天皇の「西宮」に比定することができ、「西宮」は次のような構造を有しているものと推定された。すなわち「西宮」の南部には百官が並び立ちうるほど広大な庭が存在し、また中心付近には、南の庭に対して前後に「前殿」と「寝殿」が存在する。「前殿」は南方の庭と一体となっ
て行う朝儀などの際に天皇が出御するための殿舎で、これに対して「寝殿」は称徳天皇の居所で、「寝殿」を中心とした空間に官人たちが参入して儀式や政務に関連した行為を行ったとの記事が『続日本紀』などに見えないことから、「寝殿」には官人たちが参入するに十分な前庭が付属していなかったものと見られる。従って称徳天皇の「西宮」に比定される第Ⅳ期の内裏地区中央部の空間にあるS B 4645は「寝殿」に、またその南に位置する区画にあるS B 450Bは「前殿」にそれぞれ比定することが可能となる²⁸⁾。S B 4645の背後に位置するS B 4704が第Ⅲ期のこの区画の中心建物であるS B 4703Bを移築したものである可能性があることや、またS B 450Bが前後の時期において同じ位置にあるこの区画の中心建物とは異なって身舎の梁行が3間ではなく2間であることなどは、この区画が天皇の位を退いた太上天皇たる孝謙太上天皇のためのものであることを示唆しているのかもしれない。なおこれに対して淳仁天皇の御在所「中宮院」は第一大極殿院地区第Ⅱ期に求めるべきであることについては、既にやはり第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べた。

西宮の前殿・寝殿

以上のように、第Ⅲ期から第Ⅳ期への変化は、天皇の御在所における朝儀や政務において天皇が出御するための殿舎として「内安殿」・「大安殿」、二つの安殿とそれぞれを中心とした空間が内裏地区内に併存する、複合的な構造が一元化されて、御在所における朝儀や政務に際し

て天皇の出御する殿舎が「大安殿」の位置を継承し、引続き前庭を確保した「前殿」一つとなり、これに対して「内安殿」を位置的に継いだ殿舎は「寝殿」として、天皇の私的生活が営まれるにふさわしい前庭をもたぬ空間の中心建物となったことにある。このことが与える影響は極めて大きく、これまで二つの天皇出御の殿舎を有するそれぞれの空間で行われてきた儀式や政務に関わる行為が、これ以後大きく変化・再編成された可能性を考えねばならないことになる。

第Ⅴ期皇后宮の出現

⑥ 第Ⅴ期における皇后宮の出現に関わる問題

内裏地区の遺構の歴史の変遷において最大の画期は、第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にあると考えられる。第Ⅰ期から第Ⅳ期にかけての内裏地区の構造に対して、第Ⅴ期、第Ⅵ期の構造は極めて重要な点で相違が認められた。すなわち内裏地区の中央部を占める区画で最も大きな変化が生まれ、第Ⅳ期以前においては前殿・後殿の東西棟2棟と南北棟の脇殿2棟が存在するに過ぎなかったのに対して、第Ⅴ期および第Ⅵ期にはこの区画の内部に存在する建物の数が著しく増加し、しかも区画の南寄りにS B 452を正殿、S B 253を東の脇殿とする空間と、この区画の中央から北にかけてS B 4705を正殿、S B 4650を前殿、S B 4712を後殿とし、S B 4680・4670を東西両脇殿、S B 4770 A・4790 Aを後殿背後の東西両脇殿とする空間の、少なくとも2つの空間に分けることができるようになる。そして内裏地区の中央部に存在する区画のうち南寄りに位置する東西棟ばかりからなる空間が第Ⅳ期以前の内裏地区中央部を占めた区画に相当すると考えられる。以上のことは、第Ⅳ期から第Ⅴ期への移行の中で大きな変化が内裏地区、特にその中央部を占める区画において生まれたことを示している。既に前項においても指摘したし、またその結果に基づいて作成した平安宮内裏との比較の Tab. 24 においても明らかなように、第Ⅴ期および第Ⅵ期の内裏地区の中央部に位置する区画の中央以北を占める空間は、その位置や建物の配置から平安宮内裏の北辺に位置した常寧殿を中心とした皇后宮に相当し、第Ⅳ期以前には平安宮内裏の皇后宮に相当する空間あるいは建物群が欠如していた。このように第Ⅳ期以前と第Ⅴ期以後とで決定的に相違するのは、平安宮内裏において天皇の公私両面にわたる空間の北に独立して存在していた皇后宮の有無にあった。このことは、平城宮の第Ⅴ期に至ってその中央部を占める区画の北半に造営される空間・建物群が、平安宮と同様に皇后宮に当たるものであるとすると、第Ⅴ期から平城宮では皇后が内裏地区、すなわち天皇の御在所の内部にその居所を営むようになったことを示している。従って第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にある画期は、第Ⅴ期に、内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに新たなる空間が生み出されたことにあり、それは平安宮や長岡宮第二次内裏、あるいは平城宮第一次大極殿院地区Ⅲ-1期の空間構造と比較すると、平城宮内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに皇后宮に相当する空間が誕生したことを示すものであると推定される。

ところで第Ⅴ章平城宮の内裏2 奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において既に述べたように、奈良時代皇后をもったことが明かな天皇は、奈良時代の前半に在位した聖武天皇と後半の光仁・桓武両天皇の3人に過ぎない。しかも聖武天皇の皇后光明子は、皇后宮をのちに法華寺となる旧藤原不比等邸に営んでいたことについては既に述べた通りである。従って聖武天皇の皇后光明子は平城宮の天皇御在所にその宮を営まなかったと考えられる。一方光仁天皇と桓武天皇の皇后である井上内親王および藤原乙牟漏の平城宮における皇后宮の所在は明かではない。

しかし藤原乙牟漏の場合、長岡宮においては皇后宮を内裏の内部に営んでいた可能性が高いとみられる。『続日本紀』には延暦9年閏3月に藤原乙牟漏が死去し、その翌日桓武天皇が近衛府に移御したとする記事がある。²⁹⁾もしこれが皇后の死にともない皇后と同居していた内裏を避けて移御したのであるとすると、長岡宮では皇后藤原乙牟漏の皇后宮は内裏（当時は第二次内裏「東宮」）に存在していたことになる。この桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の例を参考とすると、平城宮内裏地区の第V期に出現した平安宮内裏の皇后宮に相当する空間は、皇后宮と推定してよいであろう。

⑥ 第VI期における後宮の成立の問題

第VI期後宮の成立

第IV期と第V期の間のみならず、第V期と第VI期の間にも看過できない相違が存在していた。それは内裏地区の東北隅において見られた、第VI期における新しい区画・空間の創出にある。第VI期に東北隅に新たに造営された区画・空間は平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24にも明らかのように、後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎などに比定することができる。従って第VI期に内裏地区の東北隅で起った変化は、後宮を形成する意図に基づくものと考えることができる。

さて問題は第V期と第VI期をどの天皇の時代に比定するのかである。⑥で述べた第V期における皇后宮の形成については、遡っても光仁天皇までで、奈良時代後半の皇后をもった二人の天皇、光仁・桓武天皇のいずれにも比定することが可能である。一方第VI期が平城宮最末期に相当することは問題ないから、第VI期が桓武天皇の時代を含んでいることは間違いない。しかし第VI期が桓武天皇の時代に限定されるのか、あるいは光仁天皇の時代にも存在し得たのか、また第V期が桓武天皇の時代を含むことはないのか、などの問題が残る。

桓武天皇が平城宮にあったのはわずかに3年半余りで、しかもそのうち皇后藤原乙牟漏が皇后として存在していたのは延暦2年4月以降、長岡遷都までわずかに1年半余りの期間に過ぎない。また逆に光仁天皇の皇后井上内親王の場合も、皇后の地位にあったのは宝亀元年11月から廃后される宝亀3年3月までの1年4ヵ月足らずであるから、その間に皇后宮の建物に関する建て替えを想定することは難しいのではなかろうか。この空間が純粹に皇后のための空間であるとするなら、建物の建て替えは皇后の交替を意味する可能性が高いであろう。また第VI期における内裏地区東北隅での後宮相当区画の形成については、第V章平城宮の内裏2奈良時代歷代天皇の御在所の変遷において述べたように、光仁天皇の時代にはまだ後宮がその御在所内に形成されていなかった可能性が高く、これに対して桓武天皇の時代における後宮の繁栄³⁰⁾を考えると、第VI期は桓武天皇の時代に相当するとみるのがよく、従って第V期は光仁天皇の時代に当てることができるものとする。

以上必ずしも十分な検討を経たわけではないが、内裏地区で確認された平城宮に関わる6時期に及ぶ遺構の空間構造の変化について、その歴史的背景と時期について考えた結果、一応、第IV期が称徳天皇の「西宮」に当り、第V・VI期がそれぞれ光仁・桓武両天皇の御在所であることを確認できたと考える。

1) 目崎徳衛「仁寿殿と清涼殿」(『宇津保物語研究会会報』3 昭和45年6月)、鈴木亘「平安宮仁寿殿の建築について」その1・その2(『日本建築学会論文報告集』257・258 昭和52年7・8月)、等参照。

- 2) 橋本義則『延喜式』校訂考証一題(『神道大系月報』104 平成3年10月)。
- 3) 鈴木亘「常寧殿の建築について」(『日本建築学会論文報告集』259 昭和52年9月), 等参照。
- 4) 目崎徳衛「後宮の成員と殿舎」(『国文学解釈と鑑賞』37—4 昭和47年4月), 村井康彦「殿舎」(『国文学解釈と教材の研究』25—13 臨時増刊号 昭和55年10月), 村山修一「後宮の殿舎とその構造」(『国文学解釈と教材の研究』8—6 昭和38年5月), などに概説されている。
- 5) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館 昭和47年10月)。
- 6) 因みに平城上皇の後宮としては, 妃として大宅内親王と朝原内親王の二人が確認され, その他数人が存在していたと推定されている(角田文衛『日本の後宮』学燈社 昭和48年5月)。
- 7) 阿部義平「古代宮都中枢部の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』3 昭和59年1月)。
- 8) 平城上皇は皇位にあった時も退位してのちも皇后ないしは皇太后に相当するような女性をもっておらず, ただ上皇の皇太子時代に東宮妃でありながら即位以前に死去した藤原帯子が, 即位後に皇后を贈られているだけである(『日本後紀』大同元年6月辛丑条)。
- 9) ただし平安宮の古図に見られるような内裏の殿舎配置や空間構造がいったいいつ固定的なものとなったのかについては必ずしも明かではなく, 従来漠然と嵯峨天皇のころであると推定されているが, もしそうであるならばそれ以前の内裏の殿舎配置や空間構造については別に検討が必要であり, 平城上皇の御在所である「平城西宮」を「平安宮内裏の省略形態」と評価するのは誤り, あるいは不正確な表現であることになる。また従来あまり検討されていない太上天皇の宮についても一般的なあり方を把握しておかなければ単に「平安宮内裏の省略形態」と評価しただけでは不十分である。
- 10) 『続日本紀』延暦8年2月庚子条。
- 11) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』(昭和59年10月)所収216号木簡。
- 12) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』総論第三章二長岡京造営と木簡, 清水みき「長岡京造営論—その二つの画期をめぐって」(『ヒストリア』110 昭和61年3月)。
- 13) 京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報(1968)』(昭和44年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1970)』(昭和46年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1973)』(昭和49年3月), 向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第13集—(1984)』(昭和59年3月)・『向日市埋蔵文化財調査報告書—第26集—(1989)』(平成元年3月), 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』(平成2年3月)。
- 14) 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』所収の第28図「内裏内郭の建物配置」図をもとに一部改変して作成した。
- 15) S B 23200の北辺部分を発掘調査で確認したものとすると, S B 23200と北面回廊との間に平安宮内裏の貞観殿に相当する東西棟建物1棟を置くには, その間隔が狭過ぎる。しかしS B 23200の北にそれより小規模で身舎のみの建物を想定するとすれば, 両者の間に東西棟建物を配置することも不可能ではない。
- 16) S B 23518がS B 23513と同規模・同形式であるとする, その南妻は第二次内裏の南北二等分線に極めて近接した位置にくる。また内裏正殿と推定されている建物も推定復原通り北に底をもつものとする, その北端も同様に南北二等分線に近い位置にくる。従ってS B 23518と内裏正殿との間に少なくとも内裏正殿規模の建物を置くとすれば, S B 23200の南方に存在する前庭部分に大きく食い込むこととなる。
- 17) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 18) 今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関見先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館 平成元年1月)。
- 19) 平城宮の内裏を理解する上で, 従来不用意に用いられてきた「後宮」という用語ほど紛らわしいものはない。養老令による限り, 「後宮」とは天皇の後妃たちのうち, 皇后を除く, 妃・夫人・嬪の総称で, 養老令の注釈書などでは天皇の居住する御所・御在所の後ろにある場所も意味し, そこに住む天皇の後妃たちを指すとする理解が一般的である。従ってのちに述べるように平安宮内裏との比較から, 天皇の居所と推定される区画を「後宮」と呼んだとすることはできない。
- 20) 阿部義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(奈良国立文化財研究所『研究論集』Ⅱ 昭和49年3月)。
- 21) 阿部註7)論文
- 22) なお平安宮ではこの建物群の位置に温明殿がある。温明殿には内侍所が置かれ, 神鏡を奉安する賢所があった。
- 23) なお第13次調査において内裏地区の北外郭で確認された官衙内部で検出された土壘 S K 870から出土

した須恵器の盤に「内裏盛所」との墨書が見られるものがある（奈良国立文化財研究所『平城宮墨書土器集成Ⅰ』昭和58年3月）。「内裏盛所」とは恐らく宮内省被管の内膳司の「内裏」における出先機関のことで、平安宮における進物所の前身と考えられる。

- 24) 律令の諸規定によれば、天皇に近い身位を有すると考えられる人物としては、太上天皇・中宮（皇太后・皇太后・皇后）がある。奈良時代前半に太上天皇であった人物としては、元明・元正・聖武の三人の太上天皇があり、また皇太后・皇后には光明子、また皇太夫人・中宮には宮子がいる。このうち光明子は皇太后・皇后として一貫して平城宮外の皇太后宮（坤宮）・皇后宮に居住し、また宮子についても松本宮がその居所であった可能性があることについては、既に第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷で指摘した通りである。問題はむしろ太上天皇となった三人（元明太上天皇は715～721年、元正太上天皇は724～748年、聖武太上天皇は749～756年の間、太上天皇であった）の居所にある。しかし、それを容易に明らかにすることができない。第Ⅱ期が厳密にどの天皇に関わる「内裏」であるのかを決定する材料がないことに起因している。なお太上天皇の居所の問題については、第Ⅴ章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷においても述べた。
- 25) 既に検討を加えたように、平安宮においては仁寿殿が紫宸殿と露台によって接続され、仁寿殿には前庭が存在しなかった。また長岡宮第二次内裏においても仁寿殿相当建物を内裏正殿の北に想定するならば、恐らく両建物間に前庭としての機能を果たし得るような空間を想定することは極めて難しいと考えられる。従って平城宮内裏地区の第Ⅳ期における中央部に存在する空間での前庭の消滅は、平城宮にのみ特有の現象ではなく、さらに長岡宮や平安宮の内裏へと継承されて行ったと見るのが可能である。
- 26) 詳細は、岸俊男「朝堂の初歩的考察」（『橿原考古学研究所論集創立三十五周年記念』吉川弘文館 昭和50年12月）、橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『日本の古代』7 中央公論社 昭和61年12月）、等参照。
- 27) 但し『日本紀略』が「大極殿南院」に作ることは既に述べた通りである。これを除くと「大安殿」が『続日本紀』に見えるのは天平勝宝2年正月が最後となる。
- 28) なおS B 4645の背後に位置するS B 4704が第Ⅲ期のこの区画の中心建物であるS B 4703Bを移築したものである可能性があることや、またS B 450BやS B 4645が前後する他の時期、特に第Ⅲ期以前においてこれらと同様の位置にある建物と異なる形式をとり、建物としての格が落ちること、などは、第Ⅳ期の内裏地区が、在位中の天皇のための宮殿としてではなく、既に皇位を退いた太上天皇の宮殿として造営されたことによるのではないかと推測させる。
- 29) 『続日本紀』延暦9年閏3月丙子条。
- 30) 林陸朗「桓武天皇の後宮」（『國學院雑誌』77巻2号 昭和51年2月）、柳たか「日本古代の後宮について」（『お茶の水史学』13 昭和45年9月）、角田註6）著書、等参照。

4 結 語

平城宮の発掘調査が十分進展していない時期には、平城宮跡内に残された遺存地割や建物跡の土壇などをもとに、平城宮正門である朱雀門の北方に元明・元正朝の第一次内裏・大極殿・朝堂を、朱雀門東方の壬生門の北方に聖武朝以後の第二次内裏・大極殿・朝堂を想定してきた。その後、両地域の発掘調査が進むにつれて、平城宮創建期には第一次地区に内裏はなく大極殿一郭とやや遅れて朝堂が営まれ、第二次地区には平城宮の創建期から終末期まで一貫して内裏および、大極殿・朝堂相当の建物が営まれたことが明らかとなった。第一次大極殿一郭については「平城宮跡発掘調査報告Ⅺ」によってその変遷が明らかにされ、これに続いて本報告は内裏地区の8期にわたる遺構の変遷とその性格についての考察を進めたが、なお、第一次朝堂院と第二次大極殿・朝堂院地区については現在、遺構・遺物の分析途上にあり、両地区の相対的な関係と変遷については今後委ねなければならない状況にある。

本報告における最大の成果は、これまで不明確であった平城宮創建期の内裏殿舎の配置とその性格を明確にし、6期にわたる内裏は徐々に変化しながら天皇の御在所としては一貫した空間構成を保ちつつ平安宮内裏に至る経緯を明らかにし得たことであろう。この結果については今後予定される第二次大極殿・朝堂の分析結果との関連で解釈上の変更の余地が残されていることを前置きして、以下に平城宮内裏変遷の概要をまとめておこう。

第Ⅰ期内裏 I 期内裏 (Fig. 87) は平城宮創建時の元明・元正天皇の2代にわたる内裏である。掘立柱塀 (S A 486・655・6905) による方600尺の正方形区画の中央と南寄りに、それぞれ前庭を備えた同規模・同形式の大型高床建物2棟 (S B 460・4700) を配置し、北半部には桁行10間で小室に間仕切られた画一的な東西棟建物5棟 (S B 062・4775・4837・7864・8010) を集中配置する。I 期内裏はS B 460と前庭の内裏正殿一郭、S B 4700と前庭の御在所正殿一郭、北半の付属殿舎群、東南部広場の4つの空間に大別できる。

第Ⅱ期内裏 II 期の内裏 (Fig. 88) は聖武天皇の内裏である。内裏区画はI期よりもやや南にずらせて南北630尺、東西600尺の方形区画に改め (S A 061・7592)、区画内の空間構成はI期を踏襲しつつ整備発展させる時期である。すなわち、内裏正殿一郭は同位置に建替えた正殿 (S B 450A) に新たに東西各2棟ずつの脇殿 (東脇殿S B 440・650) を配し、掘立柱回廊 (S C 247・254) で東西北面を囲う。また、中央の御在所一郭には正殿 (S B 4703A) と脇殿 (S B 260A・4660A)、後殿 (S B 4710A)、湯殿 (S B 4715) を配し、掘立柱塀 (S A 4690・4692・7876) で囲う。北方殿舎群はI期と同様に桁行10間で間仕切りのある東西棟建物4棟 (S B 4780・4783・4825・4835) を集中させ、東南部広場も面積は狭くなるがI期を継承している。以上の4つの空間に加えてII期には東北隅に前庭を備えた大型殿舎 (S B 8000) と、東部中央に井戸 (S E 7900) を備えた4棟の殿舎群 (S B 163・164・7874・7875) の二つの空間が新たに成立し、平城宮内裏の骨格が完成する。

S B 450Aを中心とする空間は平安宮内裏では「紫宸殿」にあたる天皇の公的な空間であり、S B 4703Aは平安宮内裏では「仁寿殿」に相当する天皇の私的な空間であるが、平安宮内裏と異なってS B 4703Aにも前庭をとまなうことから、ともに天皇が出御して、前庭に官人が立ち

並び、天皇に対する拝礼を行い、その詔勅の宣布を受ける場であり、また、殿内に官人を召し入れて宣詔勅・叙位・任官や宴などが行われたと考えられる。このような機能を備えた殿舎として、Ⅰ期のS B 460とⅡ期のS B 450 Aは「大安殿」に、Ⅰ期のS B 4700とⅡ期のS B 4703は「内安殿」に相当するものとした。

「大安殿」

「内安殿」

また北方殿舎群と東方殿舎群には天皇の御在所においてその公的あるいは私的生活を支える後宮十二女司などの官司、または宮内省などに属する内廷諸官司の出先機関が置かれたと考えられる。東北隅のS B 8000は内安殿と同規模・同形式であることから天皇に準ずる身位を有する人物、例えば元正太上天皇の寝殿であった可能性が考えられる。

Ⅲ期内裏 (Fig. 89) ではⅡ期の掘立柱大垣を廃して、同位置において築地回廊 (S C 060・156・640) を造営するが、内部の建物配置については基本的にⅡ期を踏襲する。第二次内裏・大極殿・朝堂の改築にとりかかったものと思われる。

第Ⅲ期内裏

孝謙上皇によって改築されたⅣ期内裏は淳仁天皇の中宮に対して西宮と称し、Ⅲ期の「大安殿」は同位置で改築して「前殿」(S B 450 B) とし、「内安殿」前庭内に「寝殿」(S B 4645) を増築して、内安殿は東北方に位置をずらせて移し建て後殿 (S B 4704) に改める。また、北方殿舎群も全面改築して内裏北半部の様相は一変する (Fig. 90)。

第Ⅳ期内裏

とくに内安殿から寝殿への変化は、天皇の公的な空間から私的な空間への変質として捉えられ、平安宮仁寿殿が紫宸殿と渡殿・露台によって連結される形態に至る過渡的な第一段階を示している。

Ⅴ期は宝亀元 (770) 年に即位した光仁天皇の内裏である。Ⅱ期から存続する東方殿舎群と前殿の東西脇殿 2 棟を除いて全て改築され、前殿 (S B 447) と寝殿 (S B 452) はⅣ期の位置より南に移され、北半部に新しく正殿 (S B 4705) を中心にして脇殿 (S B 4670・4680) および後殿 (S B 4712・4770・4790) からなる皇后宮が成立する (Fig. 91)。

第Ⅴ期内裏

前代まで皇后をもった唯一人の聖武天皇の場合、皇后光明子は平城宮の東に隣接する藤原不比等邸に皇后宮を営んだため、Ⅳ期までは平安宮内裏の常寧殿を中心とした一部に相当する皇后宮を内裏内に設けていなかったが、光仁天皇の代にはじめて内裏内に皇后宮を設けることになったのである。

Ⅵ期は桓武天皇の内裏で、Ⅴ期の殿舎配置をほぼ踏襲しているが、北方殿舎を廃して新たに東北部に区画を造り、平安宮内裏の後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎にあたる 2 棟の殿舎 (S B 7881・8020) を設けている (Fig. 92)。

第Ⅵ期内裏

以上のようにⅥ期にいたってはじめて平安宮内裏を構成する紫宸殿・仁寿殿・常寧殿および後宮五舎に相当する各殿舎が平城宮内裏に出揃い、平安宮内裏の骨格が成立したのである。